

成立から廃止までの史的経緯にみる住宅組合法に関する研究

水野 僚子

成立から廃止までの史的経緯にみる住宅組合法に関する研究

目次

序 論

第1節 研究の目的と意義	…… 3
第2節 既往研究と本研究の位置づけ	…… 4
第3節 研究方法	…… 7
第1項 本論の構成	
第2項 主な史料と表記について	
補 節 日本の住宅問題と住宅政策	…… 11

第1章 住宅組合法の制度変遷にみる成立理念と経緯

第1節 はじめに	…… 23
第2節 西欧の建築組合の紹介	…… 24
第3節 住宅組合法案の起草	…… 25
第4節 住宅組合法の制定	…… 28
第5節 住宅組合法の施行と手続き	…… 30
第6節 全国における実施状況	…… 31
第7節 住宅組合法の改正についての検討	…… 33
第8節 戦後期の住宅金融公庫との関係	…… 34
第9節 小結	…… 35
〈付資料1〉全国紙にみられる住宅組合記事目録	

第2章 住宅組合法の手引き書に掲載された設計図面からみる住宅像

第1節 はじめに	…… 57
第2節 研究史料である住宅組合法の手引き書について	…… 58
第3節 設計図例付き手引き書にみる住宅の比較	…… 60
第1項 『住宅組合法精髓』にみる法施行当初の設計図面事例	
第2項 『住宅組合法解釈』にみる法運用が進んだ時期の設計図面事例	
第4節 社会局が提唱する小住宅における住宅組合の図面事例	…… 63
第5節 小結	…… 66
〈付資料2〉『住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究』にみられる設計例	

第3章 全国の実施状況にみる住宅組合法の展開

第1節 はじめに	…… 87
第2節 全国における住宅組合の展開	…… 88
第1項 地域別にみた住宅組合の展開	
第2項 経年的にみた住宅組合の推移	
第3節 六大都市における実施状況	…… 91
第4節 軍需産業都市における実施状況	…… 94
第5節 外地における住宅組合	…… 96
第6節 小結	…… 97
〈付資料3〉『日本社会事業年鑑』にみる各府県の住宅組合	
〈付資料4〉『日本都市年鑑』にみる各都市の住宅組合	

第4章 最多組合数の市・県にみる組合内容とその運用状況

第1節 はじめに	……113
第2節 住宅組合法の条例と手続き	……114
第3節 東京市と神奈川県で設立された組合	……116
第4節 組合分布にみる郊外化との関係	……118
第5節 組合の内訳	……121
第1項 組合の組織と名称	
第2項 組合の借入先と利率	
第3項 組合の償還期間・存立期間	
第6節 組合員の構成	……124
第1項 組合員の数とその家族数	
第2項 組合員の月収と職種・職業	
第7節 申請時の住宅傾向と建築図面	……127
第8節 横浜貿易新報に見られる住宅組合の問題	……129
第9節 戦後に設立した住宅組合	……131
第10節 小結	……132
〈付資料5〉神奈川県住宅組合一覧	
〈付資料6〉「横浜貿易新報」に見られる住宅組合記事目録	

第5章 横浜市の震災にみる住宅組合法の適用状況

第1節 はじめに	……155
第2節 横浜州市議会にみる住宅組合法の解釈	……156
第3節 横浜市における住宅組合の実施経緯	……157
第4節 関東大震災による住宅組合の被害	……160
第5節 住宅組合の低利資金を利用した復興住宅への助成	……163
第6節 木造店舗向住宅組合への融資	……165
第7節 組合事務所の所在地と被災地との対応	……166
第8節 小結	……168

結 論	
第1節 住宅組合法の成立理念と展開	……179
第2節 住宅組合法が果たした役割	……181
第3節 今後の課題と展望	……183
参考文献一覧	……185
関連論文	……193
謝辞	……194

序 論

第1節 研究の目的と意義

わが国の大正期には、第一次世界大戦後の住宅不足やそれともなう家賃の高騰といった都市問題を解決するために、住宅供給に関する様々な方策が検討される。住宅組合法もその一つの政策で、中産階級の住宅難の緩和を目的として、大正10(1921)年4月12日に公布、同年7月10日に施行され、昭和46(1971)年6月1日に廃止される。その内容は、7名以上の組合員によって互助的組織をつくり、連帯責務と相互扶助による信用の増大によって資金の融資を受け、割賦償還によって住宅建設または購入させようとするものである。このように、住宅組合法は中産階級への住宅供給と持ち家促進が意図された政策であることから、日本の住宅政策に与えた影響は少なくないと考えられる。

しかし、西山卯三氏による「法施行後32年末までの12年間に2740組合、組合員数30704(1組合当たり11.2人)、建設費総額6795万円で持ち家を建設しているが、住宅難のはげしかった22年末までに17万戸を建設しただけで、住宅供給対策としては、あまりみるべき効果をあげなかった¹⁾」といった記述に代表されるように、住宅組合法は役に立たなかった政策として知られている。それは、当時の住宅不足に対して設立された組合数や資金の少なさを根拠としていることが多く、それにより住宅組合は失敗した政策として評価されてきたため、違う側面から検証されることはあまりなかった。そこで、本論文において住宅組合法の成立から廃止にいたるまでの事業経緯と実施状況を具体的に検証することは、近代日本住宅史において新たな知見をあたえるものと考えられる。

また、住宅組合法が施行された大正期は郊外に住宅地が拡がり、住宅改良運動の動きがおこった時代であったことから、その中で国の政策としてどのように住宅供給が行われたかは、中流層の住文化や住環境の形成過程を知るうえでも重要である。そして、後に多くの国民が自分の住宅を所有して、一戸建てに近いライフスタイルを享受する時代をむかえたことを考えると、わが国初の持ち家政策²⁾である住宅組合法を正確に把握して、その歴史的な位置づけを行うことは重要な意義を持つものと考えられる。

戦後の住宅政策は公営住宅、住宅金融公庫、日本住宅公団の3本柱で展開されるが、それらは大正期につくられた公益住宅、住宅組合法、同潤会(後の住宅営団)の流れをくむものといえる。戦前において、公益住宅では県や市によって低所得者層への賃貸住宅を提供し、住宅組合法では

中産階級への住宅資金の貸付を行い、同潤会では勤労者向けの貸家を建設するといった、対象者によって供給方法を変える住宅政策が形作られる。このように、大正期から始まった国の住宅供給策は、その後の住宅政策の仕組みに大きく影響していることから、端緒である法を理解することは重要である。

住宅組合法は昭和 25 年に成立した住宅金融公庫法と併用され、昭和 50 年頃から出てくるコーポラティブ・ハウジングの動きにおいても参考とされたものであることから、戦後の住宅政策との関係性を理解することは、現在を捉える上でも必要不可欠であると考えられる。そして、人口減となった少子高齢化社会となり転換期を迎えている現在、これからの日本の住宅政策を考える上でも、住宅組合法の果たした役割を捉え、見直すことは重要である。

以上のことから、本論文ではわが国初の持家政策として施行した住宅組合法がどのような理念で成立され、展開、運用、廃止に至ったのか、その実施状況を具体的に検証することで、中流層の住宅取得にどのような役割を果たし、その後の政策にどのような影響を与えていったのか、改めて評価することを目的とする。

第 2 節 既往研究と本研究の位置づけ

日本の住宅組合法に関する研究は、政策史や金融史、建築史などの分野に散見される。いずれも住宅組合のある時期について触れたものであったり、ある地域の事例を取り上げたものであったりと、住宅組合法の実状とともに全体像を明らかにしたものはないが、先行研究の研究状況について整理する。

はじめに、住宅組合法の成立部分について論じられているものには、次の 4 つがあげられる。

- 1) 杉本茂「住宅組合法成立までの住宅協同組合」日本建築学会学術講演梗概集，昭和 54 年 9 月
- 2) 本間義人『内務省住宅政策の教訓—公共住宅論序説』御茶の水書房，昭和 63 年 8 月
- 3) 福岡峻治『東京の復興計画』日本評論社，平成 3 年 7 月
- 4) 小玉徹『欧州住宅政策と日本—ノン・プロフィットの実験』ミネルヴァ書房，平成 8 年 2 月

1) の杉本氏³⁾による梗概は住宅組合法が成立するまでの国内の動きについてまとめられたものであり、海外の建築組合の紹介の動きなどは貴重な情報を与えてくれるが、導入部に留まって、当

時の文献を元に評価しており、住宅組合の詳細には触れていない。次の2)と3)は日本の公共政策の流れの中で、本間氏⁴は住宅政策の視点から、福岡氏⁵は都市政策の視点から触れており、4)の小玉氏は欧州との比較を通して見た日本の住宅政策の展開において触れている。いずれも内務省の救済事業調査会からの政策の検討において住宅組合法があり、都市研究会の活動に触れながら、共に検討され成立にいたらなかった建築会社法について解説している。政策の検討過程についてはとても参考になるが、住宅組合の成立の一部でしかなく、建築会社法の挫折に重きを置いているため、住宅組合法の実態に迫っているとはいえない。特に、関一を中心とする当時の専門家の記述のみで語られているため、政策としての問題点にしか目が向けられておらず、実際の組合内容から見た効果に関する検証がない。

次に、一般刊行物に触れられたものとして、以下の2つがあげられる。

5) 西山卯三「公益住宅と住宅組合」(『すまい考今学—現代日本住宅史』彰国社, 昭和64年12月)

6) 高野義樹『日本住宅金融史』財団法人住宅金融普及協会, 平成9年2月

5)の西山氏は前項で触れたとおり、建設戸数の少なさから役に立たなかった政策として評価しており、数以外の側面に触れていない。一方、6)の高野氏⁶は住宅の金融政策史を年代ごとに綴ったもので、住宅組合の概要と資金の融通状況について概説している。住宅組合法を社会政策として評価する一方、永続的な金融組合でないことや住宅資金の貸付機関にすぎなかったとしている。

次に、個別の事例が取り上げられているものとして、以下の6つがあげられる。

7) 宮本雅明・川上義明「野間文化村の建設経緯—野間文化村について(1)」,「野間文化村の構成と現存する組合住宅—野間文化村について(2)」日本建築学会学術講演梗概集, 昭和57年8月

8) 安田孝「大正・昭和戦前期における住宅組合活動に関する一考察」日本建築学会近畿支部研究報告集, 昭和62年

9) 砂本文彦「海軍官舎と両城の階段住宅／呉 海軍将校の住まい—軍港都市・呉の郊外住宅地」(片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会, 平成12年3月)

10) 藤原恵洋「野間文化村／福岡 住宅組合による住宅地計画」(片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会, 平成12年3月)

11) 池上重康「東部地区／函館 旧開発地区の郊外住宅地開発—「みどり町通り」「平和村」「文化村」」(片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会, 平成12年3月)

12) 鈴木貴仁『北海道における住宅組合の展開に関する研究』平成 18 年 2 月

7) は宮本氏と川上氏による福岡であった事例の紹介⁷である。野間文化村は野間第二耕地整理組合によって住宅地を、野間住宅組合によって住宅を建設して、住宅地開発を行った事例として興味深い。土地と住宅ともに開発を行った事例は和田氏⁸によっても報告されており、大阪の天王寺では天王寺土地区画整理組合と天南住宅組合によって住宅地の開発が行われた。8) の安田氏⁹は、社会事業の統計を使って戦前期の大阪府と兵庫県の組合についてまとめ、尼崎市の一事例とともに都市住宅地の形成の可能性について考察している。この中で、大正 14 年の北但地方地震の復旧に住宅組合が使われた指摘は震災時の時の利用として参考になる。

9) から 11) は郊外住宅地をまとめた同じ本の中のものである。9) の砂本氏¹⁰の寄稿は呉の郊外住宅地の形成について述べたものであるが、その中で海軍共済組合による住宅組合が展開されていたことが指摘されていることは興味深い。10) の藤原氏の寄稿¹¹は 7) と同じ野間文化村について、郊外住宅地の視点からその動きと住宅をまとめたもので、11) の池上氏の寄稿¹²は函館市東部地区の郊外住宅地開発について述べたもので、住宅地開発を牽引した篤志家の活動を中心に住宅組合について考察している。以上の 7) ～11) は貴重な情報をもたらしているが、いずれも一事例に過ぎず、住宅組合法としての全体像としての特徴を表すものではない。

一方、12) の鈴木氏の学位論文¹³では、住宅組合において貴重な情報となる公文書を用いて組合活動の詳細な検討が行われた。この北海道の住宅地開発や住宅の事例の分析により、住宅組合においてないとされていた宅地の形成について、組合員同士が同一住区にまとまって居住している近隣居住があることを指摘した点は大きい。しかし、住宅組合の一つの傾向は示しているが、北海道の組合の分析のため全国においても同じ状況であったのかはわからず、特に住宅組合に大きな打撃を与えたと言われている関東大震災についての検証が行われていない。

次に、昭和 50 年以降におきた家を建てたい人々が集まって組合をつくり、協同して集合住宅をつくるコーポラティブ・ハウジングの動きの中で、その前史としてとりあげたものとして、以下の 2 つがある。

13) 神谷宏治・石原知久「協同組合住宅に関する研究 その 1 大正 10 年の住宅組合」日本大学生産工学部学術講演会、昭和 52 年 12 月

14) 鮫島和夫「日本におけるコーポ方式の歴史・制度」(『コーポラティブ方式による住宅建設の研究』日本建築学会近畿支部昭和 54 年 4 月)

13) の神谷氏¹⁴はコーポラティブ・ハウジングと比較のため、大正14年までの手引き書のみをもとに法内容と問題点を挙げている。14) の鮫島氏¹⁵は成立過程や事業実績から問題点について当時の刊行物からまとめられている。いずれも1回かぎりのプロジェクトで解散するため、継続性がなかったこと、共同社会や集団的な居住地の創出への志向が乏しかったことを指摘しているが、2)～4)と同様に識者の記述を用いて行われた評価である。しかし、その限られた視点だけでは住宅組合の実態は見えてこないため、本論文では組合活動を通して具体的な検証を行っている。

主なものとしては以上の14点があげられるが、公文書を用いている研究2つについて、参考としてあげておく。

15) 加瀬和俊「戦前日本の持家推進策:住宅組合制度の歴史的意義」『社会科学研究 58号』,平成19年3月

16) 柏木雄介・丁志映・小林秀樹「住宅組合の経営に関する計画史的研究:関東地域を中心に」,日本建築学会学術講演梗概集,平成21年7月20日

15) の加藤氏¹⁶によって先行研究の事例をベースとしながら、埼玉県と岩手県の新たな史料を加えてまとめられている。また、16) の柏木氏¹⁷によって、茨城や神奈川、埼玉、栃木などの新たな史料の発掘も行われているが、新たな評価を指摘したものはない。

以上のように、住宅組合法についての研究は、都市政策や住宅問題の中での議論であったり、一事例の分析の中で展開してきた。そのため、住宅組合法がどういう政策であったのか、その姿は部分的にしか捉えられておらず、近代日本住宅史において果たした役割について分析するには素材として不十分な状況にある。

そこで、本論文では成立から廃止にいたるまでの全ての経緯を包括的に検証することで、住宅組合法の全体像を明らかにし、住宅組合法に打撃を与えたといわれながら検証されてこなかった関東大震災や昭和恐慌の影響について公文書を用いて分析を行う。そして、組合の内容を具体的に検証することで、住宅の供給量とは違う側面を含めた評価を行う。

第3節 研究方法

第1項 本論の構成

本論は全5章で構成されており、図0-1のように法制度に関わる2つの章と設立組合に関する3つの章からなる。

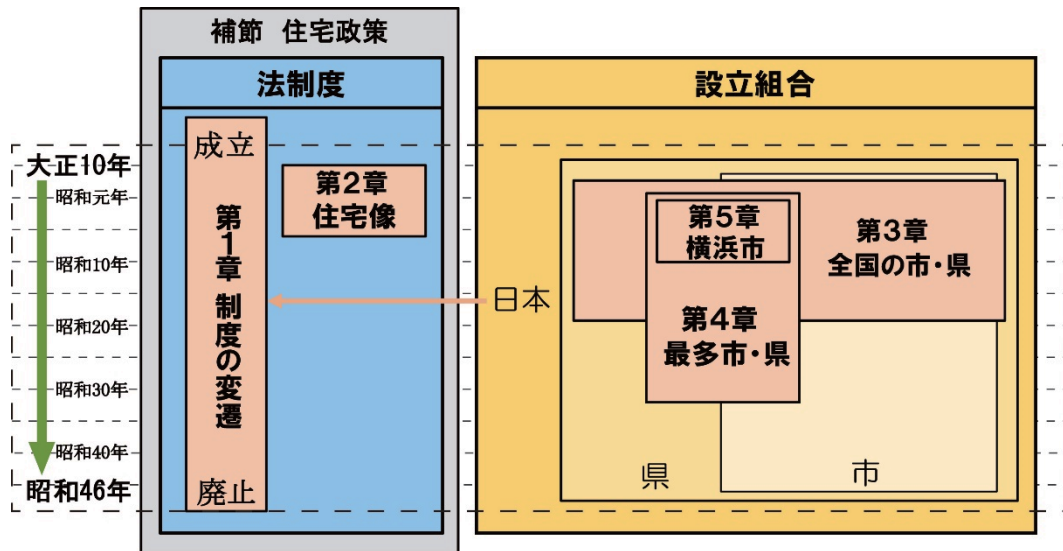


図0-1 本論の構成

第1章の「住宅組合法の制度変遷にみる成立理念と経緯」では、住宅組合法の成り立ちから廃止に至るまでの全ての変遷をおうことで、その成立理念と法制度の経緯を検証する。住宅組合法の元となった西欧の建築組合の紹介から法案の議論、制定にいたる法の成立過程を検証することで、住宅組合の制度がどう形づくられていったのかを明らかにする。また、廃止にいたるまでの経緯を検証することで、どのような課題があったのかを把握する。

第2章の「住宅組合法の手引き書に掲載された設計図面にみる住宅像」では、住宅組合法を絶好の機会と捉えていた建築家に対し、制度設計側である内務省社会局が住宅改善を想定していた住宅像を持っていたのか、同局局員による手引き書とそこに抜粋引用された住宅図集をもとに明らかにする。

第3章の「全国の実施状況にみる住宅組合法の展開」では、住宅組合法の設立状況について、各県別と各市別の統計データをもとに検証することで、全国における経年的な展開と主要都市に見られる傾向を明らかにする。

第4章の「最多組合数の市・県にみる組合内容とその運用状況」では、最も組合数の多かった

市と県である、東京市と神奈川県の内容について検証する。東京市では社会事業刊行物を中心に、特に郊外化との関係を考察する。一方、神奈川県は神奈川県立公文書館に所蔵している住宅組合に関する公文書を用いて組合や組合員の内訳を考察する。また新聞記事などから住宅組合の問題を読み解くことで、住宅組合法の運用状況を明らかにする。

第5章の「横浜市の震災にみる住宅組合法の適用状況」では、法施行から2年後におきた関東大震災による住宅組合への影響について検証する。この震災は組合員住宅が被災したり、さらなる住宅不足をおこしたりして住宅組合法に大きな影響を与えたと言われている。そこで、本章では被害の大きかった横浜市を対象を絞って、震災によって議会や行政がどのように対応したかを考察することで、法がどのように適用されていたかを明らかにする。

以上の5章の検証から、結論では住宅組合法の成立から廃止まで時系列に総括し、それをもとに住宅組合法が果たした効果について考察する。

第2項 主な史料と表記について

本研究は、住宅組合法が施行された大正10(1921)年から廃止される昭和47(1972)年までを研究範囲とする。本研究で使用した主な研究資料は次のとおり4種類ある。

1. 当時の刊行物…①大正期の機関誌、②研究機関の年鑑、③法令集や手引き書、④各市の年報や要覧
2. 新聞記事…神戸大学附属図書館所蔵新聞記事目録、朝日新聞、読売新聞、横浜貿易新報
3. 公文書史料…県として全体を把握できるほどの史料があるのは神奈川県立公文書館と北海道立文書館のみ
4. 議会の議事録…『帝国議会速記録』『官報』『横浜市会議事速記録』

まず、1の当時の刊行物としては大きく4つの史料が挙げられる。①は法案検討に大きく関わった都市研究会刊行の『都市公論』や『社会と救済』などがあり、②には当時、各年度の統計類をまとめていた『日本社会事業年鑑』や『日本都市年鑑』がある。③は大都市では社会事業に関する統計や報告書を年度ごとに刊行していたが、住宅組合法が社会事業¹⁸の一環であったことから、その中に記述が見られることがある。たとえば東京市では『東京市社会事業要覧』や『東京市社会局年報』などがあり、神奈川県では『神奈川県社会施設便覧』や『横浜市社会事業概要』などがある。最後の④は各道府県が出した住宅組合法に関連する法令を集めた本のことや、その

解説や実際に組合を設立した経験をまとめた手引き書のことである。

次に2の新聞記事については、朝日新聞¹⁹や読売新聞²⁰の大手新聞のほか神戸大学附属図書館新聞記事文庫のデータベースから住宅組合に関する記事を確認し、当時持ち上がっていた話題や問題を参考にした。また、神奈川県については横浜貿易新報²¹のマイクロフィルムから住宅組合に関する記事を探した。

3の公文書史料とは、住宅組合は行政のやりとりが不可欠であり、その事務記録の原史料を公文書館が所蔵している場合がある。こうした史料は住宅組合の運営方法や活動実態をより詳細に調べる上で有益となるが、県として全体を把握できるほどの史料があるのは既往研究で触れたとおり北海道立文書館のほかは神奈川県立公文書館のみである²²。本論文では神奈川県の公文書史料を主に第4章と第5章で用いたが、神奈川県を研究対象とすることは関東大震災の影響を検証できるだけでなく、組合数の多かった軍都・横須賀の状況についても考察ができる利点がある。

以上のように公文書館の組合史料を主とし、大正期の機関誌や年鑑、議会の速記録、新聞記事などを基礎史料として使用した。なお、本研究では「城南住宅組合」²³のように、名前に「住宅組合」が付いていても住宅組合法に基づいてつくられた組織でないものについては対象外とする。例えば、民間会社で行われたものとして第一相互住宅会社²⁴や外地の中支那振興会社²⁵のほか、個人²⁶で行われた例も含む。

なお、本研究において使用する住宅組合は同じ名前の組合がある場合は、〈 〉書きで事務所住所を付記し区別する。また、文章中で組合名を記すときには「有限責任〇〇住宅組合」のうち〇〇の部分で「 」書きで表記する。

年代については和暦を基本とし、必要に応じて西暦を括弧付けたが、海外の出来事については西暦のみの表記とする。また、和暦は表などにおいて明治をM、大正をT、昭和をS、平成をHと略して記す。また、文章中の法文の引用または内容について（ ）書きで引用条文を付記する場合は、次のとおり略記する。

法1条：住宅組合法第一条の略

法施1条：住宅組合法施行規則第一条の略

産1条：産業組合法第一条

法細1条：住宅組合法施行細則第一条

補 節 日本の住宅問題と住宅政策²⁷

本章に入る前に、わが国の住宅問題と住宅政策について、住宅組合法が廃止になる昭和 46 年までの社会事業とともに年表にまとめたものが表 0-1 である。

近代的な意味の住宅問題は、資本主義の発展とこれにともなう都市の人口集中とともに始まる。日本における都市の人口集中は 1900 年代以降と言われており、農村から都市へ集まる労働者は粗悪な居住水準と高騰した家賃に苦しむ。

日露戦争後の好景気には土地に対する投機から住宅問題が生じる。これは地主が地価の高騰を利用して宅地の仮想売買を行い、新所有者から宅地利用権者に対し不法占拠を理由に建物の取払いと宅地の明け渡しを請求させたため、宅地利用権者が建物を解体して明け渡すか、地代の不当な値上げの応じるかのどちらかを選ばなければならなくなるという問題で、建物の基礎である敷地の地上権や賃借権が地震におびやかされているようであったことから、「地震売買」と呼ばれた。この被害を受ける借地人を保護するために、宅地の所有者が変わっても借地人の地位が脅かされないように公布されたのが明治 42(1909)年の「建物保護法」である。この法律は住宅対策を目的としてつくられた最初の立法措置と言われている。

明治 44 年には「工場法」が制定され、大正 5(1916)年から施行されることになるが、その細則の中で寄宿舎についても規定が設けられ、男女の寝室を分けて、1 人 1 帖半以上、1 人 1 床とすることや、便所・医療設備・避難所・非常口を設け、石油ランプの使用や外部からの錠の禁止、寝具その他についての衛生上必要な措置を講じることなどが定められた。

第一次世界大戦は国民経済を飛躍的に膨張させ、人口の急激な都市集中を引き起こした結果、全国の大都市や工業都市において激しい住宅難が生じる。しかも物価上昇から貸家業者が供給を手控えたため、住宅難の緩和は困難な状態となる。大正 9 年の内務省社会局の調査では、当時全国の住宅不足数は 12.2 万戸に達していた。そこで、これまで具体的な住宅対策を行ってこなかった政府も対策を講じる。大正 7 年、内務大臣の諮問機関である救済事業調査会による「小住宅改良要綱」²⁸の答申をもとに住宅政策の検討を進め、「公益住宅」の建設に対する援助、「借地法」、「借家法」などの対策を講じる。このような中で整備された一つが中産階級向けの住宅資金貸付を行う「住宅組合法」である。

表 0-1 昭和 46 年までの社会政策年表

* 日にちは公布日を表す。

年	社会の出来事	住宅政策および都市政策	社会事業政策
1888(M21)		8.16 東京市区改正条例	
1890(M23)			6.21 官吏恩給法, 軍人恩給法
1893(M26)		6.9 土地収用法	
1894(M27)	7.25 日清戦争		
1895(M28)	～4. 日清講話条約調印		3.13 質屋取締法
1900(M33)	3.7 産業組合法	3.27 地上権に関する法	3.10 精神病者監護法, 感化法, 未成年者喫煙禁止法, 8.20 義務教育無償化
1904(M37)	2.8 日露戦争		4.4 下士兵卒家族救助令
1905(M38)	～9. 日露講和条約調印		
1909(M42)		5.1 建物保護に関する法	
1911(M44)			3.29 工場法
1914(T3)	7.28 第一次世界大戦		
1916(T5)	大戦景気でインフレ		
1917(T6)	8.28 内務省地方局救護課設置		7.20 軍事救護法
1918(T7)	11. 米騒動, 第一次世界大戦終了	5.22 都市計画調査会官制, 8. 小住宅改良要綱答申	
1919(T8)	12.24 救護課から社会課へ改称	4.5 都市計画法, 市街地建築物法, 6 公益住宅建設勸奨	3.27 結核予防法, 精神病院法
1920(T9)	8.24 内務省に社会局設置	2. 東京府住宅協会発足, 4.5 都市計画法, 市街地建築物法	
1921(T10)		1.13 社会事業調査会官制, 4.8 借地法, 借家法, 4.12 住宅組合法	4.9 職業紹介法
1922(T11)		4.12 借地借家調停法, 5.19 内務省に都市計画局を設置	3.30 未成年者飲酒禁止法, 4.17 少年法, 4.22 健康保険法
1923(T12)	9.1 関東大震災	12.24 特別都市計画法	3.30 中央卸売市場法, 4.14 恩給法
1924(T13)		5.23 財団法人同潤会設立, 7.22 借地借家臨時処理法	
1925(T14)	4.22 治安維持法, 5.5 普通選挙法		
1926(T15・S元)		3.31 土地賃貸価格調査法	
1927(S2)	3. 金融恐慌勃発	3.30 不良住宅地区改良法	3.31 公益質屋法
1929(S4)	世界恐慌		4.2 救護法
1931(S6)	9. 満州事変		4.2 労働者災害扶助法
1932(S7)		公益住宅の打切り	
1933(S8)	3. 国際連盟脱退		4.1 児童虐待防止法, 5.5 少年救護法
1936(S11)			6.3 退職積立金及退職手当法
1937(S12)	7. 日中戦争		3.31 母子保護法, 4.5 保健所法
1938(S13)	1.11 厚生省設立 , 4.1 国家総動員法		4.1 社会事業法 , 国民健康保険法
1939(S14)	7.8 国民徴用令, 9. 第二次世界大戦, 12. 厚生省に住宅課設立	7. 労働住宅供給根本対策の閣議決定, 10.18 第一次地代家賃統制令, 11. 木造建築許可制実施	4.6 船員保険法, 職員健康保険法
1940(S15)		7. 住宅対策委員会の設立, 7.13 家屋税法, 10.19 第2次地代家賃統制令, 11. 住宅対策要綱決定, 11.21 宅地建物等価格統制令	5.1 国民優生法
1941(S16)	12. 太平洋戦争勃発	3.7 住宅営団法, 貸家組合法	3.11 労働者年金保険法, 3.6 医療保護法
1942(S17)			2.25 国民医療法
1943(S18)		2. 都市計画法臨時特例, 臨時日本標準規格(戸当たり床面積の制限)	
1944(S19)			
1945(S20)	8.15 終戦 11.5 戦災復興院制公布	9. 罹災都市応急簡易住宅建設要綱の閣議決定, 11.21 住宅緊急措置令	
1946(S21)	3物価統制令, 11. 日本国憲法	2. 都会地転入抑制緊急措置令, 5. 余裕住宅開放, 5. 臨時建築制限令, 8. 罹災都市借地借家臨時処理法, 9. 地代家賃統制令, 12.25 住宅営団閉鎖	9. 生活保護法, 民生委員令
1947(S22)	12.31 内務省解体	1. 臨時炭鉱労働者住宅建設規則	12. 児童福祉法
1948(S23)	1. 建設院設置, 7. 建設省発足	8. GHQ住宅金融機構につき非公式指示	7. 民生委員法, 9. 人身保護法
1949(S24)	5. 住宅局の設置		
1950(S25)	6. 朝鮮戦争	5. 建築士法, 5. 住宅金融公庫法, 5. 建築基準法, 7. 地代家賃統制令改正	
1951(S26)		6.4 公営住宅法, 6.9 土地収用法	3. 社会福祉事業法
1952(S27)	4. サンフランシスコ講和条約発効	4. 第1期公営住宅3カ年計画	4. 戦傷病者、戦没者遺族等援護法
1955(S30)		7. 日本住宅公団法, 7. 住宅融資保険法	
1960(S35)		5. 住宅地区改良法	
1961(S36)		6. 雇用促進事業団法(労働者住宅建設等), 11. 宅地造成等規制法	
1962(S37)		4. 建物の区分所有等に関する法律	
1963(S38)		4. 宅地債権及び特別住宅債券令, 7. 新住宅市街地開発法, 7. 不動産の鑑定に関する法律, 10. 新住宅建設7か年計画	
1964(S39)	10. 東京オリンピック開催	7. 住宅造成地事業法	
1965(S40)		6. 地方住宅供給公社法	
1966(S41)		6. 住宅建設計画法, 7. 日本勤労者住宅協会法	
1968(S43)		7. 都市計画法	
1971(S46)		4. 厚生年金、国民年金等住宅融資	

参考文献: 熊谷開作ほか『日本法史年表』(日本評論社, 昭和 56 年 3 月 30 日), 『新建築学大系2 都市論・住宅問題』(昭和 52 年 3 月 20 日), 大本圭野『証言日本の住宅政策』(日本評論社, 平成 3 年 6 月)をもとに作成

まず、「公益住宅」とは低所得者層にむけて、大蔵省預金部の低利資金をもとに建てられた、公共団体および公益団体(たとえば東京府住宅協会²⁹)による住宅を指す³⁰。最も早い公営住宅は大阪市の築港住宅 186 戸と桜宮住宅 201 戸の大正 8 年 6 月で³¹、大正 8 年から昭和 14 年までの 21 年間に 5,100 万円の大蔵省預金部資金の融資によって 46,000 戸の住宅が建てられた。しかし、これらの「公益住宅」は拙劣な管理のため経営が難しくなり、特に昭和恐慌後は家賃滞納者が増え、維持修理もおろそかになって不良住宅化し、管理者である公共団体などは持て余すようになり、昭和 8 年には打ち切られる。

そして、土地・家屋の賃貸借関係をめぐる紛争の多発に対し、大正 10 年に公布した「借地法」「借家法」では借地人の権限の強化、借家人の地位の安定を図り、翌年の「借地借家調停法」では住宅関係の紛争の解決を図っている。

なお、大正 10 年 1 月の社会事業調査会では「住宅組合法」と同時に、公益的建築会社の設立を目指した「住宅会社法案」も審議されていた。この法案は、労働者向けの貸家供給を推進するものであり、中間層の持家取得促進策である「住宅組合法」と「車の両輪」をなすものであった。また、この法案は都市計画諸事業の施行機関としての役割も期待されていたが、多くの問題を含んでいたため答申がまとまるのが 11 月までかかった上、結局議会への提出が見送られ成立せずに終わった³²。そのため、当時の住宅難に対する住宅供給対策としては、「公益住宅」の勧奨と「住宅組合法」の施行という 2 つの政策しか行われなかった。

一方、住宅の質の面でも関係のある規定がこの頃設けられる。大正 8 年に公布された「都市計画法」と「市街地建築物法」(後の「建築基準法」)では、新しく建設される住宅の最低基準が定められた。また、同年の「結核予防法」において、採光換気などの点で衛生不良な建物の使用制限や禁止措置が定められた。

第一次世界大戦後の好景気が沈滞しはじめた大正 12 年頃、関東大震災(9 月 1 日)が起こる。1 府 6 県に被害を及ぼしたこの震災は、建物の倒壊だけでなく火災による焼失も多数に上った。政府は救護義捐金をもとに、先に実現できなかった「住宅会社法案」の理念を受け継ぐ「財団法人同潤会」を大正 13 年 5 月に設立して、住宅の供給に努める。また、「借地借家臨時処理法」を公布して、土地建物の権利関係の調整を行った。一方、震災とは関係ない都市においては、病気や犯罪の温床となる不良住宅が問題となり、公共団体および公益法人に不良住宅地区の改良事業を行う権限を与える「不良住宅地区改良法」が昭和 2 年に公布される。

昭和の初期になると世界恐慌の影響でかつてない不景気となり、大量の失業や労働運動の活発化がおこる。これにより著しい生活難となった勤労階級は居住水準を落とすしかなく、中流住宅の空き家が増加して、小住宅が不足し、同居する低所得者が増加していく。また、家賃値下げ運動も全国的に波及し、借家関係の調停争議の件数も飛躍的に増加する。

昭和 10 年代になると、軍需工業を中心とする産業が盛んになり、急激な人口の都市集中と住宅建築資材の不足により深刻な住宅難となる。政府は戦争遂行にともなう労働力の確保という視点からも、軍需産業を中心とする労働者への各種の対策に力を入れ、昭和 14 に「労務者住宅供給 3 ヶ年計画」、昭和 15 年に「炭鉱労務者住宅建設計画」、「労務者住宅建設損失補償制度」などの対策をたてて住宅建設を促進する措置をとった。

また、物価の高騰に対しては戦時統制が行われ、昭和 14 年に「第一次地代家賃統制令」³³のほか、「木造建築統制規則」が公布され、30 坪以上の一般住宅は原則として建てられなくなった。そして、昭和 15 年には「第二次地代家賃統制令」のほか、「宅地建物等統制令」が成立される。

昭和 15 年 2 月には厚生省社会局内に住宅課が創設され、本格的な住宅対策を推進することになる。同年 11 月住宅対策委員会の答申に基づいて、翌年「住宅営団法」、「貸家組合法」が公布される。「住宅営団法」によって、財団法人同潤会は発展的解消をとげて特殊法人の住宅営団が設立される。また、「貸家組合法」は貸家業者を組合員として、貸家の建設、修繕に必要な土地や資材の共同購入などを行う。

終戦後は空襲による焼失や強制疎開による取り壊し、海外からの引揚者などから深刻な住宅難をもたらした。昭和 20 年には国庫補助による住宅供給として、9 月「罹災都市応急簡易住宅」の建設が計画され、建物の住宅への転用と室数の多い余裕住宅の開放を目的とした「住宅緊急措置令」が公布される。翌年には都市への人口流入を抑制し、不要不急の建築を禁止した「臨時建築制限令」が公布され、罹災者保護の観点から土地家屋の権利関係の調整を図った「罹災都市借地借家臨時処理法」および「地代家賃統制令」が公布される。以後、昭和 24 年から昭和 45 年にかけて、これらの統制措置は次第に撤廃される。

昭和 21 年には連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）によって住宅営団が廃止される。昭和 23 年には建設省が、翌年には同省に住宅局が発足し、昭和 25 年には「住宅金融公庫法」³⁴ができ、住宅組合法によって行われてきた住宅資金の貸付は個人へ行われるようになっていく。また、翌年には公益住宅の流れをくむ「公営住宅法」が定められ、昭和 30 年には住宅営団の延長上にあ

る「日本住宅公団法」³⁵ができ、住宅供給策の3本の柱は戦前からの階層性をもったまま、後々まで続いていくことになる。

注

- ¹ 西山卯三『すまい考今学—現代日本住宅史』西山卯三，彰国社，昭和64年12月，p.200
- ² 注1と同じ
- ³ 杉本茂：住宅組合法成立までの住宅協同組合，日本建築学会学術講演梗概集．計画系 54，昭和54年9月，pp.1683～1684
- ⁴ 本間義人『内務省住宅政策の教訓—公共住宅論序説』御茶の水書房，昭和63年8月，専門が法学の本間氏は他の著書『住宅』（日本経済評論社，昭和62年5月），『都市改革の思想—都市論の系譜』（日本経済評論社，平成14年9月）住宅組合について触れている。
- ⁵ 福岡峻治『東京の復興計画』日本評論社，平成3年7月，専門は政治学
- ⁶ 高野義樹『日本住宅金融史』財団法人住宅金融普及協会，平成9年2月27日
- ⁷ 宮本雅明・川上義明：野間文化村の建設経—野間文化村について(1)，日本建築学会大会学術講演梗概集，昭和57年10月，pp.2365～2366，川上義明・宮本雅明：野間文化村の構成と現存する組合住宅—野間文化村について(2)，日本建築学会大会学術講演梗概集，昭和57年10月，pp.2367～2368
- ⁸ 大阪天王寺の「天南住宅組合」について、和田康由『大阪における近代都市住宅成立に関する基礎的研究』（平成10年3月）で取り上げられている。
- ⁹ 安田孝：大正・昭和戦前期における住宅組合活動に関する一考察，日本建築学会近畿支部研究報告集，昭和62年，pp.785～788
- ¹⁰ 砂本文彦：海軍官舎と両城の階段住宅／呉（片木篤・藤谷陽悦・角野幸博『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会，平成12年3月30日，pp.441～456）
- ¹¹ 藤原恵洋：野間文化村／福岡—住宅組合による住宅地計画（片木篤・藤谷陽悦・角野幸博『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会，平成12年3月30日，pp.487～498）
- ¹² 池上重康「東部地区／函館 旧開発地区の郊外住宅地開発—「みどり町通り」「平和村」「文化村」（片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会，平成12年3月，pp.69～84）
- ¹³ 鈴木貴仁博士学位論文：北海道における住宅組合の展開に関する研究，平成18年2月，平成10年からの北海道の一連の研究をまとめたもので、2本の研究論文と14本の口頭発表があり、札幌市、函館市、小樽市、帯広市の事例が見られる。
 1. 池上重康・越野武・角幸博・石垣佳政：住宅組合の北海道における展開，日本建築学会大会学術講演梗概集F-2，平成10年7月30日，pp.379～380
 2. 池上重康・越野武・角幸博・石本正明・石垣佳政：北海道における戦前期「住宅組合」の展開—

-
- その1 住宅組合の設立と組織, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第72号, 平成11年3月24日, pp. 553~556
3. 石垣佳政・越野武・角幸博・石本正明・池上重康: 北海道における戦前期「住宅組合」の展開—その2 住宅組合と住宅地形成, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第72号, 平成11年3月24日, pp. 375~376
4. 池上重康・越野武・角幸博・石垣佳政: 札幌市における戦前期「住宅組合」の事業展開, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成11年7月30日, pp. 375~376
5. 池上重康・越野武・角幸博・石垣佳政: 函館市における戦前期「住宅組合」の事業展開と郊外住宅地形成, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成12年7月31日, pp. 91~92
6. 鈴木貴仁・越野武・角幸博・石本正明・池上重康: 小樽市における戦前期「住宅組合」の展開: その1 事業展開と組合住宅, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第74号, 平成13年6月30日, pp. 341~344
7. 鈴木貴仁・越野武・角幸博・石本正明・池上重康: 小樽市における戦前期「住宅組合」の展開: その2 「北星住宅組合」と「小樽呉羽住宅組合」, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成13年7月31日, pp. 251~252
8. 池上重康・角幸博: 北大住宅組合(大正15年設立)について, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成13年7月31日, pp. 253~254
9. 鈴木貴仁・角幸博・池上重康: 札幌市における昭和初期(1933~1937)設立の住宅組合について—組合設立申請書添付図面にみる組合住宅, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成14年6月30日, pp. 345~346
10. 鈴木貴仁・角幸博・石本正明・池上重康: 中小市町村における住宅組合の展開: 帯広と釧路を事例として, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第76号, 平成15年6月27日, pp. 403~406
11. 鈴木貴仁・角幸博・石本正明・池上重康: 函館住宅組合(大正10年度設立)と「文化村」, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成15年7月30日, pp. 591~592
12. 鈴木貴仁・角幸博・池上重康・石本正明: 大正10年施行「住宅組合法」による同職種の近隣居住について: 小樽・帯広・釧路・留萌を中心に, 日本建築学会計画系論文集 第587号, 平成17年1月, pp. 183~189
13. 鈴木貴仁・角幸博・池上重康: 北海道における戦後(昭和22~39年)設立の住宅組合について, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 平成17年7月31日, pp. 287~288
14. 鈴木貴仁・角幸博・池上重康: 函館における戦前期「住宅組合」の展開と郊外住宅地形成, 日本建築学会計画系論文集 第601号, 平成18年3月, pp. 183~189
15. 池村菜々・角幸博・小澤丈夫・石本正明・池上重康・鈴木貴仁: 戦前期札幌市における小林商会の宅地分譲事業と住宅組合, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第79号, 平成18年7月1日, pp. 387~390
16. 池村菜々・角幸博・小澤丈夫・石本正明・池上重康・鈴木貴仁: 戦前期札幌における小林商会の

宅地分譲事業と住宅組合の展開, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 18 年 7 月 31 日,
pp. 401~402

- ¹⁴ 神谷氏はその後コーポラティブ・ハウジングについてまとめた本でも住宅組合について触れている(神谷宏治・延藤安弘・池沢喬・中林由行『コーポラティブ・ハウジング』鹿島出版会, 昭和 63 年 3 月)。
- ¹⁵ 鮫島氏はその後、鮫島和夫・住田昌二・延藤安弘・岸本幸臣・近野正男・高田昇・安原秀・篠崎由紀子「コーポラティブ方式による住宅建設の研究—その 3・旧「住宅組合法」の事業成果の検討」(日本建築学会学術講演梗概集 計画系 54, 昭和 54 年 9 月, pp. 1665~1666) と、「住宅組合法による住宅供給の実際と教訓」(都市住宅学 第 23 号, 平成 10 年 10 月, pp. 29~34) において住宅組合について触れ、後者では新たに長崎市の事業を加えて述べている。
- ¹⁶ 加瀬和俊: 戦前日本の持家推進策: 住宅組合制度の歴史的意義, 『社会科学研究 58 号』平成 19 年 3 月 9 日, pp. 35~57, 専門は社会学
- ¹⁷ 柏木雄介・丁志映・小林秀樹: 住宅組合の経営に関する計画史的研究: 関東地域を中心に, 日本建築学会学術講演梗概集 F-1, 平成 21 年 7 月 20 日, pp. 1283~1284
- ¹⁸ 社会事業は広辞苑によれば「公私の団体によって、社会公衆の生活改善・保護教化を旨として行われる事業」とされている。わが国においては 1920 年代に成立した概念で、それまでは慈善事業、感化救済事業などと呼ばれていた。社会事業調査会の答申によれば、社会事業は次のように分類されている(安井誠一郎『社会問題と社会事業』三省堂, 昭和 8 年, pp. 31~33)。
- (一) 社会事業機関ならびに経費に関する体系
 - (1) 中央機関、(2) 地方機関、(3) 補助機関、(4) 連絡調査研究機関、(5) 職員ならびに従事者、
 - (6) 経費
 - (二) 一般救護に関する体系
 - (1) 救貧制度、(2) 老年疾病廃疾者については漸次社会保険制度を確立すること、(3) 失業者・労働忌避者など労働能力ある者は前各項による救貧制度より除外し特別なる方法を講ずること
 - (三) 経済的保護施設に関する体系
 - (1) 住宅、(2) 公益市場、(3) 共同宿泊所、(4) 簡易食堂および公益浴場、(5) 公益質屋
 - (四) 失業保護施設に関する体系
 - (1) 職業紹介、(2) 失業救済事業、(3) 職業輔導および授産、(4) 職業選択および指導、(5) 失業共済、(附帯事項) 移植民の保護奨励
 - (五) 医療保護施設に関する体系
 - (1) 無料診療事業、(2) 共済救療および経費診療事業、(3) 特殊疾病療養施設
 - (イ) 精神病療養施設、(ロ) 結核療養施設、(ハ) 癩療養施設、(ニ) 花柳病療養施設、(ホ) トラホーム治療施設
 - (六) 児童保護事業に関する体系
 - (1) 妊産婦保護、(2) 乳幼児保護、(3) 病弱児保護、(4) 貧困児童保護、(5) 少年職業指導ならびに労働保護、(6) 児童虐待防止、(7) 不良児童保護、(8) 異常児童保護

(七) 社会教化事業に関する体系

(1) 隣保事業、(2) 矯風事業、(3) 余暇指導事業、(4) 融和事業、(5) 教化事業

¹⁹ 朝日新聞記事データベース「聞蔵」

²⁰ 読売新聞データベース「ヨミダス歴史館」

²¹ 横浜貿易商組合の機関紙として発行された日刊紙

²² 六大都市でみると、京都府立京都学・歴彩館、大阪市公文書館、神戸市文書館に組合関係の史料が見られるが、神奈川県や北海道ほど府市内全ての組合の状況を把握できるものではない。

²³ 城南田園住宅組合については内田青蔵：城南田園住宅組合について―戦前の郊外住宅地開発の一例―，研究報告集．計画系（52），昭和56年7月10日，pp. 497～500，「城南田園住宅組合」住宅地について」（山口廣：郊外住宅地の系譜，鹿島出版会，昭和62年11月30日）

²⁴ 第一相互住宅株式会社：住宅組合業の拾年 第一相互住宅株式会社沿革と拾周年祝辞集，昭和15年

²⁵ 中支那振興会社：中支那振興会社及会社事業現況，昭和15年12月

²⁶ 宇賀神利夫：富永金吉翁，富永翁伝記刊行会，昭和11年

²⁷ 上野洋：日本の住宅政策，彰国社，昭和33年

²⁸ 大正7年1月、救済事業調査会「小住宅改良要綱」

一、公共団体ニ対シ相当ノ条件ノ下ニ住宅改良ノ用ニ供スル土地ノ収用権ヲ認ムルコト並官有地ノ譲渡貸付ニ付 便宜ヲ図ルコト

二、住宅建築及用地買入其ノ他必要アル場合ニ於テハ公共団体ノ起債ヲ認メ及低利資金ノ融通ヲ図ルコト

三、住宅巡視員ヲ設置シテ住宅改良ノ歩ヲ進メ特ニ密集住居ノ弊ヲ防クニ努メシムルコト

四、公共団体又ハ公益団体ニ於テ低廉宿泊所ヲ設クルコトヲ勸奨スルコト

五、官公署等ニ於テハ成ルヘク従業員ノ住宅ヲ建築スルコト

六、住宅改良ヲ目的トスル公益団体建築組合等ヲ奨励シ一定ノ条件ノ下ニ之ニ保護ヲ与フルコト

七、会社工場等ニ従業員ノ住宅ヲ供給スルコトヲ奨励スルコト

八、住宅ノ所有ヲ奨励スル為メ相当ノ資格ヲ有スル者ニ一定ノ組織ヲ設ケテ住宅資金ノ融通ヲ図ル等保護ノ方法ヲ講ズルコト

九、長屋建築及会社工場等ノ従業員住宅ノ建築ニ付テハ認可制度ヲ設クルコト

十、衛生上又ハ保安上有害ナリト認ムル住宅ノ一部又ハ全部ノ修築ヲ命ジ其ノ使用ヲ停止シ若ハ禁止並其ノ取崩シヲ命スル権能ヲ地方長官ニ与フルコト但シ其ノ取崩シヲ命スル場合ニ於テハ時宜ニ依リ公共団体ノ費用ヲ以テ補償ヲ与フルコト

十一、衛生上又ハ保安上有害ナリト認ムル地区ノ改良ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ルコト

十二、市外ノ小住宅所在地ニ対スル交通機関ノ普及ヲ図リ且ツ賃銭ノ割引ヲ実行セシムルコト
希望条項

一、住宅賃借ノ条件ニ付キ速ニ調査ヲ遂ケ相当ノ制限ヲ設クルコト

二、小住宅建築ニ適スル公有地ハ成ルヘク之ヲ保有セシムルコト

三、小住宅改良ニ密接ノ関係アル土地増価及借地料ノ増加ニ対スル課税ニ関シテハ速ニ調査ヲ遂クルコト

²⁹ 東京都住宅供給公社の前身

³⁰ 後に「住宅組合法」による住宅や同潤会の住宅をも「公益住宅」と呼ぶこともあった。

³¹ 『戦前の住宅政策の変遷に関する調査 (V) ー戦前住宅政策キーワード50ー』(財) 日本住宅総合センター, 昭和 59 年 11 月, p. 12, 公益住宅の先駆は明治 44 年、前年の大火に対する義捐金の一部によって建設された東京市浅草区玉姫町辛亥救済会経営の住宅 (132 戸、保育所・浴場を含む) であると言われているが、市営住宅の建設は廷吏資金融資以後のことである。(『戦前の住宅政策の変遷に関する調査 (VIII) ーまとめ: 戦前住宅政策の成立と展開ー』(財) 日本住宅総合センター, 昭和 63 年 1 月)

³² 『戦前の住宅政策の変遷に関する調査 (V) ー戦前住宅政策キーワード50ー』(財) 日本住宅総合センター, 昭和 59 年 11 月

³³ 「国家総動員法」に基づく勅令

³⁴ 住宅金融公庫は平成 19 年 3 月 31 日に廃止され、4 月からは独立行政法人住宅金融支援機構となった。

³⁵ 日本住宅公団は昭和 30 年 7 月 25 日に設立された特殊法人である。日本住宅公団は昭和 56 年 10 月 1 日に解散し、住宅・都市整備公団に継承された。また、平成 11 年 10 月に都市基盤整備公団となった後、平成 16 年 7 月には地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、独立行政法人都市再生機構 (通称 UR) となった。

第1章 住宅組合法の制度変遷にみる成立理念と経緯

第1節 はじめに

本章では、住宅組合法の全体像を捉えるため、法の成立から廃案に至るまでの実施経緯について検証する¹。住宅組合法は当初、西欧の住宅組合（建築組合もしくは住宅協同組合などとも言われる）を手本としていた。そのため、住宅組合法の動きとしては西欧の紹介から始まる。その後、国内においてどのような議論が行われ、法案が制定され廃案となったのか、そこで議論された問題について考察する。

資料は『帝国議会速記録』や機関誌『都市公論』、『社会と救済』のほか、各社新聞記事（住宅組合法に関する目録は章末の<付資料1>を参照）を使用する。『都市公論』²は大正7(1918)年4月、都市研究会によって発刊された月刊誌である。都市研究会は池田宏(内務官僚)、渡辺鍊蔵(法学者、図1-1)、片岡安(建築家・実業家)などの官僚・識者が募ってできた交流・宣伝機関であり³、内務省の諮問機関のような役割を担っていた⁴。そのため、『都市公論』は当時の都市問題や住宅政策に関する内務省関係の実態・成果・見解等を知ることができる資料と言われている⁵。そして、『社会と救済』は明治42(1909)年に創刊した中央慈善協会の会報『慈善』が大正6年10月に改題された月刊誌である⁶。中央慈善協会は初代会長渋沢栄一のもと明治41年10月7日に発足したもので、内務省の外郭団体であり、民間の慈善事業の統制推進をはかった⁷。

なお、全国の組合数には『日本社会事業年鑑』（大原社会問題研究所または中央社会事業協会）⁸を参照し、当時の住宅組合法について解説した手引き書を使用する。

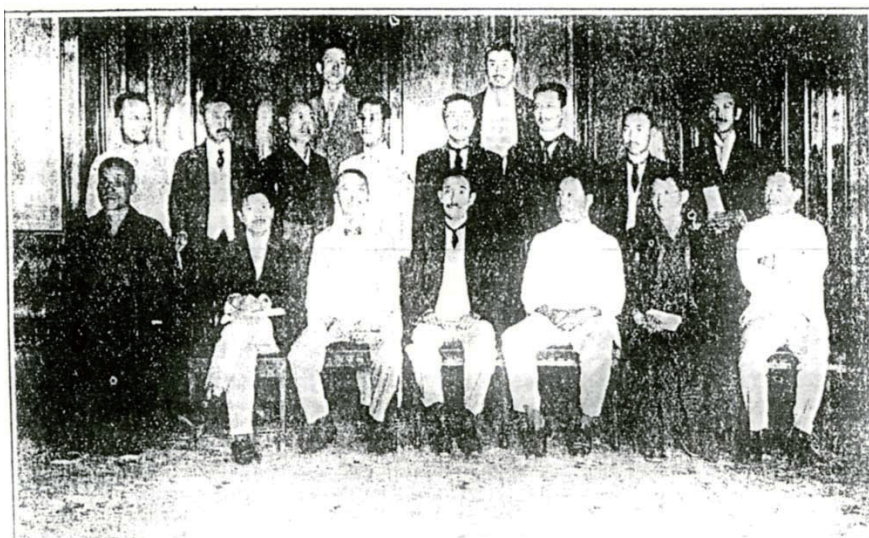


図1-1 大正8年7月31日 東京銀行集会所に於て建築組合に関する討議会
 (『都市公論』第2巻第8号 p.48〔復刻版『都市公論』第1巻(不二出版、1988年)より転載〕
 (前列)右端が内田祥三、3番目が渡辺鍊蔵、6番目が佐野利器、(中列)左から2番目が櫻井小太郎

第2節 西欧の建築組合の紹介

第一次世界大戦後の好景気は工業化と商業化を促進させ、都市の人口集中と建築費の上昇を引き起こし、中産階級以下の人々に対して住宅難の拍車をかける結果となった。そこで内務省は住宅供給の対策を講じることになったが、中産階級に低利資金を融通する際に参考とされたのが、西欧社会における建築組合⁹であったと考えられる。

日本における建築組合の紹介は、明治23年の平田東助・杉山孝平による『信用組合論』¹⁰のなかに著されている。平田東助は明治4年の岩倉具視欧米視察団の一員として渡欧して、ドイツに留学した経験を持っており、そうした経緯からドイツにおける住家建築組合やイギリスの建築組合の存在を学んだものと考えられる¹¹。その後、住宅組合は徳富蘇峰によって労働組合主義の立場から論じられ¹²、明治32年3月頃に住宅組合を実施するための試算検討が試みられている¹³。また、内務省では地方局有志が編纂する明治40年の『田園都市』¹⁴に住宅協同組合を紹介している。

しかし、実際的な意味で、建築組合の議論が盛んになるのは住宅難が深刻化する大正8年頃からであったと考えられる。住宅問題の議論が活発になる中で建築組合を取り上げた著作物には次のようなものがある。

1. 樫田五郎「住宅問題及び住宅政策」大正8年3月、『社会と救済 第2巻第12号』
2. 斉藤 樹「刻下の住宅問題及其対策」大正8年8月、『社会と救済 第3巻第5号』
3. 渡辺鍊蔵「建築組合に就て」大正8年8月、『都市公論 第2巻第8号』
4. 佐野利器、「都市の住宅政策綱領」大正8年9月、『都市公論 第2巻第9号』
5. 渡辺鍊蔵『都市計画及住宅政策』大正12年10月、修文館

このうち4以外は主に西欧の建築組合について紹介したもので、住宅組合法が施行される直前の大正8年に出された記事が4点あり、これからこれらの記事は住宅組合法の成立をにらんだ啓蒙的な意味合いを持ったものと言える。したがって内容はあくまで単純で、建築組合の歴史、定款を含んだ建築組合の概念、組合員の組織や構成、組合員に貸し付ける金融システムといった内容が大部分で、建築や住宅に関する話、建築組合を利用した環境形成といった内容に及んでいな

い。このことから住宅組合法は建築や住まいに理想的なビジョンを描く力を備えていなかったと思われる。

紹介の仕方は様々な国を取り上げているものもあるが、多くはイギリスとドイツの事例であった。建築組合の起源は18世紀末に辿ることができる。イギリスでは1795年にバーギンガムで建築倶楽部なるものが存在し、この建築倶楽部は極めて小規模で、日本の講のような組織であった¹⁵。制度としては、1793年に「共済組合法」が成立されており、1836年に住宅立法として「住宅組合法 Building Societies Act」が制定された。

一方、ドイツで建築組合の運動が開始されたのは1830年からである。保守党社会政策派のフーベルがイギリスの先例を模倣したのが嚆矢である¹⁶。それはイギリスよりも30年近く遅れて始まったと考えられる。しかし、しばらくの間はデリッシュ氏の反対があり、ドイツでは住宅組合はなかなか組織されなかった。ドイツで建築組合が本格的に展開するのは1889年に建築組合法案が發布されてからである。

イギリスとドイツの比較においては、イギリスの方が持ち家を主とする個人取得による相互的金融機関に性格が偏っている。これに対して、ドイツは多種多様であり、自治体の関与も大きく、経営の仕方も組織ぐるみであり、また持ち家にこだわらず、賃貸方式を取り入れている建築組合もある。これらの紹介過程において、日本の住宅組合にとってどちらが得策かとは結論付けてはいない。

なお、法施行後の手引き書であった『住宅組合法精髓』（井上一、帝国地方行政学会、大正10年9月25日）においても、イギリス、スコットランド、ドイツ、フランス、ベルギーといった各国の住宅政策が紹介され、本末附録にも事例紹介がまとめられており、西洋の建築組合の思想や活動を理解した中で住宅組合を利用してもらおう意図が感じられる。

第3節 住宅組合法案の起草

住宅組合法の実施過程を、当時の住宅政策との関連の中でまとめたものが表1-1である。

建築組合の論議が盛んになった大正8年には住宅利用組合の創設が検討され、有馬頼寧伯爵令嗣、西垣恒矩農学博士らの発起により、産業組合法に基づいた東京信用購買組合が設立されてい

表 1-1 住宅組合法の実施過程

年	住宅組合法に関する事項	備考
1919(T8)	7.31 建築組合について討議	都市研究会評議員会(池田・佐野・渡邊・櫻井・矢野)
	8.15 建築組合に関する特別委員会	都市研究会特別委員会(池田・佐野・渡邊・櫻井・矢野・吉村・山田・笠原・阿南)
	8.26 都市の住宅政策要綱	都市研究会評議員会
	8.3 小橋内務次官より都市住宅政策の実行委員を指名	
	9.4 都市住宅政策実行委員第一次評議会	
1921(T10)	「住宅組合法案要綱」を社会事業調査会において決議	
	2. 「住宅組合法案」社会事業調査会より答申	
	4.12 「住宅組合法」(法律第66号)公布	
	4.22 低利資金融通に関する件通牒(社発第246号)	社会部長より地方長官宛
	5.17 内務省社会局より各府県に対し調査の申付が発せられる	具申書内容:組合数、組合員数、住宅の建設数、建設費総額、低利資金貸付所要概算総額
	7.6 「住宅組合法施行期日に関する件」(勅令第303号)	
	7.6 「住宅組合法施行規則」(内務省令第21号)	
	7.6 「住宅組合登記取扱手続」(司法省令第18号)	
	7.18 「住宅組合法施行に関する通牒」	内務次官より地方長官へ
	7.10 「住宅組合法」施行(勅令第303号)	
	7.10 「住宅組合法施行規則」施行	
	7.20 「住宅組法定款例」(官報彙報欄掲載)	
	7.28 「住宅組合法施行に関する件」(発社会第99号)	内務次官より地方長官へ
11.8 「住宅資金貸付に関する通牒」(発社会第132号)	内務次官より地方長官へ	
11.8 「罹災救助基金の運用に関する件通牒」(和社会第18号)	内務省社会局より地方長官へ	
1924(T13)	11.12 「住宅組合監督に関する件(事業方法書様式)通牒」	社会局長官より各府県知事
1925(T14)	9.17 「住宅組合の組合員調書等記載方の件」(発二部第970号)	社会局第二部長より地方長官へ
1926(T15)	1.30 「住宅組合産業組合に対する低利資金転貸の件通牒」(神地局第162号)	内務省地方局長、社会局第二部長、大蔵省預金部長より地方長官へ
1928(S3)	「住宅組合の定款一部変更に伴ふ登記に関する件」(収社会第505号)	学務部長通牒
1932(S7)	6.13 「住宅組合法改正に関する建議案」	船田中ほか3名、第62回帝国議会提出
	9.2 「住宅組合救済に関する建議案」	中野勇治郎ほか7名、第63回帝国議会提出
1933(S8)	2.23 「住宅組合法中改正法律案」	船田中、第64回帝国議会提出
	2.23 「住宅組合に対し償還資金給興に関する法律案」	船田中、第64回帝国議会提出
	2.28 「住宅組合の救済及改善に関する質問主意書」	船田中、第64回帝国議会提出
1934(S9)	2.6 「昭和9年度歳入歳出総予算案並昭和9年度各特別会計歳入歳出予算案中内務省所管」	衆議院予算第2分科会、第65回帝国議会
1948(S23)	6.10 「住宅組合法施行規則」改正(総理庁令第31号)	改正事項:第11条,出資1口金額「2百圓」→「5千圓」
	6.26 「住宅組合法施行規則」改正(総理庁令第33号)	改正事項:第8条,「組合員は勤労者の他小額所得者で住宅に困窮している者」追記
	7.7 「住宅組合法」改正(法律第107号)	改正事項第6条追加:「所得税・法人税・地方税」営業税の免除
	7.7 「住宅組合法」改正(法律第110号)	改正事項:第11条,所有権移転の地方税免除の削除
1950(S25)	3.31 「住宅組合法」改正(法律第79号)	改正事項:第6条ノ2,「所得税・法人税・地方税法」の営業税免除の削除
	7.24 「住宅組合法施行規則」改正(建設省令第29号)	改正事項:第11条,出資1口金額「5千圓」→「2万圓」
1953(S28)	8.15 「住宅組合法」改正(法律第213号)	改正事項:第17条追加,本法施行のため必要な事項は政令で定める
	10.7 「住宅組合法施行規則」改正(建設省令第26号)	改正事項:一部削除,地方長官の許可による特権の廃止
1954(S29)	5.7 「住宅組合法施行規則」改正(建設省令第14号)	改正事項:第11条,出資1口金額「2万圓」→「4万圓」
1956(S31)	4.24 「住宅組合法」改正(法律第81号)	改正事項:第16条第2項(産業組合法に関する項目)第6条,2項目に分割
1963(S38)	7.9 「住宅組合法」改正(法律第126号)	改正事項:商業登記法の施行に伴い第16条に追加
1966(S41)	3.31 「住宅組合法施行規則」改正(建設省令第12号)	改正事項:第5条,床面積合計「50坪」→「165平方メートル」
1971(S46)	6.1 「住宅組合法」廃止(法律第96号)	
	6.1 「住宅組合法施行規則」廃止(建設省令第15号)	

*『都市公論』、『住宅組合法解釈』、『住宅組合関係法規集』(富山県)より作成

る。この東京信用購買組合は購買組合員の組織によるもので、組合員に1口50円以上を出資させ、資財に余裕ある者に1千円程度の家屋を建築させ、建築資金の3割は個人負担とし、残り7割を低利資金から融通して、月賦で償還させる方法を取っている。また組合の資金については日本勧業銀行から融資を受けることができなかつたため、利率は年9分と高額で、組合が行う住宅の設計施工では2.5%の購買手数料を組合が受け取るようになっていた¹⁷。

それに対して、住宅組合法は内務省の外部団体である「都市研究会」と、内務省内でも独自に法案化の検討を行なっていた様子である。例えば都市研究会では大正8年7月31日の評議会(図1-1)で建築組合に関する話合いが行われ、この時には池田宏、佐野利器、渡邊鋳蔵、櫻井小太郎、矢野亮一の5名が特別委員に推薦されている¹⁸。次いで同年8月15日に建築組合の特別委員会が設置され、上記委員の他に吉村哲三、山田博愛、笠原敏郎の評議員と阿南常一幹事等が出席し、建築組合の考究を行うことが決定されている¹⁹。ちなみに渡邊鋳蔵は住宅組合の可能性について、同会誌(『都市公論 第2巻第8号』²⁰)のなかで諸外国の事例を取り上げながら、「建築は大変金が要ることで、到底百圓や五百圓の金では出来ない、(中略)日本ではどうも基金を集める方法を知らないのが最大原因であらうと思ふ、(中略)組織と致しましては國で建るとか、助ける、或は自治團體で建てる、或は何等かの組織をして組合組織株式組織、(中略)或は独逸の如き貯蓄銀行を設けてやらう、色々やり方があらうと考へます」と資金運用の取り組み方についての重要性を説いている。建築組合の特別委員会は「最初主として住宅組合に就て考へやうと云ふ話でありましたが、尚ほ考へて見ますと、住宅政策を主とした方が適切であると云ふ事」で、その後、住宅政策全体を取り扱い、6項目の「都市住宅政策要綱」を定めている²¹。その中で「住宅の建築に関する件」については、「建築会社設立の奨励、建築組合の奨励、使用人に対する住宅供給、小住宅に対する租税の軽減其他」として、建築組合の奨励を取り上げており、実行委員には渡邊鋳蔵、内田祥三、矢野亮一、櫻井小太郎、佐野利器、桐島像一、高木釜太郎、笠原敏郎、福田重義が任命され、渡邊鋳蔵はそのなかで住宅組合と住宅会社に関する法律案及び定款案の作成を依頼されている²²。

一方、住宅組合の制度化は大正7(1918)年5月に設置された救済事業調査会の「小住宅改良要綱」(大正7年11月5日)の答申を受け、社会事業調査会で審議されている。それに先立ち住宅組合法は内務省でも検討され、当時の内務省事務官であった斎藤樹は、「自分は此の片々たる一小論文を以て、住宅問題の根本的解決策を講ぜんとする者でない」としながらも、住宅組合法の

骨子の公表を行っている²³。彼によれば、住宅問題の解決については「非衛生的住宅の改善問題」と「適当なる住宅の供給力増大の問題」の2つの道があり、後者については「自分は公益的の建築組合を普及せしめ、其の活用によって住宅供給を大ならしむるが、最適当なる方策なりと信ずるものである」と、住宅組合の必要性を述べている。また住宅組合法の要綱については、産業組合法との違いに触れ²⁴、「建築組合の為には別に法規を制定すべき必要」を主張して、

- ①民法を準用して公益法人とする²⁵
- ②簡易保健の大幅適用²⁶
- ③土地の収用権の適用²⁷
- ④組合員の数に最小限の規定を附す²⁸
- ⑤内務大臣の認可を受ける²⁹

など、具体的な提案を行っている。そして「建築組合の保護が相当に実現せらるるならば、組合の普及発達も望み得て、従って住宅難の一部が比較的有効に救済せられると信ずる」として、建築組合法の早期制定を訴えている。

その後、住宅組合法は大正10年1月に設置された社会事業調査会³⁰で「住宅組合法案要綱」³¹(大正10年2月)として答申されている。この社会事業調査会は71名の委員で構成され、そのなかには渡邊鍊蔵、斎藤樹が名前を連ねている³²。これから住宅組合法の要綱作成には、この2人が大きく関わっていた可能性が考えられる。

第4節 住宅組合法の制定

社会事業調査会は住宅組合法の草稿である「住宅組合法案要綱」を決議して、それを元にして内務省社会局が立案の検討を行っている。その際、農商務省からは産業組合と似た組織であるので「内務省の住宅組合法は現在の産業組合法と同じでその必要を認めぬ」³³と異論が出されたが、それに対して内務省では「産業組合法は産業又は産業経済の発達を目的とする方針だが、住宅組合は組合員に住宅を供給する、即ち住宅を使用、又は所有せしむるのを目的とする。成る程、産業組合は現に住宅の購入建設又は建設資金を貸してゐるが、住宅組合に於いてはそれ以外に住宅用地の造成、住宅の譲り渡し及び管理を行ふのだ、尚ほ且つ産業組合に因る住宅は、資金全部を

払込まなければ所有権が移る、この所有権を得せしめることは、やがて家を愛することで、中産以下の労務者に安定を与へ、広義に云へば労働問題の解決とも見られるではないか、産業組合は公益と営利の中間組合であるから、商法を準用するが、住宅組合は全然社会政策から出て公益を目的とするから違法などは要らない、欧米先進国では皆両組合は分離して発達し住宅問題も完備してゐる」³⁴と反論を行っている。つまり、産業組合は組合員の貸家経営を含んだ経済的な発達を目的として購入資金の貸付けを行うが、住宅組合は中産階級を対象として一組合員一戸に限り幅広く住宅を供給し、それ以外にも住宅地の造成及び住宅の譲渡・管理を行っている。また公益組織であるので、社会政策的な意味からもその性格は異なって、両組合が存続してもそれ程問題とならない、というのが内務省側の言い分であった。

住宅組合法は社会事業調査会によって答申され、大正10年3月10日に「住宅組合法案」として第44帝国議会に提出され、衆議院³⁵と貴族院³⁶ではそれぞれ特別委員会³⁷を設置してこれらの審議に当たっている。審議において多く議論されたのはふたたび産業組合法との関連であった。産業組合は改正案が同じ帝国議会に提出され、生産組合の項目について「利用組合」と改称し、消費生活に必要な設備・住宅・浴場等も対象とされ、信用事業や購買事業と同様に住宅供給の道を開いていた³⁸。したがって住宅組合との役割分担が論議されたのである。ちなみに、産業組合は永久に続くことを前提として、余剰金が出た場合にそれを積み立てていく方法を取っている。一方、住宅組合は公益法人の一つで、管轄や手続きも異なり、住宅の所有権が移れば目的を達成したことになる。住宅組合法については十分な資金供給、手続きの簡便化などについて法案の趣旨を徹底することを言明して、原案は修正されることなく、協賛を得て可決されている³⁹。

なお、住宅組合法と同時に検討されていた労働者の貸家供給を目的とする建築会社法⁴⁰は、本案がつくられ第48帝国議会で議論される予定であったが、成立することなく終わっている⁴¹。法案策定に携わった渡邊鉄蔵は著書『都市計画及び住宅政策』（大正12年）において、建築会社法との比較から住宅組合の欠点を述べている。まず、建築組合は単なる家屋購入のための総合組織的な金融機関に過ぎず、そこには組合員の社会的地位を向上させる効果は期待できるものの、それ以外の役割は備わっていないことを指摘している。また、住宅組合は職場単位で結成されるために、そこには地域単位としてコミュニティを形成する力はなく、組合員が各々任意の場所で不動産取得を可能にさせるだけであるとも言っている。そこには量を満たすだけの効用を除けば、質を含めた住宅改良問題への解決の糸口に対する意識は薄いことがわかる。なお、建築会社法は

公益的建築会社による大規模住宅地経営を考えていたため、低廉な住宅供給や住環境の整備の可能性を有していた。それによって質の確保が可能と捉えられており、建築会社法にその役割を持たせる予定であったことがわかる。

第5節 住宅組合法の施行と手続き

住宅組合法は大正10年4月12日に法律第66号⁴²として公布され、これを受けて内務省社会局では細則を検討し、同年7月6日に「住宅組合法施行規則」の施行を行っている。『日本社会事業年鑑』によれば、「住宅組合法案要綱」の作成時における組合員数は10人以上⁴³としていたが、住宅組合法第16条にある産業組合法の適用⁴⁴（産業組合法第7条「産業組合ハ七人以上ニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス」を準用）により、7人以上の組合員に変更されている。組合員数が10名以上から7名以上に変わったのは、住宅組合は毎月の組合員の払い込みによって一戸の住宅を建設することを理想とし、組合の償還資金の完済は全組合員の払込み完済期日と一致しなければならないので、人数が多いと問題が発生しやすく、少ない方が組合を維持管理するうえで容易と思われたためであったと考えられる⁴⁵。また、「住宅組合法案要綱」では住宅の坪数に関して「其の家屋の坪数等の制限並付属設備の種類及範囲は命令を以て之を定むること」⁴⁶としているが、「住宅組合法施行規則」ではより具体的に延50坪以下⁴⁷を上げている。

住宅組合の事業目的は、住宅敷地の取得と造成、住宅の建設及び購入譲渡、管理等に置かれていた（法2条）。組合の設立については地方長官の許可が必要とし、監督は市長と地方長官及び内務大臣（のちに建設大臣⁴⁸）が行う事となっていた（法14条）。事業の執行及び管理は産業組合及民法中法人に関する規定を準用し（法16条）、住宅の建築では政府から低利資金の融資を受け、利子4.8%の半ヶ年賦で20ヶ年以内の償還方法が取られている（法12条）。また、産業組合法における住宅建設も存続させ、住宅組合法と同様の低利資金を融通し、「今日ノ急務タル住宅難ヲ救済スルニハ共ニ各々其特色トスル所ヲ發揮スルヨウニ務メナケレバ」⁴⁹ならないとして両者に助成する方法を取っている。建物は原則として50坪以下を規準とし、70坪以下の敷地に35坪以下の住宅を建てる場合は登録税と地方税（法11条）が免除され、公有地の売払いと貸付についての特典が与えられている（法13条）。

当時の新聞によれば、住宅組合の申請数の膨大さに伴って、住宅資金に関する記事が増えている⁵⁰。これから見ても、住宅資金の融資に対して大きな期待が寄せられていたことが考えられる。政府は住宅組合の申請者に概算で毎年約1千万円（大蔵省預金部約6百万円、通信省簡易保険約4百万円）の用意があることを発表した。これについては予算額が余りにも少ないので批判の声が上がり、融資は増額されずに、次年度の繰り延べ申請者が多数に上っている。また組合解散等による低利資金が被る損失は府县市町村が負担することとなっており、このため市町村では住宅難と関係ない申請者や支払い能力のない者に対して、厳密な審査を行っていたことが考えられる。さらに内務省は月収百円見当の生活者で「20坪乃至20余坪の住宅建設要求者に対し」て「住宅組合資金貸付標準」⁵¹を設定し、優先的に住宅供給を因る方法を取っている。

また政府は「住宅資金貸付ニ関スル件依命通牒」（大正10年11月8日）を地方長官に通知して、特に住宅難が厳しい地方においては道府県が保有する非常災害救助のための罹災救助基金⁵²の中から融通を受けることを認めている。これは大蔵省で用意できる貸付資金に限りがあったため、特別な処置を講じたものと考えられる。住宅組合は大蔵省以外でも、簡易保険⁵³と大正13以降から特殊銀行⁵⁴からの融資を認めている。当初、住宅組合への低利資金の貸付は、所属市町村を通じて行っていた。しかし、所属市町村の貸付方針がまちまちで、大正11年度からは6大都市を除く⁵⁵府県において直接の窓口を設定して貸付ける方針に変更している⁵⁶。いずれにしても、大蔵省で用意できた資金は乏しく、審査も厳しくて、貸付標準内においても経済的にゆとりのある中間層にしか適応できなかったものと考えられる。

また、大正11年9月23日の大阪毎日新聞⁵⁷には初年度から申請額が減った理由として、申込額に対して貸付額はわずかであったため駄目だと思ったことと、申請手続が煩雑で要望者もサジを投げたと言われていると書かれている。

第6節 全国における実施状況

次に住宅組合の実施状況について全国規模での組合数、組合員数、資金を記したものが図1-2である。

内務省社会局は「住宅組合施行規則」が施行される以前の大正10年5月17日に、地方長官に

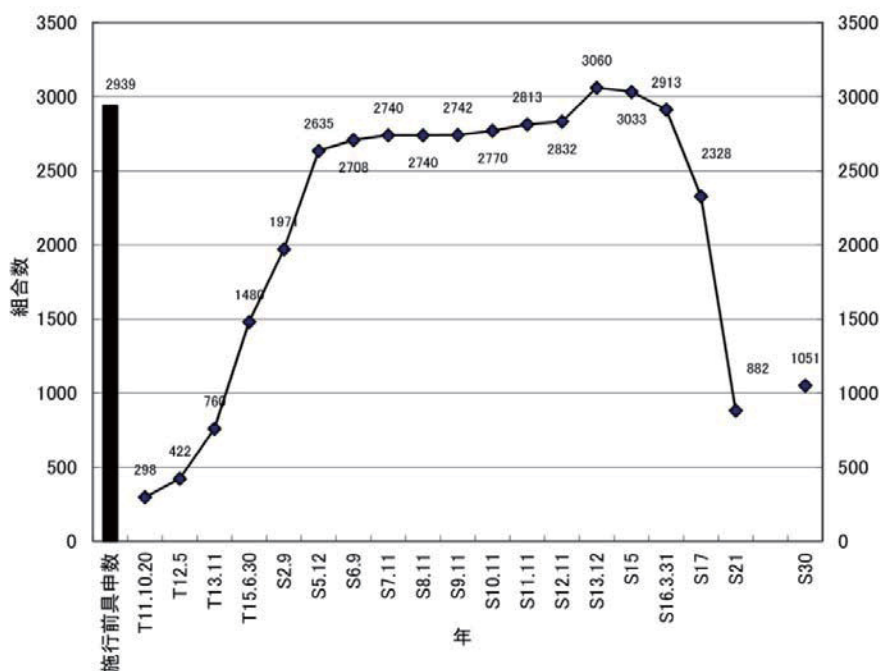


図 1-2 全国における組合数の推移

*大正 10 年から昭和 17 年までについては『日本社会事業年鑑』を、昭和 3 年については『社会局関係事務概要』⁵⁸を、1 昭和 5、6 年の数値については『社会事業統計要覧』⁵⁹を、昭和 21 年の数値は『住宅組合法の解説』⁶⁰を、昭和 30 年の数値は『日本の住宅政策』⁶¹から補足して、その推移を示している。

*社会局福利課調，昭和 13 年以降は社会局住宅課調。

対して調査の通牒を発しており、各府県からは組合希望数と低利資金に関する所要概算額等が具申されている。これによると、大正 10 年 6 月時の組合申請数は 2,939 組合、組合員は 56,705 人を数え、低利資金要求額は 1 億 4 千万円を越えていた⁶²ことがわかる。こうした膨大な具申数に対して、政府が初年度に貸付できたのは 962 万円の 1 割程度であった。大正 11 年度には申請数が 849 組合、62,503,004 円となり、大正 10 年の具申数に比べて大幅に減っている。この理由について『日本社会事業年鑑 大正 12 年』⁶³では以下の 3 点を上げている。

- ①経済界の不況
- ②政府の貸付額が僅少であり、一般低利資金要望者の予想に反したこと
- ③低利資金の貸付手続が頗る煩雑なること

また、各府県でも低利資金の債務者となるために、住宅組合の認可には慎重な構えを見せており、こうしたことが減少させる一因であったと考えられる。その後、組合数は年を追って最初の申請数に近づいていくが、昭和 5 年からは組合の増加が少なくなる現象を生んでいる。これは昭

和初期の財政不況も影響して、その後における新規申込み者が少なかったためと考えられる。

第7節 住宅組合法の改正についての検討

このように住宅組合の設立は昭和5年頃で停滞したが、内務省社会局は昭和2年に早くも法規改正を検討し、「住宅組合法の根本的改正計画」として法規の不備なる点を上げている。昭和2年8月19日の『時事新報』⁶⁴によれば、改正点は以下に示す5項目であった。

- イ. 住宅の登記は産業組合法を準用していたが、書類の手続きが煩雑で登記の滞りを防ぐため簡単にする。
- ロ. 住宅組合の組織は産業組合に比べて基盤が脆弱で異質な組合員で構成される場合には、組合費の徴収が滞り、綿密な調査に基づいた制限を設ける。
- ハ. 相続と譲渡に不徳行為が発生するので厳重な制限を設ける。
- ニ. 理由なき脱会者を防止する。
- ホ. 組合間の不正防止のため監督を強化する。

また住宅貸付金の支払いを住宅建設後に行うことも検討されている。しかし、帝国議会の議事録ではこれらの改正案を確認できないので、実施に移されなかったと考えられる。

昭和初期になると関東大震災の打撃も重なって、財界不況で好景気だった頃の金利が重荷となり、昭和6年3月末には923組合が借入資金の滞納に陥っている。大蔵省への滞納金の総額は元金1,249,523円、利子1,159,280円に及んでいる⁶⁵。

船田中氏ほか3名は昭和7年の第62回帝国議会に「住宅組合法改正に関する建議案」⁶⁶を提出し、以下のように住宅組合法の改正を申請している。建議案における改正点を要約すると、

- a. 償還年限の延長、b. 利子の引き下げ、c. 家屋税の免除、d. 資金償還の免除、e. 組合員の連帯保証についての免除

であった。

また中野勇治郎氏ほか7名も同年の第63回帝国議会で「住宅組合救済に関する建議案」⁶⁷を提出し、「政府ハ住宅組合ニ対スル低利資金ノ回収ニ付適当ナル方途ヲ樹立シ以テ之カ救済方法ヲ講セラレム」ことへの希望を申請した。これらは衆議院において可決され、従来からの貸付組合

員には利率を年6厘（従来4分8厘で借入のものは4分2厘、また4分2厘にて借入のものは3分6厘）引き下げて、昭和7年10月1日以降から新規の組合員に年3分2厘の資金を融資することに変更している。また、同議会では「低利資金償還ノ中間据置及利子補給ニ関スル建議案」⁶⁸も提出され、これによって昭和7年から昭和9年までの3箇年は「農村及び中小商工業関係元利支払資金」という名目で、預金部資金の中から総額989万余円を供給して貸付元利金の償還への救済を行っている⁶⁹。

それにもかかわらず「住宅組合及同組合員ノ窮状真ニ切迫セルモノアリ」として、船田中氏は昭和8年の第64回帝国議会において再び「住宅組合の救済および改善に関する質問主意書」⁷⁰に併せて「住宅組合法中改正法律案」⁷¹と「住宅組合に対し償還資金給興に関する法律案」⁷²を提出した。「住宅組合法中改正法律案」は住宅組合法第12条に「其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高ヲ超ユルコトヲ得ス」を付け加え、利率を郵便貯金（年3分）並みにしたいという意向を汲んだものである。「住宅組合に対し償還資金給興に関する法律案」は住宅の焼失、組合員の死亡・転居による他組合員への過重負担に対して、償還資金の給与を法律化しようとする動きであった。しかし、大蔵省からの返答⁷³は以下の4項目であった。

- A. 関東大震災の被災者への救済援助に対して、住宅組合だけを特別扱いすることはできない。
- B. 死亡または失職による連帯組合員への負担軽減は、責任上から不可能である。
- C. 預金部資金の利率は年3分2厘を最低とし、それ以下の低減は難しい。
- D. 償還年限の延長は、20年でも相当に長期間なので、これ以上の延期は難しい。

これら2案は衆議院において可決されたが、貴族院で審議未了となり、償還の延滞はなかなか解消されていない。

内務省社会局はこれを受けて住宅組合の全般的な見直しよりも、成績不良な住宅組合を整理して資金の融通緩和を図ることとした⁷⁴。また貸付条件を緩和して、昭和10年9月には預金部から融通を受けた総額8,300万余円のうち、約2千万円について20年以内の償還期限を設けて延長を認めている⁷⁵。しかし、**図1-2**に示すように、組合数は昭和13年に一時増えるものの、その後は減少している。

第8節 戦後期の住宅金融公庫との関係

住宅組合法は戦後も継続し、昭和 21 年には 882 組合、組合員数が 11,314 人⁷⁶を数えている。組合数は戦前期と比較すると明らかに減少し、新規の申込みは余り申請されず、連帯保証制度や煩雑な手続を理由に一般市民が遠ざかる傾向をみせている。

住宅組合法は、昭和 23 年から廃止に至る昭和 46 年までに 6 回、「施行細則」も 6 回改正されている（表 1-1 を参照）。改正内容は「所得税・法人税・地方税法」による営業税の一時的免除（昭和 23～25 年）、地方税の負担（昭和 23 年）、出資金額の一口 2 百円から 2 万円への 3 度の値上げ（昭和 23, 25, 29 年）、地方長官による許可特権の廃止（昭和 28 年）、床面積制限の緩和（昭和 41 年）などである。住宅組合法は時代の変化に応じた変更で、中産階級の生活安定を目的とした特色を次第に無くしていったものと考えられる。

住宅組合は昭和 30 年に 1051 組合、組合員数が約 15,000 人⁷⁷を数えており、再び増加の傾向を見せている。これは昭和 25 年 5 月に住宅金融公庫法が公布され、これを併用することで職域組合の住宅組合に貸付が行われたためと考えられる。昭和 28 年に「産業労働者住宅資金融通法」⁷⁸が施行され、社宅資金の貸付が行われることとなってからは、住宅組合は給与住宅以外の職域組合のほか、「産業労働者住宅資金融通法」の対象から外された公務員とこれに準ずる者で組織された組合で、耐火構造の共同住宅を建設する者に限っていた⁷⁹。組合員はいずれも一般住宅建設資金の貸付資格を有し、これらを条件に申込み当選者で職域ごとの住宅組合を組織することになっている。しかし、多くが給与住宅を希望したため、昭和 33 年以降、住宅組合への貸付はほとんど行なわれていない⁸⁰。このように住宅組合の対象は昭和 28 年頃から給与住宅が外されたことで存在理由を失い、昭和 46 年 6 月 1 日には「許可、認可等の整理に関する法律」⁸¹が公布され、住宅組合法は廃止されている。

第 9 節 小結

以上のように、本章では住宅組合法の成立から廃案にいたる経緯を明らかにした。第一次世界大戦後の好景気は工業化と商業化を促進させ、大都市に人口が集中による住宅不足やそれにとまなう家賃の高騰といった都市問題を引き起こした。そのため研究機関の雑誌などで住宅対策に関

する議論が進み、西欧の住宅政策についても取り上げられるようになった。大正8年には西欧の建築組合について活発に論じられるようになるが、その内容は日本と西欧の建築組合を比較するものではなく、各国の組合の組織経営のあり方を中心に紹介したものであった。

住宅組合法は中産階級への住宅供給を目的として、都市研究会特別委員会と内務省内部で検討され、これを受けて大正10年2月に社会事業調査会が「住宅組合法案要綱」を答申し、内務省社会局が立案化に踏み切って制定された。策定された法は、持ち家を主とする住宅の個人取得による相互的金融機関の性格が強かったことから、主にイギリスを参考としたと思われる⁸²。また、住宅組合法は中産階級の住宅取得のための金融政策として成り立ち、労働者向けの貸家住宅を目的とする建築会社法と対の政策として同時に検討された。建築会社法は住宅地経営を想定しており、質の改善としての役割も期待されたが、成立にいたらなかった。

住宅組合法は設立当初からいくつかの問題点が指摘され、その都度修正が試みられているが、戦前期において改正されることはなかったと見られる。住宅組合における一番の問題は、震災と財政不況による影響で、途中から組合員の償還が困難になったことである。これに対して、内務省社会局では利率の引下げなど様々な対応策を講じているが、煩雑な手続きと連帯保証制度、さらには償還年限の延長は最後まで解決されず、組合員に大きな負担を強いている。そのため大正10年の具申時に近づいた昭和5年頃から組合数は伸びなくなっていったことが考えられる。

戦後は住宅金融公庫法との併用によって、職域組合による給与住宅の利用が見られる。しかし、その貸付は昭和28年以降から給与住宅を対象外としたことで、一般住宅建設資金の貸付資格を有する組合員を対象とし、住宅組合の存在理由はあいまいになっていたことが考えられる。さらに昭和33年以降からは全く利用されず、中産階級への住宅供給の目的を失って、昭和46年6月1日に廃止されたことを明らかにした。

注

¹ 住宅組合法は内務省社会局が進めた住宅政策である。内務省時代の歴史は現代の都市生活にも重要な影を落としており、その研究を扱うことは重要な意義を持っているが、基礎史料については十分に発掘されているとは言い難い。『内務省年報・報告書』の解題参照) 近年、『内務省史(全6巻)』(原書房)や『内務省年報・報告書(全14巻・別巻3)』(三一書房)などの内務省関係の刊行物が出版されている

が、『内務省年報・報告書』は明治8年から明治23年までを扱うにとどめ、『内務省史』も社会局の設置と主業務の概要を記すのみである。そこで本稿では、当時の主要刊行物である『都市公論』『社会と救済』『帝国議会速記録』『日本社会事業年鑑』『日本都市年鑑』や各社新聞記事を基礎資料として、実施経緯についての検証を行うこととした。

- ² 都市公論復刻版 第2巻第7号（大正8年7月）～第24巻第12号（昭和16年6月12月）、不二出版、1990～1992
- ³ 戦前の住宅政策の変遷に関する調査（Ⅴ）－戦前住宅政策キーワード50－、（財）日本住宅総合センター、昭和59.11、p.18
- ⁴ 都市研究会は大正6年11月に発足され、大正7年2月11日に「趣意書」が発表されている。会員は主に学識者、内務官僚、官吏・地方公務員、都市事業に関連する会社経営者で構成され、活動内容は「都市経営に関する諸般の事項を調査研究」（「会則第1条」）に基づく機関誌『都市公論』の刊行、都市問題の講演会・講習会、（株）北大阪電鉄の千里山住宅地の設計委託業務などを行っている。また地方行政の連絡機関である「全国各市連合協議会」には理事・幹事クラスが出席し、支援的な活動を行っており、住宅政策委員会においても「従来は何等具体的の考察、施設、実行をもみざりしが如し、然るに今回内務次官より住宅政策実行委員なるものの指命を見た…以上の趣意に於て、吾人は今日、住宅政策に関する実行委員の設定を歎ぶものにして、特に這の指命が、従来の官設官選の方法出でずして、私立の団体に対して、此の研究題目を分ちたるを多とせざるを得ず。都市改良に関する専門家実験家の、是等委員と共に、切実なる研究を進むるあらんとを希望して止まず。」（「住宅政策の実行」、読売新聞、大正8年9月3日）とあるように、内務省における諮問機関の役割を持っていたことが考えられる。
- ⁵ 戦前の住宅政策の変遷に関する調査（Ⅴ）－戦前住宅政策キーワード50－、（財）日本住宅総合センター、昭和59年11月、p.52
- ⁶ 『慈善』（明治42年7月創刊）は大正6年10月から『社会と救済』、大正10年4月から『社会事業』（発行は社会事業協会→中央社会事業協会→同協会社会事業研究所）、昭和17年1月から『厚生問題』と変わり、昭和19年12月に廃刊となる。
- ⁷ 大霞会内務省史編集委員会：内務省史、大霞会、昭和46年～昭和55年
- ⁸ 『日本社会事業年鑑』は大正9年から14年まで大原社会問題研究所で刊行され、昭和8年から18年まで中央社会事業協会が編纂した。昭和50年には文生書院から復刻版が刊行されている。
- ⁹ 西欧社会における建築組合については、『社会と救済』に「建築組合の起源は1795年英国に起った建築倶楽部 Home Builders' Clubにある。」（内務属 斎藤樹：「刻下の住宅問題及其対策」、中央慈善協会：社会と救済 第3巻第5号（大正8年8月）、p.12）と説明されている。また最近の研究では、島浩二が「“住宅組合”とは、イギリス特有の住宅金融機関である Building Societies の訳語である。」として当座組合、継続組合、スターバウケット型組合の例を紹介している。（島浩二：住宅組合法の史的研究－イギリスにおける持家イデオロギーの源流－、法律文化社、平成10年1月20日）
- ¹⁰ 平田東助・杉山孝平：信用組合論、楽善堂、明治24年11月
- ¹¹ 杉本茂：住宅組合法成立までの住宅協同組合、日本建築学会大会論文集、昭和54年、pp.1683～1684

-
- ¹² 徳富蘇峰は、自ら主催する『国民の友』のなかで「労働者の声」として、協同組合の紹介の後、共同会社の制定について述べている。(民友社:国民の友 第95号, 明治23年9月23日, pp.6~11)
- ¹³ 『労働世界』ではすでに明治32年に「建築組合を發起すべし」を発表し、建築組合の設立を促している。(労働組合期成会:労働世界 第31号, 明治32年3月1日, p.3)
- ¹⁴ 内務省地方局有志編:田園都市, 博文館, 明治40年12月
- ¹⁵ 斎藤樹:刻下の住宅問題及其対策(『社会と救済 第3巻第5号』大正8年8月, p.12)
- ¹⁶ 樫田五郎:住宅問題及び住宅政策(『社会と救済 第2巻第12号』大正8年3月, p.62)
- ¹⁷ 「住宅組設計画」(福岡日日新聞, 大正8年7月4日)
- ¹⁸ 「評議員会」(都市研究会:都市公論 第2巻第8号, 大正8年8月, p.83)
- ¹⁹ 「特別委員会」(都市研究会:都市公論 第2巻第8号, 大正8年8月, p.83)
- ²⁰ 渡辺鏡蔵:建築組合に就て(『都市公論 第2巻第8号』大正8年8月, p.59)
- ²¹ 本会理事・工学博士 佐野利器:「都市の住宅政策綱領(於八月二十六日評議員会)」(『都市公論 第2巻第9号』大正8年9月, pp.75~80)
- ²² 「建築会社建築組合設立に因る法律案及定款案を作製し、敷地割及住宅の設計を調査して、建築会社は市制施行地に適用するの方針を以て調査する事として法律案及定款案は渡邊博士に、敷地割及住宅の設計調査は内田博士に依頼する事と為り」(「都市住宅政策と本会の決議 附都市研究会評議員会記事」, 都市研究会:都市公論 第2巻第9号(大正8年9月), pp.80~88)
- ²³ 内務属 斎藤樹:「刻下の住宅問題及其対策」, 中央慈善協会:社会と救済 第3巻第5号(大正8年8月), pp.5~19, 他に内務省社会局の井上一の関係が知られる。(井上一:住宅組合精髓, 帝国地方行政学会, 大正10年9月)
- ²⁴ 「産業組合法を改正し、其の様式として建築組合を認むるか、又は別に建築組合法を制定して組合の普及を図り之に十分の保護を与ふるか」「産業組合は其の本来の性質上組合員の経済の発達を目的とするものであって、廣く都市計画又は住宅立法と範囲を等しくするものでない。」「建築組合なるものは、元來組合員に住宅を供給することを目的とする公益的組合であり、之が實際上の経営は公益に関すること大なるものである。」(注24と同じ, pp.15~16)
- ²⁵ 「建築組合は、之を民法第34条に依つて設立する公益法人とすることを適當と思ふ。同条は廣く「其他公益に関する社団」と謂つて営利を目的とせざるものであればよいのである。而して都市計画の事業が内務大臣の主管に属する関係上からも建築組合は産業組合法に依るものとせざることを便利とする。公益法人として内務大臣の管掌に属せしむることが適當である。」(注24と同じ, p.16)
- ²⁶ 「低利資金の融通に就いても、必要ならば簡易生命保険による資金は其の大部分を此の方面へ廻すのが適當である。」(注24と同じ, p.16)
- ²⁷ 「簡便を主とするならば、土地収用法第二条第三号に、教育、学芸又は慈善に関する事業と規定してあるから、建築組合の事業は之を慈善に関する事業と看做すといふ如き規定を設けて直ちに土地収用法を適用し得る様にしたならばよい様に思はれる。」(注24と同じ, p.17)
- ²⁸ 「之等の保護を加へる為には、相當に基礎の強固なものでなければならぬ。従つて組合員の最小限に関

する規定を要する。産業組合は七人以上となって居るが、建築組合に在っては少くも毎月の組合員の払込金を以て、一戸を建築し得る程度でなければならぬ。又融通せらるる資金償還の期限との関係上、其の完済期と組合員全員の払込完済期とが一致する様にせねばならぬ。」(注 24 と同じ, p. 17)

²⁹ 「設立者となり、経営者となるべき人は十分信用ある人でなければならぬ。若し産業組合の如く地方長官の設立許可を以て足るとするならば、時に或は詮議の上に不満足ながら之を許可せねばならぬ場合なしとも言はれない。此点は内務大臣に許可権を保留することを適当ならしむる理由の一であらう」(注 24 と同じ, p. 17)

³⁰ 社会事業調査会の役割については以下の記述がみられる。

「当時政府は制度の制定について調査・立案するとき、民間人を入れた調査会を官制によって設置し討議していた」(大霞会：内務省史第 1 巻, p. 775, 原書房), 「社会局の仕事として重要なものは、社会事業調査会にかけて一つの成案を得て、それを法律案にして予算をとってやる、というやりかたで調査会の答申を重視していた」(大霞会：内務省史第 3 巻, p. 372, 原書房)

³¹ 「社会事業調査会において決議された住宅組合法案要綱」(大原社会問題研究所：日本社会事業年鑑 大正 11 年), p. 118

「住宅組合法案要綱」は全 17 条からなり、その内容は住宅組合法のすべてを網羅したものではないが、骨子については住宅組合法(全 16 条)、住宅組合法施行規則(全 33 条)や定款(全 50 条)に受け継がれている。「住宅組合法案要綱」は住宅組合法の基礎をなした要綱と考えられる。また住宅組合法の連帯責任の項目については、要綱では「住宅組合は有限責任とし」ていたが、住宅組合法においては限定されていない。

³² 大原社会問題研究所：日本社会事業年鑑 大正 11 年, p. 12

³³ 「住宅組合法に農商務省から抗議」(万朝報, 大正 10 年 1 月 26 日)

³⁴ 注 34 と同じ

³⁵ 「“住宅組合法案” 国務大臣床次竹二郎による法案の説明」(第 44 回帝国議会 衆議院議事速記録 39, pp. 599~601), 「右各案の審査を付託すべき委員の選挙」(同左), 「“住宅組合法案” 法案特別委員会の報告(委員長福井三朗氏による)」(第 44 回帝国議会 衆議院議事速記録 39, p. 677)

³⁶ 「“住宅組合法案” 国務大臣床次竹二郎による法案の説明」(第 44 回帝国議会 貴族院議事速記録 39, pp. 654~656), 「“住宅組合法案” 法案特別委員会の報告(委員長大久保利武氏による)」(第 44 回帝国議会 貴族院議事速記録 39, pp. 875~876)

³⁷ 帝国議会衆議院委員会議録 大正編 29, pp. 651~666

³⁸ 注 11 と同じ

³⁹ 注 37 と同じ

⁴⁰ 渡辺鐵蔵『都市計画及住宅政策』修文館, 大正 12 年 10 月, pp. 222~225

⁴¹ 日本社会事業年鑑 大正 14 年, p. 76

⁴² 住宅組合法(法律第 66 号, 大正 10 年 4 月 12 日公布)の内容は以下の通り。

第一条 住宅組合は組合ハ組合員ニ住宅ヲ供給スルヲ以テ目的トス、住宅組合ハ法人トス

第二条 住宅組合ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 住宅用地ノ取得、造成若ハ借受又ハ組合員ニ対スル貸付若ハ譲渡
- 二 住宅ノ建設又ハ購入

第三条 本法ニ於テ住宅ト称スルハ住居ノ用ニ供スル家屋及其ノ附属設備ヲ謂フ

前項ノ附属設備ノ種類及範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 組合ノ供給スル組合員ノ住宅ハ1組合員ニ付1戸ニ限ル

第五条 住宅組合ノ供給スル住宅ニ関スル坪数其ノ他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 組合員ノ持分ハ之ヲ相続スルコトヲ得

第七条 組合員住宅ノ所有權ヲ取得シタル後出資払込ノ完了ニ至ル迄ノ間左ノ各号ノ1ニ該当スルトキハ組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ対シ住宅ノ所有權ヲ組合ニ譲渡スルコトヲ請求スルコトヲ得

- 一 出資払込ノ義務ヲ怠リタルトキ
- 二 組合ノ定ムル住宅仕様条件ニ違反シタルトキ

第八条 組合員ハ前条ノ規定ニ依リ其ノ住宅ノ所有權ヲ失ヒタルトキハ組合ヲ脱退ス

第九条 組合員出資払込ノ完了前住宅ノ所有權ヲ取得シタルトキハ組合ハ組合員ヲシテ未払込出資金額ニ付其ノ住宅ノ上ニ抵当權ヲ設定セシムルコトヲ得

第十条 住宅ハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ火災保險ニ付スヘシ

第十一条 住宅組合ノ住宅ノ建設、購入若ハ住宅用地ノ取得又ハ組合ト組合員トノ間ニ於ケル住宅若ハ其ノ用地ノ所有權移転ニ関シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ス

第十二条 北海道地方費、府県又ハ市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ住宅組合ニ対シ住宅資金ヲ貸付スルコトヲ得

第十三条 国、北海道地方費、府県、群又ハ市町村ノ所有ニ属スル土地ハ随意契約ニ依リ住宅組合ニ之ヲ売払又ハ貸付スルコトヲ得

第十四条 住宅組合ハ主務大臣、地方長官、群長及市長之ヲ監督ス

第十五条 本法中群、群長トアルハ群長ヲ置カサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトシ市町村、市長トアルハ市制又ハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス
第十六条 民法第44条第1項、第45条第2項第3項、第48条、第52条第2項、第53条乃至第55条、第59条乃至第61条第1項、第62条、第64条、第65条第1項、第66条、第70条、第73条、第74条及第78条乃至第81条ノ規定ハ同法第45条第3項及第48条第1項中期間ニ関スル規定ヲ除クノ外住宅組合ニ付之ヲ準用ス

産業組合法ハ第1条、第5条、第16条、第32条、第34条、第38条、第43条、第44条、第46条乃至第46条ノ3、第59条、第69条、第75条、第76条乃至第92条及第106条ノ規定ヲ除クノ外住宅組合ニ付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

⁴³ 「十人以上をもって組織する組合にして組合員に其の住宅を供給することを目的とすることを以て住宅

組合とし…」(大原社会問題研究所編:日本社会事業年鑑 大正 11 年, p. 118), また「愈々成案を得た住宅組合の特長」(大阪毎日新聞, 1921(T10). 1. 19) では内務省の検討事項で 20 人以上の記述がみられるが、その根拠は明らかでない。

⁴⁴ 注 41 と同じ

⁴⁵ 注 29 と同じ

⁴⁶ 注 32 と同じ

⁴⁷ 「家屋各階ノ床面積合計五十坪ヲ超ユルコトヲ得ス」(住宅組合法施行規則 第 5 条)

⁴⁸ 建設省大臣官房弘報課編:住宅組合法の解説, 昭和 23 年, p. 2

⁴⁹ 注 37 と同じ

⁵⁰ 「住宅組合に低利資金」(大阪日日新聞, 大正 10 年 5 月 20 日), 「住宅組合と低利資金融通額」(大阪朝日新聞, 大正 10 年 6 月 7 日)

⁵¹ 「住宅組合資金貸付標準 申請された住宅組合は五十坪以内の規定に依ったもので、其内二十坪乃至二十余坪の住宅建設要求者に対し資金を供給するの方針を取り、月収百円見当の生活者の間に差当り便宜を与ふることに内定していると云ふ。」(大原社会問題研究所編:日本社会事業年鑑 大正 11 年, p. 123)

⁵² 「道府県には非常災害救助の為被災救助基金を保有するのであるが此の基金にして差支なき限りは住宅資金として住宅組合に融通することを得る。(大正 11 年 11 月 8 日内務次官通報) 但し本基金は人工集中劇甚にして住宅難を訴ふる地方の住宅組合に限られ其の適否は内務大蔵両大臣の認定に依る。」(注 35 を参照, p. 188)

⁵³ 「大正 12 年度簡易保険積立金運用委員会において決議された住宅貸付条件, 資金貸出しは、住宅組合よりも公共団体を先にし、之に対し家屋は勿論其上に同額以上の物件を担保とし、更に利子の 4 分 8 厘を 5 分 4 厘に引上げられることとなった」(大原社会問題研究所編:日本社会事業年鑑 大正 13 年, p. 76)

⁵⁴ 銀行の融資には普通銀行と特殊銀行があり、普通銀行は不動産に投資することを余りよこばなかったとされている。一方特殊銀行は勸業・農工・拓殖を指し、大正 12 年三銀行法に改正を加えて住宅組合に無担保による貸付を行ったが、利率は年 9 分内外が一般であったため、低利資金の 4 分 8 厘に比べて差が生じる問題を含んでいた。(里見馬城夫著:住宅組合法解釈, 宝文館, 大正 13 年 12 月 25 日)

⁵⁵ 「六大都市に限り特に府県の手を経ず直接大蔵省より借入ることを得る」(里見馬城夫著:住宅組合法解釈, 宝文館, 大正 13 年 12 月 25 日)

⁵⁶ 「住宅低資の貸付法変更」大阪朝日新聞, 大正 12 年 2 月 12 日

⁵⁷ 大正 11 年 9 月 23 日大阪毎日新聞「前年の一割にも達せぬ 低資所要額の激減 供給の不足と手続の煩雑は要望者を欺く失望させる」

⁵⁸ 社会局庶務課:社会局関係事務概要, p. 81, 昭和 3 年 1 月

⁵⁹ 社会局社会部:第 10 回、第 11 回社会事業統計要覧

⁶⁰ 注 47 と同じ

⁶¹ 上野洋:日本の住宅政策, 彰国社, p. 33, 昭和 33 年

⁶² 「住宅組合設立数と建設費低資所要額」大阪朝日新聞, 大正10年7月9日

⁶³ 「斯様に申請組合数及申請資金額の著しく減退した理由に就ては、種々の原因があるであらうが、其主たる理由は、(一) 経済界の不況、(二) 昨年度の政府の貸付額が僅少であったために一般低利資金要望者の予期に反したこと、(三) 低利資金貸付手続の頗る煩雑なること等であると云はれている。

此の住宅組合への低利資金貸付は、各府県が債務者となり、而して管内の各組合へ転貸する形式になるので、各府県では、組合の内容調査に困難を感じながら大事に大事を取ったのと、又一方では、申請額に対する貸付額が十分の一足らずの僅少なものであった為に、貸付くべき組合の選定に苦しんだ結果、実際に設立を認可されて資金を貸与さるべき組合は甚だしく減じた。」(大原社会問題研究所：日本社会事業年鑑 大正12年, p. 65)

⁶⁴ 「住宅組合法の根本的改正計画」時事新報, 昭和2年8月19日

「◇組合の登記

現に実施しつつある住宅組合における建築物の登記は産業組合法に依る登記を準用して居るが其の手續が余りに煩雑であつて寧ろ必要の程度を超えて居る為め当然組合において執る可き登記手續が動もすれば怠り勝であり然も其間意外に事件を惹起する例があるから之等の点は今少し緩和して手續を簡単にする

◇組織の改正

住宅組合の組織は産業組合の夫れに比して基礎が頗る薄弱で組合分子の素質に種々遺憾の点あり為に組合費徴収上甚しき支障を来す場合が多いから一面運用上においては調査を精密にして事実と相違せざる様注意すると同時に組合の基礎を強固ならしむる適當の制限を設けること

◇相続と譲渡

現行法においても組合の持分に関する相続手續及住宅所有權の譲渡に関しては相当嚴重な規定があるが尚ほ實際においては往々にして不徳行為の發生をみることもあるから之等に就ては更に一層嚴重なる制限を加ふること

◇組合の脱退

組合員の脱退は死亡其他やむを得ざる場合に限られて居るに拘らず事實は何等理由にならざることを名として矢張り脱退を遂げて居るものがある故に此の点に就ても相当考慮すること

◇組合の監督

監督の完全を期し得ない結果として組合間に幾多の不正問題を惹起する、依つて監督に付ては今回の改正案中最も重きを置いて調査し将来之等に依つて忌はしき事件の絶滅を期すること」

⁶⁵ 東京市政調査会編：日本都市年鑑 昭和8年用, p. 685

⁶⁶ 「住宅組合法ハ主トシテ大都市ニ措ケル住宅供給ノ円滑ヲ期スル為大正十年制定發布セラレ爾來政府ハ住宅組合ニ対シ低資ノ融通其ノ他特別ノ助成ヲ為シ來リ近時組合数及融資額共ニ著シキ多数ニ上リシニ偶大正一二年九月一日ノ関東大震火災ニ依リ莫大ノ損害ヲ被リ且最近財界ノ變動ニ伴ヒ物価ノ激落ヲ來ス等著シキ事情ノ變化ニ從ヒ組合ノ経営ハ予想外ノ困難ニ遭遇シ殊ニ融通ヲ受ケタル元利金償還ニ付極メテ不成績ニ陥リ到底当初ノ期待ヲ實現シ得サルノ実況ニ在リ

從ツテ政府ハ住宅組合ノ現状ニ鑑ミ速ニ之カ対策トシテ左記要項ニ從ヒ法規ノ改善ヲ図リ住宅組合救済ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

一 関東大震災ニ因リ滅焼失シタル住宅ニ付元利償還金ノ免除、右修繕費ニ付亦同シ

一 受益セサル保証人ノ責任解除

一 連帯保証人制度ノ廃止一延滞利子ノ引下

一 住宅建築資金貸出利子ノ低減

一 住宅組合貸付元金ニ対スル緩和の方法ヲ講スルコト

(イ) 右元利金償還期限ノ延長

(ロ) 右猶予期限内延滞利子ノ低減

一 組合住宅ニ対スル家屋税免除

一 組合員出資払込ノ完了前住宅ノ所有權ヲ取得シタルトキ組合長ハ組合員ヲシテ未払込出資金額ニ付組合債権者ニ対シ其ノ住宅ノ上ニ抵当權ヲ設定シ得ルモノトスルコト

一 組合員出資払込完了前志望シテ相続者ナク又ハ除名其ノ他ニ依ツテ脱退シ其ノ補充者ナキトキハ

(一) 該組合委員ノ未払込出資金ニ相当スル貸金額ノ元利支払猶予

(二) 該組合カ他へ売却処分スルコトノ許可又ハ府県ニ於て買上ノ方法ヲトルコト

(第 62 回帝国議會 衆議院議事速記録 57, pp. 134~137)

⁶⁷ 第 63 議會帝国議會 衆議院議事速記録 58, p. 244

⁶⁸ 第 63 議會帝国議會 衆議院議事速記録 58, p. 147

⁶⁹ 東京市政調査会編：日本都市年鑑 昭和 12 年用, p. 530

⁷⁰ 第 64 議會帝国議會 衆議院議事速記録 61, pp. 352~353

⁷¹ 第 64 議會帝国議會 衆議院議事速記録 61, pp. 316~317

⁷² 「住宅組合ニ依ル住宅組合ニシテ次ノ各号ノ事由ニ因リ北海道地方費、府県又ハ市町村ヨリ貸付ヲ受ケタル住宅資金ノ元利金ノ償還ヲ為シ得サルモノニ付テハ政府ハ其ノ限度ニ於テ組合ニ対シ償還資金ヲ給興ス

一 住宅滅失シタルモ保険金ノ支払ヲ得サルトキ

二 組合員死亡シ其ノ相続人曠缺セルトキ

三 組合員其ノ住所又ハ居所ヲ去リテ現ニ生死不明トナリタルトキ」

(第 64 回帝国議會 衆議院議事速記録 61, pp. 352~353)

⁷³ 注 69 と同じ

⁷⁴ 組合の整理について、既に組合員を苦しめている連帯保証や利率の緩和を実施している例が 12 組合あることを明らかにしている（昭和 9 年 2 月 6 日衆議院予算第 2 分科会，第 65 回帝国議會 衆議院委員會議録大正編 38, pp. 413~415)

⁷⁵ 東京市政調査会：日本都市年鑑 7 昭和 12 年用, p. 530

⁷⁶ 注 47 と同じ

⁷⁷ 注 62 と同じ

⁷⁸ 「産業労働者住宅資金融通法」(昭和 28 年制定) は社宅建設資金への貸付を行うものを言う

⁷⁹ 村川謙雄: 公庫住宅の話, pp. 19~22, 昭和 30 年

⁸⁰ 「一般個人住宅の申し込み当選者の結成する組合は給与住宅が多く、審査の結果適格者が少なく…当局は地方公務員等の結成する組合のみに翳られ…」住宅金融公庫総務部編, 住宅金融公庫十年史, 昭和 35 年

⁸¹ 官報号外第 64 号, p. 1, 官報 昭和 46 年 6 月 1 日~19 日

⁸² 島浩二によれば、住宅組合の語源について「イギリス特有の住宅金融機関 Building Societies の訳語である。これまでわが国で「住宅組合」に言及される場合には、ほとんど例外なく「建築組合」と訳されていた。これには歴史的な根拠もあって、もともとはちょうど「講」のように少数の会員が一定の金額を定期的・継続的に拠出し合い、資金がたまると個々の会員のために住宅を建設して提供していたようである。しかし現物の住居を建築して提供するこの方式は長続きせず、会員が自ら購入する住居を抵当にしてそのための資金を融資する「抵当融資 mortgage loan」へと早い時期に転換して今日にいたっている⁸²と記している(『住宅組合の史的研究—イギリスにおける持家イデオロギーの源流—』法律文化社, 1998 年 1 月 20 日)。

〈付資料1〉全国紙にみられる住宅組合記事目録

タイトル		発行年月日	新聞名
都市産業組合(上・下)/有働良夫述・農商務省技師	T2	1913/10/27~10/29	福岡日日新聞
住宅組合法案	T8	1919/7/4	福岡日日新聞
多忙なる長崎市:大長崎建設準備の諸計画	T9	1920/2/7	大阪朝日新聞
文化と生活/工学博士 佐野利器	T10	1921/1/1	東京朝日新聞
社会政策諸法案 職業紹介法案 住宅組合法案 建築会社法案部落改善委 網		1921/1/11	東京朝日新聞
社会事業調査会と関係法案		1921/1/13	報知新聞
社会事業調査会発表 官制並びに委員顔触れ		1921/1/13	読売新聞
政府と社会的立法:更に慎重の考慮を要する		1921/1/14	大阪毎日新聞
社会事業調査会		1921/1/15	東京朝日新聞
愈々成案を得た住宅組合法の特長:二十人以上纏れば社団法人として政府 から資金の借入が出来る		1921/1/19	大阪毎日新聞
社会政策四案:社会事業調査会に付議されたる		1921/1/20	東京日日新聞
住宅案と職業紹介 内相官邸における社会事業調査会初総会に付議		1921/1/20	読売新聞
議会に提案さるべき社会政策諸法案(上・下)		1921/1/20-1/21	大阪毎日新聞
社会政策と現内閣/衆議院議員 岩切重雄氏		1921/1/21	新愛知
社会事業調査会 三案委員付託		1921/1/21	読売新聞
現内閣の留意する社会政策に就て(上・下)/某貴族院議員談		1921/1/23~1/25	台湾新聞
社会政策法案		1921/1/24	時事新報
社会政策に基づく住宅組合		1921/1/24	満州日日新聞
住宅法案の欠陥と各国都市住宅政策(上・中・下)		1921/1/25-1/28	大阪時事新報
住宅組合法に農商務省から抗議:これは意外とばかり内務省では大鉢巻で駁 論起草中		1921/1/26	万朝報
協調会の紹介所 内相へ逆戻り 職業紹介所法案に床次さんが条文挿入 少 壮連の反対運動で第六条の大訂正		1921/1/27	東京朝日新聞
住宅の制限的立法		1921/1/30	大阪朝日新聞
社会事業の三案 住宅法は原案適 職業紹介法修正		1921/2/2	東京朝日新聞
非難の多い役所仕事を尻目に どんどん市民の為に尽して行く住宅組合 既に 百三十余戸引渡済み		1921/2/6	東京朝日新聞
衆議院委員会		1921/2/9	大阪毎日新聞
社会政策三案:確定案全文		1921/2/10	時事新報
借地借家法案:市民住宅難根本対策質問:(二十五日貴族院本会議)		1921/2/26	中外商業新報
貴族院本会議 借地借家 住宅問題		1921/2/26	東京朝日新聞(夕)
借家法案に就て(一~三)/法学博士 末広巖太郎		1921/2/28~3/5	大阪時事新報
内務省提出諸案 通過するかしないか 内務省側の観測		1921/3/4	読売新聞
産業組合法改正 住宅組合法提出		1921/3/6	東京朝日新聞
住宅組合法案 単独にて近く提出 住宅会社実は立消		1921/3/9	東京朝日新聞
住宅組合法案:九日提出		1921/3/10	大阪朝日新聞
住宅組合法提出		1921/3/10	東京朝日新聞(夕)
住宅組合法案 昨日衆議院に提出		1921/3/10	読売新聞
衆議院紛擾混乱:斎藤総督弾劾決議案論戦:(九、十日衆議院本会議)		1921/3/11	中外商業新報
衆議院委員会:地方制度改正案:(夕刊の続)		1921/3/13	大阪毎日新聞
住宅組合法(衆院)質問終了		1921/3/13	東京朝日新聞
社会政策可決(衆院)産業と住宅		1921/3/15	東京朝日新聞
産業組合法案委員会可決		1921/3/16	中外商業新報
郡制廃止論戦:市町村制改正案可決:衆議院本会議(夕刊の続き)		1921/3/16	大阪毎日新聞
衆議院本会議 十五日夕刊続		1921/3/16	東京朝日新聞
貴院本会議		1921/3/17	東京朝日新聞(夕)
住宅組合法		1921/3/23	東京朝日新聞
男爵は家主か		1921/3/25	東京朝日新聞
停年法案/停年可決/勸農合併/府県制案/佐々木氏謝罪/鉄道審議/市制審 議/住宅組合法案:衆議院委員会		1921/3/26	中外商業新報
住宅組合法案可決(貴院)		1921/3/26	東京朝日新聞(夕)
第四十四議會終了 貴族院 重要案続々可決 否決は治警案		1921/3/27	東京朝日新聞
地方長官召集期		1921/3/29	東京朝日新聞
住宅組合法 実施は数月後		1921/3/30	読売新聞
新法律(4)		1921/4/1	東京朝日新聞
本日の閣議		1921/4/6	東京朝日新聞(夕)
改正産業組合法:事業範囲の拡張:生産を利用組合と改む		1921/4/8	時事新報
産業組合の要望		1921/4/15	東京朝日新聞
住宅組合で会員の募集開始 建築箇所には電車を延長し諸税も免ぜられる 杉並村には四百戸		1921/4/15	東京朝日新聞
(広告)住宅組合検見川田園建設仮事務所		1921/4/17	東京朝日新聞(夕)

タイトル	発行年月日	新聞名
折角の住宅組合法もお手盛案だといふ非難 民間で幾ら同志を募つても肝腎の土地がないので駄目 役人達だけ甘い汁	T10 1921/4/21	東京朝日新聞(夕)
市町村に設置せねばならぬ市町村立職業紹介所：住宅組合もなるべく組織せよ：狭間県社会課長談	1921/4/24	大阪朝日新聞
欧米の住宅問題(一～五)：(講演筆記) / 工学博士 直木倫太郎氏	1921/4/26～4/30	大正日日新聞
住宅組合に低資一千万円：内務省の供給準備	1921/4/29	東京日日新聞
社会的政策より見たる林業 / 中井山林局長談	1921/4/29	大阪新報
住宅組合法に就て(一～八)：(講演筆記) / 内務省事務官 斎藤樹氏	1921/5/1～5/9	大正日日新聞
住宅組合法の活用	1921/5/2	大阪毎日新聞
住宅組合施行規則	1921/5/4	東京朝日新聞
地方改制=郡制廃止を一枚看板として：床次内相の訓示演説：地方長官会議第二日	1921/5/5	東京日日新聞
内務指示事項：地方長官会議	1921/5/5	時事新報
都市の土地難：土地政策を研究せよ	1921/5/11	大阪毎日新聞
借家法借地法の実施：活用手段を講ぜよ	1921/5/15	大阪毎日新聞
遠からず実施に 審議中の住宅組合法 大阪では住宅課で既に活動	1921/5/16	東京朝日新聞
目下本省で審議中の住宅組合施行令草案は大抵こんな風である：確定迄には尚多少の時日を要する	1921/5/19	大阪朝日新聞
住宅組合に低利資金：供給に関し内務部長通牒を發す	1921/5/20	大正日日新聞
英国の住宅問題：我国の現状は如何	1921/5/20	大阪毎日新聞
[社説]住宅問題の両面 住宅組合法の効果	1921/5/29	読売新聞
住宅法実施期	1921/5/30	東京朝日新聞(夕)
簡易な法で建つ住み心地の可い家(上・下)：一千五百円で五十坪の地へ十四坪の建物を和洋折衷に	1921/5/31～6/2	大阪時事新報
[住宅組合法の主旨]=上 来月中旬までに発表 小住宅の建設を奨励	1921/6/1	読売新聞
住宅組合法の利用で盛んな建築熱 低資融通の申込が府に殺到す	1921/6/2	東京朝日新聞
[住宅組合法の主旨]=中 七名以上なら組合が出来る 模範定款の内容	1921/6/2	読売新聞
[住宅組合法の主旨]=下 建築会社と相まって住宅難緩和されん	1921/6/3	読売新聞
文化と住宅問題(一～四) / 法学博士 関一	1921/6/3-6/6	新愛知
財源調査が先決問題：地方移譲は郡制廃止と別門：小橋内務次官談	1921/6/5	福岡日日新聞
住宅組合細則	1921/6/6	東京朝日新聞(夕)
住宅組合法と低利資金融通額：十年度千二百万円：(東京電話)	1921/6/7	大阪朝日新聞
住宅組合申込締切：県下の低資要求額二千百万円：神戸市丈で千七百万円	1921/6/15	大阪朝日新聞
住宅組合組織状況：組合見込数四十九、所要低利資金の総額百八十二万六千六百円に達す：貸付額は総額の三割か	1921/6/17	大阪朝日新聞
最近社会事業の趨勢(一～六) / 法学博士 小河滋次郎氏談	1921/6/17～6/22	大阪時事新報
簡易保険と社会事業 / 桑山鉄男簡易保険局長	1921/6/19	万朝報
児童保護法制定 内務省新企画	1921/6/23	東京朝日新聞
住宅問題の解決難(一～六・完) / 大阪市助役法学博士 関一氏談	1921/6/24～6/30	大正日日新聞
住宅資金に物凄しい申込 東京府丈で一千万円 按分か抽籤か処分悩む内務省	1921/6/25	東京朝日新聞
住宅組合の実現を様に生活改造同盟の大活動 改善趣旨に副ふ新建築には政府が特殊便宜付与の建議 建設相談部も設けて中産生活の向上に努む	1921/6/28	東京朝日新聞
組合法の住宅を洋式にしたい：生活改美の実現に建設相談部も設けて：建築家の活動	1921/6/29	東京朝日新聞
住宅組合施行規則：模範定款と共に近く公布：十分な低資融通は覚束ない	1921/6/30	大阪毎日新聞
住宅組合法 施行令案協議	1921/6/30	読売新聞
凄じい住宅低資申込既に千二百万円：仮申請は三十日締切：銓衡が却々大骨折	1921/7/1	国民新聞
社会事業事務打合せ：小橋次官の訓示=五日迄続会	1921/7/2	大阪時事新報
社会事業事務打合せ(第一日)：實際的に時運に応ずるよう…小橋内務次官説く	1921/7/2	東京日日新聞
遺繰りの鉄道省が 定期券借上か 乗客は殖え乍ら収入減 脅かされる郊外生活	1921/7/2	東京朝日新聞
閣議	1921/7/2	東京朝日新聞(夕)
社会事業会議	1921/7/2	東京朝日新聞(夕)
住宅資金の莫大な申込 人員七千名で金額が二千三百万円 結局貸すのは三分の一で 貸出しは十月か	1921/7/2	東京朝日新聞(夕)
昨日の閣議 住宅組合法施行に関する件決定	1921/7/2	読売新聞
来る十日より住宅組合法を実施：施行細則發布さる	1921/7/6	大阪朝日新聞
住宅組合施行規則	1921/7/6	東京朝日新聞
住宅組合法施行細則 七月十日より施行	1921/7/6	読売新聞
住宅組合 模範定款 社会局案	1921/7/7	東京朝日新聞
住宅組合法施行	1921/7/7	東京朝日新聞(夕)
内務省の模範定款 六日発表	1921/7/7	読売新聞
法成りて錢足らず 住宅組合へ低利資金 結局一千万円内外に決定か	1921/7/7	読売新聞
所謂模範定款から面目丸潰れの社会局：模範と自称して出した原案が参事官会議で型なしに修正	1921/7/8	大阪毎日新聞

タイトル	発行年月日	新聞名
東人西人	T10 1921/7/8	東京朝日新聞
住宅組合低資に被災救助基金運用か	1921/7/8	読売新聞
協調会が力瘤を入れて労働移動をやる：東京の求人に関西へ電報し失業者の紹介をする	1921/7/9	大阪毎日新聞
各府県社会事業所要低利資金概算：住宅組合は一億四千四百余万円	1921/7/9	大阪毎日新聞
住宅組合設立数と建設費低資所要額	1921/7/9	大阪朝日新聞
政府は如何にして住宅法を活用するか：問題は原首相の肚一つ	1921/7/9	大阪毎日新聞
住宅組合資金申請 総額実に一億四千万円	1921/7/9	東京朝日新聞
住宅建設の低資総額 分配に大骨折	1921/7/9	読売新聞
住宅組合は抽籤にせよ：財界十方瞰	1921/7/10	大阪朝日新聞
政府と住宅資金：紙上に家屋は建たぬ	1921/7/11	大阪毎日新聞
焼石に水の住宅資金：按分比例で分配か：守屋課長焔婦談	1921/7/12	大阪朝日新聞
住宅組合と資金	1921/7/13	大阪時事新報
住宅組合の運用(上・下) / 仏教大学教授 海野幸徳	1921/7/13~7/16	京都日出新聞
住宅組合資金	1921/7/15	東京朝日新聞
住宅難解決の一方法：(官私電車の活動)	1921/7/19	読売新聞
住宅組合法も先ず出来た次は住宅建築会社法：二十二日内務省で特別委員会を開く	1921/7/20	大阪時事新報
住宅組合定款例	1921/7/20	大阪時事新報
住宅組合法の模範定款発表	1921/7/20	東京朝日新聞
住宅模範定款官報で公布	1921/7/20	読売新聞
住宅会社法案死法たらしむる勿れ	1921/7/25	大阪毎日新聞
住宅組合施行省令 内務省通牒	1921/7/29	東京朝日新聞(夕)
住宅組合法 施行上の注意	1921/7/29	読売新聞
住宅立法と其効果 / 社説	1921/8/5	東京朝日新聞
政府へ意見書事業主へは警告：労働省設置、工場委員制実施を促す大阪工業会	1921/8/7	大阪毎日新聞
政府の低利資金が不足で住宅資金の新財源：罹災救助基金や他の資金を融通=が大阪には無い	1921/8/7	大阪新報
住宅低資供額二千余万円程度：建築は本年至難	1921/8/8	中外商業新報
住宅組合の認可につき資格審査の厲行を地方庁に命令した内務省：資金の捻出に苦心	1921/8/13	大阪毎日新聞
工場委員会案成る：大阪工業会の決議	1921/8/14	大阪朝日新聞
工場委員制度決定：労働立法並に施設を各大臣に陳情=大阪工業会の臨時総会決議	1921/8/15	報知新聞
労働争議対策：大阪工業会可決	1921/8/15	中外商業新報
住宅難に就て / 工学博士 横河民輔氏談	1921/8/15	時事新報
住宅公債を起す可し	1921/8/15	時事新報
住宅組合整理と資金捻出の三案	1921/8/15	神戸又新日報
永久物価策としては経済組織改善が必要 / 勝田主計談	1921/8/16	大阪朝日新聞
物価問題と私見：現内閣は無為無策 / 勝田主計談：鎌倉にて	1921/8/16	東京朝日新聞
七年以来の緩和住宅：五百万円で二千余戸：内務省調査の不足住宅二万戸	1921/8/19	大阪毎日新聞
住宅低資 供給方法	1921/8/23	東京朝日新聞
頼母子式の住宅組合：毎月掛金をして抽籤に当たった人から家を建てる	1921/8/26	大阪毎日新聞
市社会部で住宅不足調査	1921/8/26	大阪毎日新聞
空家増加の現象は却て住宅難の裏書 証拠は四万の人口増加に対し市部の新建坪はたった一万坪 此都会の危機に 不誠意な政府の施設	1921/8/29	東京朝日新聞
社会事業公債は実現難：併し遊興税等を厳徴すれば社会施設は効果を挙げ得ん	1921/8/30	中外商業新報
空家増加の現象は却て住宅難の裏書：証拠は四万の人口増加に対し市郡の新建坪はたった一万坪：此都会の危機に不誠意な政府の施設	1921/8/30	東京朝日新聞
住宅資金：融通金の種類により利息に差がある	1921/8/31	大阪毎日新聞
低資交渉経緯	1921/8/31	東京朝日新聞
社会事業公債実現難：反対論漸次勢力を加う	1921/9/1	神戸又新日報
実現困難なる社会事業公債：併し遊興税等を厳徴すれば社会施設は効果を挙げ得ん	1921/9/1	大阪証券日報
住宅資金は利率が一樣でない：地方基金から出るものは高い	1921/9/2	東京日日新聞
住宅組合法事務取扱研究	1921/9/6	大阪朝日新聞
小作問題の危機(一~十一)：(紛擾地踏査記) / 前田繁一：特派員	1921/9/6~9/17	東京朝日新聞
神戸市提出協議事項：全国大都市事務打合せ	1921/9/10	大阪朝日新聞
同じ趣味思想で理想郷の建設 生活改善同盟会の新人が集まって住宅組合設立に努力	1921/9/13	読売新聞
物価引下には国民的運動を起せ：浜口雄幸氏談	1921/9/15	大阪朝日新聞
小作を中心とせる農村に於ける経済争議(一~十)：如何にして新径路を進む可きか / 中沢弁次郎	1921/9/16~9/28	東京日日新聞
利用組合住宅経営奨励	1921/9/17	大阪朝日新聞
[批評と紹介]住宅組合法精髓 習字兼用女子の手紙 ほか	1921/9/21	読売新聞

タイトル	発行年月日	新聞名
土地を借りて待構へる住宅組合 音沙汰のない低利資金の融通	T10 1921/9/23	東京朝日新聞
府県からも住宅資金に 内務省の苦しがり	1921/9/24	読売新聞
(広告) 帝国地方行政学会 住宅組合法精髓 内務省社会局井上先生著	1921/9/25	東京朝日新聞
不評判な低利資金貸出し手続や幸入が面倒で素人には手が出せぬ 四つてゐる住宅組合	1921/10/1	東京朝日新聞(夕)
出版界	1921/10/3	東京朝日新聞
職業紹介施行細則：大阪府にて十日付公布	1921/10/11	大阪時事新報
住宅組合法施行細則	1921/10/13	大阪毎日新聞
細民住宅 内務省の計画	1921/10/14	東京朝日新聞(夕)
東商会議所：小売対策委員会の決議	1921/10/22	報知新聞
農商務諮問の小売対策答申：東商会議所作成	1921/10/22	中外商業新報
住宅組合法の実施後最初の認可指令：鹿児島市新屋敷の出願者に低利資金融通六十六万余円	1921/10/23	中外商業新報
社会事業資金：特別会計法設定	1921/10/24	大阪朝日新聞
社会事業：特別会計法案	1921/10/24	時事新報
東京府と住宅組合 板挟みの窮状	1921/10/26	読売新聞
住宅会社法と社会事業資金：資金調達の便法	1921/10/28	大阪毎日新聞
社会事業三億円案／社説	1921/10/29	東京朝日新聞
住宅組合法施行細則公布	1921/11/9	大阪毎日新聞
近く公布さるべき住宅組合法施行細則	1921/11/11	大阪新報
行詰住宅組合一代の名案も尻消えか：認可になったのが僅か二つ：内相も余りに無責任だ	1921/11/11	神戸又新日報
住居封建制を破れ：速に住宅組合を設けよ	1921/11/18	満州日日新聞
六都市長会議々題：二十八日より京都市にて	1921/11/19	大阪時事新報
住宅問題 / 法学士 山岸謹二	1921/11/21	満州日日新聞
住宅資金貸付に関する通牒	1921/11/25	大阪時事新報
住宅資金通牒	1921/11/25	東京朝日新聞
住宅組合の低資 本年度分一千六百万円 六百万円は社会政策施設	1921/11/26	読売新聞
都市計画に対する政府の冷淡	1921/11/28	大阪朝日新聞
産組施行細則改正要旨	1921/12/2	大阪朝日新聞
社会事業融通額：資金一千六百万円：内務省発表	1921/12/7	大阪時事新報
(広告) 帝国地方行政学会 地方財政と産業 住宅組合法精髓 井上一 新旧度量衡対照表 内務省土木局編ほか	1921/12/7	東京朝日新聞
住宅低資決定：総額千二百四十四万円：各府県の割当額	1921/12/8	読売新聞
住宅資金融通は申込額の六分处：之で住宅難緩和は覚束ないが大都市は助かる	1921/12/8	中外商業新報
簡易保険資金融通、住宅組合へ	1921/12/8	読売新聞
住宅組合設立に失敗して自殺百万円の資本を募らうとした豪農の息子 箱根山中で猫イラズを呑む	1921/12/9	東京朝日新聞
社会事業管見 / 内務省社会局長 田子一民氏(談)	1921/12/21	満州日日新聞
低利資金の申請許可者決定：簡易保険局ホット一息：近く保険文芸発刊	1921/12/23	国民新聞
そろそろ郊外から家賃敷金の値下げ：一頃の鼻息もどこへやら借人の奪合も始まる調子：店子苛めも昔の夢	1921/12/24	報知新聞
やつと極つた低利資金の割当 宇佐美知事も仲裁に入り 住宅組合へ百升万円 産業組合八十五万円	1921/12/30	東京朝日新聞(夕)
労働者の受くべき法律上の保護(一～三) / 末川博:京大助教授	T11 1922/1/4～1/6	京都日出新聞
住宅改良問題(上) 林学博士 田村剛	1922/1/8	東京朝日新聞
謬れる産業保護 廉価品輸入を阻止する勿れ／社説	1922/1/10	東京朝日新聞
植民地と社会事業：大いに研究し大いに実行せよ	1922/1/11	満州日日新聞
国民生活保障の五大綱領(一・二) / 内務省社会局長 田子一民	1922/1/11～1/12	時事新報
新社会の文化事業：関東州が一番遅れて居る様だ	1922/1/24	満州日日新聞
住宅建築会社案尚研究の余地あり	1922/1/25	大阪時事新報
住の節約法は如何：国民節約会の稽うべき問題	1922/2/3	満州日日新聞
借地家調停法と住宅問題	1922/2/15	東京日日新聞
社会事業と其研究：社会課の新設は当然である	1922/3/2	満州日日新聞
府戸数割改正	1922/3/8	東京朝日新聞
小さな家屋を建てる人を先に：低利資金の融通：貸出準備出来る	1922/3/15	東京朝日新聞
住宅資金可決 昨日の臨時府会	1922/3/15	東京朝日新聞
臨時府会 住産組合融資 読会省略可決／東京	1922/3/15	読売新聞
住宅低資は按分貸与：貸倒れ予防方法研究中	1922/3/16	大阪朝日新聞
月給取を先に割当る低利資金 一両日に通知が出る	1922/3/24	東京朝日新聞
住宅資金融通 東京府の割当	1922/3/29	東京朝日新聞
住宅低資割当三十五組合に決定	1922/3/30	時事新報
市営住宅建設：住宅組合に対する低資貸付規則制定	1922/4/20	大阪時事新報
住宅低資の融通は…市が債務者となって又貸する：参事会へ廻つた貸付規定の草案	1922/4/20	大阪朝日新聞
住宅資金十万円融通条件も決定した	1922/4/25	大阪時事新報

タイトル		発行年月日	新聞名
横浜市参事会	T11	1922/4/27	東京朝日新聞
低資融通：府下各組合への割当額		1922/4/28	大阪毎日新聞
市への住宅資金申込百四十万円		1922/5/4	大阪朝日新聞
住宅資金割当融通新申請の組合へ		1922/5/5	東京日日新聞
折角出来上った住宅を持って余す青色吐息の東京府住宅協会：低利資金は費いはたして会員には条件以外の難題		1922/5/19	東京日日新聞
中流以下へ更に貸出し逋信省の簡易保険金から九百五十万円を一般に解放		1922/5/26	東京朝日新聞
住宅資金の借入 前年の半分にも満たぬ横浜市本年度の申込者		1922/5/26	東京朝日新聞
簡易保険金貸付方針：貸付分布に留意		1922/6/4	大阪毎日新聞
低資融通：総額一千万円を七月から貸出す		1922/6/6	大阪朝日新聞
四日市の市営住宅計画		1922/6/16	大阪朝日新聞
文化村を手本に新しいお寺 中産階級や外人達から建築申込みに 平和博で独自慢の建築家		1922/6/18	東京朝日新聞
都市政策に就いて：新内閣に望む		1922/6/19	大阪朝日新聞
悪用される住宅低資：一般に成績が思わしくない		1922/6/22	大阪毎日新聞
低資貸出は順調：府は近く規定を公布		1922/6/24	大阪朝日新聞
鉄筋／自任車掌結構 住宅調査		1922/6/24	東京朝日新聞
長崎住宅組合低資配当額		1922/7/1	大阪朝日新聞
社会課長会議：諮問事項		1922/7/1	東京朝日新聞
社会事業調査会諮問案		1922/7/3	神戸又新日報
浜松の住宅難と市営住宅の計画		1922/7/7	大阪朝日新聞
高松住宅組合第一期建築		1922/7/8	大阪朝日新聞
不景気と住宅：組合の利用と住宅会社		1922/7/11	大阪毎日新聞
社会課長会議		1922/7/12	大阪朝日新聞
社会事業資金打合会で問題		1922/7/12	読売新聞
住宅組合註文：社会事業打合会終る		1922/7/13	東京日日新聞
住宅組合許可数		1922/7/20	東京日日新聞
住宅組合許可		1922/7/20	東京朝日新聞(夕)
日掛け十銭貯金が住宅建築の端緒：中津町で二十七日発会式を挙げた建築資金準備貯金組合		1922/7/29	大阪時事新報
荒井農相の説明 / 荒井農相の説明		1922/8/19	大阪朝日新聞
荒井農相説明		1922/8/19	東京朝日新聞
物価引下策批評 漫然たる条項の羅列 根本的の調査が足らぬ 政友会 武藤総務談 / 項目は多いが徒に枝葉末節のみ 憲政会 浜口総務談 / 二次三次の大計画を望む 研究会某有力者談 / 常務を簡条書にした迄 期待に反した 仲小路廉氏談		1922/8/19	東京朝日新聞
大連に第二の取引所問題銀建復旧の実行案：同地取引所信託会社増資に關連し研究会と結んで山県長官放逐計画		1922/8/20	国民新聞
物価調節策の発表：上下協力の下に大に実行を期したい		1922/8/20	大阪毎日新聞
氷水を飲む位空腹は充されぬ/根本に触れぬ枝葉末節のみ/研究会従来の主張に申訳の目鼻を/表示した処悉く妥当と認める / 政友会総務 武藤金吉氏談 憲政会総務 浜口雄幸氏談 国民党幹部 前川虎造氏談 上山満之進氏談		1922/8/20	中外商業新報
物価調節策の効果は挙るか仕うか		1922/8/20	大阪時事新報
物価引下策批評		1922/8/20	東京朝日新聞
第二第三の案は順次発表せん：閣議に附議し決定次第 / 荒井農相の談		1922/8/20	国民新聞
金の輸出解禁を断行せよ：加藤新内閣は過剰なる内地正貨を解禁して徹底的物価調節策を樹立すべし		1922/8/21	大阪毎日新聞
住宅組合認可：八月十日迄の分		1922/8/21	大阪毎日新聞
住宅組合許可最後迄の統計		1922/8/21	読売新聞
政府の物価調節策決定：発表された十九項目		1922/8/23	大阪毎日新聞
低利資金利子従来の通り		1922/8/23	読売新聞
住宅組合所要の低資総額三千百六十余万円		1922/8/25	中外商業新報
木材薪炭供給大英断：更に国有林開放		1922/8/25	中外商業新報
金輸出解禁の急務に就きて敢て我官民諸君の猛省を促す：重要時を逸したる物価調節策		1922/8/27	大阪時事新報
社会事業の施設：(福井県郡市長会で指示)		1922/8/30	大阪朝日新聞
住宅組合申請著しく減少		1922/8/30	読売新聞
三千余名の俸給者を調べて府が統計を作り 悪家主退治		1922/9/3	東京朝日新聞
低利資金申請激減 手続が面倒で		1922/9/4	読売新聞
家賃引下問題：物価調節の一策：生計緩和の方途		1922/9/6	時事新報
長崎県に於ける社会施設(上・中・下) / 県社会課 大橋松平		1922/9/6~9/8	大阪朝日新聞
新設社会局の内容		1922/9/9	大阪朝日新聞
物価調節の中心とも見るべき農商務省関係の七項目：(其後の経過大要)		1922/9/15	大阪時事新報
物調策漸次実行：農商務関係事項		1922/9/16	時事新報
前年の一割にも達せぬ低資所要額の激減：供給の不足と手続の煩瑣は要望者を斯く失望させる		1922/9/23	大阪毎日新聞
欧州消費組合の発達(一~四) / 西野入		1922/10/20~10/24	大阪毎日新聞

タイトル	発行年月日	新聞名
財政緊縮方針で低資融通難	T11 1922/10/26	神戸又新日報
名を大和村 駒込の岩崎家地内の住民 昨夜顔撃ぎの寄合ひ	1922/10/26	東京朝日新聞
府住宅組合申請は	1922/11/1	東京朝日新聞(夕)
勸銀の資金難と農銀合併：農銀の業務変更計画	1922/11/10	東京朝日新聞
住宅組合申請 申請額減少／東京市	1922/11/17	読売新聞
関東州住宅組合	1922/11/17	読売新聞
住宅組合令の実施：関東州の社会政策的一施設	1922/11/19	満州日日新聞
特銀制度の改正案：債券と連帯貸出	1922/11/22	中外商業新報
印紙税法改正：東商から建議	1922/11/22	中外商業新報
十四億円の大身代：大蔵省預金部物語	1922/11/25	東京朝日新聞
全国都市計画協議会(第一日・第二日)	1922/11/26~11/27	中外商業新報
特銀法改正内容：近く大蔵省より法制局に廻付	1922/12/9	神戸又新日報
報徳銀行今朝から突然一斉に休業向ふ二週間の掲示に各支店共門前の大混雑大阪、積善両銀行取付の煽り／報徳には東京府の預金市場協会住宅組…合等 全部五十万円ある／財産目録提出 大蔵省で救済する／村井銀行支店も取付騒ぎ／休業の掲示した報徳銀行門前の雑沓	1922/12/15	東京朝日新聞(夕)
府から直接貸与：住宅資金	1922/12/26	大阪朝日新聞
心地よい住家 住宅知識が普及して 一般の人も時代順応の機運に魁け来た	T12 1923/1/3	東京朝日新聞
生命保険と積立金 / 桑山鉄男:簡易保険局長	1923/1/8	国民新聞
銀行法改正案要点：極めて有利な募債方法：銀行も之なら息が吐ける	1923/1/12	国民新聞
税法改正綱要：所得営業印紙売薬各税改正=石油消費税廃止	1923/1/21	大阪時事新報
印紙税改正案	1923/1/24	東京朝日新聞
改税法案内容	1923/1/24~1/26	大阪時事新報
営業、印紙両税改正法案概要：二十三日衆議院へ提出の	1923/1/25	中外商業新報
横商印紙改正建議	1923/1/27	国民新聞
帷幄上奏廃止の時機：何時かは来るものと信じますと加藤首相すなおに答う	1923/2/2	大阪朝日新聞
特殊銀行法：改正案提出	1923/2/5	大阪朝日新聞
預金部改造(上・中・下)：通俗財話	1923/2/7~2/9	東京朝日新聞
学者、画家、お役人思ひ思ひの理想郷 駕籠町の三万坪は年内に 振つた村の申合せ	1923/2/9	東京朝日新聞(夕)
各特殊銀行法中資金調達規定改正：=八日の閣議で既に決定=、=近く議院に提案される=	1923/2/10	中外商業新報
住宅低資の貸付法変更：直接県から組合に融通	1923/2/12	大阪朝日新聞
特殊銀行法改正：法律案を衆議院に提出	1923/2/15	中外商業新報
火蓋を切った弾劾戦 野党の政府攻友併撃 衆議院本会議	1923/2/16	東京朝日新聞(夕)
中央市場法案：之れが活用を期せ	1923/2/18	大阪毎日新聞
二番抵当資金難(一~六)	1923/2/27~3/5	国民新聞
両院委員会	1923/3/8	大阪毎日新聞
権太塩専売：貴族院委員会	1923/3/8	大阪朝日新聞
貴族院委員会／貴族院でも鹿町炭山問題 決算案四分科／勸銀可決／理研可決／権太塩専売	1923/3/8	東京朝日新聞(夕)
住宅組合低利資金県直接の貸付規程：十日から実施の其内容	1923/3/11	大阪時事新報
第四十六議院に於ける税法改正の要点(上・下)	1923/4/7-4/8	神戸又新日報
改正印紙税法趣旨：納税義務者の印紙税負担軽減：総督府税務当局者談	1923/4/11	京城日報
大阪府債の現在高四百七十七万八千円余	1923/4/29	大阪時事新報
住宅組合に日本勸業銀行貸付近し	1923/5/13	読売新聞
地方長官会議の諸問題：各府県知事の意嚮	1923/5/20	東京朝日新聞
地方官会議の主要事項	1923/5/20	大阪朝日新聞
郡長から直ぐ知事と云った按配に任命の型を破る：地方長官会議(第四日)	1923/5/27	大阪毎日新聞
地方長官会議(第四日)人事の方針 義務教育章 事務巡視移植民 住宅組合 健康保険	1923/5/27	東京朝日新聞(夕)
預金部資金の運用：濫用されていないか：[大蔵省預金部]	1923/6/13	大阪毎日新聞
住宅資金融通：関西府県内訳	1923/6/16	大阪毎日新聞
府の店子連打合会 けふ第一総会	1923/6/25	東京朝日新聞(夕)
勸業拓の住宅組合貸付 普通の組合貸は困難	1923/6/29	読売新聞
来年は来年はで頭痛の低資 爪の垢程なると融通方法の面倒から不平 各府県の社会課長を招集して室内務省の万全策協議	1923/7/3	東京朝日新聞
地方と社会事業 主務課長会議	1923/7/15	読売新聞
低資利用協議：社会事業会議	1923/7/17	大阪毎日新聞
社会事業会議 低資住宅問題	1923/7/17	東京朝日新聞
中央市場に低資：東京電話	1923/7/27	大阪朝日新聞
中央卸売市場 低利資金申請	1923/7/27	東京朝日新聞
公債難関：預金部資金涸渇：[大蔵省預金部]	1923/8/4	東京朝日新聞
公債政策の難関：日銀背負い込み増加	1923/8/5	大阪朝日新聞
都市に於ける不動産金融の改善：市民生計費低減の一大要目	1923/8/22	中外商業新報
(広告)大阪区裁判所 住宅組合登記公告【大阪】	1923/9/14	東京朝日新聞
帝都復興策(一~三)：東京農銀の意見	1923/9/26~9/28	神戸又新日報

タイトル		発行年月日	新聞名
来年度に於ける政府の財政方針決す：不急事業中止と募債打切	T12	1923/9/30	大阪朝日新聞
中産以下の住宅資金		1923/10/1	東京朝日新聞(夕)
産業組合も建築資金運動		1923/10/5	東京朝日新聞(夕)
羅災地農銀に融資 預金部から一千万円		1923/10/10	東京朝日新聞
利子の免除や償還延期交渉 住宅組合居住者から		1923/10/13	東京朝日新聞
簡保資金運用		1923/10/16	大阪朝日新聞
震災地農銀へ低資融通：大蔵省発表		1923/10/20	大阪朝日新聞
四農工銀行に資金供給／融通条件説明		1923/10/20	東京朝日新聞
本年度低資割当 総額五百四十万円と決定災害府 県は特別に取扱ふ		1923/12/9	東京朝日新聞
住宅低資貸付 申込締切延期		1923/12/29	東京朝日新聞
火保解決方針決定：自力解決を慫慂	T13	1924/2/7	大阪朝日新聞
火保代案の内容：農商務省の立案		1924/2/18	時事新報
火保問題方針：十八日閣議で協議		1924/2/19	大阪朝日新聞
社会事業：組合融資割当		1924/2/22	大阪朝日新聞
大半が吹飛ばされて二階から目撃式：社会事業住宅組合低利資金割当来る：県は按配に一苦労		1924/2/23	大阪朝日新聞
建築商工資金に関し初志の貫徹に努力：大蔵省の協議		1924/2/27	大阪朝日新聞
経済復興助成策は立案替へ		1924/2/27	東京朝日新聞
復興資本融通案：大蔵省で協議		1924/2/29	大阪朝日新聞
経済復興資金問題で正式に省議開始 緊急財政処分案を附議		1924/2/29	東京朝日新聞
東京版／羅災住宅組員に 利子の免除内定 全焼全潰のものに限り		1924/3/4	東京朝日新聞
火保解決と同時に建築資金を貸出す 預金部から勸興両行に融通		1924/3/5	東京朝日新聞
政府と火保支払資源：勝田蔵相の声明		1924/3/8	大阪朝日新聞
火保見舞支払と同時に一般罹災者救済 商工、建築資金貸付声明		1924/3/8	東京朝日新聞
建築資金と商工資金を応急的に融通		1924/3/8	東京朝日新聞(夕)
火保見舞支払と同時に一般罹災者救済：商工、建築資金貸付声明		1924/3/9	東京朝日新聞
特別議会を待て：徹底的に復興資金の融通法を講ずると：勝田蔵相の言明		1924/3/16	大阪朝日新聞
経済復興案成る 愈特別議会に提出決定		1924/3/16	東京朝日新聞
地方色		1924/3/18	東京朝日新聞
応急的復資融通：議会まで差当り三千万円を支出して		1924/3/19	大阪毎日新聞
貸付に決した復興資金の内容 / 西野談：大蔵次官		1924/3/20	大阪朝日新聞
応急の経済復興資金融通案確定：社会政策的施設を中心として		1924/3/20	東京朝日新聞
産業復興と建築資金は預金部から融通：別に産業組合、住宅組合にも低資融通：大蔵省発表		1924/3/21	中外商業新報
研究すべき簡保貸付：現規程では利用者が少い		1924/4/2	満州日日新聞
小作制度調査総会で自作農創定決定：一戸当四千円貸付：利率は年三歩五厘		1924/4/7	東京朝日新聞
小額債券募集のため貯蓄組合の組織：銀行業者間に其必要を唱導さる		1924/4/8	中外商業新報
待たれる一千万円の割当 住宅組合低資		1924/4/24	東京朝日新聞
為替一転して反撥：但真の回復ではない		1924/4/27	大阪朝日新聞
手加減される住宅組合 羅災者の多いのには		1924/5/4	東京朝日新聞
住宅組合への低利資金は社会局案を取る		1924/5/26	読売新聞
興銀利率：下半期の分決定		1924/7/1	大阪時事新報
勸銀下期貸付利率		1924/7/1	大阪朝日新聞
査定か抽籤か 震災低資の貸付は内務と打合せの上		1924/7/1	東京朝日新聞
家(5)内務村の三十三軒 いくつかは我が物 月ひ升円 低利資金の楽しみ		1924/7/2	東京朝日新聞
住宅資金申請 貸付は査定と抽籤の上で		1924/7/27	東京朝日新聞
青鉛筆		1924/8/27	東京朝日新聞
社会事業低利資金：借入希望額百四十一万円		1924/9/5	神戸又新日報
申込みの三分の一位か 府下住宅組合		1924/9/5	東京朝日新聞
郊外生活 都の近くに新しき村 防風林に囲まれた 口升人の共産村 池袋の奥から		1924/9/7	東京朝日新聞
住宅組合募集 十二月廿日迄		1924/9/21	東京朝日新聞
住宅組合の認可は申請の約三分の一 乗月十日頃発表 引続き募集		1924/9/27	東京朝日新聞
復興債券全部受入 近く融通方法決す		1924/9/30	東京朝日新聞
復興債使途		1924/10/3	東京朝日新聞
全国各市協議会の議題		1924/10/4	大阪毎日新聞
府が板挟み 十二年度の低利資金がまだ来ぬので		1924/10/12	東京朝日新聞
住宅組合抽籤 来月十日頃		1924/10/31	東京朝日新聞
十二年度の住宅資金配当		1924/10/31	読売新聞
三銀行法改正：今議会に提案に決定		1924/11/9	大阪朝日新聞
復興資金一千万円の運用：震災地と地方開発に等分		1924/11/11	東京朝日新聞
緊縮方針に則り編成された十四年度兵庫県予算：査定県参事会に提出		1924/11/11	神戸新聞
住宅資金で通牒 地方長官へ		1924/11/13	読売新聞
府住宅資金貸付抽籤 廿九日執行		1924/11/27	東京朝日新聞(夕)
復興債券による第一回資金運用協議書		1924/12/6	東京朝日新聞
住宅組合への簡保貸付中止		1924/12/17	東京朝日新聞
住宅組合締切り 来年六月頃に抽籤		1924/12/23	東京朝日新聞(夕)

タイトル		発行年月日	新聞名
欧米の住宅施設：各国とも頭を悩ます：石川社会局書記官帰朝談	T13	1924/12/26	大阪朝日新聞
大阪市の背負う接続町村の負債額：総額三百六十八万四千余円：償還財源の確なものが多い		1924/12/28	大阪毎日新聞
大工左官三百名工事に殺到 賃金を払はねば家を打壊はすと敦固く 落成近い桜木住宅組合で		1924/12/31	東京朝日新聞
建てた小住宅に一文も払わず 大工職人が不穏な形勢	T14	1925/1/8	読売新聞
住宅組合が二倍 七百五六十組に上る 抽選は六月頃に行ふ予定		1925/1/14	東京朝日新聞
大晦日から支払を延期してその儀 賃銀二万八千円を支払はず組合長姿を晦ます 桜木住宅組合の紛擾		1925/1/17	東京朝日新聞
新築家屋を破壊す 大工左官が大挙押寄せ		1925/1/17	東京朝日新聞(夕)
預金部改造問題(上・中・下) / 小林丑三郎:法学博士		1925/1/19~1/21	中外商業新報
二一天作		1925/2/1	読売新聞
輸出組合に印紙税軽減 税法の改正審議中		1925/3/6	東京朝日新聞
三銀行法改正審議		1925/3/19	大阪朝日新聞
府の震災復旧資金 十五万円貸付け		1925/3/25	東京朝日新聞
木造建築の助成金 千二百万円融通の交渉		1925/4/19	東京朝日新聞(夕)
保証金大詐欺 四名の曲者捕はる 被害十万円=28日付夕刊2面に取消請求		1925/4/21	東京朝日新聞(夕)
建築復興資金 防火地区内だけは決ったが木造建築の助成標準立たず		1925/4/23	東京朝日新聞
(広告)創造社 住宅組合の話 河原松太郎		1925/6/26	東京朝日新聞(夕)
[広告]住宅組合の話/創造社		1925/6/28	読売新聞
府の住宅費金 一日から貸付申込開始		1925/7/1	東京朝日新聞(夕)
(広告)創造社 住宅組合の話 河原松太郎		1925/7/17	東京朝日新聞
社会政策(上・中・下): 労働問題の根本観察(11・12・13) / 一記者		1925/7/25~7/28	時事新報
預金部運用委員会: 鮮台銀の整理案は質問責で六日続行		1925/8/6	大阪朝日新聞
満洲漫語 (一~十)		1925/9/2~9/12	大阪毎日新聞
木造建築の資金貸付方法ほぼ決す		1925/9/4	東京朝日新聞
地方起債許可 内務省から		1925/9/15	東京朝日新聞
公共団体申込の社会事業資金 総額約八千万円に上る融資限度僅か一千万円		1925/10/8	東京朝日新聞
サラリーマンに郊外住宅を提供 ふるわぬ住宅組合法のおぎないに		1925/10/8	読売新聞
いよいよ来年度から内務省の新事業: 各府県に保険署一住宅組合監督一御警衛巡查増員一長距離警察電話一伝染病撲滅の実験		1925/11/17	大阪朝日新聞
全国の住宅組合既に一千を突破 組員一万四千余人 建設費三千二百八十余万円 その四分一は東京府		1925/12/2	東京朝日新聞
住宅資金の認可指令 きのふ府へ		1925/12/5	東京朝日新聞
[広告]大漢和辞典 住宅組合法解釈 会計法規要義/宝文社		1925/12/19	読売新聞
(広告)宝文館 大漢和辞典 服部宇之吉 住宅組合法解釈 里美馬城夫 愛児のために欧米を尋ねて 田子静江		1925/12/21	東京朝日新聞
人口の都市集中と住宅問題(一~四) / 関西土地株式会社長 竹原友三郎	T15	1926/1/23~1/27	大阪時事新報
住宅組合で横浜に疑獄か 続々と醜実暴露して 震災配給にも飛火		1926/1/27	東京朝日新聞
東拓が預金部の融資利下を期待 朝鮮台湾銀行なみに貸付は多く回収難		1926/3/26	読売新聞
ここでも正義を高調: 若槻首相の訓示演説: 地方長官会議第一日		1926/4/22~4/29	大阪毎日新聞
乗合自動車取締法案で反対意見が続出した: 二十三日午後の地方長官会議: 同法案は結局お流れか		1926/4/24	大阪毎日新聞
知事連の反対猛烈に 気抜けた自動車法 地方分権制を無視し中央集権の弊を益々助成するもの 結局提案見合せ/制定の必要は何等認めぬ 乗合自動車法賛成は僅か三人 長官会議第三日/人事行政でも集権の弊を去れ 知事の意見を尊重せよと 鼻息き荒い長官連		1926/4/24	東京朝日新聞
[今日の催し]愛国婦人会総会▽住宅組合抽選▽市政革新同盟演説会ほか		1926/5/7	読売新聞
府住宅資金 月末申込締切		1926/5/16	東京朝日新聞
社会事業融資 本年度は一千万円 大部分は住宅供給に使用		1926/8/9	東京朝日新聞
印紙税法改正: 問題となるべき諸点: 本日第二次税整協議会開催		1926/8/27	大阪毎日新聞
府参事会		1926/9/8	東京朝日新聞
預金部の地方融資厳査		1926/10/12	読売新聞
住宅組合法の改正を研究 現行法の不備を遺憾とし社会局が近く着手		1926/10/18	読売新聞
社会事業体系整備の目標: 一新紀元を劃す意気込		1926/10/19	中外商業新報
各省に内示された明年度査定予算案: 総額十六億七千余万円: 新要求は一億円以上を承認: 愈よきょうから閣議に上程		1926/11/4	大阪朝日新聞
経済的保護施設現況: 社会局の調査		1926/11/20	中外商業新報
大正十四年度県決算概要(上・下)		1926/11/28~11/29	神戸又新日報
第二次税制整理大蔵省具体案決定: 十日の閣議に上程		1926/12/3	中外商業新報
第二次税整案: 砂糖消費税改正を除ききょう閣議で決定		1926/12/11	中外商業新報
登録税印紙税改正綱要		1926/12/11	東京朝日新聞(夕)
市債の話(上・下) / 村上金次郎:神戸市役所経理課長	S2	1927/1/7~1/9	神戸又新日報
住宅政策 / 社会局長官 長岡隆一郎		1927/1/11	中外商業新報
第二次税整の三法律改正案(上)/十八日衆議院に提出した税整関係の法律改正案【続】(一~三・完)		1927/1/19~1/25	大阪毎日新聞

タイトル		発行年月日	新聞名
税整と関税改正：憲政幹部の意見	S2	1927/2/26	大阪時事新報
税整と各派態度 決定来週まで延期 小委員会で本党提議		1927/2/27	東京朝日新聞
第二次税制整理案の解説(一～十八)：今期議會を通過した		1927/3/28-4/14	中外商業新報
印紙税法改正の内容：経済並に取引上に好影響		1927/4/9	台湾日日新報
住宅組合の乱脈に内務省が警告を發す 400組合中で100組合が不良 ほか		1927/5/12	読売新聞
田中内閣の新予算：各省の主なる新規費目：積極政策を振り翳さず		1927/6/8	大阪時事新報
鉄幕／住宅組合悲哀		1927/6/26	東京朝日新聞
鉄幕／虫のいい話 優先権者の太平楽 飛んでもない話		1927/7/2	東京朝日新聞
3万円を収賄した東京府属拘引さる 数十名の請負師と結託して 低資の不正貸付け		1927/7/26	東京朝日新聞(夕)
資格や建築の不備見逃し 住宅組合をほとんど一手に 犯罪内容はこれか		1927/7/26	東京朝日新聞(夕)
不正住宅組合員も片っ端から検挙か 果然範囲はどこまで延びるか 社会的にも大問題		1927/7/27	東京朝日新聞(夕)
長野と星野の妾兩名を検束前貸付係長も近く召喚 発展の住宅事件ほか／東京		1927/7/27	読売新聞
中田技手遂にゆうべ抑置さる いよいよ拡大する府住宅組合の不正事件		1927/7/28	東京朝日新聞
また1名拘引さる 住宅組合事件		1927/7/29	東京朝日新聞(夕)
低利資金住宅組合には不正が生じ易い：社会事業の統一を図る六大都市社会事業協議会		1927/7/31	大阪朝日新聞
貸付の主旨に反すものを預金部が嚴重検査 大蔵省が経費要求		1927/8/2	読売新聞
3名起訴 住宅組合疑獄		1927/8/3	東京朝日新聞
長野、森兩名収容 さる住宅組合の疑獄		1927/8/3	東京朝日新聞(夕)
取り調べは検事局に移る 東京府住宅組合不正事件		1927/8/3	読売新聞
住宅魔を恐喝した杉山等を留置す 組合関係これで一段落		1927/8/4	読売新聞
15名遂に収容 恐喝の罪状明白となる 住宅組合の怪事件		1927/8/13	東京朝日新聞(夕)
低資詐欺漢、きょう検事局送り 3ゆう霊住宅組合を組織し巧みに15万円横領		1927/8/14	東京朝日新聞
住宅組合法の欠陥を根本的に改正 最近の洗職事件に鑑み 社会局で研究中		1927/8/18	東京朝日新聞
住宅組合法の根本的改正計画：来議會に提案する		1927/8/19	時事新報
不景気に直面せる財界を大観して(1～10)：『経済日本』の更生篇：本紙巻万五千号を迎えて		1927/9/20-9/29	中外商業新報
うるおいのない方面委員制案：大阪府は大反対で別に改正案を提出する		1927/10/20	大阪朝日新聞
移民の保護施設：農漁村の社会事業：増田県社会主事の土産話		1927/10/29	大阪毎日新聞
府社会課嘱託 2人遂に留置		1927/11/8	東京朝日新聞
住宅不正の3名収容 きょう市ヶ谷刑務所へ		1927/11/11	東京朝日新聞(夕)
農漁村にある不良住宅の改良：社会局で対策講究		1927/12/1	国民新聞
嚴重になる住宅組合の貸付 今年度の申請は約800件 貸付資金やや増額 府低資申込4月1日から	S3	1928/1/28	東京朝日新聞(夕)
住宅資金のくじ引 あす府會議事堂で		1928/3/31	東京朝日新聞
文部省住宅組合に6万円の横領暴露 文教の府を汚す醜怪事 ほか		1928/4/5	東京朝日新聞(夕)
部下がした事だと本間氏慌てて＝写真		1928/5/15	読売新聞
益々盛んになる住宅組合：二年度貸付きまる：本年も八十組合申請		1928/5/15	読売新聞
本年度預金部運用計画決定：四日第一回委員会で		1928/5/22	大阪朝日新聞
本年度の預金部資金運用計画決まる：総額は二億三千余万円：四日の第一回預金部委員会		1928/6/5	国民新聞
住宅組合員の不正発覚す 借金しては行方をくらます 近く一せいに検挙		1928/6/6	中外商業新報
住宅組合の横領暴露す		1928/7/19	東京朝日新聞(夕)
鶴見の疑獄、いよいよ拡大す 会社側や市町議連 引続いて召喚さる		1928/10/4	東京朝日新聞
預金部の地方資金貸付規程		1928/10/4	東京朝日新聞(夕)
満洲関係の簡保貸付金：大連長春の住宅組合に計八万四千円内定	S4	1928/11/9～11/13	時事新報
住宅組合の公金私消 川崎市役所の吏員、2年目に自首		1929/1/10	満州日日新聞
鉄幕／低利資金運用		1929/5/8	東京朝日新聞
現代の社会相と住宅問題に就て / 内務省社会局福利課長 藤間恵氏談		1929/6/6	東京朝日新聞
『生計費の話』俸給のゆくえ：物価と生計費		1929/7/24	京城日報
住宅低資の貸出し、向う3年間は廃止 滞納や不正組合が続出のため徹底的整理を断行		1929/10/19～10/30	時事新報
養蚕融資その他原案通り可決：きのうの預金部委員会		1929/11/5	東京朝日新聞
社会事業の貸付資金希望に応じ切れぬ：公益質屋の分だけは全額貸付：割当決定は九月末	S5	1930/6/6	大阪毎日新聞
住宅建築低利資金は融通継続の方針：公営質屋にも百万円		1930/7/20	大阪時事新報
不動産金融：日本勧業銀行の巻：民衆金融講座		1930/7/20	大阪毎日新聞
市街地建築物法を時代に副うよう改廃の機運が中央で動く：実現すればかく緩和さる		1930/11/30～12/4	時事新報
バラック住民から詐欺	S6	1931/4/10	大阪朝日新聞
前理事長を横領で告訴 品川三ッ木住宅組合の紛擾	S7	1932/1/15	東京朝日新聞
経済面の常識六十二議会の経済的成果1：愈よ確立された通貨膨脹政策		1932/6/15	読売新聞
[婦人評論]住宅政策のない日本／市社会局・吉川末次郎		1932/6/21～6/29	神戸又新日報
		1932/9/10	読売新聞

タイトル		発行年月日	新聞名
中産階級の収入減 住宅組合に響く 利率引下げと 家屋税免除を議会前に 当局へ陳情	S7	1932/11/9	東京朝日新聞
満鉄資金繰り本年は相当に豊富：現在預金三千九百万円：歳末の精算には 余裕綽々		1932/11/26	満州日報
無尽類似行為の不正業者を厳罰：違反者は仮藉なく処分：住宅組合にまで 監視の眼	S8	1933/1/29	大阪朝日新聞
またまた新疑獄某電力会社売電割込み		1933/1/29	読売新聞
表から裏から郊外に伸びく水道：本年から松山に給水		1933/2/11	台湾日日新報
お土産案デー：追加予算案可決：きょうの衆院本会議		1933/2/24	大阪朝日新聞
追加予算案可決 きょうの衆院本会議		1933/2/24	東京朝日新聞(夕)
恩給、弁護士両法案貴院修正通り可決：選挙法改正案で論戦：きょうの衆議 院本会議	S8	1933/3/26	大阪毎日新聞
農村負債整理、可決		1933/3/26	東京朝日新聞
お土産案可決 衆議院本会議		1933/3/26	東京朝日新聞(夕)
住宅資金、償還能力が激減 今年もこ塗策 地方財政の痛となる		1933/6/2	東京朝日新聞
住宅組合員の悲鳴	S9	1934/1/5	東京日日新聞
住宅組合、個々の整理を考究 第2分科会で内務当局答う		1934/2/7	東京朝日新聞
単名手形影を潜む：諸会社の社債乗替で		1934/3/9	中外商業新報
八年末調査の台湾農村信組業態：産組思想普及に伴って順調な発達を辿る 同潤会の新しい試み：地所つき住宅分譲：実に行き届いた内容：こんな設計 を家庭の御参考に		1934/4/8	台湾日日新報
地方財政苦解放に人肌脱ぐ県の新対策：震災資金貸付町村調査成る：経済 更生に新資料	S10	1935/6/19	神戸又新日報
産業組合拡充に貧農階級を組織化：文化運動の領域を拡大：農林省の新方 針		1935/7/6	大阪朝日新聞
産組の領域、文化運動に拡大 農林省の新方針		1935/7/6	東京朝日新聞
国債一億三千万円引受融資総額三億円：預金部運用委員会で可決	S11	1936/7/1	中外商業新報
移る政治・動く機構(23)／内務省の巻(下)／社会局と交付金 非常時に微笑 福運ひくか衛生局		1936/7/3	東京朝日新聞
阪神上水道組合神戸市側会議員決る：きのう神戸市会本会議		1936/7/30	神戸又新日報
住宅会社の月賦販売 / 大山千代雄		1936/8/14	大阪朝日新聞
住宅組合低資に七万円の大穴：組合員は一人も住まぬ：“元川北電気”の怪 事暴露		1936/8/28	大阪朝日新聞
勸銀の貸出改善愈よ実現の第一歩		1936/9/30	大阪朝日新聞
府営住宅の空き家を希望者に貸し出す「住宅更生協会」の活動／東京		1936/10/22	読売新聞
見直す“敷金”の課題：公債化による福利分配またもや示唆深き新例：合理化 への拍車：家主と借家人		1936/12/8	大阪朝日新聞
台湾産業組合の施行規則一部改正：農事実行組合と住宅組合に関しきょう公 布さる	S12	1937/11/10	台湾日日新報
住宅難の緩和に住宅金融を再開 勸銀、根本方針を決定	S14	1939/1/15	東京朝日新聞
労務者住宅難緩和：根本方策決す：愈よ来議院に提出せん		1939/7/6	読売新聞
中支建設の現状 (上・下) / 三宅貞夫:上海特派員		1939/12/28～12/29	大阪朝日新聞
中支建設の成果 (上・下) / 三宅:特派員		1939/12/28～12/31	東京朝日新聞
住宅政策への出発：社説	S15	1940/6/4	大阪毎日新聞
組合、営団を設立：住宅対策・愈々決定		1940/11/20	大阪毎日新聞
建築資金貸します 9800円まで 国民住宅に簡保が協力	S16	1941/4/24	読売新聞
百科相談／住宅資金を借りたい		1941/6/19	東京朝日新聞(夕)
鉄筆／敷金国債 住宅組合の残塁		1941/6/25	東京朝日新聞(夕)
住宅営団当局に聞く(下)／借家人の心得／償還期間と権利 権利譲渡の場 合 借家人の心得 公益物には融資		1941/7/23	東京朝日新聞
住宅資金貸附 イの一番に8組合		1941/11/26	東京朝日新聞
8組合に貸し付け 住宅資金		1941/11/26	読売新聞
(広告)川崎共栄住宅組合	S17	1942/3/13	東京朝日新聞
134件を停止 長期、不急事業等に決戦措置	S19	1944/6/17	東京朝日新聞

※本表では「神戸大学附属図書館 新聞記事文庫」、朝日新聞の「開蔵Ⅱビジュアル」、読売新聞の「ヨミダス歴史館」と
いったデータベースをもとに作成した。

第2章 住宅組合法の手引き書に掲載された設計図面からみる住宅像

第1節 はじめに

本章では、住宅組合法の実施に入る前に、法案の担当部局であった内務省社会局において、組合員が建てる住宅について何かしらの考えを当初から持っていたのか検証する。

これまで住宅組合法による住宅については、北海道の事例において組合史料と遺構から組合員による住宅の分析が行われており¹、延床面積 24~28 坪が最も多く、ほとんどが木造で、広間から続き間を通して各部屋につながるものが多いといった特徴が明らかにされている。

一方、当時の住宅組合に関する新聞をみると、資金に関する記述が大半であるが、建設する住宅について触れたものとして、生活改善との関わりを示す記事がある。大正 10(1921)年 6 月 29 日の東京朝日新聞²によれば、社会事業調査会において建築組合の執行委員であった佐野利器を含む生活改善同盟の建築家が、住宅組合法の設置を中産階級の生活改善には絶好の機会と捉えて、模範プランを作製する活動について書かれている³。また、わが国最初の実物住宅展である文化村の目的の一つに住宅組合法のためのモデルの提示も含まれていた⁴ことから、制度策定に関わる専門家側は住宅改良の促進のために住宅組合法の公布を重要なものと捉えていた可能性がある。

そのようななか、法案の担当部局であった内務省社会局では『住宅問題資料 第 4 輯 小住宅の研究』⁵なる本を大正 14 年 10 月に刊行している。出版時期から考えてみると住宅組合法のみを対象とした研究ではなかったと推定されるものの、8.00 坪から 45.56 坪までの幅広い中産階級以下の低所得者を対象とした小住宅について、戸建てから連戸建てまでの住宅を網羅的に取り上げている。これは当時の社会局が強い関心をもっていた住宅と考えられるが、公に普及する形にはなっていない。しかし、同局局員によって記された住宅組合法の手引き書に一部が抜粋される形で紹介されており、この著者が住宅組合法の住宅においても質の改善を意識していたことが

表 2-1 住宅組合法の手引き書

題名	編著者	出版	刊行年月日	内容
住宅組合法精髓	井上一	帝国地方行政学会	T10.9.18	社会局で原案を作成した嘱託による解説、住宅設計図14件
分り易き住宅組合法詳解	相馬昌三・菊池武夫	綱島書店	T11.5.22	法学者による法の講義
住宅組合の話	河原松太郎	創造社	T14.6.18	東京帝国大学職員の前友住宅組合長による経験からの解説
住宅組合法解釈	里見馬城夫	東京宝文館	T14.12.25	元社会局住宅組合主任、弁護士による解説、住宅模範設計図21件
住宅組合の手びき	加藤忠太郎	松本幸成	T15.5.30	神奈川県での手続きの解説
東京府住宅組合手続	岡田四郎	村岸書店	S4.8.31	東京府での手続きの解説

反映されていたものと推察される。このことから、本章では住宅組合法の手引き書を史料として、提示された図面から、住宅改善のもと想定されていた住宅像を考察するものである。

第2節 研究史料である住宅組合法の手引き書について

住宅組合法の手続きの煩雑さは当初から指摘されていた⁶。組合を組織し活動し続けるには、法を解釈できる専門的知識と償還方法を管理できる経済的才能、そして役所とのやりとりを進めるうえでの事務的才能が求められた⁷。そのため組合員や弁護士といった住宅組合法を利用する側が、法や手続きについて記したものを参考にしたと考えられる。

そこで、自治体による法令集を除く手引き書についてまとめると表2-1の6冊になる。最初に刊行されたものは、大正10年7月10日の施行から2ヶ月後に出た『住宅組合法精髓』⁸(図2-1)で、これは社会局員によるものであった。その後、同局局員によるものは4年後に『住宅組合法解釈』⁹(図2-1)として刊行される。そのほかには、弁護士による法を解説した『分り易き住宅組合法詳解』、実体験をまとめた『住宅組合の話』、手続きをまとめた『住宅組合の手びき』や『東京府住宅組合手続』といった民間によるものが見られる。以上の中で設計図面を載せたものは、『住宅組合法精髓』と『住宅組合法解釈』の2冊のみで、どちらも社会局の局員によるものであった。

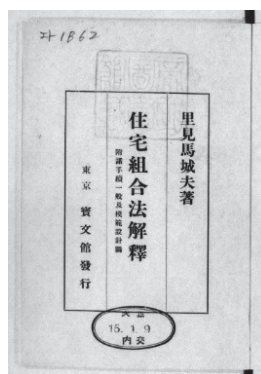
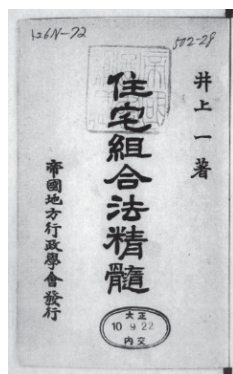


図2-1 国立国会図書館所蔵『住宅組合法精髓』と『住宅組合法解釈』

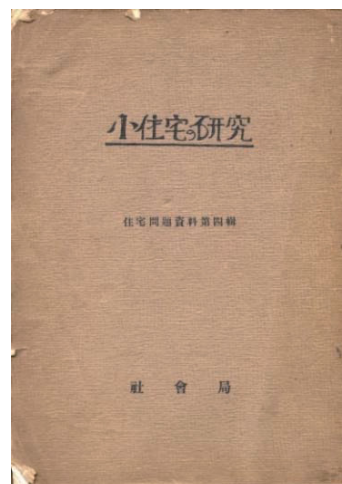


図2-2 社会局刊行『小住宅の研究』

まず、大正 10 年 9 月刊行の『住宅組合法精髓』には 14 の「住宅設計図」が掲載されている。著者は井上一で、田子一民社会局局长の「序」によれば、住宅組合法案の原案作成にあたった内務省社会局員であるが、井上に関する記述は『職員録』に「属四」とあるのみで¹⁰、専門分野は不明である。この本は 3 年後の大正 13 年 7 月に三版が出ており、最も早くに出た手引き書であるため、需要が高かったものと推察される。

一方、大正 14 年 12 月に刊行の『住宅組合法解釈』には 21 の「住宅模範設計図」が掲載されている。この本は、先の本から生活改善運動が特に活発だった時期を挟んでおり、住宅組合法の運用が進んだ中での本といえる。著者は里見馬城夫で、同年 12 月 21 付の東京朝日新聞の広告には肩書きとして「元社会局住宅組合主任」との書かれていることから、里見も住宅組合法の成立に関わっていたものと考えられる¹¹。

彼は農商務省や内務省を経て、大正 15 年には弁護士として独立した法律の専門家であり、後には同潤会の顧問にもなった人物であった¹²。本書の「はしがき」によれば、刊行時は実用的な本が数少ないなかで¹³、社会局长官の長岡隆一郎から「序」の中で実務家の指針となる本として期待されたものであった¹⁴。

本書には「住宅模範設計図」と題して、東京の実例 8 件と「社会局住宅問題資料抜粋」13 件が掲載されている。後者はそのタイトルによって、2 か月前の 10 月に社会局が刊行した『住宅問題資料 第 4 輯 小住宅の研究』（図 2-2）からの引用であることがわかる。

この本は 106 案もの設計図に、英国衛生省標準住宅設計図 12 例が付いている図面集である。様々な規模やデザインの図面が掲載されており、目的として「住宅研究の一資料に供せんがため」¹⁵とあることから、当時社会局が考えていた中産階級以下の低所得者を対象とする小住宅として参考にして欲しい住宅をまとめたものと思われる。また、本書には最後に英国衛生省標準住宅設計図が掲載されていることから、社会局として住宅政策の参考にしていた英国の住宅部分についても取り入れようとする様子がうかがえる。

106 の事例には図 2-3 に見られる「JT」のサインが入った図面に、おおまかな説明が添えられている。冒頭の記述によれば、「JT」は社会局第二部福利課技手の高橋重治郎のことであり、一人ですべて設計したものであることがわかる。高橋は大正 14 年から昭和 7 年まで内務省社会局に技師として在籍しており¹⁶、同潤会が募集した簡易小住宅の懸賞では優秀設計図案に選ばれ



図 2-3 図面に入っている JT のサイン

た人物であった¹⁷。

第3節 設計図例付き手引き書にみる住宅の比較

2つの手引き書の図は表記内容に違いがあるが、主に延坪、部屋名称とその広さについてまとめることで、住宅組合法の対象となる建物規模と、一番広い部屋の役割から重視していた空間について分析する。なお、住宅組合法では原則として50坪以下を規準とし（住施5条）、70坪以下の敷地に35坪以下の住宅を建てる場合は登録税と地方税が免除される（法11条）。

第1項 『住宅組合法精髓』にみる法施行当初の設計図面事例

まず、井上の本について、掲載されている「住宅設計図」14例をまとめたものが表2-2である。平面図以外の図面はNo.14の断面図のみであり、外観がわかるものはない。いずれの平面図にも方位は入っておらず、前半8例には部屋の名称が入っているが、残り6例には畳数のみが記されている。

14例のうち二階建ては5例あり、延坪数の平均は24.27坪である。12.50坪から49.20坪までと規模に幅があることから、本書は建物の制限坪数である50坪以下の中で幅広い事例を取り上げたものと考えられる。

表2-2 『住宅組合法精髓』に紹介されている「住宅設計図」の内容

No.	事例名	掲載図面		構造	延坪	部屋の名称と広さ(畳) 順番は広い部屋順、下線は床の間が付いているものを表す、 2階建てのものは括弧くに建坪を記した	建築費		20ヶ年賦償還月額	
		平面	その他				最高	最低	最高 円/月	最低 円/月
1	(一)の一号図	1		木造平家建瓦葺	14.50	居間8, 居間兼客間4.5, 玄関2, 台所	1,885円 (坪当130円)	1,305円 (坪当90円)	12	8
2	(一)の二号図	1		木造平家建瓦葺	20.25	居間兼客間8, 居間6, 茶の間4.5, 女中部屋3, 玄関2, 台所	3,037円50銭 (坪当150円)	2,227円 (坪当110円)	19	14
3	(一)の三号図	2		木造二階建瓦葺	28.5	<17.75坪>居間8, 茶の間6, 女中部屋3, 玄関2, 台所/ <10.75坪>客間兼居間8, 書斎4.5	4,125円 (坪当150円)	3,025円 (坪当110円)	26	19
4	(一)の四号図	1		木造平家建瓦葺	49.20	客間8, 居間8, 居間6, 茶の間6, 小供室4.5, 老人室4.5, 書生室3, 女中部屋3, 玄関3, 内玄関2, 台所, 浴場	9,840円 (坪当200円)	7,380円 (坪当150円)	64	48
5	(二)の一号図	1		木造平家建瓦葺	12.50	座敷6, 茶の間4.5, 3, 台所	1,500円 (坪当120円)		9	
6	(二)の二号図	1		木造平家建瓦葺	16.25	客間6, 居間6, 茶の間4.5, 3, 台所	1,950円 (坪当120円)		12	
7	(二)の三号図	1		木造平家建瓦葺	27.46	客間8, 書斎6, 居間6, 茶の間6, 3, 3, 女中部屋2, 台所, 浴場	4,119円 (坪当150円)	3,295円20銭 (坪当120円)	26	21
8	(二)の四号図	2		木造二階建瓦葺	46.08	<34.83坪>客間10, 茶の間8, 居間6, 小児室3, 3, 女中部屋 2, 台所, 浴場/<11.25坪>書斎兼応接室8, 次の間6	6,912円 (坪当150円)		45	
9	(三)の一号図	1			30.00	8, 6.5, 6, 4.5, 3, 3, 2, 台所, 浴場				
10	(三)の二号図	1			20.00	8, 6, 2.5, 2, 台所, 浴場				
11	(三)の三号図	1			15.00	8, 6, 2, 2, 台所				
12	(三)の四号図	2			17.25	<9.75坪>4.5, 3, 炊事場/<7.5坪>4.5, 3, 炊事場				
13	(三)の五号図	2			20.25	<11.25坪>4.5, 4.5, 炊事場/<9坪>4.5, 4.5, 炊事場				
14	(三)の六号図	2	1		22.50	<13.5坪>6, 4.5, 台所, 炊事場/<9坪>6, 3, 炊事場				

前(一)(二)図の如く建築費を表はさずして単に建坪と間取の関係のみを示して参考とす以下同様

いずれも床の間付きの部屋をもち、洋室はなく、20坪を超えると「浴場」5例と「女中部屋」5例が見られる。一番広い部屋は「客間」や「座敷」といった接客空間のものが3、「居間」といった家族空間が1、接客空間と家族空間が同等のものが4例と、接客重視の傾向が見られ、**図 2-4** のような伝統的な和風住宅と捉えられる。

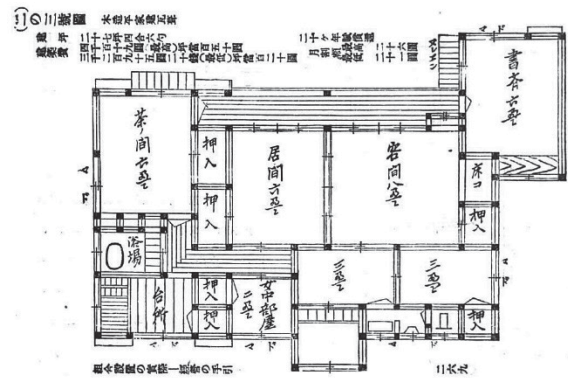


図 2-4 『住宅組合法精髓』の「住宅設計図」No.7

本文では「住宅の設計に就きては各種の方法があろう。例へば和洋折衷式、西洋式、アパートメント式とか、現今に於ては夫々住宅の設計改良に関して論議或は研究せられつつある向も多いのであるが、是等は他に譲り、組合員に於ては之だけの間取室数の家屋が出来上る、此位の費用を要すると云ふが如き観念を得る標準として、斯の通の設計図を示したのである。無論組合に於いて適宜の方法を講じ、併せて住宅の改良を為すは最も肝心なことである」とあり、住宅改良の必要にも触れてはいるが、制度を利用する人にとって現実的に想像しやすいものを提示することに重きを置いていることがわかる。

第2項 『住宅組合法解釈』にみる法運用が進んだ時期の設計図面事例

次に、里見の本にある「住宅模範設計図」21例をまとめたものが**表 2-3**である。前半の8例は東京で実際に建てられた住宅で、後半の13例が社会局の図面集からの抜粋によるものである。掲載内容は**図 2-5**のようなフリーハンドの図面のみで、図に対する説明は無い。東京の実例は平面図のみであるが、2例については**図 2-6**のような洋風の外観写真が本の口絵に掲載されている。一方、抜粋部分には立面図もしくは外観の透視図11例が見られる。

延坪数は平均24.42坪と、井上の本と近い値を示している。一方、井上の本では50坪以下の幅広い事例だったのに対し、里見の方は20.50坪から32.14坪までと、延坪数の差があまりなく、その大半が25坪以下(21例中18例)であった。この規模については、自治体によって制限しているところもみられ、神奈川県では建築物は25坪以下としていた¹⁸。また、東京府でも大正13年度において1戸25坪以内とし¹⁹、その後、昭和2年末までは家屋建設延坪数は資金3千円

で35坪を限度としていたが、昭和3年には30坪に改正された²⁰。このことから、里見の本では制度運営がより現実的になった段階で、東京府や神奈川県で見られた基準に近いものを取り上げていたことが推察される。

二階建ては21例のうち6例あるが、社会局の本の抜粋では2例しかないのに対し、東京の実例では4例が二階建てであり、市街地で実際に建てたものになると半分は二階建てになっていたことが見受けられる。

部屋名称のある16例で一番広い部屋の名称を見てみると、「客間」といった接客空間であるものが5、「居間」や「家族室」といった家族空間であるものが6、接客空間と家族空間が同等のものが5例と、先の井上の本に比べて家族用の空間に重きをおかれるようになっている。それは、食事空間の方位において北向きのものが4例に対し、南向きのものが6例あることからその傾向が見られる。

また、20例には浴室があり、井上の本では半分であったのに比べて多くなっており、廊下やホールを経て各部屋

表2-3 『住宅組合法解釈』に紹介されている「住宅模範設計図」の内容

No.	事例名	掲載図面			延坪	部屋の名称と広さ(帖) 順番は広い部屋順(玄関は略)、下線は床の間が付いているもの、ゴシック体は洋室と明記してあるもの 2階建ては括弧内に建坪を記した	
		平面	立面	その他			
1	平安住宅組合	2			22.00	8, 4.5, 3, 台所, 浴室, 化粧室/6	
2	豊島住宅組合	2			25.00	<14.5坪>居間, 寝室, 台所, 女中室, ホール/ <10.5坪>寝室, 書斎, ホール	
3	豊島住宅組合	2			25.00	<18坪>居間, 応接, 食堂, 台所, 浴室, ホール/ <7坪>書斎, 寝室, ホール, バルコニー	
4	共済住宅組合	2			25.00	<19.5坪>居間8, 茶の間4.5, 書生室3, 子供室3, 取次, 女中室, 台所, 浴室/<5.5坪>客間10	
5	誠福住宅組合	1			25.00	8, 6, 6, 4.5, 2, 台所, 浴室	
6	共済住宅組合	1			24.50	客間8, 居間6, 茶の間4.5, 書斎, 取次2, 2, 広縁, 台所, 湯殿, 脱衣場	
7	共済住宅組合	1			24.25	居間8, 客間6, 応接4.5, 板の間, 玄関3, 広縁, 台所, 浴室	
8	共済住宅組合	1			23.75	客間8, 居間, 客間4.5, 子供室4.5, 取次3, 広縁, 台所, 湯殿	
9	社会局住宅問題資料	第97図	2	1	1	32.14	<21.14坪>応接居間, 食堂居間, 寝室, ホール, 台所, 湯殿/<11坪>寝室, 寝室, 物置, ホール
10		第95図	1	2	1	30.50	応接書斎12×12, 寝室居間12×12, 寝室居間9×12, 食堂9×12, テラス, 女中室, 台所, 湯殿
11		第93図	1	1		27.50	洋間応接, 6, 6, 4.5, 3, ベランダ, 台所, 湯殿, 脱衣
12		第86図	1	1		24.00	書斎及応接, 居間食堂, 寝室, 寝室, 台所, 湯殿
13		第84図	1	1		23.75	家族室, 寝室8, 子供室, 書斎応接, ベランダ(広縁), ホール, 台所, 湯殿, 脱衣場
14		第83図	1	1		23.50	6, 6, 4.5, 3, ベランダ(広縁), 台所, 湯殿
15		第81図	1	1		23.00	客間寝室8, 寝室6, 茶の間4.5, 女中室3, 2, ベランダ, 台所, 湯殿, 化粧
16		第80図	1	1		23.00	8, 6, 6, 4.5, 3, 台所, 湯殿
17		第78図	1	1		22.50	家族室, 応接書斎, 寝室6, 寝室6, 台所, 湯殿, 脱衣場
18		第74図	2	1		21.75	<12坪>居間6, 茶の間6, 2, 台所/<9.75坪>応接(寝室) 6, 寝室4.5, サンプルーム(広縁)
19		第64図	1	1		20.50	居間, 寝室, 寝室, 食堂, ホール, 台所, 湯殿
20	第71図	1			21.75	8, 6, 4.5, 4.5, 2, 台所, 湯殿	
21	第89図	1			24.50	客間6, 居間6, 茶の間4.5, 子供室4.5, 女中部屋3, 玄 関2, 台所, 湯殿, 脱衣	

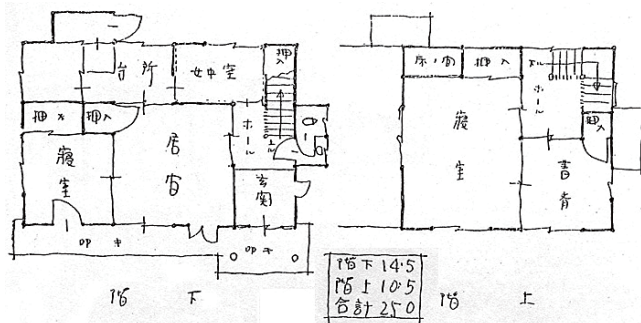


図2-5 『住宅組合法解釈』のNo.2 豊島住宅組合の図

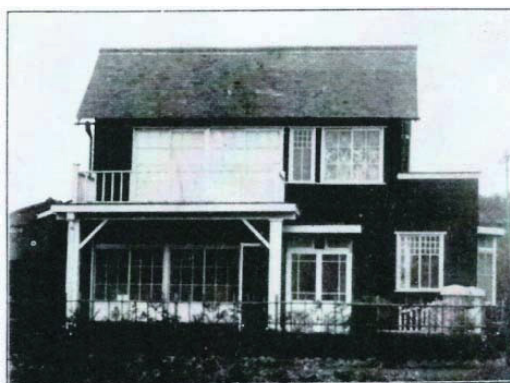


図2-6 『住宅組合法解釈』のNo.2 豊島住宅組合の外観写真

につながる動線のものは8例見られ、衛生を意識した住宅も取り上げている様子うかがえる。そして、床の間を備えたものは21例中13例、女中部屋があるものは5例と、いずれも井上の本と比べて割合が減っている。一方、井上の本にはなかった洋室を持つものが4例あり、時代に合せて洋風化したものも取り入れていた様子うかがえる。

このように伝統的な和風住宅をわかりやすい事例として取り上げていた井上の本に比べ、4年が経過した里見の本では延坪数が抑えられ、家族空間を重視した住宅が取り上げられていた。

第4節 社会局が提唱する小住宅における住宅組合の図面事例

里見の本の抜粋元となった社会局の本の106例についてまとめたものが表2-4である。図は延坪数が大きい順に掲載されており、8.00坪から45.56坪までと、幅広い規模の住宅が取り上げられている。中には二戸建てが7例含まれており、そのうち規模の小さい4例については公営住宅を意識したものとの記述があることから、社会局が取り組んでいた住宅政策に関わる中産階級以下の様々な住宅の事例をまんべんなく取り上げたものであったと考えられる。

里見の本では図のみの掲載であったが、元となった本書には簡単な説明文が付いており、先の本だけではわからない設計意図を読み取ることができる。そこで、里見の本で取り上げられた最小20.50坪(図2-7)から最大32.14坪(図2-10)の範囲にある34例(詳細は章末の<付資料2>参照)を中心に、説明文の内容を見ていく。

多くの事例は平屋建てで、図2-8のような二階建ては9例と少ない。しかし、No.45の説明に「市街地では土地が容易に得られないし、又地代の高い処では勢ひ二階建、三階建となる」とあり、当該本ではより土地の有効利用が求められる市街地での建築を意識したものも取り上げようとしていた様子うかがえる。

また、用途の記述が見られる16例をみると、部屋の名称は「茶の間」より「食堂」が、「客間」よりも「応接」や「書斎」が多く使われている。また、一番広い部屋をみると、1例を除いて「客間」や「応接」といった接客空間よりも「居間」や「食堂」といった家族空間の方が同等か広かった。この家族重視の視点は、いくつかの説明文にも見られ、No.21には「婦人室の六畳が主人の書斎に比して大きいのは、斯かる小住宅としては常に内に活動する婦人への当然の結果であらね

表 2-4 『小住宅の研究』に紹介されている住宅の内容

No. ※1	掲載図面		延坪数	部屋の名称と広さ(帖) ※2		No. ※1	掲載図面		延坪数	部屋の名称と広さ(帖) ※2	
	平面	その他		平面	その他		平面	その他			
1	1	2	8.00	4.5, 4.5		54	1		17.50	S, 6, 6, 2	
2	1	2	8.25	6, 3		55	1		17.75	S, 6, 4.5, 2	
3	1	3	8.50	6, 3		56	1	1	17.75	S, 6, 食堂兼応接4.5, 湯殿	
4	1		8.50	6, 4.5		57	1	2	18.00	居間, 寝間, 寝間, 湯殿	
5	1		9.00	6, 4.5		58	2	1	18.25	<12坪>6, 4.5/<6.25坪>S	
6	1		8.75	6, 4.5		59	1	1	18.26	主人室応接兼書斎, 6, 4.5, 子供室	
7	1		9.00	6, 4.5		60	1	1	18.50	S, 6, 4.5, 3	
8	1	2	9.00	6, 4.5		61	1	1	19.75	S, 6, 6, 2, 湯殿	
9	1		9.50	6, 3		62	1		20.00	S, 6, 4.5, 3, 2, 湯殿	
10	1		9.50	6, 3		63	1		20.25	S, 6, 4.5, 3, 2	
11	1		9.75	6, 3		64	1	1	20.50	居間, 寝室, 寝室, 食堂, ホール, 湯殿	
12	1	2	9.95	書斎(隣に寝室), 4.5		65	1	1	20.50	S, 6, 4.5, 3, 2, 湯殿	
13	1		10.00	6, 4.5, 2		66	1	1	21.00	家族室, 寝室, 寝室, 書斎	
14	1		10.00	6, 4.5		67	1		21.25	S, 6, 4.5, 3	
15	1		10.00	6, 4.5		68	1		21.25	S, 6, 4.5, 4.5, 2, 風呂場	
16	1	2	10.25	6, 4.5		69	1	1	21.25	家族室, 寝室8, 書斎, 子供室, 寝室3, 風呂場	
17	1	2	10.25	6, 4.5, ホール		70	2	1	21.50	<13.75坪>S, 6, 湯殿/<7.75坪>S, 4.5	
18	1	2	10.86	4.5, [書斎], [寝室]		71	1		21.75	S, 6, 4.5, 4.5, 2, 湯殿	
19	1	1	11.00	6, 4.5, 2		72	1		21.75	S, 6, 4.5, 4.5, 2, 湯殿	
20	1	1	11.25	6, 6, 2		73	2	1	21.75	<14.25坪>8, 4.5, 湯殿/<7.5坪>6, 3	
21	1	2	11.42	S, 3, 書斎(応接)		74	2	1	21.75	<9.75坪>居間6, 茶の間6, 2/<12坪>応接(寝室)6, 寝室4.5, サンプルーム(広縁)	
22	1	1	11.75	6, 4.5, 2		75	1		22.00	S, 6, 4.5, 3, 2, 湯殿	
23	1	2	12.00	6, [書斎], [寝室]		76	1		22.00	S, 6, 4.5, 3, 湯殿	
24	1	2	12.75	6, 4.5, 湯殿		77	1	1	22.00	6, 6, 6, 3, 湯殿	
25	1		13.00	6, 4.5, 3		78	1	1	22.50	家族室, 応接書斎, 寝室6, 湯殿, 脱衣場	
26	1		13.25	8, 6, 3		79	1	1	22.75	S, 6, 4.5, 4.5, 2, 湯殿	
27	1		13.50	S, 4.5, 3		80	1	1	23.00	S, 6, 6, 4.5, 3, 湯殿	
28	1		14.00	6, 4.5, 3		81	1	1	23.00	客間寝室8, 寝室6, 茶の間4.5, 女中室3, 2, ベランダ, 湯殿, 化粧	
29	1	2	14.00	6, 4.5, 3		82	1	1	23.50	S, 6, 4.5, 3, 2, 湯殿	
30	1	2	14.25	6, 4.5, 3, 2, 湯殿		83	1	1	23.50	S, 6, 4.5, 3, ベランダ(広縁), 湯殿	
31	1		14.50	6, 6, 3, 風呂場		84	1	1	23.75	家族室, 寝室8, 子供室, 書斎(応接), ベランダ(広縁), ホール, 湯殿, 脱衣場	
32	1		14.75	S, 6, 2, 風呂場		85	2	1	23.75	<8.5坪>6, 6, 2, 湯殿/<15.25坪>8, 3	
33	1	1	15.00	6, 6, 3, 湯殿		86	1	1	24.00	書斎及応接, 居間食堂, 寝室, 寝室, 湯殿	
34	1	2	15.25	S, 6, 3, ベランダ, 湯殿		87	1	1	24.25	居間, 寝室, 書斎, 食堂, 湯殿	
35	1		15.25	S, 6, 3, 湯殿		88	1	2	24.25	居間, 食堂, 応接(書斎), 寝室, 寝室, 湯殿	
36	1		15.50	S, 6, 4.5, 2		89	1		24.30	客間6, 居間6, 茶の間4.5, 子供室4.5, 女中部屋3, 玄関2, 湯殿, 脱衣	
37	1	1	15.50	S, 6, 3, 湯殿		90	1		24.50	居間, 書斎(応接), 寝室, 寝室, 湯殿	
38	1	1	15.50	6, 6, 3, 湯殿		91	2	1	25.50	<16.75坪>6, 6, 4.5, 湯殿/<8.75坪>6, 6	
39	1	1	15.75	S, 6, 3, 風呂場		[92]	2	1	26.00	<16坪>居間, 寝室, 浴室/<10坪>寝室, 寝室	
40	1	1	15.75	6, 6, 3, 風呂場		93	1	1	27.50	洋間(応接), 6, 6, 4.5, 3, ベランダ, 湯殿, 脱衣	
41	1	1	15.75	S, 4.5, 3, 2		94	2	2	29.00	<16.5坪>書斎(応接), 食堂, 6, 湯殿/<12.5坪>寝室, 寝室, 寝室, 寝室	
42	1		16.00	S, 6, 3, 湯殿		95	1	1	30.50	寝室居間12×12, 応接書斎12×12, 寝室居間9×12, 食堂9×12, 女中室, 湯殿	
43	1		16.00	S, 6, 4.5, 2, 湯殿		96	2	1	32.00	<21坪>応接9×12, 6, 6, 女中室3, ホール, 湯殿/<11坪>8, 6	
44	1	1	16.00	寝室6, 応接4.5, 子供室9'×9', 茶の間3, 2, 湯殿		97	2	1	32.14	<21.14坪>応接居間, 食堂居間, 寝室, ホール, 湯殿/<11坪>寝室, 寝室, 物置, ホール	
45	2	1	16.00	<10坪>6, 4.5/<6坪>S		[98]	2	1	33.00	<16.5坪>食堂居間, 応接子供室老人室, 浴室/<15坪>寝室, 寝室, 寝室/<屋上1.5坪>	
46	1	2	16.50	S, 6, 3, 湯殿		[99]	3	1	34.00	<16坪>居間, 湯殿/<16坪>寝室, 寝室, 寝室, 納戸/<屋上2坪>	
47	1	1	16.50	6, 応接書斎, 4.5, 4.5		100	2	1	35.00	<23坪>応接書斎, 6, 6, 2, 湯殿/<12坪>S, 6	
48	1	1	16.75	居間, 寝室6, 食堂4.5, 風呂場		101	2	1	35.75	<23坪>居間8, 茶の間6, 女中部屋3, 湯殿, 化粧/<12.75坪>客間8, 次の間6	
49	2	1	16.75	<11坪>6, 4.5, 2/<5.75坪>6		102	2	1	37.25	<23坪>8, 8, 4.5, 湯殿/<14.25坪>8, 8	
50	2	2	17.00	<9.5坪>6, 3/<7.5坪>S		103	2	1	41.50	<29.5坪>居間, 子供室, 書斎(応接), 寝室, 女中室, 風呂場/<12坪>客間, 寝室	
51	1		17.00	S, 6, 4.5, 2, 湯殿		[104]	3	1	42.14	<20坪>居間, 食堂, 応接, 湯殿/<20坪>寝室, 寝室, 寝室, 子供室/<屋上2.14坪>	
52	1		17.50	S, 6, 4.5, 2		105	2	1	43.50	<31坪>居間, 書斎(応接), 寝室, 寝室, 女中室, 湯殿/<12.5坪>10, 6	
53	2	1	17.25	<11坪>6, 4.5/<6.25坪>S		[106]	2	1	45.56	<27.25坪>居間, 食堂, 女中部屋, 浴室/<18.31坪>寝室, 寝室, 子供室	

点線は住宅組合法解釈に抜粋された延坪の範囲

※1 No. の灰色は『住宅組合法解釈』に抜粋されているもの、ゴシック体は二戸建て(7例)、括弧【 】有りは鉄筋コンクリート造(5例)を表す。

※2 部屋の名称と広さの括弧〔 〕は図に付随する説明からわかるものを表す。台所と便所はすべてに入っているため略した。

ばならぬ。従ってこの床の間は来客のためにあらずして全く家庭の人のために趣味に用ひらるべき」と書かれている²¹⁾。

間取りについては、音響と衛生の点から設けられる中廊下²²⁾や平面効率を意識したもの²³⁾が見られる。また、「便所や湯殿に行くために、或は其の室に入るために他室を通らずに行けるといふことが其の室を独立して活用出来ることを現はしてゐる」(No. 100) と、他を通り抜けせずに各部屋へ移れる動線についても触れられている。なお、1例を除いて全てに「湯殿」や「風呂場」といった浴室が設けられており、女中部屋は23坪以上のものの中に4例ほど確認できた。

そして、住宅の構造はほとんどが木造である。鉄筋コンクリート造は5例あったが、延26坪

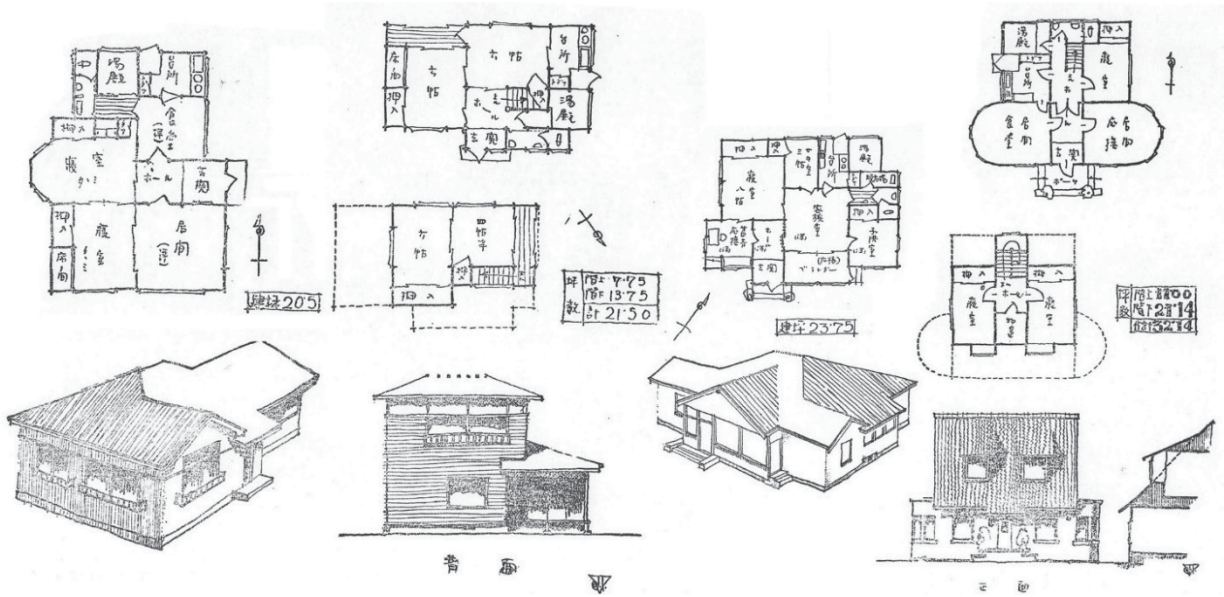


図 2-7 『小住宅の研究』
No.64, 里見の本(No.19)に
抜粋された最小

図 2-8 『小住宅の研究』No.70,
二階建てで平面効率を考えた設
計, 作図者である高橋重治郎の
「JT」が右下に見られる。

図 2-9 『小住宅の研究』
No.84, 里見の(No.13)に
見られる家族室を中心
とする平面

図 2-10 『小住宅の研究』
No.97, 里見の本(No.9)
に見られる最大, 断面図
が切れている

から 45.56 坪までのものであることから、比較的規模の大きい建物を想定していたと考えられ、里見の本に取り上げられることはなかった。

平面図以外の図面がある 26 例には立面図が 13 例、外観透視図が 14 例あり、断面図は No. 97 (図 2-10) に見られるのみである。外観を見ると、和風と判別できるものは 6 例で、多くが洋風の外観をもつ。一方で、内部は和室を基調としているものが多く、床の間を備えるものは 21 例 (62%) あるのに対し、洋室と明記されているものは 9 例 (26%) である²⁴。

本書の「はしがき」には「住宅の構造に就いては今尚研究の過程にあることでもあり、又生活様式に於ても或は坐式となし或は椅子式となし未だ帰着する所を知らず、謂はば改善推移の途上にある状態であるので、本書載録する所の大部分は従来の構造生活様式と、前記二様式の折衷とを標準にして採用した」とあり、鉄筋コンクリート造とイス座の洋室については過渡期のため応用が効くように設計されていたことが読み取れる。

また、「我邦の住宅は、外観と接客のための部分重要視し、家族の保健上から又其の日常生活を快適ならしむる設備の上から考慮せらるることが少ないのは甚だ遺憾である。住宅の設計に於て此点を考究することは、今日の住宅改善上緊要なる事項であると思ふ」とも触れており、家族

重視の視点で衛生と環境を考えていくことが、住宅改善につながると捉えていたことがわかる。

第5節 小結

以上のように、住宅組合法を利用する組合員が参考にできた手引き書6冊のうち、法案策定に関わった社会局の人物によってつくられた設計図面付きの2冊と、その元となった社会局刊行の図面集をもとに、提示された図面が映し出す住宅像を検証した。

法案施行直後の大正10年9月に刊行された『住宅組合法精髓』では、当時すでに住宅改良等の議論がある中で、「設計図」として挙げられている図は50坪以下の伝統的な和風住宅であり、建築費なども載せながら現実的に想像しやすいものを提示する形をとっていた。一方、法運用が進んだ大正14年12月刊行の『住宅組合法解釈』では、「模範設計図」として挙げられている図は規模が35坪以下と抑えられ、運用資金の実状に合わせたものになっていたが、住宅は衛生を意識したものや洋風化を取り入れたものなどを取り上げつつ、家族の空間を重視したものが顕著に見られた。どちらも延坪数の平均は約25坪で、このあたりが住宅組合法の対象とする規模であったと考えられる。

また、『住宅組合法解釈』の引用元となった『住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究』を見ると、高橋重治郎という一人の技手によって設計された中産階級以下を対象とした様々な住宅事例の中から抜粋されていたことがわかる。その元本では、外観は洋風が多い一方、内部は和風を基調とし、家族重視の間取りに、衛生や環境の視点を加えた住宅案を提示しようとしていた様子がうかがえた。

このように、社会局では住宅の質の改善に興味を持ち、案はもっていたものの、住宅組合法において規模や構成などの具体的な基準を設けるまでにはいたらなかった。そのため、設計図面を抽出して紹介した手引き書が、社会局の意向を反映する役割を担っていたと考えられる。

注

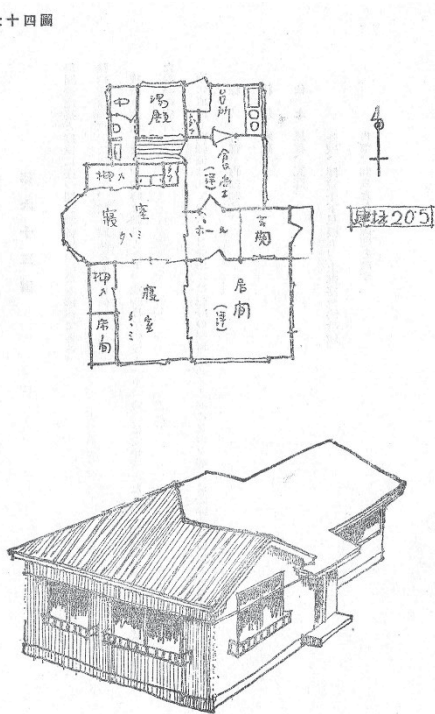
¹ 鈴木貴仁：北海道における住宅組合の展開に関する研究，平成18年2月

-
- ² 「組合法の住宅を様式にしたい 生活改善の実現に建設相談部も設けて 建築家の活動」東京朝日新聞、大正10年6月29日
- ³ 住宅改良会の機関誌『住宅』では、昭和2年6月号に住宅組合号として特集が組まれている。
- ⁴ 内田青蔵：建築学会の活動からみた大正11年開催の平和記念東京博覧会文化村に関する一考察，日本建築学会計画系論文集，第529号，pp.263～270，2000.3
- ⁵ 社会局：住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究，大正14年10月，社会局から出された住宅問題資料は第9輯まであり、本書と第1輯の都市住宅問題、第8輯の農業業者住宅調査報告以外は海外に関する研究である。
- ⁶ 「不評判な低利資金貸出し 手続や書入が面倒で素人には手が出せぬ 困っている住宅組合」東京朝日新聞 夕刊1頁，大正10年10月1日
- ⁷ 河原松太郎：住宅組合の話，創造社，大正14年6月8日，pp.28～29
- ⁸ 井上一：住宅組合法精髓，帝国地方行政学会，大正10年9月
- ⁹ 里見馬城夫：住宅組合法解釈，東京宝文館，大正14年12月25日
- ¹⁰ 『職員録 大正10年7月1日現在』による。横浜貿易新報の大正14年11月15日に「住宅組合 設立者のために」を寄稿している。
- ¹¹ 「広告」東京朝日新聞 朝刊1頁，大正14年12月21日
- ¹² 『第一三版 大衆人事録 東京篇』昭和14年，p.368，里見は明治27年生まれで、昭和初期には東京府の顧問もやっており、雑誌『住宅』の昭和2年6月号に「住宅組合の話」を寄稿している。
- ¹³ 『住宅組合法解釈』の「はしがき」には、「大正十年住宅組合法発布せられて以来年を閲する事将五期、其の間組合の設立せられたるもの既に一千有余に及び年々増加の趨勢にある今日未だ実務家の座右に親むに足る良書世に著れざるを嘆じ不佞を顧ずして過去の経験より得たる僅の知識を輯め茲に上梓する事とした」とある。
- ¹⁴ 『住宅組合法解釈』の「序」では、社会局長官の長岡隆一郎が「君が蘊蓄ある知識と在職中の研究とに依り長きを棄て短きを補ひて肯綮に中り、説明の精疎又宜を得、平易にしてよく其の要を盡したるは以て実務家の好指針として組合発達上貢献する処大なる」と述べている。
- ¹⁵ 『住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究』の冒頭には「一 本篇は当局技手高橋重治郎の考案に係り、住宅坪数八坪より、四十六坪弱迄の各種の間取図を蒐め、各々に大体の説明と建図とを添へたるものにして、猶推敲の余地少なからずと認むるも、住宅研究の一資料に供せんがため、謄写に代へ印刷に附したるものなり」とある。
- ¹⁶ 『職員録』によれば、大正14年7月1日現在では「技手五」、昭和3年7月1日現在では「技手四」、昭和5年7月1日現在では「技手三」とある。
- ¹⁷ 朝日新聞社：新しい簡易小住宅 同潤会懸賞設計図案集，昭和8年6月10日（『近代都市生活調査 同潤会基礎資料 第二期 第8巻』平成10年4月）
- ¹⁸ 加藤忠太郎：住宅組合の手びき，大正15年5月30日，p.3

-
- ¹⁹ 河原松太郎：住宅組合の話，創造社，大正14年6月8日，pp.17～18
- ²⁰ 岡田四郎：東京府住宅組合手続，村岸書店，昭和4年9月5日，p.10「住宅ハ延坪三十坪以内トス…」，p.46「昭和二年末（大正十五年度資金）迄ハ家屋建設延坪数ハ資金三千元ニテ三十五坪ヲ限度トシ借地ハ一定セザルモ約百坪内外ナルガ如ク」，昭和三年以降の改正では「家屋建設延坪数ハ資金三千元ニテ三十坪内外ナルガ如ク借地面ハ大体百坪内ノ如シ坪当単価ハ九十円以上ナル事ヲ要件トス但シ付属設備ハ加算セザルコト」
- ²¹ 家族重視については、No.106にも「大人のことのみ標準とせず、我等の次の時代を承け継ぐ可き子供達と、家庭に常住して一家を処理して行く婦人達のことを大いに考慮して住宅を計画する様にしなければならぬ。此の点の改善の意を現はしてなつた平面である」とある。
- ²² 中廊下について、No.37の説明には「便所は汲取式としても中廊下を隔ててあるので臭気は余り来ない」とある。また、No.46には「居間と茶の間を廊下で仕切つたことは、汚れ易い茶の間に対し居間を綺麗に保つためである」とある。
- ²³ 平面効率について、No.70の説明には「台所、湯殿、便所、階段等が大変便利に連絡されている」と考慮した様子が書かれている。
- ²⁴ 洋室について、No.64の説明には
- 「寝室は日本式其の他は洋式とした折衷の生活は、誰れでもが直ぐにも出来得る改善の一方法であらうと思ふ。
- 棒給生活者の一般が要求してゐることは一室の洋間を有つことである。私共も屢々耳にし又實際の相談に応ずることがある。外で椅子式に慣れた体が一寸した書見にも足を重ねて坐るといふことは苦痛であらねばならない。自分達が家庭に過ごす時間は教養と慰安と而して睡眠とが其れの大部分であらう。婦人にとっては尚終日働く場所であり、子供に於ては楽しい揺籃であつて何れが主たるを定め難い程である。其れ等の要求が最も安全に、最も経済的に而して最も簡易に充たさるべく住宅を考案して進まねばならない」とある。

〈付資料2〉『住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究』にみる設計例

第六十四圖

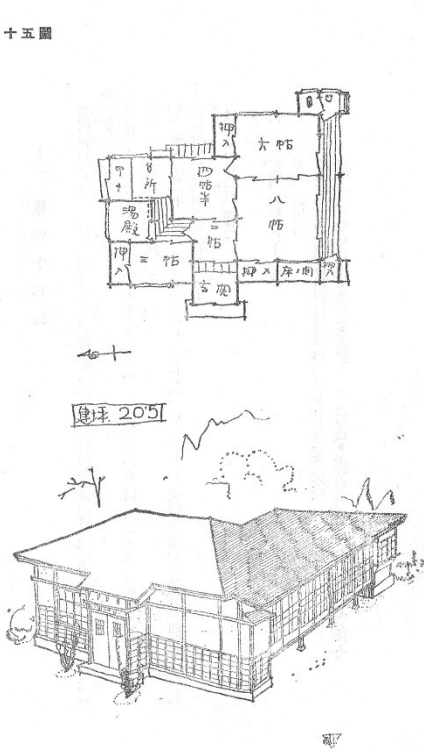


第六十四圖

居室は日本式其他洋式とした折衷の生活は、誰れでも直ぐにも出来得る改善の方法であらうと思ふ。
 俵形生活者の一般が要求してゐることは一室の洋間を有つことである。私共も屢々耳にし又實際の相談に際すことがある。外で椅子式に調れた種が一寸した音見にも足を重ねて坐るといふことは苦痛であらねばならない。自分達が家庭に過ぐす時間は娯楽と慰安と而して睡眠とが其れの大部分であらう。婦人にとつては尙終日働く場所であり、子供に於ては楽しい搖籃であつて何れが主たるを定め難い程である。其れ等の要求が最も安全に、最も経済的に而して最も簡易に充たさるべく住宅を考案して進まねばならない。

様式 外部 洋風、内部和風及洋風。
 構造 木造。
 仕上 屋根、瓦葺。
 外装、洗出仕上げ。
 内部、洋間、日本間共前掲の通り。

第六十五圖

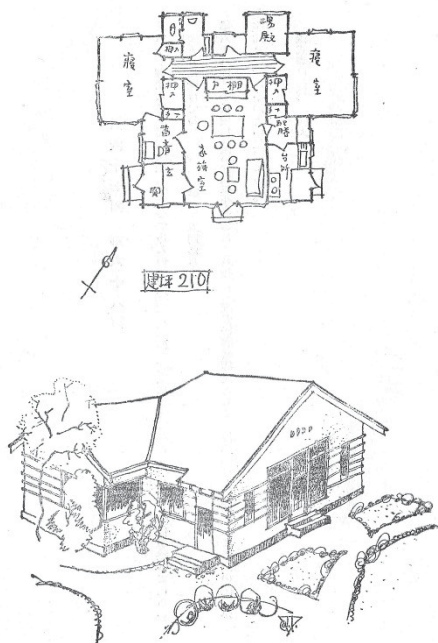


第六十五圖

居間兼座敷と寢室に茶の間と種備置の三室を添へてある。
 種備置は其位置に依つて、種々調法なものに使用が出来る。
 或時は和室となり、或時は納戸となり、或時は子供室となり、或時は女中室となり、又或時は臨時の泊り客のあつた場合の寝所となる。
 南に面した種備置は凡ての人の日光浴には絶好の場所であると共に夏の夕等には是非懸しい所であらう。

様式 外部 内部和式。
 構造 木造。
 仕上 屋根、瓦葺。
 外装、腰葺子下見張り、上部空色漆喰塗。
 内部、和風なれば説明を略す。

第六十六圖

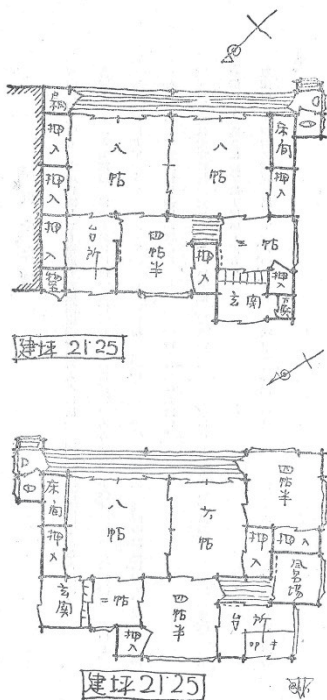


第六十六圖

外部の面白味を出すために對照的な平面圖を考へてみた處が、形に拘泥した様な無理な點もなく、内部からの其の現れとなつて納つてゐる。
 寢室は半式としてもよし、椅子式としてもよい。家族室は六坪あるから應接も會堂も兼ねるのに充分の廣さを有してゐる。採光通風の點も先づ差支ない。
 書齋と寢室との間はカーテンでもよい。寢所には應接所が附してあるので、家族室と寢所との連絡が間接になり、臭ひを防ぐ事や其の他に就いて特點がある。

- 様式 内外部、洋風。
- 構造 木造。
- 仕上 屋根、天然スレート葺。
- 外壁、漆喰壁。
- 内部、家族室と書齋の周圍は天井迄羽目板張りとし天井は漆喰壁とす。
- 寢室は入口の高さに壁紙を張り上の方と天井はやはり漆喰が光線を反射しなくてよいと思ふ。

第六十七、六十八圖

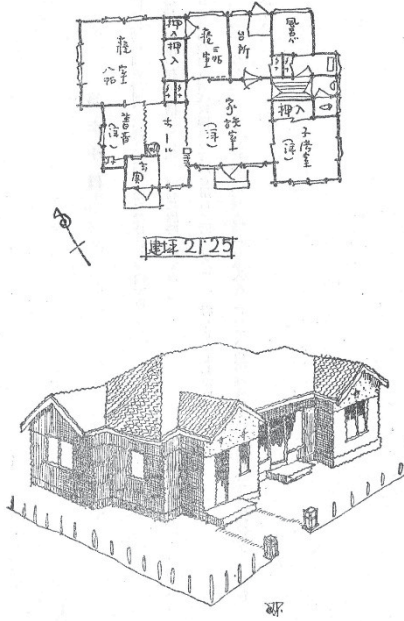


第六十七圖 第六十八圖

第六十七圖は八疊二間が選擇して取つてゐるので、家族室と寢室の経路に充分であらう。何れも敷側を控へて明るく光をまともを受けてゐる。押入が延べて五間ある。
 第六十八圖は子供室に適當な四疊半がある。八疊と疊が居間兼寢室として、四疊半は茶の間として各室の配置が文字通りの住み心地よい位置にある。

様式等は前例に倣ふ。

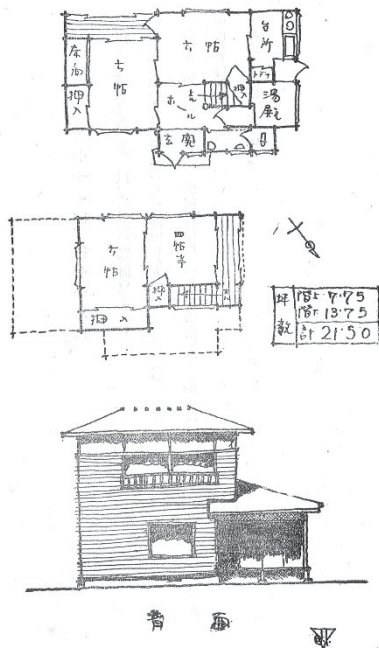
第六十九圖



第六十九圖

來客に對しても、女中に對しても應じた家族主義である人々には最も理想的な設計圖であると思ふ。
 書齋・ホールと家族室がカーテンに依つて仕切られてゐるだけであるから、子供達が自由に飛び廻るのに、いゝ。
 而して必要に応じてカーテンを閉ぢて其の目的に使用する様にする。子供達は勉強と睡眠のために當て、玩具や何かを一杯に散らして意の儘に振舞ふためにこの室を提供する様にした。
 三層の寢室は女中部屋か女中を置かない家庭では豫備室としても納戸にしてもよい。八畳の方の寢室は疊敷でも寢室を置いて、廣さに於ては丁度いゝだらう。
 單調の中に屋根に變化を出して、どつじりした意味のある外觀に自己の財産を包容する住宅として適はしい感がある。

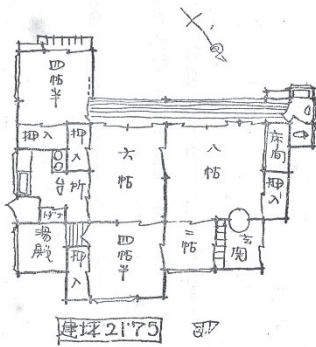
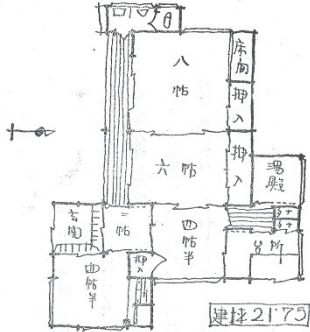
第七十圖



第七十圖

階下に茶の間と居間、二階に寢室二間を設けた平面圖である。
 臺所・湯殿・便所、階段等が大總便利に連絡されてゐる。
 日本式の住宅も新様な間取の方法を用ひて漸次改良されて行くことしたい。
 一階のある家は眺望のきく點に於て光線と通風の取入れ方に於て、空の個性を候つ點に於て、平家建よりは豈か人が多い。

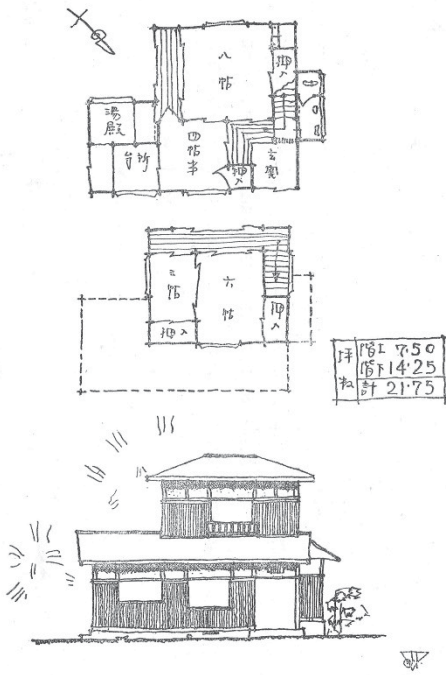
第七十一、七十二圖



第七十一圖、七十二圖

兩圖共玄關三疊と四疊半二間、六疊八疊の五間の家である。
 第七十一圖の方は四疊半を二つは應接室に取り一つは茶の間を取つてある。
 第七十二圖の方は一つを老人室か子供室に二つを兼備室に充ててある、各室に一間の押入が附屬してゐるので専ら用
 室になり得る便がある。
 様式上等は和式でいゝ。

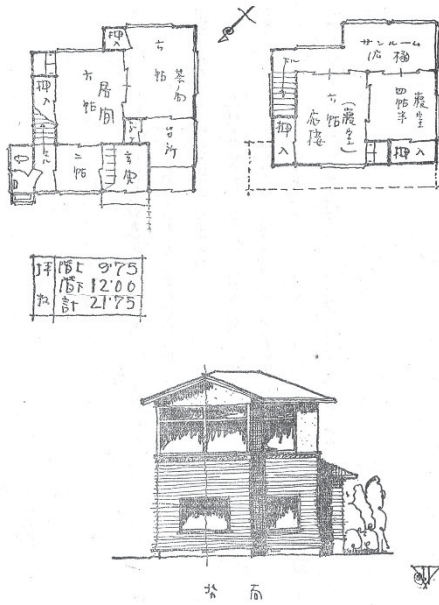
第七十三圖



第七十三圖

八疊は居間と應接を兼ね四疊半は茶の間とし、二階六疊、三疊は何れも室の個獨座を興へる。
 三疊等は子供室として適はしいだらう。
 外壁は生子板を張つて上の方を壁にしてある。二階の窓には花菱をつけ、幾備には手摺を付け。
 玄関のポールの曲つた板の間にしたのは一寸面白く而も階段の手摺が直ぐ見えて如何にも廣間らしい感を出してゐる。

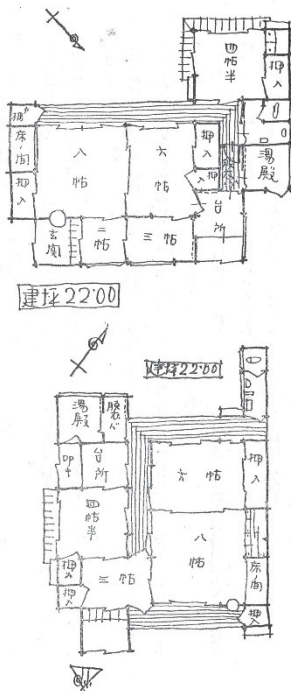
第七十四圖



第七十四圖

二階寢室に附設して、廣縁がある。藤椅子の二三を置いて日光浴をしながら休息する場所である。
開口五間半、奥行五間半の敷地があれば相當庭の餘裕を見て進んで得らる。A平面圖である。
浴室のないことが惜しい気がするならば、浴室の向きを代へて、茶の間との隣りの所に一坪五分増建増しければよい。

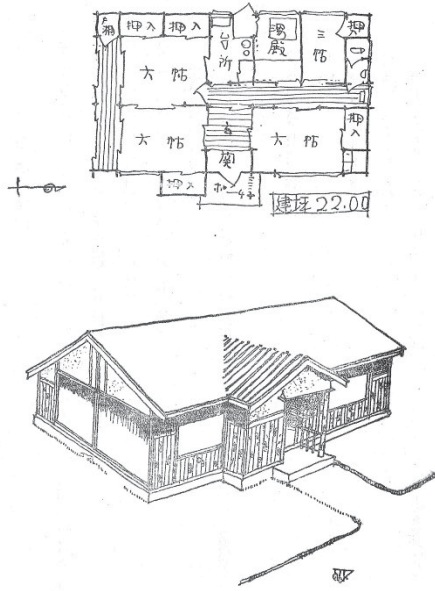
第七十五、七十六圖



第七十五圖、第七十六圖

おも家から張出して隔離した四疊半は、東と南と西の三方からの光線を取り入れて薄縁が廻らしてあるので、子供室とか老人室とか設けず遊ばせるには適はしいだらう。而して押入が一間と地盤が付いてゐる。
番附にするならば薄縁を窄めて射掛窓にする方がよい。
或時は病室にしても空気が光線と眺望がよいので静養には申分ない。
第七十六圖は何れの室も風通しのよい平面圖である。又何れの室もが暖かい。
茶の間は南と西の陽を受けてゐるし、八疊は棟側を前にして東と南の陽をまともに受ける。奥の六疊は西陽がさし込む様になつてゐる。玄関から直接に各部屋へ通じてゐる點等も便利さが現はれてゐる。

第七十七圖



第七十七圖

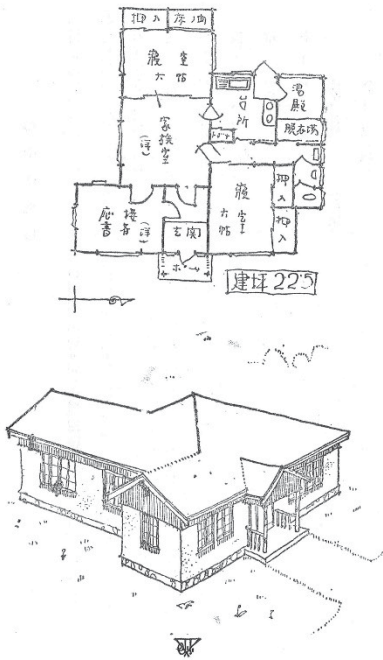
長方形とか正方形とか兎に角方形に近い平面は敷地の小さな所には適はしい。而して建築費の軽減にもなる。構造上家全體としての「かたまり」もよくなつて来る。此の平面でも玄関と押入が突出してゐるだけで全く方形と同様に取扱ふことが出来る。

日本趣味の一つとしての屋敷に種々と變化を與へて、纏綿な典雅の面白味が何うのといふこと等は述べて置かねばならない。住宅の本義に立戻つてもつと内質的なものに改めなくてはならない。今迄は餘りに外部的に考へられた様に見える。客間水位の武家の住宅等はそれの最も明かな例である。

少しく横道に入つたが日本間の六疊が、或場合には八疊の間と同様の活用をする。たとへば寢室としても一人は樂に寝るし廊下としても四人迄は大して狭いことはない。こんな意味で六疊間のみを配置して見た。

女中室とあるのは納戸する方がよい。この位の家で女中の必要を感じないだらうから。

第七十八圖



第七十八圖

此の平面圖は和式にも洋式にも當て嵌まるもので、書齋と家族室の仕切をカーテンの如き開閉自在のものとするれば二室が一式になる。内部全部洋式にするならば寢室の入口は戸の片開きに改める。

これは寢室だけには敷敷にして蒲團を用ひる心算になつてゐる。

玄関の土間と敷敷のホリで三疊大あるので廣々としてゐる。

書齋は六疊大、家族室が八疊大である。

窓所は九尺に九尺の正方形(四疊半)でこの程度の廣さがあれば可成便利に利用が出来る。家族四五人の家庭ならば最も適當であらう。

様式 外部洋風、内部和洋兩式。

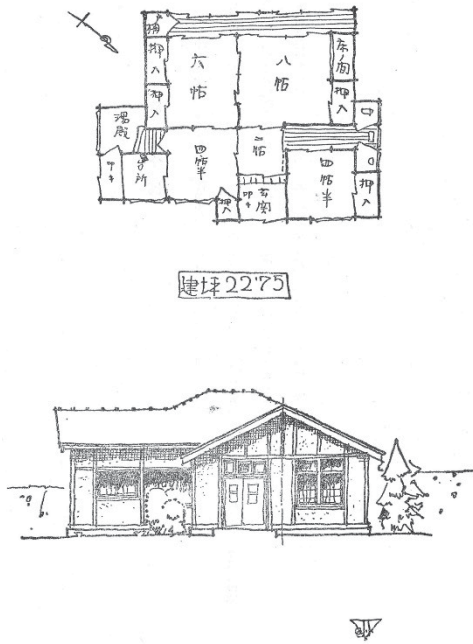
構造 木造。

仕上 屋根・天然スレート葺。

外壁・色漆入モルタル塗。

内部、洋間の分は床敷張りとし、取物を不用で、障子を障子白を付けて其の上縁と天井は漆喰がよい。

第七十九圖



第七十九圖

玄関を入つて二疊に出る。其の左手には茶の間の四疊半、突當りが八疊の居間兼書院である。右手に開きをあける
と直ぐに四疊半の縁側がある。これは主人の書齋か、來客に對しての縁側に用なし、其の前を通ると手洗を兼ね
で左が大使所が小使所である。

八疊の左が六疊で茶の間と接してゐる。茶の間からは書院と湯殿へ通じる縁になつてゐる。六疊・八疊の前は縁側
が續いて各部屋には押入が充分に設けてある。

様式 外前、和式。内部、和式。

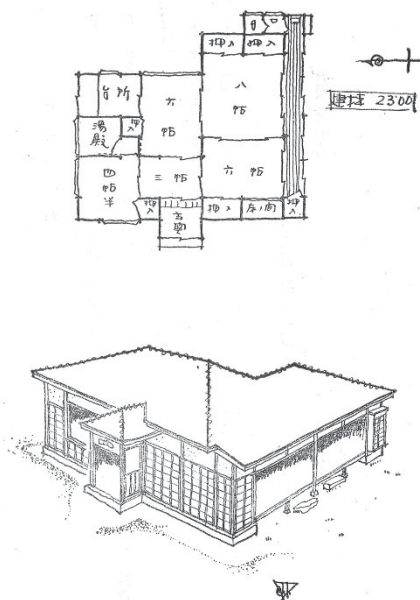
構造 木造

仕上 屋根、瓦葺

外壁、眞鍮セメント入漆喰塗

内部は前記に同じ。

第八十圖



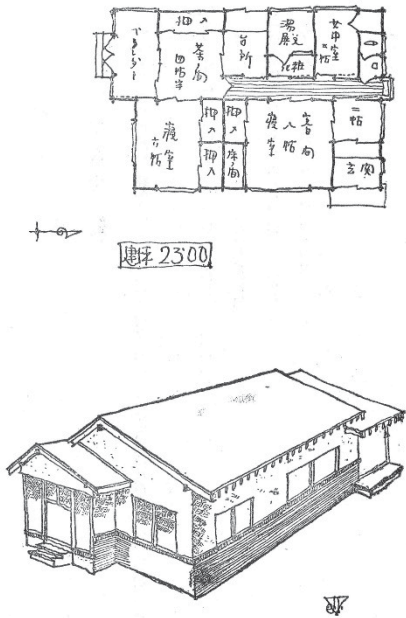
第八十圖

二十三坪の建坪で居室として二十四疊半の畳を敷き、別に玄関の三疊がある。

而も縁側が四間もあり、押入が延て四間、床の間が二間も付いてゐる。三疊から三方へ通じて縁側の八疊は茶の間
と腰接の六疊とに直接してゐる。四疊半は風呂の脱衣場を兼ね備置とならざらう。

書院と茶の間には朝日が斜やかに入つて来る。八疊と六疊には暖かい雨の陽が美しい途に流れ込む。

第八十一圖



第八十一圖

四方硝子戸で廻らされたベランダが茶の間と居間に連結してゐる。
 此の平面圖は特に來客の多い人のために八畳の客間を支圓の近くに取りつてある。従つて取次のための女中室の願應もしてある。

様式 外部洋風、内部和風。

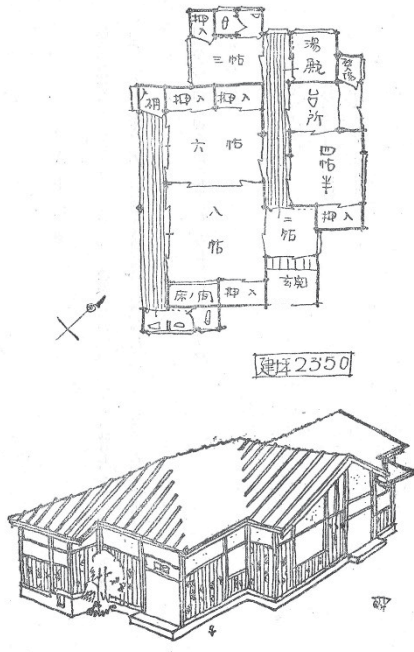
構造 木造。

仕上 屋根、スレート葺。

外壁、匠廻り幾五半枚張有積、上部洗出袋、木部ペンキ塗。

内部、和風仕上。

第八十二圖



第八十二圖

屋根はトクン板又は銅板の五枚葺とし、トクン板ならば錆色のペンキをかけて、外壁は高さ六尺位迄は鉛板を張り、其の上を壁にしてある。

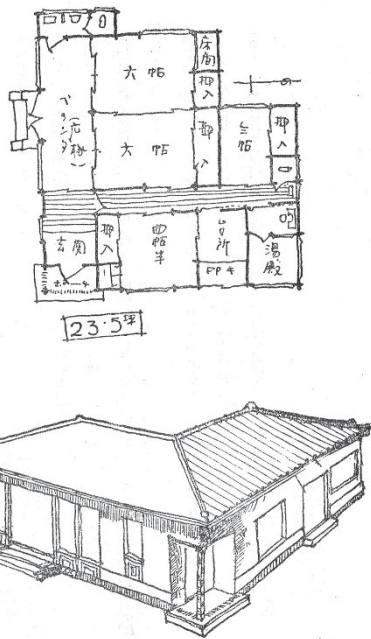
換氣を必要に應じ薄縁を敷いて日光浴をする部屋に使へば便利である。

中廊下は梁當りが窓になつてゐるから暗いことはない。

奥の二畳は女中室とし、押入と便所とが別になつてゐる。

よこれ暑い茶の間は庭壁から廊下を隔てゐる。

第八十三圖



第八十三圖

車番から玄関に入つて突當りは明るくい三坪の座敷がある。座敷から外へ下りられるし、それに附して六畳の間が二つ並んである。中廊下を挟んで來の間や座所や風呂場がある。風呂場の前は三疊間があつて水中蒸籠にも納戸にもなる。

四疊半・六畳の間の押入を階段にすれば容易に二階建となる便がある。

様式 和風。

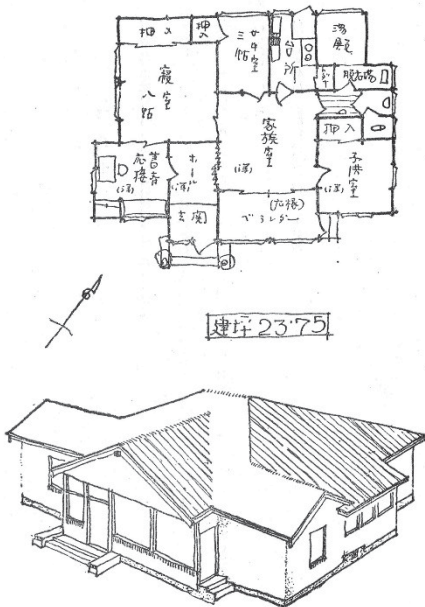
構造 木造。

仕上 屋根、瓦葺。

外壁 壁又は下見板張。

内部、各室日本間仕上。

第八十四圖



第八十四圖

第六十九圖に修正を加へたものである。

一つの半間でも階段に修正が出来るといふ所を参照して見て貰ひたい。

在來の座敷に對しても同様に修正を加へて改善し得ることが明瞭になつたと思ふ。

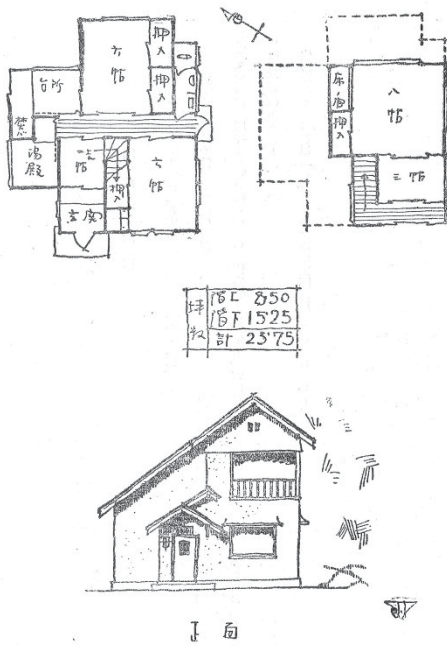
だから此所に掲げた百餘種の計畫圖も此れを大體の根據とし、要求の如何に應じて多少の修飾を與へることゝすればよいと思ふ。

此の儘で採用することは、需要者の希望が一致しないことからしても尤も不可能に近いだらう。

種々の實例と想像とを用ひて自分自身が安敷ともよく計つて間取を考案する様にした。

斯くして後其の材料、構造、仕上、豫算等に就いて建築家に相談する程にした。

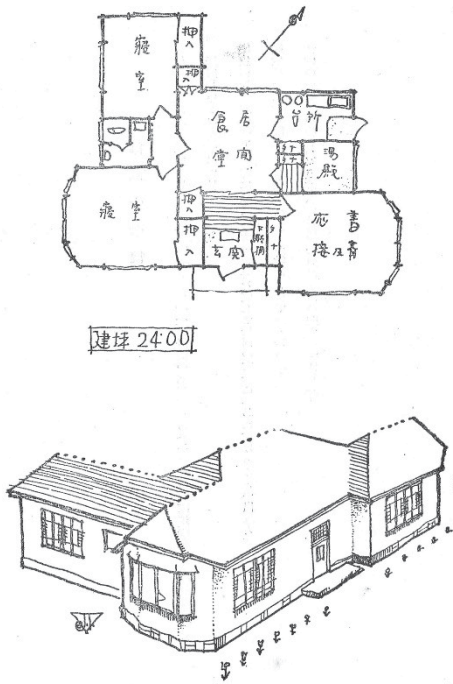
第八十五圖



第八十五圖

二階から下を覗いてゐる大きな長い屋根を有つた家である。
 漆塗いた黒い日本瓦で葺かれて、壁は小豆色の洗出し塗か、セメントを入れた漆喰で塗られてゐる。
 住宅に於ては間取が其の価値なすものであるが、外観も亦重要な役目を負ふてゐる。飾氣のない落ち着いたものは、飾氣のないものである。
 二階からも視所、湯殿が近いので便利だと思ふ。

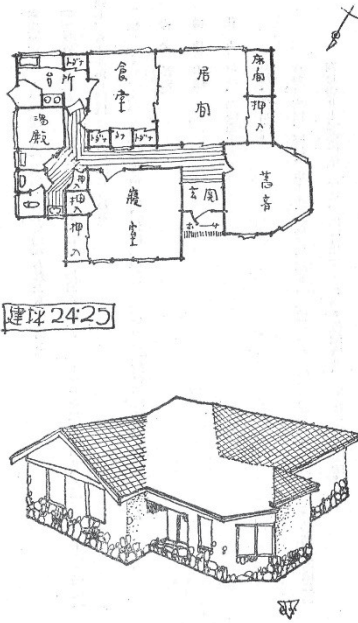
第八十六圖



第八十六圖

洋風生活を営む人又は營まんとする人への提案の一つである。
 居間食堂は主に子供と主婦達の居間とし、應接及書齋は主人と通學程度以上の子供の勉強室に當てる様にとつた。各室の床は膠捲カルクを張るがよい。弾力があるのも子供達には轉んでも怪我が少ないし、塵になれた日本人には足當りの感じがよい。
 室内はスリッパを用ふる様にするために玄関に履物入れを設けてある。

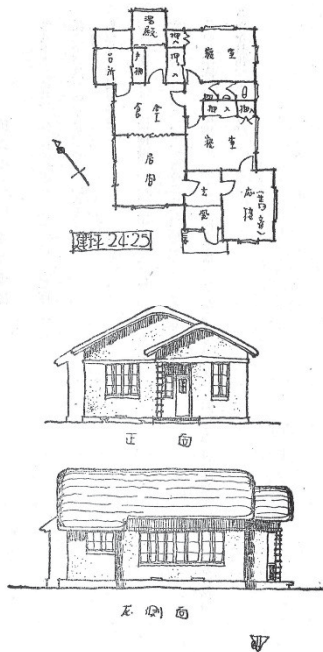
第八十七圖



第八十七圖

廊下は洋式心算である。食室を洋式として居間の前に六尺内外のテレスを設け廊下でも架けるならば
 廊下が一つ必要であれば書斎の一方の側壁を直して居間の右手に容易に設けることが出来る。
 居室は各室から隔離されて而も能かの歩数によつて達し得られる。
 居室の一面に戸襖を取付けて、食器、食料品等を貯蔵する様にした。

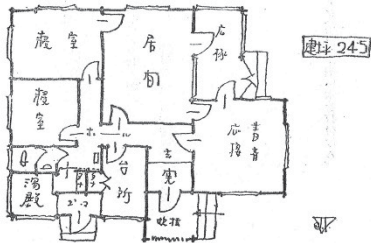
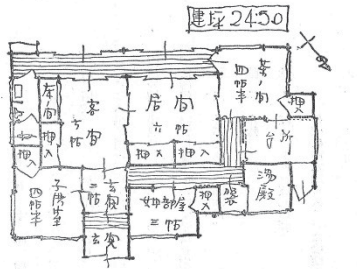
第八十八圖



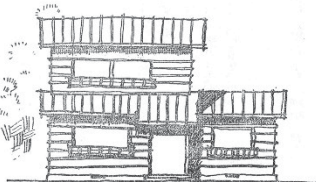
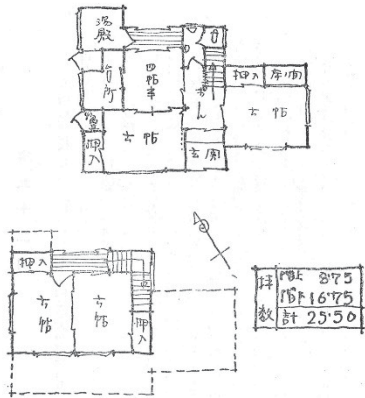
第八十八圖

居室を第一とし、居間と食室を第二として考へられたものである。
 書斎は廊下を兼ね主人夫婦の寢室と斷じてゐる。居間と食室とはカーテンを以て仕切り、食室からホールと湯殿へ
 接し、ホールから浴室と便所へ通じてゐる。
 居室を全く他の室から遮断してあつて、便所、湯殿にも近いのが一般の要求に應じてゐると思ふ。
 様式 洋式。
 構造 大造。
 仕上 屏風、銅板葺。
 外壁、洗川塗。
 内部、玄関、洗面、ホール、便所は板張り、其他はキルグ張、敷物敷き、周囲は食室、居間及玄関は腰
 羽目張り上部漆喰塗、壁紙は高さ六尺通り紙張り、天井は各室漆喰塗。

第八十九、九十圖



第九十一圖



正面

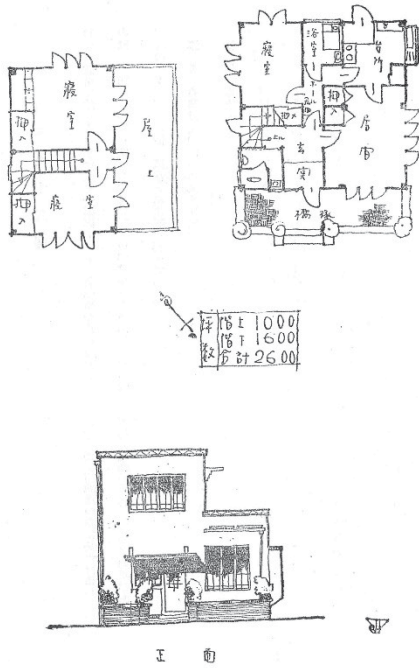
第八十九圖、第九十圖

第八十九圖は各室が各々其の用途の位置に便利に配置されてゐる。採光と通風の具合も先づ申分なから。内部は日本調である。第九十圖の方は洋式で所縁も含んで二十四坪五合になつてゐる。食事は居間で過ごす、壁の部分には食器棚位設けても充分である。此の日本式の縁側は和と上手に取扱つた方ではあるが洋風の階段に較べて如何に無用の坪数を占有してゐるの感あるかを見出すであらう。

第九十一圖

廊下にも主人の歩行にもなる穴窓を他の部屋から隔てた處がいゝと思はれる。便所は階段の踊場の下を利用してゐる。二階には六畳二間を建てるので、時には其の仕切を取拂つて大きな一間とすることが出来る。臺所の隣に浴室の物置を取つてあるから、別に物置を建てる必要はないだらう。薪炭や其他の貯蔵のためには是非必要な物置も相當に考へに入れて平面を定めなければならぬ。様式 外部洋風、内部和風。構造 木造。仕上 屋根、トタン葺瓦極毒。外壁は防水型を入れた漆喰塗とし、一尺間内外にクシントを塗布した細い木を打付ける。

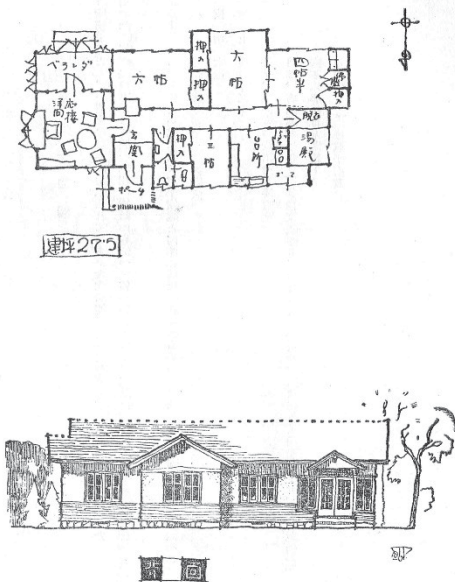
第九十二圖



第九十二圖

外壁と柱、梁、屋根を鐵筋コンクリート造にする平面である。
 内部の間仕切りは木造で、いと風。
 十畳の居間、六畳の寢室が二つ、八畳の寢室が一つある。
 屋根上は平屋造の分室を利用する。
 延坪二十六坪の外に湯室が三坪半で、市街地に建てる小住宅として適當なものである。
 我が住宅に採られた木造であるので、火災に依る損害は年々少く可き多に確してある。少くとも市街地をなす巷に於ては經濟的許す限り防火地帯、防火地帯を設けて耐火構造としなければならぬ。
 鐵筋コンクリート造に建築物の構造上必要な耐震、耐火、耐久の三大要件を満足せしむる構造法で其他築造の防止、白蟻、家具の侵入防避、通氣、音響の遮斷、暖房装置の自由、便所、湯殿、洗濯等水を使用する場所の任意なる設備等大なる利點を合弁してある。従つて日常の生活に及ぼす精神的影響は六なるものとなる。
 其の建築費は坪約二百五十圓乃至三百圓以上で、木造の或る物と其の差違は僅少なのである。維持保存に依る修繕費用を推算するならば却つて經濟的と云ふ可きである。
 其の設計の巧拙、進行の良否は建築物の成績に關するものであるから、専門技術家に委ねて細心に注意の下に施行されねばならない。

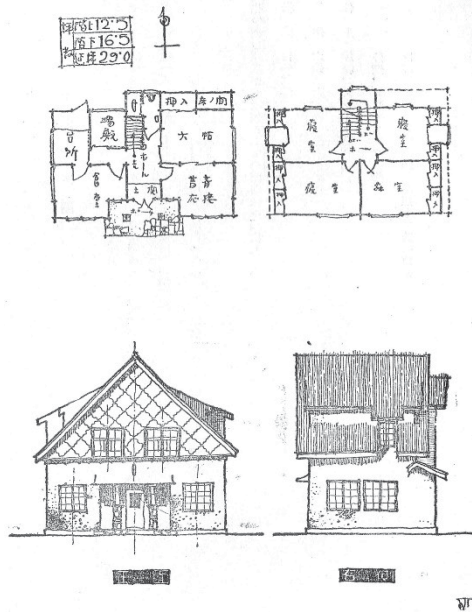
第九十三圖



第九十三圖

細長い敷地に建てる可き細長い平面図である。各部屋が南に直面してゐるので、採光通風の點に於ては申分ない。
 中庭下の兩側は各室を配列したに過ぎないが、便利といふところから云つて斯様な單純なものが却つて効果がある。
 二坪のベランダが居間と寢室とに生彩を興へてゐる。
 様式 外廊洋風、内部和風及洋風。
 構造 木造。
 仕上 屋根、天然スレート葺。
 外壁、腰子見張り及漆吹雪防水劑入れ
 内部は前例参照。

第九十四圖



第九十四圖

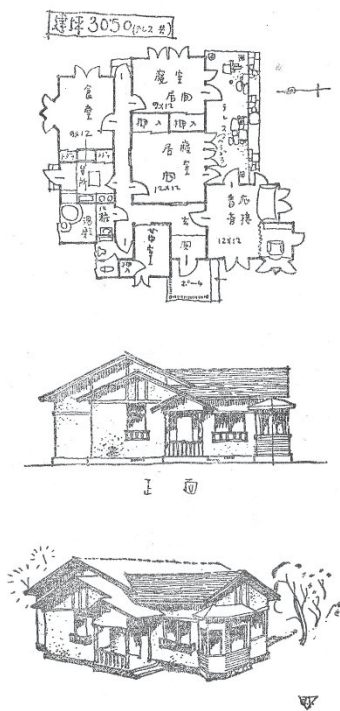
各室椅子式とし、一間だけ日本間を取入れてある。食堂居間懸接等を階下に、階上は何れも寢室とした。斯の如き居間の利用は空間の利用の方針から云つて當を得たもので、一階外壁の締約から建築費の軽減を見ることも出来る。

構造 木造。

様式 外部洋風、内部洋式及和式。

仕上 屋根洋瓦葺。
 外壁、小砂利の洗出塗及漆喰塗。
 内部、廣間腰羽目張り、其他壁紙張り、天井は凡て漆喰塗、床は何れも樟子板張り、一部敷物敷。
 階下六疊は日本間仕上。
 車窓(ポーチ)は鐵平石敷、

第九十五圖



第九十五圖

第九十圖を改良したものである。
 應接室の一隅に書齋を張り出してカーテンで仕切つた所に妙味がある。
 各居室から広いテラスに出られるし、食堂と書所との境には戸棚を設けて其の中央に小窓を切つてある。食物の出入れのためである。書所の土間を利用して風呂の移場とし、便所も湯殿と接近し女中室は玄関にも書所にも便利にした。

變化のある居室が平家絶としての面白味を理はしてゐる。

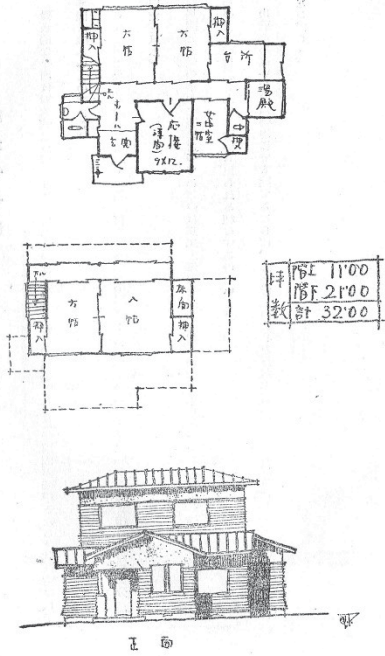
様式 内外洋式。

構造 木造。

仕上 屋根、スレート葺。

外壁、ロウクスタック塗。
 内部は大體に於て前例を参照して貰へば足る。

第九十六圖

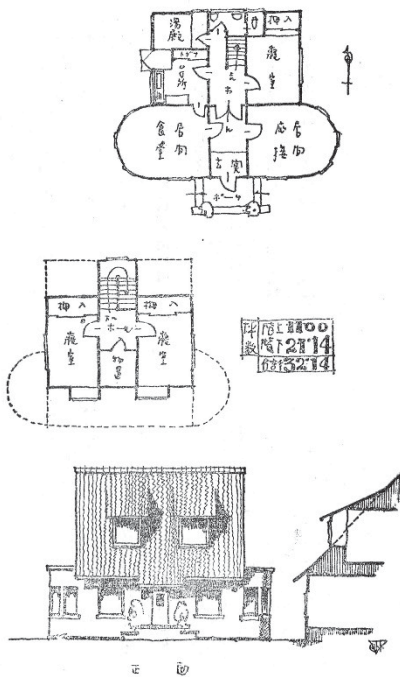


第九十六圖

洋風の懸接が一つ、六畳の居間と茶の間、女中室の三畳、二階は六畳の次の間と八畳の客間兼主人の寢室である。客間は二坪あるし、押入も延べて四間ある。便所は各室から近く、大便所の裏を利用して下駄箱とし、小便所の右側に手洗所を張出窓としてあるのも便利である。

二階を脱して六畳三間の前に縁側を設けると、平家建としても立派に活用される平面図である。

第九十七圖



第九十七圖

對稱的な平面は對稱的な外觀を要はして來るのは當然のこと、建築の凡ては平面圖が基準となる。其の次に平面圖は難しいものである。

これは屋根裏を利用してのもの、第二例で、外形が對稱的で繊細なのみならず、觀心心地を增させるに充分な間取だと思ふ。

居間と食堂の形が半圓になつてゐるのは施工上煩雜を來し費用の増大を免れないから、隅切形とするも差支ない。その上を陸屋根として二階から出られる様にするもの。

山莊か小高い丘の傾斜地にでも建てるならば、赤い洋瓦の大きな屋根が青い背景から浮き出して、妙味あるものとなるだらう。

第3章 全国の実施状況にみる住宅組合法の展開

第1節 はじめに

本章では、戦前期における全国規模での住宅組合の実施状況と地域的な特色について検討する。まず、全国規模における住宅組合の展開について、主に設立数と各都道府県間相互における比較を中心に、大正10(1921)年の住宅組合法制定時から戦時中に入って住宅建設が難しくなる昭和16年までの変遷経緯を見ていくものとする。次に、市単位における住宅組合の設置数に焦点を絞り、そこでの当時の社会状況や住宅建設資金、住宅組合の分布等について検討することで、主要都市における都道府県の特徴や他の重工業都市との違いについて、戦時下という状況を踏まえながら考察しようとするものである。

全国規模における設置数、組合員構成、借入資金等の内訳を記した資料としては、図3-1の『日本社会事業年鑑』(大原社会問題研究所または中央社会事業協会)¹と『日本都市年鑑』(東京市政調査会編)²が挙げられる。前者が大正10年から昭和16(1941)年に至るまでの内務省社会局による各県単位別の設置実数を対象にしているのに対し(章末の<付資料3>参照)、『日本都市年鑑』には東京市政調査会の調査に基づく各市単位別の組合実数が記載されており(章末の<付資料4>参照)、これから県単位別の全体的な傾向を伺い知れるばかりでなく、六大都市と主要都市に限定した住宅組合の推移をより詳細に検討することができる。

第1章では『日本社会事業年鑑』を元に、内務省社会局が大正10年に各都道府県に対して依頼状を送付して行った設立具申数の調査と昭和16年に至るまでの全国規模における組合数を比較した。本章では各府県に焦点をあて、『日本都市年鑑』とともに基礎資料として、各都道府県と主要市町村における実施数について明らかにするものである。

東京市政調査会では昭和13年から昭和7年に至るまでに各市町村内に組合事務所を有する住宅組合に照会を行って、実施の状況を調査した。そのうち回答が得られたのは163都市に存続する2,414組合(昭和14年4月時)であった。一方、六大都市では戦前期において社会事業に関する報告書を刊行し、たとえば『東京市社会局年報』



図3-1 『日本社会事業年鑑』と『日本都市年鑑』
(国立国会図書館所蔵)『横浜市社会事業概要』

『京都市社会事業要覧』『名古屋市社会事業概要』などには住宅組合に関する組合名・会員組織・事業状況などが載せられている。

第2節 全国における住宅組合の展開

次に『日本社会事業年鑑』をもとに、各都道府県別の住宅組合の推移をまとめていくと表 3-2 になる。また、『日本都市年鑑』において昭和 11 年から昭和 16 年までの組合数等について数値がみられた 163 都市について、その推移を表 3-3 にまとめて作成した³。この 2 つの表において、各府県別と各市域別の住宅組合数の差異と年度間における増減の状況を詳細に見ることができる。また表 3-2 と表 3-3 から組合数が最高値を示したときの順位を改めて表 3-1 にまとめた。

第1項 地域別にみた住宅組合の展開

はじめに、表 3-2 から府県別の住宅組合の設立状況を見ると、最も多いのが東京府の 630 組合である。次に神奈川県 431 組合、兵庫県 188 組合、京都府 139 組合、大阪府 135 組合、福岡県と北海道が 119 組合、広島県 114 組合、愛知県 96 組合、長崎県 83 組合と六大都市と人口を多く抱える府県の順で続いている⁴。

また、表 3-3 に見られる人口順に列記された各市域別の住宅組合の設立状況においても人口の多い都市に多かった様子がわかる。特に震災の被害を受けた東京市 620 組合・横浜市 217 組合が最も多く、次いで横須賀市 94 組合、京都市 92 組合、名古屋市 69 組合と続き、住宅組合は六大都市とともに重工業都市に多く設立された傾向を見せている。『日本都市年鑑 7・昭和 13 年用』では、住宅組合の実施状況について「昭和 11 年 11 月末現在に於ける住宅組合数は 2,813 を算へ、組合員数 31,620 人、住宅建設費総額 69,306,760 余円に達している（内務省社会局福利課の調査による）。内組合数 100 以上を有する府県は東京（535）、大阪（135）、京都（131）、兵庫（188）、神奈川（228）、福岡（117）及び広島（105）の 7 にして、組合員数に於ても東京の 5,344 人を筆頭に前記 7 府県は孰れも 1,000 人を超え、愛知県亦組合数 93、組合員数 977 人を有して遥かに他県の上であり、大都市を含む府県に於けるこの種（住宅組合：筆者補足）活動の盛んなるを如実に示している⁵と記載されている。この記述は、住宅組合の組合数の推移からも裏付けられ、住宅不足を解

表 3-1 各道府県別・市域別にみた組合数最高値順位

県域別					市域別						
1	東京	630	13	富山	65	1	東京市	620	13	水戸市	35
2	神奈川	431	14	静岡	62	2	横浜市	217	14	広島市	33
3	兵庫	188	15	青森	57	3	横須賀市	94	15	松江市	33
4	京都	139	16	長野	55	4	京都市	92	16	青森市	31
5	大阪	135	17	三重	51	5	名古屋市	69	17	長崎市	30
6	北海道	119	18	岩手	48	6	呉市	64	18	東舞鶴市	27
7	福岡	119	19	千葉	46	7	大阪市	63	19	長野市	24
8	広島	114	20	石川	46	8	札幌市	61	20	新潟市	24
9	愛知	96	21	鳥根	46	9	佐世保市	52	21	川崎市	23
10	長崎	83	22	山口	46	10	福岡市	48	22	小田原市	22
11	福島	80	23	愛媛	46	11	神戸市	43	23	堺市	22
12	岐阜	66	24	茨城	44	12	甲府市	39	24	小倉市	22

*色つきは六大都市を含む府県及び六大都市の位置を示している。

表 3-2 各道府県における住宅組合の設立状況とその推移

年月現在	T10.6	T11.10	T12.5	T13.11	T15.6	S2.9	S5.12	S6.9	S7.11	S8.11	S9.11	S10.11	S11.11	S12.11	S13.12	S16.3
北海道	83	7	7	7	52	65	65	65	65	65	65	65	65	65	119	89
青森	12	1	3	12	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	57	57
岩手	5	3	3	7	12	26	46	46	46	46	46	46	46	46	45	48
宮城	21	7	8	8	12	15	33	33	33	33	33	33	33	33	36	40
秋田	5	2	4	6	6	7	15	15	15	15	15	15	15	15	13	7
山形	5	1	1	1	1	4	17	18	18	18	18	18	18	18	20	20
福島	32	10	18	27	35	51	61	61	61	61	61	61	61	61	80	79
茨城	11	3	3	15	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	43	44
栃木	34	5	9	12	16	20	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32
群馬	15	4	7	13	18	19	28	28	28	28	28	28	28	28	28	33
埼玉	12	2	3	5	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	22	13
千葉	6				12	27	46	46	46	46	46	46	46	46	40	46
東京	314	42	60	120	364	460	525	525	525	524	523	531	535	539	630	547
神奈川	65	20	24	36	145	225	225	228	228	228	228	228	228	228	189	431
新潟	14	4	5	6	14	21	21	21	21	21	21	21	21	21	31	31
富山	9	3	8	18	24	30	30	50	50	50	50	50	50	50	65	46
石川	17	5	6	13	24	29	35	37	37	37	37	37	37	37	46	43
福井	8	4	9	14	16	24	35	35	35	35	35	35	35	35	35	34
山梨	6		—	5	17	18	23	27	27	27	27	27	27	27	40	27
長野	21	6	9	14	24	36	53	53	55	55	54	54	54	54	52	53
岐阜	29	7	9	18	25	40	61	63	64	64	64	64	64	64	66	60
静岡	20	3	3	3	24	38	58	61	61	61	61	61	61	61	62	53
愛知	27	4	8	16	20	42	85	94	95	95	93	93	93	93	90	96
三重	35	7	11	15	20	25	41	46	48	48	51	51	51	51	46	45
滋賀	15	3	4	6	6	7	13	14	15	15	15	15	15	15	16	15
京都	419	3	12	41	49	62	121	122	125	125	125	130	131	139	139	108
大阪	435	24	24	67	68	93	134	134	134	134	135	135	135	135	116	91
兵庫	418	39	34	45	124	155	187	187	187	187	187	187	188	188	188	155
奈良	23	3	3	5	10	13	21	21	24	24	24	24	24	24	22	20
和歌山	58	11	11	11	14	16	19	19	19	19	19	19	19	19	18	14
鳥取	23	2	4	5	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	14	14
島根	39	4	10	14	15	16	24	27	45	45	45	45	45	45	46	46
岡山	9	3	3	4	4	4	10	10	10	10	10	10	10	10	9	8
広島	121	6	14	24	29	33	60	67	67	68	71	78	105	109	114	103
山口	47	5	6	14	14	21	42	44	44	44	44	46	46	46	41	29
徳島	5			1	5	9	10	10	11	11	11	11	11	11	9	4
香川	5			3	3	3	6	6	6	6	6	6	6	6	14	16
愛媛	65	2	9	17	20	29	43	46	46	45	45	45	45	45	45	42
高知	115	7	10	15	23	25	42	42	42	42	42	42	42	42	38	37
福岡	229	12	15	34	57	56	111	116	116	116	116	117	117	117	119	93
佐賀	7	3	4	6	8	11	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
長崎	28	15	31	51	50	50	59	60	60	60	65	75	78	83	47	47
熊本		7	7	8	8	10	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
大分	3	1	1	1	7	12	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
宮崎	55				18	19	29	29	29	29	29	29	29	29	44	44
鹿児島	11	2	2	3	5	14	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17
沖縄	8			6	5	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
計	2,939	298	422	760	1,480	1,971	2,635	2,708	2,740	2,740	2,742	2,770	2,813	2,813	3,060	2,913
組合員数	56,825	5,739	8,147	11,369	17,100	21,655	29,430	30,368	30,704	30,703	30,747	31,022	31,620	31,751	32,902	33,940
建設費	144,186,456	14,029,477	19,958,804	26,339,041		51,733,273			67,946,036	67,931,736	68,043,766	68,485,666	69,306,766	69,518,266	72,189,552	

*『日本社会事業年鑑 大正 11 年』から『日本社会事業年鑑 昭和 17 年版』を用いて大正 10 年の具申数から昭和 16 年までの組合数に、昭和 3 年の数値を『社会局関係事務概要』から、昭和 5, 6 年の数値を『社会事業統計要覧』から補足して推移を示した。

*太字は各道府県の最大値を表す。色つきは組合数が増加した時、濃い色は最も増加が多く見られた時を表す。

表 3-3 各都市における組合数とその推移

都市名	S11.4.1	S12.4.1	S13.4	S14.4	S15.3	S16.3	都市名	S11.4.1	S12.4.1	S13.4	S14.4	S15.3	S16.3
6大都市							81	別府市		5	4	4	4
1 東京市	541	552	620	614	×	×	82	釧路市	2	2	2	2	1
2 大阪市	63	49	43	39	38	28	83	奈良市	12	11	10	11	10
3 名古屋市	69	69	67	65	66	61	84	明石市	7	7	7	×	7
4 京都市	92	92	×	79	63	52	85	大宮市					7
5 神戸市	41	43	36	36	36	×	86	福山市	1	×	1	1	1
6 横浜市	169	178	178	197	217	×	87	都城市	2	×	2	2	2
20万以上							88	市川市	3	3	3	4	×
7 広島市	33	×	27	25	22	17	89	郡山市	16	16	16	15	15
8 福岡市	48	48	48	48	×	38	90	大垣市	5	5	5	5	5
9 川崎市	22	23	22	22	22	×	91	今治市	5	6	17	17	6
10 奥市	57	×	63	64	64	63	92	松江市	33	33	33	33	33
11 八幡市	3	3	3	3	×	3	93	宇治山田市	1	1	1	1	1
12 尼崎市	5	5	5	×	5	×	94	沼津市	9	8	9	9	9
13 仙台市	30	29	28	30	30	×	95	宇和島市	8	8	8	7	7
14 長崎市	30	29	29	26	26	26	96	小田原市					22
15 佐世保市	52	52	52	19	19	19	97	小松市					7
16 堺市	22	19	19	19	19	19	98	弘前市	14	14	12	14	12
17 札幌市	58	61	60	54	53	45	99	佐賀市	—	12	12	12	12
18 静岡市	17	17	17		17	17	5万未満						
19 熊本市	18	18	19	19	19	×	100	東莞鶴市			…	24	26
20 和歌山市	7	8	6	7	7	4	101	鳥取市	2	7	7	7	7
21 函館市	13	13	12	13	11	10	102	熊谷市	1	1	1	1	1
10万以上							103	尾道市	×	5	4	4	4
22 下関市	10	10	8	8	7	6	104	足利市	9	9	9	9	9
23 横須賀市	84	93	94	94	94	×	105	福島市	7	7	7	7	7
24 小倉市	21	22	22	22	×	17	106	若松市(福島)	7	2	2	2	2
25 鹿児島市	16	×	16	×	×	16	107	米子市	3	3	3	3	3
26 金澤市	36	36	35	33	32	31	108	飯塚市	1	1	1	1	…
27 大牟田市	13	13	13	13	×	8	109	瀬戸市	1	1	1	1	1
28 岐阜市	11	11	11	8	14	7	110	豊中市	5	5	5	5	5
29 浜松市	10	10	10	10	10	10	111	徳山市	5	5	5	5	5
30 小樽市	11	11	11	11	11	8	112	早稲市					1
31 岡山市	6	9	6	6	5	5	113	藤澤市					6
32 新潟市	23	19	24	15	18	18	114	平塚市	7	7	6	6	6
33 門司市	16	16	16	16	×	11	115	新居浜市	—	2	2	2	×
34 富山市	18	18	14	14	10	10	116	釜石市	19	4	19	19	19
35 豊橋市	3	3	3	3	3	2	117	桑名市	2	2	2	3	3
36 高知市	29	30	26	25	25	25	118	鎌倉市				16	16
37 布施市	7	7	7	7	7	7	119	岡谷市	1	—	1	1	×
38 西宮市	16	19	17	×	17	×	120	伊勢崎市					1
39 徳島市	8	8	7	6	6	3	121	津山市	1	1	1	1	1
40 松山市	17	17	6	4	15	×	122	芦屋市					…
41 宇部市	11	11	9	8	8	8	123	荒尾市					…
42 高松市	11	×	11	11	11	×	124	能代市					1
43 室蘭市	2	2	2	2	2	×	125	山口市	13	13	10	11	10
44 甲府市	…	39	39	35	27	×	126	唐津市	—	1	1	1	1
45 福井市	…	23	24	24	×	×	127	出雲市					2
46 姫路市	6	6	6	×	6	×	128	帯廣市	4	—	4	3	3
47 四日市市	5	5	5	5	5	×	129	三條市	1	1	1	1	1
5万以上							130	石巻市	2	2	2	2	2
48 青森市	31	31	30	30	29	×	131	土浦市					2
49 川口市	1	1	1	1	1	×	132	塩釜市					…
50 秋田市	11	11	11	11	11	×	133	池田市		—	1	1	1
51 千葉市	10	×	10	9	×	×	134	玉野市					1
52 盛岡市	18	×	18	18	18	18	135	松坂市	2	2	2	2	×
53 久留米市	1	1	1	1	×	1	136	立川市				…	…
54 若松市(福岡)	3	3	3	3	×	3	137	西條市					2
55 高岡市	13	13	13	13	12	12	138	八代市					1
56 宇都宮市	16	16	16	16	16	16	139	伊丹市					2
57 旭川市	9	9	9	9	9	6	140	三島市					3
58 前橋市	15	15	15	15	15	14	141	人吉市					…
59 桐生市	3	3	3	3	3	2	142	宮古市					3
60 戸畑市	3	3	3	3	×	3	143	北見市					3
61 岡崎市	7	7	7	6	6	6	144	佐伯市					2
62 日立市				3	3	3	145	上野市					…
63 岸和田市	2	2	2	2	2	×	146	福知山市	1	2	×	2	2
64 延岡市	7	7	7	7	7	×	147	八幡濱市	2	2	—	2	×
65 八戸市	9	9	9	9	8	×	148	富士宮市					2
66 大分市	15	4	15	15	15	14	149	敦賀市	…	3	3	3	×
67 長野市	23	23	23	24	22	22	150	高山市	1		1	1	1
68 八王子市	1	1	1	1	×	×	151	田邊市					2
69 松本市	6	6	7	6	6	6	152	坂出市					…
70 高崎市	7	7	7	7	7	7	153	諏訪市					3
71 一宮市	5	5	5	5	5	5	154	平市	1	1	1	1	×
72 山形市	…	10	10	10	10	10	155	七尾市				1	1
73 津市	15	15	15	17	15	×	156	柏崎市					1
74 清水市	8	9	8	8	7	8	157	洲本市			…		…
75 浦和市	16	12	11	12	9	×	158	海南市	2	2	2	2	2
76 大津市	2	6	6	6	5	5	159	館山市				25	×
77 宮崎市	20	×	19	19	19	×	160	丸亀市	—	—	—		…
78 水戸市	1	×	32	32	35	35	161	多治見市					4
79 吹田市				9	9	8	162	熱海市	1	1	1	1	1
80 那覇市	14	14	14	14	14	14	163	首里市	1	1	1	1	1

* 『日本都市年鑑 7・昭和 13 年用～12・昭和 18 年用』より記載。東京市政調査会の照会に対する各道府県社会課の回答による。
 * 統計表中数字の記入が無い欄について、「—」は該当事項の存在しないことを示し、「…」は数字不明を示す。また「×」は前年度分の記述があったもの。
 * 空欄は資料にその都市が掲載されていなかったもの。都市の順番は日本都市年鑑 12(昭和 18 年用)の人口順にあわせて記載した。
 * 太字は各市の最大値を表し、色つきは 10 万人以上都市において増加した時を表す。

消すための目的として都市部における活動が盛んであったことを如実に表していると考えられる。また、人口 10 万人以上の都市に分類される横須賀市が 3 番目に多かったことや、府県別に見た場合と比べて市域別では六大都市を抜いて呉市・札幌市・佐世保市・福岡市が上位に入っており、このことは重工業都市の中でも軍需産業を基盤として栄えた都市に住宅組合が多かった様子を示している。

一方、六大都市部・重工業都市部とは反対に、それ以外の都市においては組合数が少なかったことが表 3-3 をみると如実にわかる。『日本社会事業年鑑 大正 14 年』⁶によると、秋田県では大正 13 年 9 月秋田県住宅組合聯合会を組織して会合を行い、関係大臣宛に陳情を行っている。陳情内容の要点は①低利資金額の増額、②簡易生命保険積立金の住宅組合に対して貸付の申請、③住宅組合に対する勧業銀行他からの資金供給の斡旋、④登録税および印紙税の免除、に関する 4 点にまとめられる。これらのことから地方においては住宅組合資金に限りがあったために融資金がなかなか行き渡らず、一般銀行からの融資も意外に難しかった様子を見ることができるところで、大正 10 年 6 月の具申数に対する各主要都市の達成度をみるため、組合数の最大値を具申数で割ると、大正 7 年頃に住宅不足が最も深刻であった大阪府において達成度が最も悪く、具申数 435 組合に対して組合数は 31% で 135 組合しか設立されていないことがわかる。続いて和歌山・京都(33%)、高知・兵庫(45%)、福岡(52%)の順で低い数値を示している。それに対して東京・神奈川では組合数が当初の希望者を大きく超え、東京府の例をみると大正 13 年から大正 15 年にかけて 120 組合(1,819 人)から 364 組合(3,722 人)に急激な増加を見せており、東京で 201% (25 位)、神奈川県で 663%(6 位)と達成率が高い数値を示している。このように当初の具申数に対して住宅組合員数が関西地区よりも関東地区において著しかった背景には、大正 12 年の震災による被害で東京府・神奈川県において住宅不足が深刻となり、住宅組合の設立に大きな影響を与えたためと考えられる。

第 2 項 経年的にみた住宅組合の推移

表 3-2 に示す組合員数の推移から 1 組合あたりの組合員数について検討すると、組合員数平均が施行当初から大正 12 年 5 月時までは 19 人であるのに対し、その後は 15 人(大正 13 年 11 月時)、12 人(大正 15 年 6 月時)と順次減っていき、昭和 2(1927)年以降からは平均 11 人が標準的な数値となっている。『東京市社会局年報』には組合員の組織について「七名より十名の組合多きは

之住宅組合は出資を以て借入金の償還に当つる関係と一方組合員の少きは組合存続上確実性多きが故なり」⁷と記されており、これから見ても少人数で構成されている組合の方が借入金の償還にあたる時に互いに管理・監督しあえるので、組合を維持する場合において有利であり⁸、組合員7名から10名までの人数構成による住宅組合を理想として、住宅組合資金の貸し付けが行なわれていたものと考えられる。

次に、先に述べた全国における組合数の推移（図 1-2）と各府県の推移（表 3-2）を比べると、多くの府県が公布後から着実に組合数が増えて、全国と同様の推移を辿っているものの、昭和5年頃から伸び悩む現象を見せている。これは『日本都市年鑑 5 昭和 11 年用』の中に、住宅建設資金として融通した低利資金については「昭和4年度以降頓に減少を示せるは、同年7月地方債の制限に関する訓令の趣旨並に住宅難の数的緩和の状況に在りとの政府の見解に基くものの如くである」⁹との説明が見られ、震災後の深刻な住宅不足が徐々に解消され、一般社会の注目もいつしか住宅から離れて¹⁰、資金の融通が縮小されていったためと考えられる。それは表 3-2 において昭和5年に最大値を示す県が11県あることと、『日本社会事業年鑑 昭和 18 年版』をもとに各年度の住宅建設のために融通された低利資金をまとめた図 3-2 を見ても明らかである。

また『日本都市年鑑 2 昭和 8 年用』には「…実績に徴するに利子支払並に融資償還の成績は甚だ不良にして、昭和6年3月末現在に於て滞納に陥れる組合 923 滞納金額元金 1,249,523 円利子 1,159,280 円に及び、整理容易ならざるの状を呈せり。これ等の中には、関東大震災の厄に遭ひたるに因るものあり、又最近の経済界不況により組合員に失業者多く収入減顕著なるに因るものあり、孰れも非常の事象なりとすべきも、抑々立法の機構が其の対象としたる人々の生活事情に適するや否や再吟味を遂ぐるの要あるべし。但中産階級中比較的生活安定せる者の住宅欲求に対して本法が多大の利便を供せることよ、小住宅建築の様式向上に力ありしことは、之を認めざるべからず。」¹¹との記述がみられている。市民生活が昭和初期の世界恐慌の波及によって危機にさらされており、これに加えて関東大震災が組合員の住宅に被害を与えたことにより、住宅組合の設立数の伸びに大きな影響を与えたものと考えられる。また『日本社会事業年鑑 昭和 9 年版』には大正末期の好景気の時に住宅を建設した組合員が比較的高価な建設費によって、財界不況、物価下落、低金利の時代に生活を圧迫され、これにより償還が困難な状況が記載されている。また、それを救済するため建議書や嘆願書が続々提出され、償還年限を延長すること、利子を下げること、

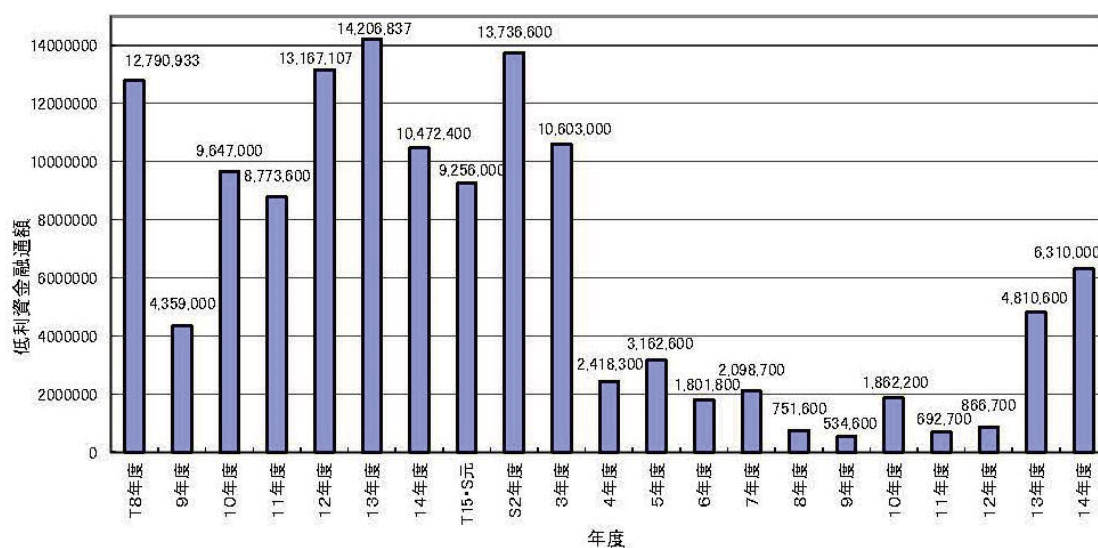


図 3-2 住宅建設資金に融通した低利資金の推移

※財団法人中央社会事業協会社会事業研究所: 日本社会事業年鑑 昭和 18 年版, pp.68

* 政府低利資金は住宅組合だけでなく、公益住宅や産業組合による住宅資金貸付も含む

家屋税を免除すること、資金償還を免除すること、住宅組合員の連帯保証を免除すること等が問題とされている¹²。このように関東大震災と昭和初期の財界不況の影響が重なって、昭和 7 年頃からは住宅組合の抱える問題が深刻になっていた様子が伺える。

ところで、こうしたなかで昭和 5 年以降の伸び悩みの後、多くの府県において住宅組合の組合数に変化が見られるようになるのは昭和 12 年・13 年と昭和 13 年から昭和 16 年にかけての間である。これは支那事変¹³による社会的な変化で、政府の取った住宅政策に変化が生じ、それが住宅組合の活動に影響を及ぼしたことが考えられる。表 3-2 をみると昭和 13 年において最高値を示す県が 19 県あり、この時期に集中していることがわかる。また昭和 12 年から昭和 13 年にかけて 22 道府県が増加を示し、減少するのは 14 府県、変化しないのが 11 府県であった。特に急増するのが東京府 91 組合、北海道 54 組合、青森 31 組合である。このような状況が生まれる当時の背景について、『日本社会事業年鑑 昭和 18 年版』には支那事変によって勃発した主要都市における住宅難が重要産業都市において特に著しかったこと、そして政府が種々の対策を講じた様子が記述されている¹⁴。このように昭和 12 年以降、日本では軍需産業を背景とする再度の住宅難にたいして住宅不足を解消するため住宅政策が取られており¹⁵、こうした背景が一部の重工業都市において住宅組合活動に活況を呈す結果となり、前述の地域別にみた場合に軍需産業を基盤として栄えた都市に組合数が多かったことにも表れるように、住宅組合の設立を促す結果につながったものと考え

えられる。昭和 12 年以降の組合数の推移については後に詳述するが、各都市が置かれた状況と軍需産業との関連性を踏まえつつ見ていくことが必要であると考ええる。

第 3 節 六大都市における実施状況

次に組合数の多かった六大都市について具体的に検証していくものとする。

はじめに大正 10 年 6 月末の具申数についてみると、大阪府が 435 組合で最も多い数字を示し、次いで京都府 419 組合、兵庫県 418 組合と続き関西方面に希望者が多い傾向を見せている。このように大阪などの関西方面において住宅組合の具申数が多かった背景には、大阪においては明治末頃から都市環境が悪化し、第一次世界大戦後から昭和恐慌にかけて種々の都市問題が発生し、住宅問題を含めた住宅不足の解消が大きな社会問題となっていたことが考えられる。たとえば大阪市では明治 19 年に他都市に先駆けて「長屋建築規則」を施行¹⁶して、わが国最初の建築法令として法律的整備を整えている。また大正 8 年の「都市計画法」「市街地建築物法」においては関一、片岡安といった社会政策家が大きく関与して、先駆的な事例として建築規則の作成に取り組んでいる。その他、大阪市では大正 8 年には託児所・児童相談所・職業紹介所・浴場・住宅および共同宿泊所、大正 9 年には産院・少年職業相談所、大正 10 年には乳児院・市民館、大正 11 年には共同宿舎、大正 12 年には貸家貸間の紹介、大正 13 年には質舗、大正 14 年には生業資金貸付・市民病院・診療所の新設等を行うなど、「わが国における社会事業発祥の地とも称せられている」¹⁷のはよく知られるとおりである。また、第一次世界大戦後の急激な住宅不足に際して、大阪市社会部において借家借地争議の調停やその基礎的調査のための『大阪市住宅年報』の刊行を行っている。このように大阪は社会事業において他の六大都市を大きくリードして住宅問題の解決に取り組んでおり、市民を含めたこうした社会行政に対する取り組みが住宅組合の具申数の増加につながったものと考えられる。

次に六大都市の住宅組合の推移を見ると、住宅組合は大正 15 年頃から急激に増加して、昭和 5 年頃にひとつのピークを迎えている。こうしたなかで、東京府と神奈川県、兵庫県においては大正 13 年 11 月から大正 15 年 6 月に急激に増加する傾向を見せており、これは震災や地震による被害から、住宅政策の一環として復興住宅を中心とする住宅組合に組合資金が割当てられたものと

考えられる。たとえば東京府と神奈川県では関東大震災の影響で被害の大きかった京浜地区に組合資金が割当てられ¹⁸、兵庫県においても大正 14 年の北但馬地震に対して震災復旧資金住宅組合が設立され、70 組合に対して 948,900 円を貸付けている¹⁹。さらに『日本社会事業年鑑(昭和 11 年版)』にはいくつかの震災や大火災による住宅復旧に関連して、公営住宅、住宅組合の住宅建設貸付資金等を社会事業資金から融通して復旧に努めている²⁰と記されており、不慮の災害で被災が大きかった地域においては大正 13 年以降から、被災した住宅復旧の一環として住宅組合が活用されていたことが考えられる。

一方、多くの府県においては昭和 5 年以降から組合数が伸び悩んだ点について、各都市の社会事業を調べると、早い段階で組合資金の融資を停止していた都市があったことがわかる。横浜市では住宅組合の事業は大正 15 年度に打ち切って、木造建築の復興を助成するため大正 14 年から 5 年間は木造店舗向住宅の住宅組合・産業組合を通じて復興資金の給与を行った²¹。神戸市では大正 15 年度から住宅建築資金の借入を中止して、もっぱら既設組合の整理改善に努めている²²。大阪市は昭和 4 年度までに組合資金の融資を中止し²³、京都市²⁴・東京市では住宅組合法による資金貸付は昭和 5 年をもって停止した²⁵。

しかし、昭和 5 年以来伸び悩んでいた組合数は表 3-2 に示すとおり、昭和 13 年・16 年になると各府県で違う推移を示している。

兵庫県では昭和 13 年から減少しており、『昭和二年 神戸市社会事業概況』によると神戸市では住宅組合の償還が不良であるため大正 15 年度より政府からの資金借入を中止して、存続困難な組合は解散処分したり、それまで建設した住宅は市営住宅として利用するため買収したりと²⁶、早い段階で住宅組合が停滞していた様子が伺える。また大阪市でも昭和 13 年から組合数が減少しており、「昭和十年代中ころの大阪はすでに全市が屋根瓦の海に近づいていた」²⁷と示されるように、早くから住宅問題に取り組んでいた成果が住宅不足の解消に役立っていたところもあった。

一方、表 3-2、表 3-3 をみると昭和 12 年以降からは再び住宅組合数が伸びた道府県もある。神奈川県では組合数が昭和 13 年から昭和 16 年にかけて 242 組合もの急激な増加を見せている。これは昭和 12 年以降、日本においては軍需産業を背景とする再度の住宅難におそわれて、これに対して住宅組合が利用されたことを示したものである。また横浜市についても他都市が漸次減少の傾向にあるのに対し、昭和 11 年頃から 169 組合を手始めとして 178 組合、197 組合、217 組合と増加の現象をみせており、神奈川県における昭和 13 年から昭和 16 年までの間の増加は多く

が横浜市におけるものであったと考えられる。また東京市においては昭和14年4月時に存立していた614組合について「海軍共済組合、勸業銀行、簡易保険局よりの借入金2,071,790円に依る組合69、組合員数801、建設費2,669千円、既建設住宅数959を含む」²⁸とある。この当時は大蔵省低利資金以外から融資を受けつつ、住宅組合を利用した府県が存在したことも推測される。

ところで各市における住宅組合の分布は、東京市では昭和9年3月時において、麴町区(105組合)が最も多く、杉並区(63組合)、大森区(41組合)、世田谷区(38組合)と続いている²⁹。東京市においては東部よりも西部において組合の設立が集中し、良好な住宅地が多い郊外を基盤として成立していた様子を窺わせている。また大阪市では住吉区(20組合)が最も多く、港区(15組合)、東成区(10組合)と続いている³⁰。耕地整理によって造成された郊外地³¹や港湾労働者の多い港湾地域を基盤とした新開地として開けた住宅地に多くの住宅組合が設立されていたことを知ることができる。一方、神戸市では大正12年度末に設立された137組合を見ると、大正3年に耕地整理が行われた長田地区³²や大正9年4月に神戸市に組み込まれた須磨・板宿³³が大部分で³⁴、大正以降から急激に発達してきた都市周辺部の郊外に多くの組合が設立されている。これらのことから六大都市における住宅組合の傾向は各都市の実状によって違いはあるものの、都心部や特に大正期になって急激に開けてきたその周辺部において多くの組合が設立された様子を見ることができる。

第4節 軍需産業都市における実施状況

前述したとおり表3-3をみると、六大都市以外では人口20万人以上の都市における組合数は札幌市(61組合)、呉市(64組合)、佐世保市(52組合)が多く、10万以上の都市では横須賀市(94組合)が飛び抜けて高い数値を示している。この傾向が示すように、六大都市以外では特に軍需産業を抱える都市において住宅組合の設立が著しかった様子が伺える。

呉市を含む広島県においては昭和5年頃から昭和13年にかけて増加して、長崎県でも昭和10年頃から昭和13年にかけて増加する傾向を見せている。また、横浜市、横須賀市では昭和12年の支那事変頃から住宅組合が増加している。横須賀市の組合は、神奈川県立公文書館に所蔵される史料をみると、昭和7年から昭和14年までに集中的に設立され、昭和10年を筆頭にその多くが海軍共済組合³⁵から出資されていることがわかる³⁶。このことから推測すると、横須賀市は軍都

であったため、日本が軍事下に入って軍需工業の工員労働者のための住宅が急激に必要となり、それを補う補給策として住宅組合が利用されたものと考えられる。

また『日本社会事業年鑑 昭和 14 年用』によると、当時厚生省が独立青年工のためのアパート、労働者用アパートおよび小住宅を軍需関係工場労働者の多い主要都市に建設するための検討を行っている様子が伺われる³⁷。これらのことは支那事变後、戦時体制下の影響下にあったため、住宅不足は軍事や重工業を基盤とする工業都市において勃興し、住宅不足が深刻化してその救済策として住宅資金が当てられたものと考えられる。この当時のことは住宅組合と同様に住宅供給の役割を担っていた同潤会が発行していた『時局と社会』（昭和 14 年 6 月）からも知ることができる。支那事变後に住宅難が深刻化した理由については、

- ①軍需関係工場の拡充による工場地帯への従業員集中、
- ②産業の好況による職工其の他の一戸建て志向、
- ③物資難・家賃抑制による民間投資の手控えによる供給不足

があげられている。また同潤会の活動として昭和 13 年に軍人遺族アパートメント事業、公共団体・会社工場に付属した軍需労働者のための共同宿舍建設など³⁸、戦時下における軍事関係への住宅供給という性格の変化が見ることができる。このような背景から住宅組合においても軍需工業都市に資金が渡ったものと考えられる。ちなみに京都府・広島県・長崎県では昭和 10 年から昭和 11 年にかけて増加し、それ以後も昭和 13 年まで毎年増加を続けており、特に京都府では京都市の他に東舞鶴市にも住宅組合が多くみられている。このように組合数の推移からも軍需工業都市の住宅不足に対する住宅供給の手段として住宅組合が利用された様子が伺える。

ところで、どの府県においても県庁所在地にあたる市は 20～30 組合の住宅組合の設立を行っているが、福岡県では 9 つの都市（福岡市 48 組合、小倉 22、門司 16、大牟田 13、八幡・若松・戸畑 3、久留米・飯塚 1）、北海道では 7 つの都市（札幌市 60 組合、函館 13、小樽 11、旭川 9、帯広 4、室蘭・釧路 2）において住宅組合の設立が著しく、地方の中でも特に福岡と北海道における軍需工業都市が住宅組合の設立において最も発達した地域であったことがわかる。

第 5 節 外地における住宅組合

住宅組合は関東州や朝鮮といった外地にも見ることができる。関東州³⁹では、大正 11 年勅令第 494 号「関東州に於ける住宅組合に関する件」⁴⁰により、12 月 1 日庁令によって「関東州住宅組合に関する勅令施行規則」を公布した。新聞記事によれば、昭和 3 年度簡易保険積立金第 3 回の中から戌辰住宅組合（大連市、4 万 4 千円）と長春共立住宅組合（長春、4 万円）の計 8 万 4 千円の貸付が内定したとある⁴¹。

関東州の住宅組合は、昭和 12 年度における組合数 17 組合で、組合員数は 164 名であった⁴²。また、昭和 17 年時点で関東州庁長官の許可を受け設立された組合は 30 に及び、昭和 14 年、15 年度中に有限責任新旅順第一組合ほか 9 組合の解散認可で、事業が完成したものは累計 24 組合に達した⁴³。また、昭和 16 年度完成途上の組合は 7 であった⁴⁴。

社団法人満州建築協会発行の『住宅組合関係法規類聚』（昭和 6 年刊行）⁴⁵には、写真 3-3 のような優良住宅図面が掲載されており、実際に建てられた和風住宅、洋風住宅、和洋折衷住宅の 3 事例を紹介している⁴⁶。

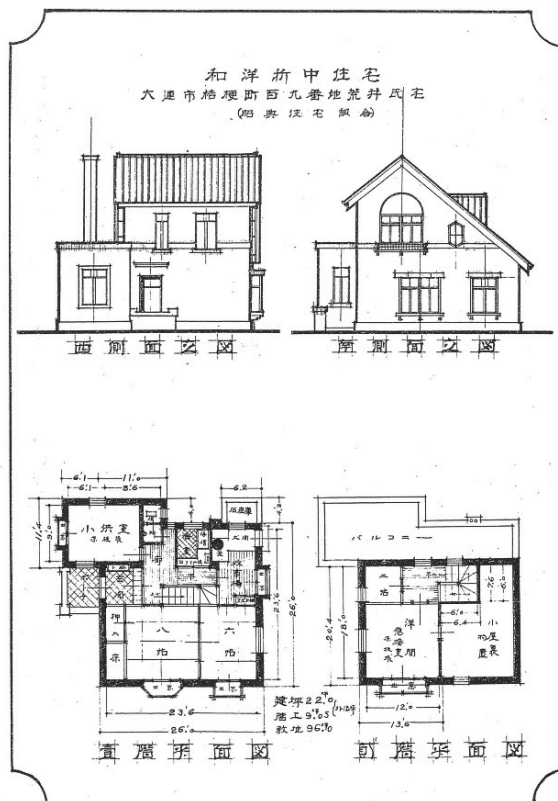


図 3-3 昭典住宅組合の和洋折衷住宅
（日本建築学会所蔵『住宅組合関係法規類聚』）

なお、大連市では市営として大蔵省から低利資金 100 万円を借り受けて小住宅を建築し、10 年年賦の償還で居住者にその所有権を与える半賦方法をとっていった⁴⁷。また、大連には法施行前から満鉄社員の共栄住宅組合があり、老虎灘方面に住宅を建設していた⁴⁸。『満鉄庶務事情』⁴⁹によれば、南満州鉄道株式会社においても「社員住宅組合規程」なるものをつくり、大正 15 年以前から組合の設立を行っていたが、昭和 2 年から系統的に組織化され、以後毎年相当数の組合を新設していた。昭和 15 年 3 月末現在で、77 組合、組合員 230 人、資金 80 万円であった⁵⁰。

一方、朝鮮においては『朝鮮事情 大正 10 年 7 月下半』⁵¹によれば、「平壤住宅組合」が組織され、歩兵第 77 聯隊南方東町の空き地 2300 余坪に 40 戸の新家屋を、1 戸の建築費は約 2 千余円で建築予定であるとの記述がある。また、『朝鮮事情 大正 11 年 8 月上半』⁵²には、京城府において

も住宅払底のため、家主もしくは家賃の値上げ、不当な敷金の強要等の暴利を貪っているため、住宅組合組織の動きがあるとの記述がある。「京畿道府及び京城府庁の職員間で計画されている組合は、京畿道職員共済会では数万円の低利資金を某方面より借入、西部京城の理想的住宅地朴泳孝侯所有の1,300余町を購入して、数十戸の住宅を建築して道庁職員に提供する筈である。又、京城府でも木村主事の手で同様の計画を立案し、3万余円を低利資金と組合員の出資で、まず西部京城の某地に20余戸を建築し、実費で府庁職員に提供するらしい」とある。

第6節 小結

以上のように、住宅組合数の展開としては東京府と神奈川県に多く設立され、次いで兵庫県、京都府、大阪府、北海道、福岡県、広島県、愛知県順に続いている。また六大都市については震災を受けた東京市と横浜市において設立数が多く、次いで京都市、名古屋市、大阪市、神戸市の順となっている。そして20万以上の都市では呉市、札幌市、佐世保市、福岡市と続き、10万以上の都市では横須賀市が飛びぬけて高く、住宅組合は大都市を含む府県に多い現象を示している。その中で、初めの具申数は関西方面に多く、大阪・兵庫では当初に住宅組合の希望者が殺到したものの昭和13年から減少する推移を示している。一方、神奈川と兵庫においては組合数が大正13年から15年の間に急激に増加していることから、被災地における復興資金に途中から住宅組合の資金が割り当てられていたと考えられる。そして、住宅組合は横浜市や横須賀市といった軍事施設や重工業を抱えた工業都市に集中する傾向を見せており、昭和5年頃から全国的規模で設立数が伸び悩むが、軍事産業を基盤とする工業都市、例えば京都府、広島県と長崎県では昭和10年以降も増加する現象がみられている。これは横浜市・横須賀市においても昭和12年から増加する同じ傾向を見せており、昭和12年以後の支那事変に始まる戦時体制のなかで経済方針が生産拡張・軍事優先へと転換したために、戦争遂行のための人的確保を目的として住宅組合が利用されたものと考えられる。

このように組合数を主とした住宅組合の実状実情をみると、どの府県においても組合数は公布直後から増加して、具申数に近づいた昭和5年からは伸び悩むが、昭和13年頃には軍都を含む道府県において急激な増加を見せるなど、六大都市と軍需工業都市を中心とした主要都市において活発な活動を呈していたことを知ることができた。また、国内のみならず外地でも住宅組合法を利用して

いたことがわかった。

注

- ¹ 『日本社会事業年鑑』は大正9年から大正14年まで大原社会問題研究所で刊行され、昭和8年から昭和18年まで中央社会事業協会が編纂した。昭和50年には文生書院から復刻版が刊行されている。
- ² 『日本都市年鑑』は昭和6年から昭和27年まで東京市政調査会が刊行した。
- ³ 東京市政調査会：日本都市年鑑7 昭和13年用～12 昭和18年用，組合数の他に組合員数・住宅建設費・組合貸付金・政府低利資金貸付額・既建設住宅数が記載されている。
- ⁴ 「大都市を含む府県におけるこの種活動の盛んなるを如実に示し」（東京市政調査会：日本都市年鑑5 昭和11年用，p. 425）
- ⁵ 東京市政調査会：日本都市年鑑5 昭和11年用，p. 425
- ⁶ 大原社会問題研究所：日本社会事業年鑑 大正14年，p. 59
- ⁷ 東京市社会局：東京市社会局年報 第11回（昭和5年），p. 35
- ⁸ 東京市社会局：東京市社会局年報 第11回（昭和5年），p. 35
- ⁹ 財団法人東京市政調査会：日本都市年鑑5・昭和11年用，p. 425
- ¹⁰ 「第一次世界大戦後、震災後当時の深刻な住宅不足が徐々に解消され、一般社会の注目も何時か住宅から放れていった」（財団法人中央社会事業協会社会事業研究所：日本社会事業年鑑 昭和17年版，pp. 94～95）
- ¹¹ 財団法人東京市政調査会：日本都市年鑑2 昭和8年用，p. 685
- ¹² 「(住宅組合および住宅供給を目的とする産業組合の住宅供給として：筆者補足) 茲に附言せねばならぬ事は最近発生して居る住宅組合匡救の問題である。上述の如く公共団体、住宅組合等の住宅供給が我國住宅難の緩和に資したる功績の大なるものあることは言を俟たない。然るに右の住宅の多数は、好景気時代に於て比較的高価なる建築費を以て建設されたが為、最近の財界不況、物価下落、低金利の時代に於ては、却つて高価、高利の住宅を建築したことと成り、借入れ資金の償還に渋滞を告ぐるに至り、特に住宅組合に付いては之が匡救の建議又は請願が続々提出されたのである。之が要旨は(イ)償還年限を延長すること、(ロ)利子を下ぐること、(ハ)家屋税を免除すること、(ニ)資金償還を免除すること、(ホ)住宅組合員の連帯保証を免除すること等である…」(財団法人中央社会事業協会：日本社会事業年鑑 昭和9年版，pp. 116～117)
- ¹³ 昭和12年から昭和16年12月8日までの日中間における戦闘のこと。最近では日華事変とも使われるが、ここでは当時の刊行物に合わせて表記する。
- ¹⁴ 「…第一次欧州大戦後、震災後当時の深刻な住宅不足を徐々に解消され、一般社会の注目も何時か住宅から離れていった。支那事変はかうした状態にあった昭和12年の夏に勃発したのである。かくて殺人的な

住宅難が僅か半年経つか経たぬうちに再び庶民生活を脅威することとなった。

今次事変の進展に伴ひ惹起せられた主要都市に於ける住宅難は急激に深刻の度を加へたが重要産業地帯に於ては殊に其の著しきものがある。之を其の儘に放置するならば単に保安衛生上の問題なるのみならず人口政策の遂行、更に国防産業の能率増強等局下に於ける重要国策の完遂に支障を来たす処が少なくない、これが為政府としては種々施策を講じた、先づ第一に公共団体、工場及び鉱山の事業等に資材と資金とを斡旋し労働者向住宅の建設を為さしめて居る。第二は民間の貸家投資家をして貸家組合を結成せしめ貸家の経営を合理的ならしめ、又之に修繕用資材の特別配給をなし既存家屋の維持修繕に努めしめて居るのである。第三に住宅営団を督励し労働者と庶民との住宅建設に努めしめる等凡ゆる住宅供給機構を動員して住宅の供給に全力を挙げて居るのであるが戦時下に於ける諸多の悪条件の為建築用資材、建築労力等の甚しき不足に因り住宅建設の進捗意の如くならず、反面増産計画に伴ふ徴用工場の増加等の為住宅の需要が著しく増大して居る様な状況である為、既存の建物の中利用し得るものは之を国防産業労働者の住宅として利用する途も考慮し総動員業務を行ふ事業主に対し其の業務の遂行上必要なる場合には既存の建物を管理使用又は収用し住宅と為し得る途を拓く為国家総動員法に基く土地工作物管理使用収用令を改正した。」(財団法人中央社会事業協会：日本社会事業年鑑 昭和 18 年版, p. 68)

¹⁵ 注 15 と同じ

¹⁶ 大阪府建築士会：建築のルール・大阪 100 年の歩み、まえがき～p. 8, その後「長屋建築規則」と同様の規則は、神奈川県、兵庫県、長崎県、滋賀県といった大阪と同様に開港場、軍港、その他外国と関係の深い港湾都市に制定されていった。また昭和 19 年という時期は、伝染病特にコレラの流行が大きな社会問題になっており、衛生対策としての意味を持っていた。

¹⁷ 昭和大阪市史編纂委員会：昭和大阪市史 社会篇，昭和 28 年 12 月，p. 313

¹⁸ 藤谷陽悦・村上恵美・内田青蔵・水野僚子：横浜市における住宅組合の実情について—震災復興が住宅組合法に与えた影響について—，日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2，平成 13 年 9 月，pp. 259～260

¹⁹ 兵庫県社会課：昭和 11 年版 兵庫県社会事業要覧，pp. 13～14

²⁰ 「…大正 14 年 5 月丹後、但馬地方の震災（被災戸数 3, 481 戸）、昭和 2 年 3 月奥丹後地方の震災（被災戸数 11, 555 戸）、昭和 5 年 11 月豆相地方の震災（被災戸数 9, 520 戸）、昭和 8 年 3 月三陸地方震嘯災（被災戸数 10, 101 戸）及昭和 9 年 9 月関西地方風水害（被災戸数 91, 155 戸）に因る住宅の復旧は勿論、毎年冬季より春季に亘り全国各地に突発する大火災に因る被災住宅の復旧に関しては其の都度特別に又は当該年度の配当を受けた社会事業資金より融通し、公営住宅、住宅組合、住宅建設資金貸付等の方法に依り之が復旧に努めつつある」(財団法人中央社会事業協会：日本社会事業年鑑 昭和 11 年版, p. 144)

²¹ 「…大正十年四月公布せられたる住宅組合法により住宅組合を設立し、之に加入の組合員をして永久に家屋の所有権を取得せしむることは、住宅問題解決の根本的方策なりと考へ、大正十一年三月以来政府より低利資金の融通を受け大いに組合の設立を奨励したるに、果して共鳴者多く好成績を収め得た。然し都合により本事業をは大正十五年度限り打切った。現在の組合数百八組合（住宅建築を目的とする産業組合を含む）。本市は又市内防火地区外に於ける木造建築の復興を助成せんが為、大正十四年より向ふ五ヶ年間に於て政府の融資に依り木造店舗向住宅を建築せんとして、新たに設立する住宅組合又は産業組合に対

し、其の資金を供給したのである。其組合数は現在六十二組合に達して居る。

(省略)

尚右の外、本市は昭和二年度前記住宅組合に代わるべき施設として供給住宅なるものを建設した。即ち該住宅に居住するものにして指定期間家賃を完納したる者には、其所有権を譲渡せむことを規定し中区中村町、花ノ木町、保土ヶ谷区星川町、神戸上町、鶴見区潮田町の五ヶ所に該住宅を建設した。是れ又相当の成績を挙げ得たるを以て、昭和五年度に於ては更に分譲住宅建設の計画の下に事業を進め、最近之が完工を見たのである。

以上の如く本市は住宅施設に於て、単に一般の市営住宅のみならず、其他種々なる施設計画を実現して居るのであるが、今之等の施設を建設の目的、用途の関係より市営住宅、共同住宅館、外人住宅、小住宅、仮住宅、収容所、宿泊所、供給住宅、住宅組合、分譲住宅に区別して…」(横浜市社会課：横浜市社会事業概要(昭和8年), pp. 26~27) その後横浜市では住宅組合で補えない住宅の数を供給住宅といったものを建設することによって補っていた様子が伺える。

²² 神戸市社会課：昭和3年 神戸市社会事業概況, p. 105

²³ 大阪市社会事業連盟：大阪社会事業年報, 昭和6年, p. 174

²⁴ 京都市庶務部社会課：京都市社会事業要覧 昭和8年版, pp. 11~12

²⁵ 東京市社会局：東京市市政概要 昭和8年版, p. 217

²⁶ 「…大正十四年度迄八十五萬四千円を起債したる処組合の資金償還其他の状況不良なるものにあるに鑑み大正十五年度以降政府より資金の借入れをなさず。本年は特に組合の監督を厳にし事務の整理を指導したり、組合は事業の成績不良にして存続を困難なりと認められたる為、解散処分を付し同時に其建設したる住宅九戸を買収し之を市営住宅として管理するの已むを得ざるに至りるは遺憾とする所なり」(神戸市社会課：昭和2年 神戸市社会事業概況, p. 33)

²⁷ 新修大阪市史編纂委員会：新修大阪市史 第7巻, 平成6年2月, p. 71, 当時の大阪市における社会事業の状況について次のような記述がみられた。

「昭和恐慌期・戦時体制期において、失業救済事業の拡充や、住宅改良事業の進行、救護法の実施など新しい展開はみられるものの、さきに挙げた昭和3年度までの大阪市の社会事業政策は、その後ほとんど進展していないのである。特に貸付住宅の建設などの民衆向けの住宅供給政策は、完全にストップした。国家の社会政策・社会事業政策は、救護法にみられるように温情主義・家族制度の枠内にあり、非常時局の下手、財政・経済政策は、生産拡張と軍事優先の色彩を強めた。それに、中央集権主義に基づく自治の制限と財源の不足も、強まることはあっても緩和されることはなかった。昭和十二年以後の戦時体制に入つて、社会事業は拡充されたが、それは戦争遂行のための人的資源の確保を目的とするものであった。米騒動をきっかけに芽生えた大阪市の近代的な市民福祉への志向は、戦前においてはこのような国家の壁に阻まれて、十分に開花しえないままにおわつたのである。」(大阪市史編纂委員会：新終大阪市史 第7巻, 平成6年2月, p. 90)

²⁸ 財団法人東京市政調査会：日本都市年鑑 10 昭和16年用, pp. 320~321

²⁹ 東京市市役所：東京市社会事業要覧 昭和9年3月, p. 50

- ³⁰ 大阪社会事業連盟：大阪府社会事業要覧 昭和9年1月，pp. 181～186
- ³¹ 『大阪建設史話』には住吉区や東成区といった地区において耕地整理が行われ、かつての沖合いに展開された新田が土地会社の経営地となって宅地造成が展開されていた様子が紹介されている。（玉置豊次郎，昭和55年10月21日，pp. 187～193，pp. 203～212）
- ³² 「大正三年以来市の北部石井・夢野方面と西部長田・野田・池田・駒ヶ林・西尻池方面とに耕地整理行はれ・・・」（神戸市役所：再版神戸市史 本編各説，大正13年8月1日，p. 144）
- ³³ 「・・・世界大戦中に於ける市勢の異常なる発展は、こゝに市域拡張の必要を痛感せしめ、偶東西郊外の急激なる膨張はこの情勢を促進し、遂に先づ須磨町を合併するに至った。・・・（大正）九年四月一日を以て須磨町即ち武庫郡に属せる西須磨・東須磨・板宿・大手・西代・妙法寺・車・白川の諸村の併合を実施したのであった。」（神戸市役所：神戸市史 第二輯 本編総説・各説，昭和12年3月31日，pp. 217～218）
- ³⁴ 神戸市役所社会課：大正13年6月 神戸市社会事業概況，p. 39
- ³⁵ 海軍共済組合は明治40年7月から「海軍職工共済会」（大正7年改称）として、「横須賀海軍工廠職工傭人雇人及家族ノ親睦ヲ保チ傷疾疾病ヲ救済シ全般ノ福利ヲ増進スルヲ目的」として設立された工廠工員のための救済組合である。
- ³⁶ 村上恵美・藤谷陽悦・内田青蔵・水野僚子：住宅組合に関する基礎的研究—その5. 横須賀市における住宅組合について—，日本建築学会大会学術講演梗概集，平成13年9月，pp. 255～256
- ³⁷ 「（支那）事変を契機として頓に活況を呈せる軍需関係工場への労働者の急激なる集中従つて生ずる住宅不足は、その対策として本来的社会政策としての労働者住宅政策の必要を痛感せしめるに至った。即ち厚生省は先づ50万円を以て大阪・名古屋・呉・横須賀・佐世保・小倉の6市に独身青年工を收容すべき「アパート道場」を建設し、更に500万円を融資して東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・広島・福岡・長崎の9府県関係諸都市に約30箇所の労働者アパート及小住宅を建設する計画を樹立する外、特に本年5月24日労働局主催により官民関係者を集めて労働者住宅問題座談会を開催する等其の政策には見るべきものがある。」（財団法人東京市政調査会：日本都市年鑑8 昭和14年用，p. 480）
- ³⁸ 「昨今の軍需工業殷賑地方に於ける住宅の払底は、長期建設下の重大な社会問題と申さねばなりません。都市に於ける住宅難の問題は勿論事変前からありました。

然し事変勃発以来局部的とは申しながら、この問題は日一日と深化の一途を辿り、国民保険の点から見ても、生産能率の点から言っても、之が解決は一刻の猶予も許されない大問題となって来ました。

どうして住宅難がかくも深刻になって来たのかと言ひますと第一に、軍需関係工業の拡充に伴ひ、之等工場地帯に急激に沢山の従業員が集中した為であることは申迄もありません。第二に、殷賑産業の好況により職工其の他の収入を増し、従来の間借生活から独立して一戸を構ふる様になったことも挙げられます。第三に、物資難と家賃抑制が影響して、民間投資の手控えによる供給不足が之に拍車をかけて居ります。

以上の他にも色々な原因がありますが、更らに、今後政府の生産力拡充計画に依り、工場の拡張新設に伴ひ、職工数は尚相当増加するものと思はれますから、此の儘にて住宅難は一層深刻になることは疑ひあ

りません。現在に於てさへ、間借人の無い家は一軒もないとか、又は朝夕の電車が名状し難い混乱に陥つて居るとか言ふ地方が少くないのであって、密住、過群生活による衛生、風紀の問題、通勤労苦による作業能率の低下等、およそ人的資源愛護に逆行するかゝる重大な社会問題を、このまゝにして置くことは、興亜建設の大理想に邁進し、生産力拡充の大国策を並行する上に於て大きな障害となることゝ信じます。」(財団法人同潤会：時局と住宅(内田青蔵・藤谷陽悦・吉野英岐：同潤会基礎資料Ⅱ 第7巻，平成10年4月20日，pp.355～413)，昭和14年6月4日，pp.359～360)

³⁹ 遼東半島の南西端にあった日本の租借地で、明治38年の日露講和条約により日本の支配下に入った。

⁴⁰ 「関東州に於ける住宅組合に関する件」(大正11年11月6日勅令第494号)

⁴¹ 満州日日新聞「満州関係の簡保貸付金 大連長春の住宅組合に計八万四千円内定」昭和4年1月10日

⁴² 中央社会事業協会社会事業研究所編：日本社会事業年鑑 昭和14・15年版，昭和16年1月25日，p.474

⁴³ 中央社会事業協会社会事業研究所編：日本社会事業年鑑 昭和17年版，昭和18年4月20日，p.418

⁴⁴ 中央社会事業協会社会事業研究所編：日本社会事業年鑑 昭和18年版，昭和20年3月20日，p.322

⁴⁵ 大連民政署地方課編纂：住宅組合関係法規類聚，社団法人満州建築協会，昭和6年5月，日本建築学会所蔵

⁴⁶ 3つの事例には、和風住宅として昭典住宅組合の大連市桔梗町106番地伊藤氏宅、洋風住宅として戌辰住宅組合の大連市臥龍臺110番地谷口氏宅、和洋折衷住宅として昭典住宅組合の大連市桔梗町109番地荒井氏宅が挙げられている。

⁴⁷ 関東長官官房文書課：関東州と満鉄附属地，関東庁，大正14年8月30日，p.60

⁴⁸ 満州日日新聞「住宅組合令の実施 関東州の社会政策的一施設」大正11年11月19日

⁴⁹ 南満州鉄道株式会社総裁室能率班『満鉄庶務事情(社員会叢書 第49輯)』満鉄社員会，昭和16年

⁵⁰ 上海市では中支振興住宅組合があり、振興会社や関係会社の社員に必要な住宅を新都市計画地域内に建設し、賃貸する目的で昭和14年9月に設立された(中支那振興会社：昭和15年12月31日現在 中支那振興会社及関係会社事業現況，p.30)

⁵¹ 朝鮮事情 大正10年7月下半，朝鮮銀行調査部

⁵² 朝鮮事情 大正11年8月上半，朝鮮銀行調査部

〈付資料3〉『日本社会事業年鑑』にみる各府県の住宅組合

	大正10年6月末日までの具申数 *1					大正11年10月20日現在 *2			大正12年5月末現在 *3			大正13年11月末現在 *4					
	a	b	本年度建設すべき住宅	建設費概算総額	費用に充当すべき低利貸付金所要概算総額	a	b	c	a	b	c	a	b	c	d	e	f
北海道	83	2,290	1,846	5,576,553	4,288,957	7	154	192,737	7	154	179,450	7	154	179,450	435	305	600,000
青森	12	181	151	366,000	366,000	1	28	31,610	3	51	68,400	12	151	127,194	108	75	150,000
岩手	5	175	85	248,000	229,000	3	54	93,500	3	54	93,500	7	89	154,700	84	54	137,000
宮城	21	387	287	1,152,580	1,015,558	7	161	500,000	8	171	611,400	8	171	611,400	118	118	245,000
秋田	5	217	217	541,500	522,250	2	114	83,550	4	346	431,250	6	390	481,250	375	115	180,000
山形	5	140	55	97,050	84,400				1	65	94,911	1	65	94,911	166	166	176,000
福島	32	494	450	682,000	662,000	10	99	100,000	18	181	205,850	27	275	308,350	179	179	205,000
茨城	11	146	93	158,000	134,000				3	29	63,300	3	29	63,300	28	25	65,000
栃木	34	753	700	837,005	721,300	5	66	306,600	9	117	155,850	12	140	221,350	90	83	180,000
群馬	15	430	316	440,600	382,900	4	45	77,000	7	74	154,119	13	133	277,119	226	105	340,000
埼玉	12	436	436	706,600	663,000	2	153	231,203	3	283	418,403	5	312	476,403	386	173	170,000
千葉	6	64	57	172,550	141,480				—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	314	7,000	7,000	24,000,000	24,000,000	42	1,047	3,263,467	60	1,259	3,459,870	120	1,819	5,520,436	1,597	1,526	4,710,000
神奈川	65	1,129	1,114	4,669,186	4,158,833	20	161	373,800	24	217	486,900	36	344	809,400	462	315	934,290
新潟	14	449	449	1,186,650	946,780	4	82	130,220	5	123	190,220	6	213	320,200	82	57	90,000
富山	9	90	90	135,000	135,000	3	45	82,005	8	90	161,405	18	90	161,405	90	7	103,830
石川	17	481	189	568,600	475,520	5	52	101,660	6	62	111,660	13	117	256,860	77	58	310,000
福井	8	118	108	278,980	237,280	4	45	85,300	9	111	210,300	14	151	275,000	89	66	180,000
山梨	6	47	47	90,050	60,050				—	—	—	5	47	48,000	46	40	90,000
長野	21	315	275	840,510	931,000	6	62	134,800	9	121	336,300	14	162	431,900	223	113	291,400
岐阜	29	486	381	797,150	718,650	7	89	132,800	9	126	189,460	18	204	311,042	168	144	210,000
静岡	20	398	349	443,600	413,600	3	79	129,300	3	79	117,300	3	79	117,300	76	76	90,000
愛知	27	315	215	286,300	196,420	4	326	793,280	8	448	1,045,940	16	564	1,339,140	114	107	290,000
三重	35	790	610	1,031,345	922,750	7	99	155,299	11	160	257,766	15	201	345,246	159	147	195,000
滋賀	15	158	158	487,200	457,000	3	71	76,000	4	58	130,800	6	102	201,400	131	98	180,000
京都	419	6,484	4,491	19,824,745	18,949,827	3	34	119,250	12	117	2,381,410	41	341	1,072,056	217	211	56,000
大阪	435	7,954	6,316	26,885,622	24,259,945	24	346	872,544	24	361	889,144	67	813	1,962,037	892	522	1,646,241
兵庫	418	6,422	5,677	3,918,396	21,284,696	39	506	1,575,740	34	497	1,500,939	45	611	1,909,603	461	277	1,130,000
奈良	23	243	135	441,300	416,300	3	52	87,008	3	52	87,008	5	69	140,234	46	43	80,000
和歌山	58	1,138	885	2,213,315	2,031,650	11	198	317,072	11	198	317,072	11	198	311,172	198	132	257,000
鳥取	23	910	660	2,563,800	1,521,450	2	113	234,975	4	166	320,975	5	173	338,945	214	138	355,000
島根	39	500	327	877,520	827,550	4	46	120,700	10	169	120,700	14	213	188,900	149	106	430,000
岡山	9	420	226	635,650	594,730	3	163	728,874	3	163	728,874	4	200	880,074	99	61	180,000
広島	121	2,430	2,127	5,302,550	5,142,370	6	96	292,200	14	170	482,208	24	260	1,079,701	196	126	412,800
山口	47	842	620	2,408,600	2,134,380	5	120	187,700	6	130	194,795	14	212	352,055	147	110	210,000
徳島	5	120	30	32,000	28,000				—	—	—	1	11	18,000	11		15,000
香川	5	700	320	848,000	795,000				—	—	—	3	48	74,500	100	11	250,000
愛媛	65	2,453	443	1,530,900	1,373,900	2	28	42,200	9	84	150,982	17	165	281,530	109	63	195,000
高知	115	1,013	979	3,089,845	3,052,205	7	53	81,600	10	115	173,900	15	159	226,272	120	65	200,000
福岡	229	5,428	4,080	26,827,492	12,666,815	12	244	548,834	15	656	1,070,300	34	595	1,299,890	522	158	734,340
佐賀	7	112	90	293,000	292,500	3	24	56,506	4	44	129,333	6	64	195,486	43	42	115,000
長崎	28	331	331	1,452,260	1,452,260	15	183	457,428	31	345	873,550	51	657	1,322,750	219	196	440,000
熊本	—	—	—	—	70,000	7	221	351,015	7	221	511,560	8	231	535,260	97	78	255,000
大分	3	30	30	95,000	70,000	1	20	40,000	1	20	10,000	1	20	40,000	32	31	90,000
宮崎	55	768	557	1,227,130	1,168,900				—	—	—	—	—	—	117	106	207,900
鹿児島	11	883	856	2,751,400	2,751,400	2	260	841,700	2	260	841,700	3	270	881,700	156	113	528,900
沖縄	8	155	155	438,850	438,850				—	—	—	6	57	96,300	—	—	—
計	2,939	56,705	44,983	167,416,384	144,588,476	298	5,739	14,118,027	422	8,167	19,998,804	760	11,369	26,339,001	9,658	6,741	17,910,701

※ a:組合数, b:組合員数(人), c:建築費(円), d:建築予定戸数(戸), e:建築済戸数または住宅戸数(円), f:低利資金貸付金額または出資金額(円), g:住宅の延坪数(坪)を示す。

※ 使用した資料は次の通りである。

*1. 大原社会問題研究所: 日本社会事業年鑑 (大正11年),

*2. 大原社会問題研究所: 日本社会事業年鑑 (大正12年),

*3. 大原社会問題研究所: 日本社会事業年鑑 (大正13年), 社会局調,

*4. 大原社会問題研究所: 日本社会事業年鑑 (大正14年), 社会局福利課調, 建築予定戸数及建築済戸数並に低利資金貸付金額は大正13年6月末現在にして、産業組合経営をも含む

	大正15年6月30日現在 *5			昭和2年9月末現在 *6			昭和5年12月末現在*7		昭和6年9月末現在*8		昭和7年11月末現在 *9			昭和8年11月末現在 *10		
	a	b	f	a	b	c	a	b	a	b	a	b	c	a	b	c
北海道	52	678	1,174,197	65	797	1,694,833	65	797	65	797	65	797	1,694,833	65	797	1,694,833
青森	26	279	501,250	26	258	514,052	26	258	26	258	26	258	514,052	26	258	514,052
岩手	12	141	249,900	26	287	483,230	46	477	46	477	46	477	700,680	46	477	700,680
宮城	12	195	663,400	15	216	701,900	33	392	33	392	33	392	1,049,800	33	392	1,049,800
秋田	6	390	481,350	7	318	510,156	15	391	15	391	15	391	636,456	15	391	636,456
山形	1	16	22,000	4	57	108,120	17	184	18	204	18	204	326,920	18	204	326,920
福島	35	345	383,050	51	512	560,150	61	602	61	602	61	602	671,375	61	602	671,375
茨城	15	126	225,500	26	217	368,500	26	217	26	217	26	217	368,500	26	217	368,500
栃木	16	183	406,270	20	215	479,270	31	324	32	333	32	333	676,720	32	333	676,720
群馬	18	200	365,100	19	199	281,484	28	287	28	287	28	287	535,484	28	287	535,484
埼玉	10	180	520,300	12	198	404,140	12	198	12	198	12	198	404,140	12	198	404,140
千葉	12	160	173,800	27	298	417,200	46	490	46	490	46	490	716,800	46	490	716,800
東京	364	3,722	11,005,680	460	4,809	15,251,870	525	5,291	525	5,291	525	5,291	16,447,670	524	5,280	16,421,370
神奈川	145	1,375	2,603,300	225	2,231	4,352,120	225	2,231	228	2,255	228	2,255	4,420,920	228	2,255	4,420,920
新潟	14	297	517,200	21	373	675,100	21	373	21	373	21	373	675,100	21	373	675,100
富山	24	273	387,960	30	331	469,830	30	331	50	749	50	749	833,630	50	749	833,630
石川	24	213	464,500	29	252	538,600	35	302	37	321	37	321	683,500	37	321	683,500
福井	16	155	295,000	24	218	409,000	35	320	35	320	35	320	597,900	35	320	597,900
山梨	17	137	25,204	18	143	263,240	23	180	27	209	27	209	359,540	27	209	359,540
長野	24	198	516,200	36	294	672,680	53	459	53	459	55	474	1,038,980	55	474	1,038,980
岐阜	25	284	415,519	40	298	581,187	61	586	63	602	64	612	884,536	64	612	884,536
静岡	24	284	502,245	38	428	785,933	58	614	61	643	61	643	1,193,654	61	643	1,193,654
愛知	20	345	840,100	42	527	1,124,800	85	913	94	989	95	996	1,806,300	95	996	1,806,300
三重	20	284	480,200	25	325	609,434	41	485	46	533	48	554	999,224	48	554	999,224
滋賀	6	102	201,400	7	141	282,600	13	200	14	208	15	218	455,940	15	218	455,940
京都	49	399	1,260,450	62	546	1,580,400	121	2,620	122	2,666	125	2,696	5,800,264	125	2,696	5,800,264
大阪	68	797	2,424,310	93	1,055	3,129,670	134	1,421	134	1,421	134	1,421	4,067,070	134	1,421	4,067,070
兵庫	124	1,288	1,876,800	155	1,627	3,781,594	187	1,877	187	1,877	187	1,877	4,253,194	187	1,877	4,253,194
奈良	10	107	250,400	13	134	205,300	21	204	21	204	24	225	475,800	24	225	475,800
和歌山	14	250	464,770	16	277	514,220	19	310	19	310	19	310	577,120	19	310	577,120
鳥取	6	282	552,100	7	291	569,520	8	298	8	298	8	298	584,920	8	298	584,920
島根	15	191	449,500	16	202	474,400	24	336	27	359	45	566	969,665	45	566	969,665
岡山	4	221	757,920	4	220	754,170	10	282	10	282	10	282	931,170	10	282	931,170
広島	29	311	872,400	33	256	971,400	60	618	67	687	67	687	1,610,950	68	697	1,622,950
山口	14	212	352,055	21	400	647,494	42	516	44	540	44	540	894,958	44	540	894,958
徳島	5	42	76,052	9	89	186,052	10	98	10	98	11	112	241,052	11	112	241,052
香川	3	56	145,000	3	56	145,000	6	80	6	80	6	80	209,400	6	80	209,400
愛媛	20	165	339,300	29	242	478,456	43	361	46	387	46	387	695,981	46	387	695,981
高知	23	212	357,600	25	228	391,400	42	351	42	351	42	352	567,190	42	352	567,190
福岡	57	667	1,481,850	56	669	1,481,650	111	1,102	116	1,140	116	1,140	2,497,850	116	1,140	2,497,850
佐賀	8	82	215,000	11	114	353,120	19	194	19	194	19	194	510,720	19	194	510,720
長崎	50	509	1,219,810	50	449	1,178,288	59	535	60	551	60	551	1,355,368	60	551	1,355,368
熊本	8	231	535,260	10	176	459,360	23	324	23	324	23	324	758,660	23	324	758,660
大分	7	88	251,950	12	139	366,850	23	249	23	249	23	249	570,700	23	249	570,700
宮崎	18	194	340,000	19	192	329,400	29	335	29	335	29	335	554,300	29	335	554,300
鹿児島	5	190	546,400	14	266	802,900	18	297	18	297	18	297	880,450	18	297	880,450
沖縄	5	44	104,000	10	84	183,000	15	120	15	120	15	120	246,600	15	120	246,600
計	1,480	17,100	18,293,552	1,971	21,655	51,733,273	2,635	29,430	2,708	30,368	2,740	30,704	67,946,036	2,740	30,703	67,931,736

- *5. 滋賀、秋田、山口、熊本は大正15年5月31日現在とす、
- *6. 社会局庶務課：社会局関係事務概要（昭和3年1月）、
- *7. 社会局社会部：第10回社会事業統計要覧、
- *8. 社会局社会部：第11回社会事業統計要覧、
- *9. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和8年版）、
- *10. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和9年版）、

3 全国の実施状況にみる住宅組合法の展開

	昭和9年11月末現在 *11			昭和10年11月末現在 *12			昭和11年11月末現在 *13			昭和12年11月末現在 *14			昭和13年12月末現在 *15				昭和16年3月31日現在 *16				摘要
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	e	c	a	b	e	g	
北海道	65	797	1,694,833	65	797	1,694,833	65	797	1,694,833	65	797	1,694,833	119	1,278	1,278	2,095,235	89	846	846	23,918	16
青森	26	258	514,052	26	258	514,052	26	258	514,052	26	258	514,052	57	522	496	762,700	57	494	384	11,960	
岩手	46	477	700,680	46	477	700,680	46	477	700,680	46	477	700,680	45	460	460	530,000	48	493	493	10,795	2
宮城	33	392	1,049,800	33	392	1,049,800	33	392	1,049,800	33	392	1,049,800	36	352	352	1,003,000	40	402	415	10,312	
秋田	15	391	636,456	15	391	636,456	15	391	636,456	15	391	636,456	13	256	339	5,577,104	7	210	282	7,716	6
山形	18	204	326,920	18	204	326,920	18	204	326,920	18	204	326,920	20	229	229	372,069	20	229	229	1,015	
福島	61	602	671,375	61	602	671,375	61	602	671,375	61	602	671,375	80	765	765	836,074	79	700	737	16,687	2
茨城	26	217	368,500	26	217	368,500	26	217	368,500	26	217	368,500	43	347	347	507,000	44	354	354	7,209	
栃木	32	333	676,720	32	333	676,720	32	333	676,720	32	333	676,720	32	334	334	570,400	32	320	327	7,835	
群馬	28	287	535,484	28	287	535,484	28	287	535,484	28	287	535,484	28	287	287	519,981	33	417	368	8,264	
埼玉	12	198	404,140	12	198	404,140	12	198	404,140	12	198	404,140	22	387	387	502,242	13	186	186	3,466	
千葉	46	490	716,800	46	490	716,800	46	490	716,800	46	490	716,800	40	471	419	607,000	46	493	493	9,481	
東京	523	5,259	16,336,850	531	5,312	16,451,350	535	5,344	16,511,150	539	5,373	16,578,650	630	5,963	5,971	16,459,690	547	8,477	8,578	182,410	
神奈川	228	2,255	4,420,920	228	2,255	4,420,920	228	2,255	4,420,920	228	2,255	4,420,920	189	1,989	1,989	3,829,140	431	4,174	4,174	96,327	8
新潟	21	373	675,100	21	373	675,100	21	373	675,100	21	373	675,100	31	403	403	737,012	31	424	427	13,284	
富山	50	749	833,630	50	749	833,630	50	749	833,630	50	749	833,630	65	870	870	990,460	46	655	655	14,606	16
石川	37	321	683,500	37	321	683,500	37	321	683,500	37	321	683,500	46	396	396	853,000	43	371	371	11,775	
福井	35	320	597,900	35	320	597,900	35	320	597,900	35	320	597,900	35	296	310	594,664	34	296	303	7,495	
山梨	27	209	359,540	27	209	359,540	27	209	359,540	27	209	359,540	40	306	305	541,146	27	205	205	4,849	1
長野	54	466	1,007,980	54	466	1,007,980	54	466	1,007,980	54	466	1,007,980	52	450	455	866,130	53	464	404	12,820	3
岐阜	64	612	884,536	64	612	884,536	64	612	884,536	64	612	884,536	66	612	616	899,120	60	594	598	16,656	
静岡	61	643	1,193,654	61	643	1,193,654	61	643	1,193,654	61	643	1,193,654	62	670	670	1,242,791	53	536	536	12,675	1
愛知	93	977	1,775,800	93	977	1,775,800	93	977	1,775,800	93	977	1,775,800	90	883	881	1,365,581	96	938	938	19,925	10
三重	51	585	1,034,774	51	585	1,034,774	51	585	1,034,774	51	585	1,034,774	46	543	545	983,083	45	459	478	9,177	5
滋賀	15	218	455,940	15	218	455,940	15	218	455,940	15	218	455,940	16	219	219	442,227	15	174	174	4,199	
京都	125	2,696	5,800,264	130	2,746	5,875,164	131	2,755	5,887,164	139	2,799	5,955,864	139	2,849	2,849	5,695,773	108	2,632	2,632	59,371	11
大阪	135	1,468	4,267,070	135	1,468	4,267,070	135	1,468	4,267,070	135	1,468	4,267,070	116	1,111	1,141	4,176,840	91	918	1,033	23,265	11
兵庫	187	1,877	4,253,194	187	1,877	4,253,194	188	2,027	4,596,694	188	2,027	4,596,694	188	1,796	1,850	4,179,883	155	1,434	1,474	41,436	5
奈良	24	225	475,800	24	225	475,800	24	225	475,800	24	225	475,800	22	188	184	403,500	20	168	168	3,380	
和歌山	19	310	577,120	19	310	577,120	19	310	577,120	19	310	577,120	18	268	273	543,880	14	236	237	5,514	3
鳥取	8	298	584,920	8	298	584,920	8	298	584,920	8	298	584,920	14	461	462	867,528	14	420	439	10,477	
島根	45	566	969,665	45	566	969,665	45	566	969,665	45	566	969,665	46	625	577	1,008,400	46	611	536	14,892	
岡山	10	282	931,170	10	282	931,170	10	282	931,170	10	282	931,170	9	190	198	597,985	8	98	98	5,966	
広島	71	721	1,665,450	78	782	1,744,550	105	1,055	2,060,450	109	1,090	2,104,650	114	1,078	1,078	1,982,879	103	929	929	20,340	
山口	44	540	894,958	46	560	916,858	46	560	916,858	46	560	916,858	41	464	464	784,843	29	299	299	7,218	3
徳島	11	112	241,052	11	112	241,052	11	112	241,052	11	112	241,052	9	95	95	194,314	4	37	37	866	
香川	6	80	209,400	6	80	209,400	6	80	209,400	6	80	209,400	14	142	140	349,570	16	292	251	5,503	
愛媛	45	377	675,981	45	377	675,981	45	377	675,981	45	377	675,981	45	373	373	635,802	42	348	348	8,333	1
高知	42	352	567,190	42	352	567,190	42	352	567,190	42	352	567,190	38	317	317	509,060	37	306	306	6,530	
福岡	116	1,140	2,497,850	117	1,240	2,605,650	117	1,240	2,605,650	117	1,240	2,605,650	119	1,274	1,274	1,783,175	93	842	835	21,508	7
佐賀	19	194	510,720	19	194	510,720	19	194	510,720	19	194	510,720	19	191	194	464,972	19	189	191	6,265	
長崎	60	551	1,355,368	65	592	1,399,068	75	676	1,488,968	78	699	1,520,069	83	760	767	1,397,445	47	457	457	11,460	
熊本	23	324	758,660	23	324	758,660	23	324	758,660	23	324	758,660	23	321	321	672,070	23	293	293	7,242	1
大分	23	249	570,700	23	249	570,700	23	249	570,700	23	249	570,700	23	245	245	568,900	23	234	234	6,037	
宮崎	29	335	554,300	29	335	554,300	29	335	554,300	29	335	554,300	44	454	472	705,000					
鹿児島	18	297	880,450	18	297	880,450	18	297	880,450	18	297	880,450	18	292	292	712,250	17	165	165	4,261	
沖縄	15	120	246,600	15	120	246,600	15	120	246,600	15	120	246,600	15	120	120	268,634	15	121	121	3,591	
計	2,742	30,747	68,043,766	2,770	31,022	68,485,666	2,813	31,620	69,306,766	2,813	31,751	69,518,266	3,060	32,902	33,009	72,193,552	2,913	33,940	34,038	798,310	112

- *11. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和10年版），社会局福利課調，
- *12. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和11年版），社会局福利課調，
- *13. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和12年版），社会局福利課調，
- *14. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和13年版），社会局福利課調，
- *15. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和14・15年版），社会局住宅課調，
- *16. 中央社会事業協会：日本社会事業年鑑（昭和17年版），生活局住宅課調（1. 摘要欄に記載せる数字は昭和15年度中に於いて解散せる組合数なり，2. 産業組合法に依るものは括弧を附し内書せり）

〈付資料4〉『日本都市年鑑』にみる各都市の住宅組合

※ 統計表中数字の記入無き欄に、「-」印及び「…」印を区別して掲げた。「-」は該当事項の存在せざるを、「…」は数字の不明なることを示す。また「x」は前年度分の記述があったもの。

※ 都市の順番は日本都市年鑑12昭和18年用の人口順に合せて記載した。

※ 組合数、a、b、組合員数(c)、住宅建設費(円)、d、組合貸付金(円)、e、政府低利資金貸付額(円)、f、既建設住宅数(戸)を示す。

※ 使用した資料は次の通りである。

*1. 東京市政調査会：日本都市年鑑7-昭和13年用(東京市、住宅建設費欄は組合貸付金(但し修繕費及び農村及び中小工商業関係元利支払資金を除く)高松市も住宅建設費欄は政府低利資金貸付額)、*2. 東京市政調査会：日本都市年鑑8-昭和14年用、*3. 東京市政調査会：日本都市年鑑9-昭和15年用(東京市「政府低利資金貸付額」には海軍共済組合、勤業銀行、簡易保険局よりの借入金209,679円を含む)、*4. 東京市政調査会：日本都市年鑑10-昭和16年用(東京市、上記中には海軍共済組合、勤業銀行、簡易保険局よりの借入金207,190円に依る組合69、組合員数801、建設費2,669千円、既建設住宅数95を含む)、*5. 東京市政調査会：日本都市年鑑11-昭和17年用(東京市、上記中には海軍共済組合、勤業銀行、簡易保険局よりの借入金207,190円に依る組合69、組合員数801、建設費2,669千円、既建設住宅数95を含む)

各都市	昭和11年4月1日現在*						昭和12年4月1日現在*						昭和13年4月初旬現在*						昭和14年4月初旬現在*						昭和15年3月末現在*						昭和16年3月末現在*					
	a	b	c	d	e	f	a	b	c	d	e	f	a	b	c	d	e	f	a	b	c	d	e	f	a	b	c	d	e	f						
1 東京市	541	4822	13,502,550	49,551	13,946,430	5073	620	5935	17,150,703	15,800,220	6099	614	5795	17,003,069	15,762,920	6099	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x						
2 大阪市	63	546	2,564,120	646	49	534	2,333,500	1,794,860	630	43	481	2,127,800	1,947,005	501	39	441	1,907,792	1,596,505	461	38	431	1,963,792	1,582,105	451	28	283	989,364	791,491	611,491	291						
3 名古屋市	69	692	1,241,202	692	69	716	1,263,600	23,000	709	67	670	1,172,502	1,178,966	670	63	618	1,044,102	1,070,891	618	66	644	1,065,500	989,881	644	61	395	949,475	873,656	873,656	599						
4 京都市	92	747	1,928,000	747	92	747	2,300,000	1,920,000	747	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x						
5 神戸市	41	388	1,068,892	388	43	290	1,344,350	1,120,292	280	36	333	1,183,190	985,992	343	36	333	1,183,190	985,992	343	36	333	1,183,190	985,992	343	x	x	x	x	x	x						
6 横浜市	169	1486	3,022,220	1486	178	1623	3,369,200	3,321,750	1623	178	1623	3,369,200	3,321,750	1623	178	1623	3,369,200	3,321,750	1623	178	1623	3,369,200	3,321,750	1623	x	x	x	x	x	x	x					
7 広島市	33	277	667,100	277	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x				
8 福岡市	48	392	991,500	388	48	382	991,500	789,140	384	48	382	991,500	789,140	384	48	382	991,500	789,140	384	48	382	991,500	789,140	384	x	x	x	x	x	x	x					
9 川崎市	22	221	334,800	221	23	232	365,800	353,700	232	22	222	353,700	343,200	222	22	222	353,700	343,200	222	22	222	353,700	343,200	222	x	x	x	x	x	x	x					
10 岡崎市	57	544	766,900	544	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x				
11 八幡市	3	116	141,400	116	3	116	141,400	26,880	116	3	116	141,400	26,880	116	3	116	141,400	26,880	116	3	116	141,400	26,880	116	x	x	x	x	x	x	x					
12 仙台市	5	53	89,100	53	5	51	106,920	89,100	51	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x				
13 尼崎市	30	290	714,781	300	29	263	825,600	534,800	263	28	263	825,600	534,800	263	28	263	825,600	534,800	263	28	263	825,600	534,800	263	x	x	x	x	x	x	x					
14 長崎市	30	293	665,050	293	29	281	498,900	131,916	281	29	281	498,900	143,512	281	26	244	406,800	406,800	244	26	244	406,800	406,800	244	26	244	406,800	406,800	406,800	244	244					
15 佐世市	52	399	627,800	399	52	500	784,489	116,031	500	52	500	784,489	116,031	500	189	189	327,439	327,439	189	189	327,439	327,439	189	189	327,439	327,439	327,439	189	189	327,439	327,439	189				
16 堺市	22	206	605,200	206	19	176	605,200	417,440	206	19	176	605,200	417,440	206	19	176	605,200	417,440	206	19	176	605,200	417,440	206	19	176	605,200	417,440	417,440	206	206					
17 札幌市	58	538	1,915,020	538	61	563	943,607	593,569	563	61	563	943,607	593,569	563	54	477	793,689	388,659	477	53	463	714,675	384,859	463	45	374	608,656	306,259	306,259	374	374					
18 熊本市	17	147	295,370	147	17	147	295,370	240,620	147	17	147	295,370	240,620	147	17	147	295,370	240,620	147	17	147	295,370	240,620	147	17	147	295,370	240,620	240,620	147	147					
19 静岡市	18	245	590,880	245	18	258	61,340	61,340	258	19	258	527,112	526,010	258	19	258	527,112	526,010	258	19	258	527,112	526,010	258	19	258	527,112	526,010	526,010	258	258					
20 和歌山市	7	69	193,550	70	8	80	252,450	149,800	80	6	64	192,250	192,250	64	7	64	213,250	206,400	73	7	64	213,250	206,400	73	4	38	101,950	97,100	94,700	38	38					
21 函館市	13	180	271,510	180	13	180	271,510	177,400	180	12	140	177,400	177,400	140	13	180	302,985	218,400	180	11	109	201,885	147,400	109	10	99	176,104	126,400	126,400	99	99					
22 下関市	10	113	226,200	113	10	113	221,216	175,034	113	8	99	268,358	43,068	99	7	49	147,371	128,000	72	69	6	57	180,965	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000					
23 横濱市	84	744	1,252,500	744	93	776	1,324,200	681,350	776	94	779	1,290,000	722,350	779	94	779	1,290,000	722,350	779	94	779	1,290,000	722,350	779	17	152	310,900	231,060	231,060	152	152					
24 小倉市	21	185	350,100	185	22	194	380,500	284,960	194	22	194	380,500	284,960	194	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x				
25 鹿島市	36	307	645,700	307	36	307	672,500	655,000	307	36	307	672,500	655,000	307	33	282	555,912	566,300	282	32	275	576,162	579,500	275	31	268	581,400	565,500	566,500	268	268					
27 大分市	13	195	455,100	195	13	195	455,100	347,031	195	13	195	455,100	348,031	195	13	195	455,100	348,031	195	13	195	455,100	348,031	195	13	195	455,100	348,031	348,031	195	195					
28 徳島市	11	146	228,420	146	11	149	227,820	173,600	149	11	149	227,820	173,600	149	8	125	192,820	137,600	112	14	164	269,149	204,000	168	7	56	262,800	262,800	262,800	168	168					
29 浜松市	10	150	262,800	150	10	150	262,800	217,970	150	10	150	262,800	217,970	150	10	150	262,800	217,970	150	10	150	262,800	217,970	150	10	150	262,800	217,970	217,970	150	150					
30 小樽市	11	107	174,775	107	11	107	174,775	138,600	107	11	107	174,775	138,600	107	11	107	183,982	98,600	107	11	107	183,982	98,600	107	8	87	137,195	106,600	106,600	87	87					
31 岡山市	6	99	305,200	99	9	267	687,984	586,000	267	6	99	270,600	158,000	99	6	89	270,600	158,000	99	6	89	270,600	158,000	99	5	52	177,460	145,000	145,000	55	55					
32 新潟市	23	273	570,400	273	19	211	411,000	231,920	211	24	263	577,600	343,300	263	15	163	266,800	202,600	163	18	217	442,000	442,000	217	18	217	442,000	442,000	442,000	217	217					
33 甲府市	16	176	289,276	176	16	176	304,636	237,869	176	14	131	293,336	236,684	131	14	131	293,336	236,684	131	14	131	293,336	236,684	131	10	90	132,800	125,878	125,878	90	90					
34 藤原市	3	39	74,500	39	3	38	70,300	70,300	38	3	39	74,500	61,810	38	3	39	74,500	61,810	38	3	39	74,500	61,810	38	2	38	70,300	61,810	61,810	38	38					
35 豊橋市	29	223	369,600	223	30	223	382,772	125,831	223	26	193	332,337	120,685	193	25	181	313,868	60,840	181	25	181	313,868	60,840	181	25	181	313,868	60,840	60,840	181	181					
37 布市	7	66	149,400	66	7	60	159,680	122,830	60	7	60	159,680	122,830	60	7	60	159,680	122,830	60	7	60	159,680	122,830	60	7	60	159,680	122,830	122,830	60	60					
38 西宮市	16	122	264,800	122	19	138	374,880	291,400	138	17	128	339,840	283,200	138	17	128	339,840	283,200	138	17	128	339,840	283,200	138	17	128	339,840	283,200	283,200	138	138					
39 徳島市	8	82	172,026	82	8	86	140,027	166,000	86	7	62	130,923	126,000	62	6	62	130,923	126,000	62	6	62	130,923	126,000	62	6	62	130,923	126,000	126,000	62	62					
40 松山市	17	144	247,056	144	17	144	247,056	242,824	144	6	49	86,519	102,810	49	4	34	60,800	96,600	34	4	34	60,800	96,600	34	4	34	60,800	96,600	96,600	34	34					
41 宇部市	11	130	191,400	130	11	130	203,433	168,250	130	9	102	165,219	115,540	114	11	114	307,303	104,000	43	2	43	61,962	104,000	43	2	43	61,962	104,000	104,000	43	43					
42 高松市	11	...	285,000	125	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x				
43 室蘭市	2	43	70,212	43	2	43	70,212	10,400	43	2	43	70,212	10,400	43	2	43	70,212	10,																		

	昭和11年4月1日現在*			昭和12年4月初調査*			昭和13年4月初調査*			昭和14年4月初調査*			昭和15年3月末調査*			昭和16年3月末調査*					
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c			
48 青森市	31	287	507,400	287	477,700	477,700	286	30	280	562,600	476,500	260	29	241	513,000	410,700	410,700	28	x		
49 川崎市	1	24	37,000	25	37,000	37,000	130	1	25	23,123	45,300	25	1	25	23,123	37,000	37,000	25	x		
50 秋田市	11	232	515,600	317	11	278	530,400	440,032	317	10	92	163,000	92	11	203	554,343	688,400	622,100	315	x	
51 千葉市	10	92	163,000	92	x	x	185	18	185	274,300	42,749	83	x	83	x	x	x	x	x	x	
52 盛岡市	18	185	291,840	185	x	x	185	18	185	274,300	42,749	83	x	83	x	x	x	x	x	x	
53 久留米市	62	1	101,700	62	1	101,700	62	1	62	101,700	62	1	62	101,700	62	1	62	101,700	62	1	
54 若松市(福岡)	23	23	55,500	23	44,400	44,400	23	3	23	55,500	44,400	23	x	23	55,500	44,400	44,400	23	x		
55 浦岡市	13	121	206,459	121	192,068	192,068	121	13	121	206,459	192,068	121	12	111	166,460	175,538	175,538	111	12		
56 宇都宮市	16	155	313,100	155	313,100	313,100	155	16	155	313,100	313,100	155	16	155	313,100	313,100	313,100	155	16		
57 旭川市	9	98	137,326	98	9	98	137,326	107,400	98	9	98	137,326	107,400	98	9	98	137,326	107,400	98	9	
58 札幌市	15	171	296,000	171	15	171	331,961	114,628	171	15	171	296,000	296,000	171	15	171	338,680	310,000	171	14	
59 柳井市	3	25	56,400	25	3	25	61,567	56,400	25	3	25	56,400	56,400	25	3	25	61,567	42,400	25	2	
60 岡崎市	3	23	43,900	23	3	23	43,400	35,120	23	3	23	43,400	35,120	23	x	23	43,400	35,120	23	x	
61 岡崎市	7	75	144,800	75	7	75	144,800	134,645	75	6	60	104,900	99,145	61	6	61	106,100	99,145	61	6	
62 日立市	2	28	84,250	28	2	24	84,250	76,000	28	2	24	84,250	76,000	28	2	24	84,250	76,000	28	2	
63 岸和田市	7	49	92,300	49	7	49	92,300	92,300	49	7	53	110,110	92,300	53	7	53	110,110	92,300	53	x	
64 延岡市	9	92	176,750	92	9	92	176,750	147,900	92	9	92	176,750	147,900	92	8	79	160,630	128,500	92	x	
65 大分市	15	175	449,200	175	4	40	66,400	60,000	40	15	175	459,200	424,000	175	15	175	459,200	424,000	175	14	
66 長野市	23	173	309,500	173	23	174	309,500	309,500	173	23	159	389,215	309,500	159	24	135	403,800	337,000	175	14	
68 八王子市	1	7	18,600	7	1	7	22,420	18,600	7	1	7	22,420	18,600	7	x	x	x	x	x	x	
69 松本市	6	48	91,000	48	6	49	91,000	91,000	48	6	49	109,100	79,000	48	6	47	246,500	123,000	47	6	
70 高崎市	7	66	96,000	66	7	66	105,033	96,000	66	7	66	105,033	96,000	66	7	66	105,033	96,000	66	7	
71 一宮市	5	36	67,300	36	5	36	67,300	64,910	36	5	36	67,300	64,910	36	5	36	67,300	64,910	36	5	
72 山形市	10	97	174,000	97	10	97	174,000	164,500	97	10	97	189,369	164,500	97	10	97	189,369	164,500	97	10	
73 津市	15	152	321,760	152	15	152	321,760	329,681	152	15	150	329,681	274,900	150	17	149	289,600	289,600	149	x	
74 津市	8	70	116,365	70	8	70	116,365	93,400	70	8	70	116,365	93,400	70	7	55	101,365	101,365	55	8	
75 津和野市	18	209	401,100	209	12	159	275,713	251,000	159	11	155	251,075	232,200	155	12	160	275,035	218,800	160	9	
76 津市	2	39	70,000	39	2	39	70,000	93,400	39	2	39	70,000	93,400	39	2	39	70,000	93,400	39	2	
77 茨城市	20	209	435,200	209	6	48	150,700	148,000	48	6	48	150,700	148,000	48	6	48	150,700	148,000	48	6	
78 水戸市	1	1	130,000	68	x	x	32	236	388,700	388,700	258	32	236	388,700	388,700	258	32	236	388,700	258	32
79 吹田市	14	105	246,219	105	14	105	246,219	204,000	105	14	105	246,219	204,000	105	14	105	246,219	204,000	105	14	
80 那覇市	5	39	70,000	39	4	40	66,400	60,000	40	4	40	66,400	60,000	40	4	40	66,400	60,000	40	4	
81 別府市	2	26	42,575	26	2	26	42,575	26,800	26	2	26	42,575	26,800	26	2	26	42,575	26,800	26	2	
82 別府市	12	111	267,000	111	92	235,900	88,936	92	10	75	188,500	164,500	75	11	84	234,300	210,000	84	x		
83 奈良市	7	55	132,800	55	7	54	162,240	135,200	54	7	54	162,240	135,200	54	x	x	x	x	x	x	
84 明石市	1	13	15,589	13	x	x	1	13	20,000	15,589	13	1	13	20,000	15,589	13	1	13	20,000	15,589	13
85 大宮市	2	14	20,900	14	2	14	20,900	20,900	14	2	14	20,900	20,900	14	2	14	20,900	20,900	14	2	
86 宇都宮市	3	23	44,000	23	3	23	44,000	44,000	23	3	23	44,000	44,000	23	x	x	x	x	x	x	
87 藤城市	16	138	133,750	138	16	138	133,750	123,000	138	16	138	133,750	123,000	138	15	124	114,530	103,000	124	x	
88 宇都宮市	5	37	72,457	37	5	37	72,457	62,900	37	5	36	72,457	62,900	37	5	37	78,953	62,900	37	2	
89 大連市	5	40	72,400	40	6	49	38,400	83,600	49	17	144	257,056	242,824	144	6	47	87,016	82,400	47	x	
90 今治市	33	417	799,500	417	33	417	799,500	528,180	417	33	417	799,500	518,611	417	33	393	799,700	799,700	393	383	
91 今治市	1	10	16,000	10	1	10	16,000	16,000	10	1	10	16,000	16,000	10	1	10	16,000	16,000	10	x	
92 松江市	9	89	184,131	89	8	70	182,131	149,580	70	9	88	182,131	149,580	88	9	88	182,131	149,580	88	9	
93 宇治山田市	8	66	109,527	66	8	66	109,527	101,975	66	8	66	109,527	88,100	66	7	58	93,527	88,100	58	7	
94 沼津市	14	105	200,500	105	14	105	200,500	170,500	105	14	105	200,500	133,500	105	12	105	19,600	115,000	105	7	
95 宇和島市	12	123	325,998	123	12	123	325,998	323,000	123	12	123	325,998	323,000	123	12	123	325,998	323,000	123	x	
96 小田原市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
97 小松市	14	105	200,500	105	14	105	200,500	170,500	105	14	105	200,500	133,500	105	12	105	19,600	115,000	105	7	
98 弘前市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
99 佐賀市	12	123	325,998	123	12	123	325,998	323,000	123	12	123	325,998	323,000	123	12	123	325,998	323,000	123	x	

	昭和11年4月1日現在 *1						昭和12年4月1日現在 *2						昭和13年4月初現在 *3						昭和14年4月初現在 *4						昭和15年3月末現在 *5						昭和16年3月末現在 *6					
	a	b	c	f	a	b	a	b	c	e	f	a	b	a	b	c	e	f	a	b	a	b	c	e	f	a	b	a	b	c	e	f	a	b		
55 伊予市	2	147	239,594	137	7	147	256,378	275,400	140	24	252	383,700	252	26	270	430,800	270	27	278	448,900	278	27	278	448,900	11,000	278				
100 東京府	2	147	239,594	137	7	147	256,378	275,400	140	24	252	383,700	252	26	270	430,800	270	27	278	448,900	278	27	278	448,900	11,000	278				
101 高崎市	1	28	40,000	28	1	28	37,257	40,000	28	1	28	40,000	28	1	28	40,000	28	1	28	40,000	28	1	28	40,000	28	1	28			
102 熊本市	9	97	136,000	97	9	97	136,000	136,000	97	9	97	136,000	97	9	97	136,000	97	9	97	136,000	97	9	97	136,000	97	9	97			
103 尾道市	7	59	92,825	59	7	59	92,825	90,200	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59			
104 足利市	7	59	92,825	59	7	59	92,825	90,200	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59			
105 福高市	7	59	92,825	59	7	59	92,825	90,200	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59	92,825	59	7	59			
106 若松市(福島)	3	33	33,200	33	2	33	32,200	27,000	33	2	33	32,200	33	2	33	32,200	33	2	33	32,200	33	2	33	32,200	33	2	33			
107 米子市	3	276	505,950	274	3	275	522,450	340,600	279	3	275	522,450	279	3	275	522,450	279	3	275	522,450	279	3	275	522,450	279	3	275			
108 藤原市	1	28	50,000	28	1	28	50,000	50,000	28	1	28	50,000	28	1	28	50,000	28	1	28	50,000	28	1	28	50,000	28	1	28			
109 瀬戸市	1	10	15,000	10	1	10	15,000	14,250	10	1	10	15,000	10	1	10	15,000	10	1	10	15,000	10	1	10	15,000	10	1	10			
110 豊中市	5	46	120,800	46	5	46	127,590	98,140	46	5	46	127,590	46	5	46	127,590	46	5	46	127,590	46	5	46	127,590	46	5	46			
111 豊中市	5	46	120,800	46	5	46	127,590	98,140	46	5	46	127,590	46	5	46	127,590	46	5	46	127,590	46	5	46	127,590	46	5	46			
112 鎌早市	5	56	84,400	56	5	56	72,497	13,000	36	5	56	72,497	36	5	56	72,497	36	5	56	72,497	36	5	56	72,497	36	5	56			
113 藤原市	7	85	133,900	85	7	85	134,100	135,150	85	6	82	118,600	85	6	82	118,600	85	6	82	118,600	85	6	82	118,600	85	6	82			
114 平塚市	115	新藤原市			
115 新藤原市	19	129	62,700	129	4	58	93,271	72,600	58	2	14	20,146	58	2	14	20,146	58	2	14	20,146	58	2	14	20,146	58	2	14			
116 釜石市	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15			
117 盛岡市	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15	29,400	15	2	15			
118 鎌倉市	1	8	12,000	8	1	8	12,000	8			
119 岡谷市	1	8	12,000	8	1	8	12,000	8			
120 伊勢崎市	1	27	120,960	36	1	44	120,960	124,500	44	1	27	110,335	44	1	36	206,000	36	1	36	206,000	36	1	36	206,000	36	1	36			
121 津山市	13	112	225,500	112	13	112	236,755	150,000	112	10	88	167,900	112	10	88	167,900	112	10	88	167,900	112	10	88	167,900	112	10	88			
122 津島市			
123 津島市			
124 津島市			
125 山口市			
126 津島市			
127 出雲市			
128 津島市	4	58	93,271	58	4	58	93,271	58			
129 津島市	1	7	7,000	7	1	7	7,000	7			
130 三島市	2	45	95,615	48	2	14	25,200	23,000	14	2	44	90,800	48	2	45	90,800	48	2	45	90,800	48	2	45	90,800	48	2	45			
131 上野市			
132 津島市			
133 津島市			
134 津島市			
135 松原市	2	27	35,450	27	2	27	35,450	27	2	27	34,725	27	2	27	34,725	27	2	27	34,725	27	2	27	34,725	27	2	27			
136 立川市			
137 西條市			
138 八代市			
139 伊丹市			
140 三島市			
141 入吉市			
142 宮古市			
143 北原市			
144 佐伯市			
145 上野市			
146 福知山市	1	13	15,000	13	2	23	47,900	42,000	23	1	11	11,500	23	2	23	47,900	23	2	23	47,900	23	2	23	47,900	23	2	23			
147 八幡平市	2	14	20,146	14	2	14	20,146	19,100	14	2	23	47,900	14	2	14	20,146	14	2	14	20,146	14	2	14	20,146	14	2	14			

第4章 最多組合数の市・県にみる組合内容とその運用状況

第1節 はじめに

第3章から住宅組合は主に六大都市に多く設立され、特に組合数は関東の大都市圏に集中していたことが明らかになった。そこで、本章では最も組合が多く設立された東京市と神奈川県
の住宅組合について、組合の活動内容をみることで、住宅組合法がどのように運用されていたかを
検証する。

住宅組合の活動を知る上で参考となる史料としては、まず行政への提出書類である公文書が挙
げられる。東京には東京都公文書館があるが、土地関係などの簿冊の中に紛れて見つかるだけで、
組合に関するまとまった史料はない。それに対し、神奈川県の神奈川県立公文書館には県内に事
務所があった住宅組合に関する台帳や原簿といった史料が、マイクロフィルムで83リールも確認
することができる。

また、公文書以外に参考になる史料としては、大都市や府県において発行されていた社会事業
に関する刊行物がある。この史料には借入資金、組合名、組合員数などが記されている。東京にお
いて刊行されたものには『東京市社会事業要覧』¹『東京市社会局年報』²などがあり³、住宅組合の
設立状況を示す基礎資料となる。そして、『東京市社会局年報』には東京市で行われていた事務内
容などから、住宅組合の実状を見ることができる。

以上の史料以外にも組合の手続きについてまとめた刊行物も、住宅組合の手続きの流れや組合
運用方法について知る上で参考となる。東京には『住宅組合の話』⁴や『東京府住宅組合手続』⁵が
あり、神奈川においては『住宅組合の手びき』⁶や『住宅組合関係法規』⁷が見られる。いずれも、
前者は組合を組織した経験をもつ著者によってまとめられたものであり、後者は手続き内容に沿
って簡単な解説と提出書類の書式を載せたものである。

住宅組合の組合内容については、公文書史料をもとに考察された研究が北海道（県別では全国6
番目）⁸のほか、埼玉と岩手⁹において行われており、わかっているのは一地方においてのみである。
本章では最多組合数の神奈川県を取り上げているが、神奈川県を見る利点としては組合数が多い
以外に、神奈川県立公文書館に豊富な史料が残っていること、組合数の多かった六大都市の一つ
である横浜市を含むこと、住宅組合に大きな影響を与えた関東大震災を受けた県であること、支
那事変による住宅難によって増える軍都である横須賀市といった軍需産業の重工業都市が含まれ
ていること、が挙げられる。

第2節 住宅組合法の条例と手続き

まず、住宅組合法の手続きについてみていく。大正10年4月12日の法律第66号「住宅組合法」公布を受けて、第14条に基づいて各郡市長が管轄内に事務所がある住宅組合に対して第一次監督権を持つこととなった。そして各道府県では「住宅組合法施行細則」¹⁰、「住宅組合法施行細則取扱手続」¹¹や提出書類の様式¹²といった条令が定められ、これらに基づいて事務を取り行ったものと考えられる。前者は提出書類が示され、後者によって郡市役所の手続きについて定められた。

住宅組合の手続きについて、住宅組合法の手引き書から神奈川県の種類を中心にまとめたものが図4-1である。住宅組合法の手続きには組合の協定を経て、設立許可申請から始まり、組合の定款事業方法書・組合員の調書・建築資金借入申請書や帳簿の作成など、清算終了までに毎年提出しなければならない多くの書類があった。

その実状は東京での体験を綴った河原松太郎によって

「住宅組合法に就ての感想を云ふと、先づ第一に其手続の面倒なのに閉口した、お役所仕事だから多少の繁文縷禮はやむを得ないが、之は又あまりの面倒さである、住宅組合が一部知識階級にのみ利用せられて、其他に及ばないのは無理ないことだと考へた。現在の状態では住宅組合設立の主権になる者は、最小限度において法律的智識と、経済殊に計算的の頭脳と、事務的才能は、何うしても欠くことが出来ぬのである、これは設立までは勿論、愈々許可になって事業の経営に掛ると殊に痛切に感せられる。中にも者を纏めて行く事務的才能は最も必要で、之なくては住宅組合の経営は思ひもよらないことである」¹³

と感想を述べており、手続きの煩雑さに苦戦していた様子がうかがえる。

また、『東京府住宅組合手続』の巻末には公証人や住宅組合を専門とする建築屋の宣伝が見られることから、専門家の助けを求めたと考えられる。しかし、助けを得るにしても組合員が運営を進める際には、法律を解釈できる専門的知識や償還方法を管理できる経済的能力と、役所と交渉をする上での事務的能力が必要であり、組合員は知識層でなければこなせなかったものと考えられる。

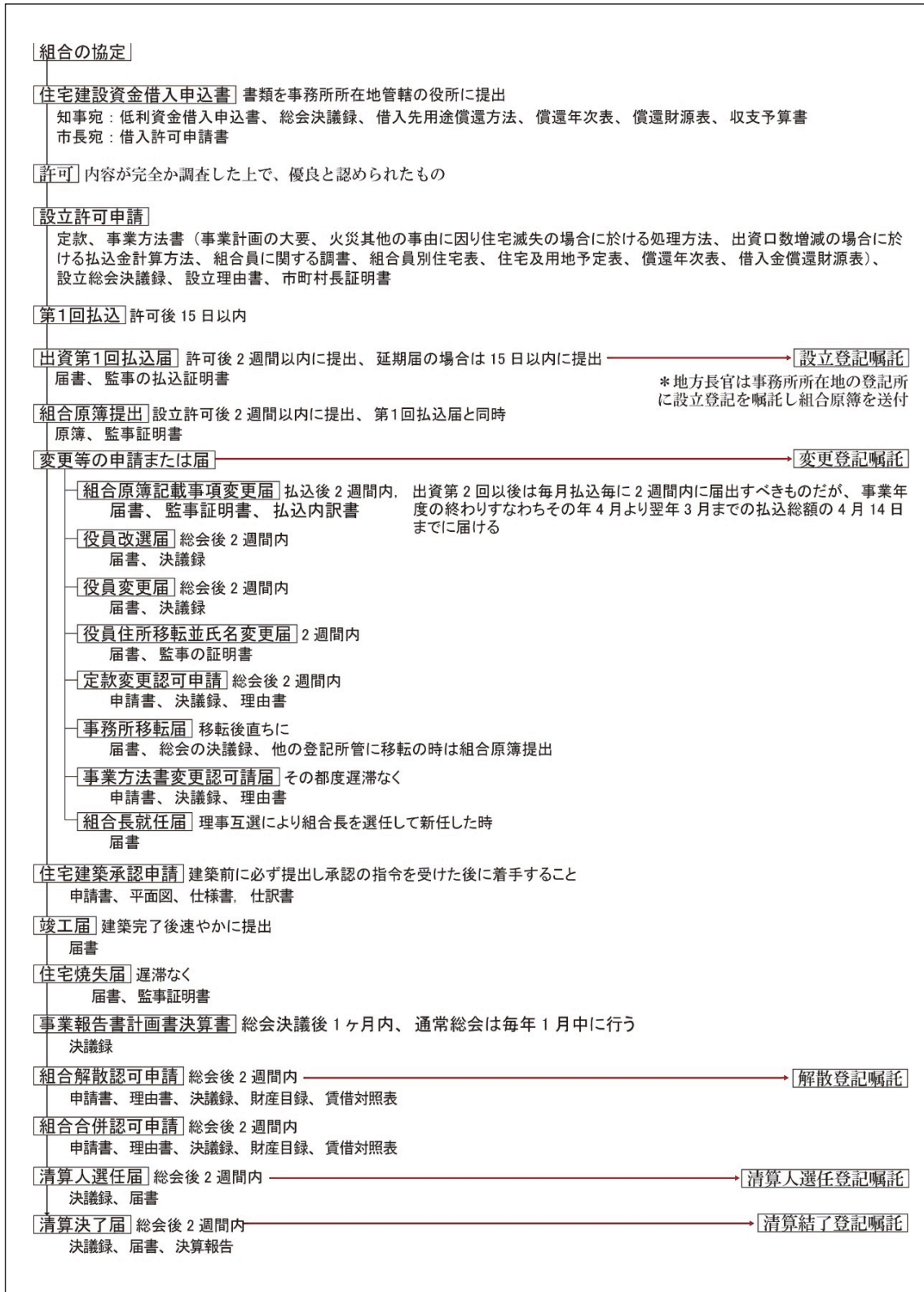


図 4-1 住宅組合の手続きの流れ

*おもに『住宅組関係法規』、『住宅組合の手びき』、『住宅組合法規提要』¹⁴をもとに作成した。
 *提出書類は各県で少しずつ異なり、本表は神奈川県の場合、特に横浜の事例を表す。

神奈川県マイクロ史料からは、戦前の435組合について、「定款」から組合事務所の住所、組合員数、組合の組織形態、存立期間、「事業方法書」から借入先と利率、「組合員に関する調書」から家族数、月収、職業が、「組合員別住宅表」からは建設予定の住宅の規模や住所が読み取ることができる。

第3節 東京市と神奈川県で設立された組合

『東京市社会局年報 第7回(大正15年度)』～『東京市社会局年報 第10回(昭和4年度)』から、東京市で取り扱われた住宅組合の推移を示すと表4-1になる。また、神奈川県¹⁵⁾に設立された住宅組合について、神奈川県立公文書館所蔵史料からまとめたものが表4-2である(神奈川県住宅組合一覧は章末の<付資料6>を参照)。

住宅組合は大正11年から本格的な許可が始まって、大正14年度に急激に増えている状況が読み取れる。このような関東大震災の影響による組合数の急増は第3章で見られた通りであるが、上記資料にも「大正十三、四年に於ける組合数の多きは震災による住宅需要の増加に由るものなり」¹⁶⁾との具体的記述が見られた。

表4-1 東京市で取り扱われた住宅組合

許可年度	組合数	組合員数	出資金額(円)	借入金額(円)	払い込むべき金額(円)	払込資金額(円)
T11 *1	24	601	1,392,900	1,384,800	601,524	594,058
T12 *1	26	294	795,320	790,180	190,490	175,327
T13 *1	15	158	468,000	468,000	88,982	76,635
T14 *1	121	1,088	3,369,300	3,369,300	92,819	80,561
T15/S1 *1	61	612	1,837,600	—	—	—
S2 *2	40	391	980,900	928,250	—	—
S3 *3	27	204	503,600	463,400	—	—
S4 *4	24	178	423,000	360,300	—	—

*1 東京市役所「東京市社会局年報(第7回)」 *2 第8回 *3 第9回 *4 第10回

表4-2 神奈川県で戦前に設立された住宅組合 *())はそのうちの店舗向住宅組合, 色つきは最大値となった年を表す

地域	T11	T12	T13	T14	T15	S2	S3	S4	S5	S6	S7	S8	S9	S10	S11	S12	S13	S14	S15	S16	S17	計
横浜	16	4	9	31	47(14)	41(19)	21(20)	1	9(9)					1				15	6	4	1	214(62)
横須賀三浦	1	2		20	4(2)	4(2)	9(4)	3	5	3(3)	9	1	5	17	9	5	2	3	2	1		107(11)
川崎	1	1		4	1	5	4	7														27
鎌倉	2	2		11	2	1(1)	1	1														20(1)
高座				3	2	2	4															13
中	2	1		12	10	0	2															27
愛甲							3(1)															3(1)
足柄上		1	1		1		1															4
足柄下	1			15	15(3)		9(3)															40(6)
神奈川県	23	11	10	96	82(19)	53(22)	54(28)	12	14(9)	3(3)	9	1	5	18	9	5	2	18	8	5	1	455(81)

『東京市社会局年報 第7回（大正15年度）』と『東京市社会局年報 第8回（昭和2年度）』の事務記録によると、住宅建設資金の借入申込に対して抽選を行って、申込書が大正14年度に756件、大正15年度に699件も返却している。このことから希望者が急増して多数であったので、資金調達の関係から限られた組合に限定して貸付を行ったものと考えられる。

昭和4年度の『東京市社会局年報 第11回』によれば、事業を開始してから昭和4年度末まで取り扱った組合数は395組合に達しているが、事務所を移転して東京府下に移轄したもの、または解散したものなどがあり、そのため昭和4年時において東京市が実質的に監督した組合は297組合（借入金約810万円、家屋数3,192戸）であった。

昭和5年度の『東京市社会局年報』には組合設立数が減少している傾向の理由として「最近の継続的パニックに影響され相対的意義に於ける住宅難が緩和せられ、市内外に空家激増したる結果ならん」としている。法施行前の東京府の申込数が314組合であった¹⁷ことを考えると「市郡を通じ約六〇〇組合に達」したことは法施行前の数値を達成し、住宅難緩和という当初の目的を終えたと考えることもできる。しかし『東京市市政概要』によれば昭和3年4月1日から25日までの借入申込数は171組合¹⁸、昭和5年度の借入申込数は135組合¹⁹あり、まだ住宅組合の利用を求めている様子が伺える。『東京市社会事業要覧（昭和9年3月）』によれば、「本法（住宅組合法：筆者加筆）による資金貸付は昭和5年を以て停止されて居る」とあり、同年以降の設立を許可していない²⁰。このように東京市では住宅組合に対する需要はあったものの、国からの資金が得られなかったために、昭和5年以降組合の設立を止めていたことが考えられる。

一方の神奈川県においても、組合の設立は大正14年が最も多く、大正15年からは店舗向住宅組合への貸付も行われるようになり、昭和5年までに81組合が設立された²¹。昭和5年以降は先のおり政府低利資金の融資が止まるが、海軍共済組合において貸付が続いていき、昭和10年に最も多い18組合が設立された。海軍共済組合による貸付は、大正14年から昭和16年までに72組合が設立された。昭和14年からは東京芝浦電気において貸付が行われ、会社による従業員への給与住宅のような利用が見られた²²。東京芝浦電気による貸付は昭和17年までに23組合が設立され、海軍共済組合とともに貸付が行われたことで、昭和14年は18組合と増えている。また、戦後においても16の住宅組合が設立された。

第4節 組合分布にみる郊外化との関係

東京市では昭和7年10月に市域拡張が行われ、東京市に編入された282組合と新たに許可された1組合を合わせると569組合となった。

昭和9年3月時における各区の住宅組合事務所数の分布を示すと図4-2になる。組合数を見てみると旧市域の麹町区に集中し、その後は杉並区、京橋区、大森区、世田谷区の順となり、市域拡大後の郊外に集中する傾向を見せている。このように会社が多い麹町区に組合数が最も多かった

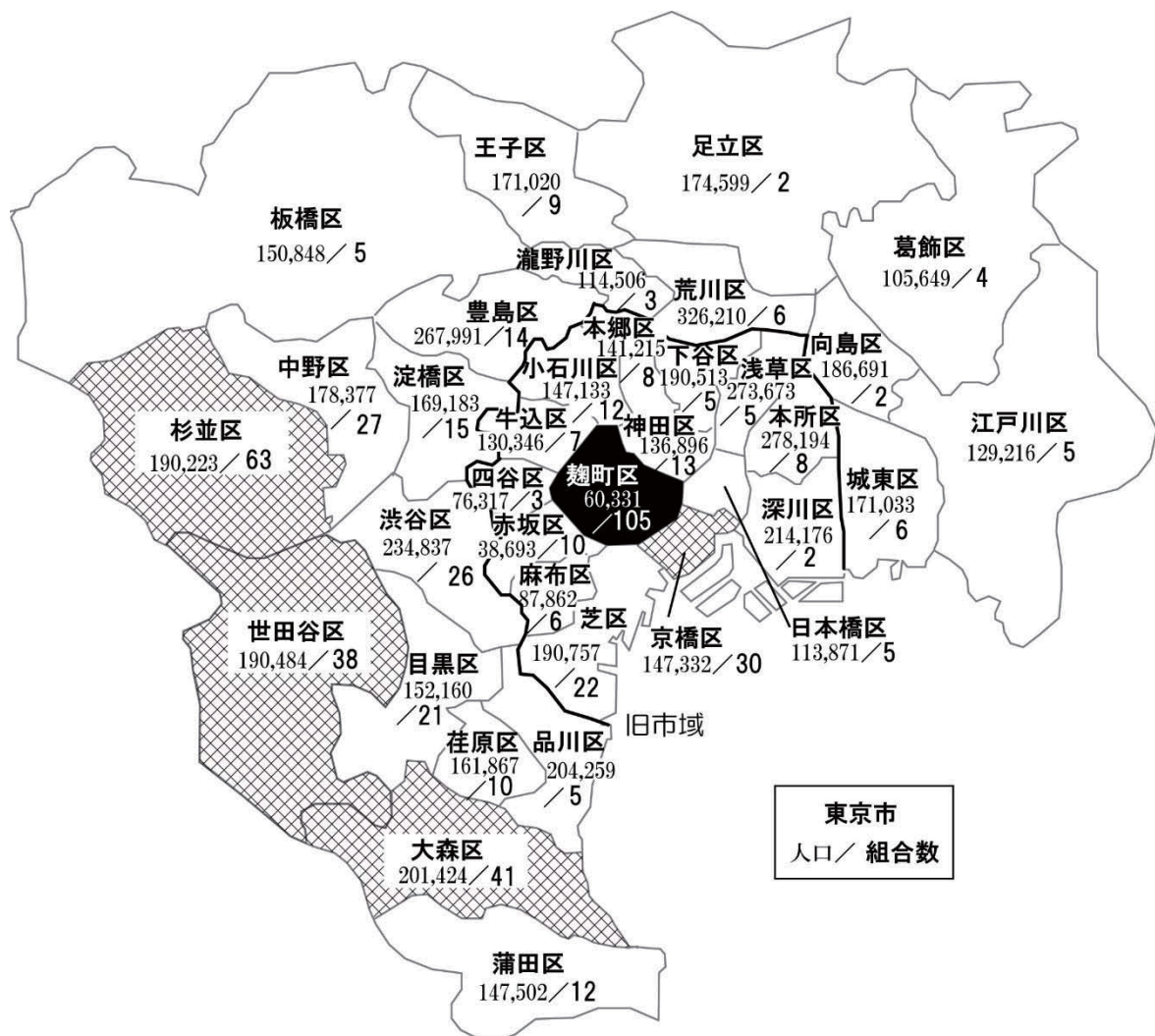


図4-2 東京における住宅組合事務所の分布

*各区の人口/組合数を記した。比率の低いものから麹町区(575)、杉並区(3019)、京橋区(4911)、大森区(4913)、世田谷区(5012)となる。
 *東京市役所「東京市社会事業要覧」(S9.3)より作成(本値は東京府学務部長宛紹介に対する回答による、東京府貸付資金以外の資金による組合五十五は本図に計上せず)
 *人口は東京市役所編「東京市政概要(昭和11年版)」参照、人口の多い順に荒川区、本所区、浅草区、豊島区、渋谷区、深川区、品川区、大森区、芝区、下谷区と続く。また、人口密度の高い順は浅草区、神田区、本所区、下谷区、日本橋区、荒川区、本郷区、京橋区、荻原区、深川区と続く。
 *地図は東京市監査局都市計画課「東京市域拡張史」(S12.5.6)を使用

理由としては、同一の職業・同一の勤務先による組合組織が求められたこと、そして同職で組織された組合になるとその職場に組合事務所を置く傾向が強かったことが考えられる。また当時の様子について、水交住宅組合によって世田谷区奥沢2丁目に移り住んだ丸田氏のご息子が「大正12年の大震災のあと、山手線の内側は危ないという噂が流れ、人々が郊外に土地を求めた時期があった」²³と語っている。このことから杉並区・大森区・世田谷区に組合数が多く設立されたことは、関東大震災後において良好な住宅地を求める世相が影響したものと思われる。

なお、これらの組合数について、昭和10年度の人口と対比すると、住宅組合は必ずしも人口の多い地域、人口密度の高い地域に集中するとは限らないことがわかる。つまり、組合数は東部よりも西部方面に集中する傾向が見られており、人口密度の高い下町ではあまり利用されなかったこと、人口密度の低い郊外において発達したことが考えられる。

次に郊外住宅地の代表的な地域である世田谷区について、住宅組合の実状を検証する²⁴。世田谷区に住宅を建設していた組合については、『世田谷区 近・現代史』²⁵のなかに44組合の名が記されている。それは「家屋の所有者移転台帳」から作成した表であり、組合名、住所、家屋所有地を記載している。「家屋の所有者移転台帳」とは区内における家屋の所有権移転（昭和一九年度）について記載した台帳ということで、住宅組合については所有権が組合から組合員に渡った時のものであると思われる。『世田谷区 近・現代史』の表をもとにまとめたものが表4-3である。これ

表4-3 昭和19年度世田谷区において家屋の所有権を移転した住宅組合

No.	納税義務者	住所	家屋所有地	No.	納税義務者	住所	家屋所有地
1	あさひ住宅組合	京橋区(朝日新聞社内)	三宿町, 大原町	22	保全住宅組合	浦田区六郷	大原町
2	青南住宅組合	赤坂	三宿町, 世田谷一丁目, 下馬一丁目	23	保健住宅組合	麴町区(警視庁内)	大原町
3	園芸住宅組合	渋谷区栄通	太子堂町	24	同警住宅組合	麴町区(警視庁内)	羽根木町
4	昇竜住宅組合	世田谷区若林町	若林町	25	乙丑住宅組合	京橋区弓町	羽根木町
5	青苑住宅組合	中野区野方	三軒茶屋町	26	麴一住宅組合	豊島区雑司が谷	松原一丁目
6	興信住宅組合	杉並区方南町	世田谷一丁目	27	親和住宅組合	麴町区(麴町区役所内)	松原三丁目
7	幸一住宅組合	麴町区(帝国火災保険会社内)	世田谷一丁目, 玉川奥沢一丁目	<28>	杏影住宅組合	上北沢二丁目	松原三丁目
8	銀座住宅組合	芝区(大和新聞社)	世田谷一丁目	29	法曹住宅組合	日本橋区	赤堤二丁目
9	時報住宅組合	京橋区南鍋町	世田谷一丁目	30	豊多摩住宅組合	杉並区阿佐谷	赤堤二丁目
10	建興住宅組合	滝野川区上中里町	世田谷二丁目	31	浅貝住宅組合	芝区(浅貝工業株式会社内)	上北沢三丁目
11	蒼樹住宅組合	杉並区和田本町	世田谷二丁目, 玉川奥沢一丁目	32	文部省住宅組合	経堂町	経堂町
12	松浦住宅組合	世田谷三丁目	世田谷二丁目	33	武原住宅組合	荏原区平塚	経堂町
13	高島住宅組合	京橋区南伝馬町	弦巻町一丁目	34	相親住宅組合	上馬一丁目	上馬一丁目
14	松友住宅組合	日本橋区(相互土地合資会社内)	弦巻町二丁目, 北沢三丁目	35	親和住宅組合	麴町区(麴町区役所内)	上馬一丁目
15	円成住宅組合	品川区西品川	代田二丁目	36	やまと住宅組合	京橋区(大和新聞社内)	上馬一丁目
16	正光住宅組合	杉並区本田町	代田二丁目	37	大正住宅組合	品川区大井町	新町三丁目
17	尚文住宅組合	麴町区(文部省内)	下代田町	38	東田住宅組合	麴町区(東京日々新聞社内)	玉川用賀町一丁目
18	溜池住宅組合	赤坂区(東京通信局内)	北沢二丁目	39	興国住宅組合	芝区浜松町	玉川奥沢一丁目
<19>	二葉住宅組合	北沢一丁目	北沢三丁目	40	工丁住宅組合	麴町区(通信省内)	玉川奥沢一丁目, 玉川奥沢二丁目
<20>	昭典住宅組合	北沢三丁目	北沢三丁目	41	新友住宅組合	麴町区(電気局内)	玉川奥沢一丁目
21	平原住宅組合	中野区橋場	北沢三丁目	42	恵比寿住宅組合	玉川奥沢二丁目	玉川奥沢二丁目
				43	目黒住宅組合	目黒区宮ヶ丘	玉川奥沢二丁目
				44	東京朝日住宅組合	豊島区	成城町

* No.の<>は表4-4と重なる組合名を表す。

から世田谷区に住宅を建設した住宅組合のうち世田谷区に事務所がある組合は8組合(18%)で、他の36組合(82%)は麴町区や京橋区などの住所が多く、企業に事務所を置いている組合があることがわかる。このように世田谷区以外に事務所を置いて世田谷区内に組合員住宅を建てた組合

表 4-4 世田谷区における住宅組合

No.	名称	主たる事務所又は本店	法人成立の年月日
1	栄善社住宅組合	世田谷区上馬町1丁目	大正11年5月5日
2	時友住宅組合	荏原群世田谷町太子堂	大正11年5月15日
3	経済記者同志会住宅組合	世田谷区大原町	大正12年6月6日
4	共興住宅組合	荏原群玉川村大字等々力字諏訪分	大正14年12月16日
5	青南住宅組合	荏原群駒澤大字下馬	大正14年3月2日
6	栄住宅組合	荏原群世田谷町下北澤	大正14年2月23日
<7>	杏影住宅組合	世田谷区上北澤2丁目	大正14年2月4日
8	壽会住宅組合	世田谷区北澤3丁目	昭和2年2月18日
9	名工住宅組合	荏原群世田谷町代田	昭和2年3月7日
<10>	二葉住宅組合	世田谷区大原町	昭和2年2月1日
<11>	昭典住宅組合	世田谷区下北澤3丁目	昭和3年4月17日
12	品海住宅組合	世田谷区世田谷2丁目	昭和3年6月22日
13	陸経住宅組合	荏原群世田谷町下北沢	昭和3年4月7日
14	神地住宅組合	荏原群世田谷町下北澤	昭和4年9月9日
15	龍ノ口住宅組合	荏原群世田谷町経堂在家	昭和4年5月11日
16	池尻住宅組合	東京都世田谷区池尻町	昭和24年10月5日

* No. の<>は表 4-3 と重なる組合名を表す。

がかなりあることから、世田谷区には組合数などの資料に表れてくる数以上に住宅があったものと思われる。そして、図 4-2 のように東京市において住宅組合が麴町区・京橋区に集中したことを裏付けるものである。

なお、『世田谷区 近・現代史』の他には『法人登記簿』²⁶から世田谷区の住宅組合 16 組合をみることができ、それをまとめたものが表 4-4 である。3 組合については表 4-3 でも名前を確認できる。また、表 4-3、表 4-4 から組合や住宅の所在地が世田谷区の東北地区に多いことがわかる。

一方、神奈川県について見ると、戦前の 439 組合の事務所について、分布状況をまとめたものが図 4-3 である。図を見てわかるとおり、中心市街地に集まる傾向を示しており、大都市である横浜が 206 組合と最も多い。次に多いのが 94 組合の横須賀三浦地域で、第 3 章のとおり軍需産業都市に多い現象を表している。その次は足柄下地域の 40 組合であり、愛甲地域(3 組合)、足柄上地域(4 組合)といった農村部にも数は少ないが設立されていたことがわかる。組合数はほぼ人口の順²⁷に近いが、人口の多い割には川崎地域が少ないことがわかる。なお、横浜市の詳細な分布については第 5 章で検討する。

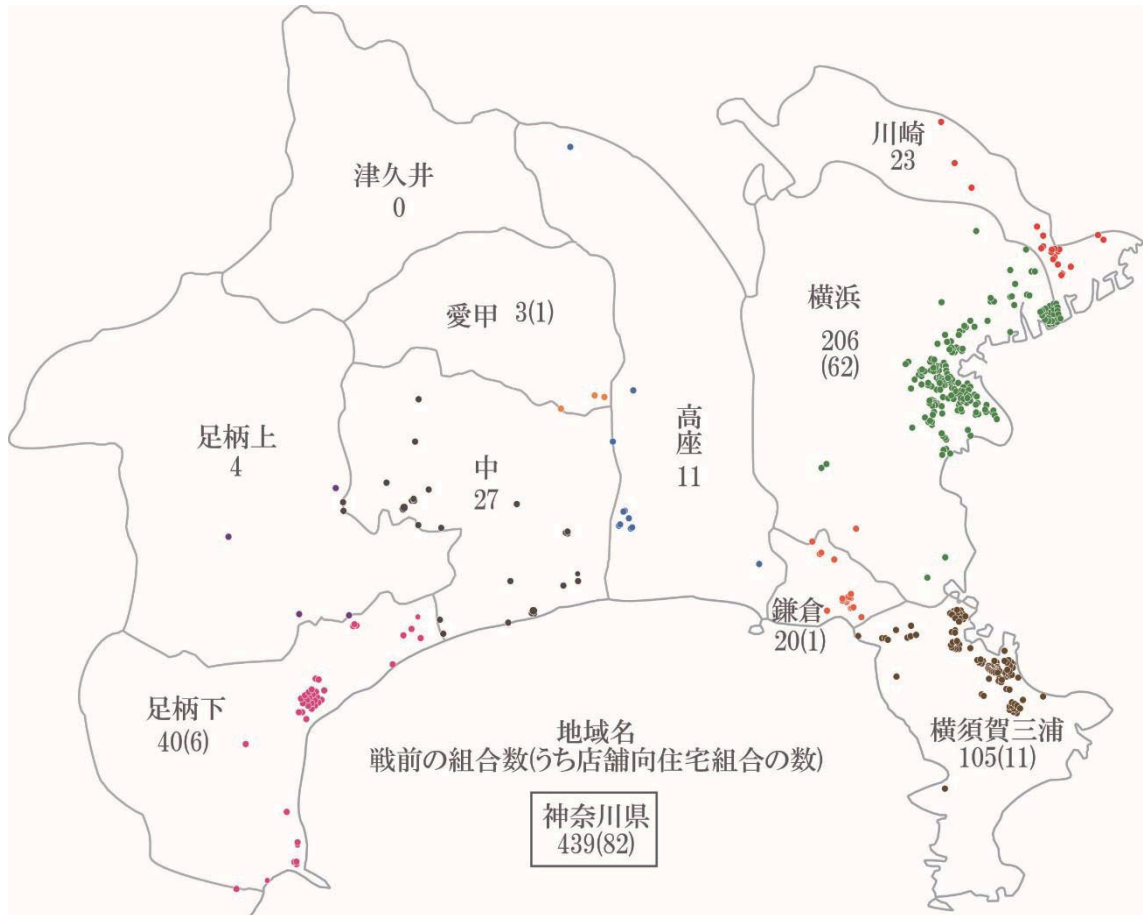


図 4-3 戦前に設立された神奈川県の組合事務所の分布

第5節 組合の内訳

第1項 組合の組織と名称

住宅組合は有限責任、無限責任、保証責任のいずれかで組織できる（産二）。昭和 22 年までに設立された全国の 3,191 組合は、有限責任 3,005 組合、無限責任 117 組合、保証責任 69 組合と有限責任が大半を占めているが、他の種類も組織されている²⁸。しかし、神奈川県においては保証責任が「拾七」（昭和 17 年設立）の 1 組合のみで、他はすべて有限責任であった。

住宅組合の名称は「有限責任〇〇住宅組合」といったように、頭に組合の組織形態を付けて、末尾に「住宅組合」を入れることになっている（産四）。〇〇のところは自由であるが、東京府では

4文字以内であった²⁹。また、市町村名や元号、干支、職種を由来としているものがあることや、「文化」を冠した組合が2つあるといったことは北海道にも見られたことである。組合の設立には事務所所在地の市町村長に提出するため、神奈川県で見ると「甲子」、「旭」、「共進」、「共栄」、「七福」、「親和」、「高砂」、「大正」、「復興」、「互助」、「相互」といった同じ名前のものがある。また、「共盛」、「寿」、「相互」、「有終」は他の言葉と組み合わせるため異なるが、同じ言葉が使用されているものもある。最も利用度の高い言葉は「共進」であった。なお、関東大震災後に行われる店舗向きの組合については、「有限責任〇〇木造店舗向住宅組合」や「有限責任〇〇店舗向住宅組合」と記されることが多く、横須賀市では「有限責任店舗向〇〇住宅組合」となっている。

第2項 組合の借入先と利率

『東京市社会局年報（第11回・昭和5年度）』によれば昭和5年8月末までに取り扱った東京市の293組合について、借入先をまとめたものが表4-5である。その内訳は東京府257組合(88%)、海軍共済組合22組合(7.5%)、簡易保険局10組合(3.4%)、勸業銀行3組合(1%)、その他1組合である。低利資金の借入先は行政機関からの貸付が最も多かったことがわかる。

表4-5 東京市の借入先

借入先	組合数
東京府	257
勸業銀行	3
海軍共済組合	22
簡易保険	10
その他	1
計	293

次に他機関からの貸付では海軍共済組合からの貸付が行われており、軍関係者の利用が見られた。また、簡易保険積立金の貸付は東京市では10組合だけであった。このように簡易保険の組合数が伸びなかった理由は、その貸付が保険加入者のみの組合に限っていたこと、大正13年度以降から簡易保険の利率が6厘高くなっていたこと、などが組合数の伸びに影響を与えたものと思われる。

一方、銀行の貸付もあまり見られなかった。この特殊銀行³⁰の貸付に関して「利率は其の都度決定せらるるものなるも九分内外を例とする」³¹としていたため、大蔵省の貸付利率4分8厘よりも高くなり、借入申込みを敬遠させたためと考えられる。また銀行側としても返済能力が確実なものに対象を絞って貸付けていたためと考えられる。

神奈川県の借入先と利率についてまとめたものが表4-6である。そのほとんどは東京と同様に政府低利資金の341組合(78%)で、そのうち260組合は4分8厘の普通住宅である。残りの81組合は店舗向住宅で、大正15年から昭和3年までが6分5厘(69組合)、昭和5年が6分(9組合)、

表 4-6 神奈川県内の借入先

借入先	利率	組合数	内訳	計
政府低利資金(普通)T11～S4	4.8	260	県転貸169 横浜市91	260
政府低利資金(店舗向)T15～S3	6.5	69	県転貸21 横浜市60	81
政府低利資金(店舗向)S5	6.0	9		
政府低利資金(店舗向)S6	5.6	3		
簡易保険T14	5.4	2	簡易保険	3
簡易保険S17	5.0	1		
海軍共済組合T14・T15	8.0	10	海軍共済組合	72
海軍共済組合S5	6.0	5		
海軍共済組合S7・S8	5.5	10		
海軍共済組合S9	5.2	7		
海軍共済組合S10・S11	5.0	23		
海軍共済組合S11～S16	4.5	17		
東京芝浦電気	3.0	23	東京芝浦電気	23
計				439

昭和6年が5分6厘(3組合)と下がっていった。また、政府低利資金は県からの貸付が190組合、横浜市からの貸付が190組合であった。政府低利資金は六大都市の場合に限って、府県からの手を経ないで大蔵省から直接借入することもできたが³²、東京市では見られなかったのに対し、横浜市では市からの貸付が見られた。

次に多いのが海軍共済組合で、利率は大正14・15年の8分から、昭和11～16年の4分5厘まで何度も引き下げられていた。次に多いのが昭和14年から16年の東京芝浦電気株式会社23組合で利率3分であった。なお、簡易保険からの借入は横浜の2組合しかなく、一つは5分4厘の「橋井」(大正14年設立)、もう一つは5分の「拾七会」(昭和17年設立)であった。

『日本都市年鑑(昭和16年用)』³³によれば、昭和14年4月時の614組合の中には海軍共済組合、勧業銀行、簡易保健の借入金(約210万円)による69組合、組合員数801人、建設費2,669千円、既建設住宅数959戸が記述されている。このことは昭和5年に資金が停止されて以降、他機関からの融資によって、組合の新設がわずかながら行われていたことを裏付けるものである。

第3項 組合の償還期間・存立期間

住宅組合法の償還期間は大蔵省預金部低利資金で20ヶ年が限度と決められている。それに対し『東京市社会局年報(第11回・昭和5年度)』によれば表4-7のとおり、18年が198組合、15年が66組合、10年が29組合となっている。借入金の償還期間は長くなるほど、個人経済事情の変化(組合員の死亡・離散・被災等)と経済界の変化により、組合員の結束が乱れやすく資金の回収が困難になってくる。一方、短期間で借入金の返済を計るには富裕な階層でなければ実現しに

くいが、そのなかで東京市においては償還期日が10ヶ年の組合が1割近く（29組合）を占めており、それは生活に比較的にゆとりのある中産階級が申し込んでいたためと考えられる。

一方、神奈川県で申請時に設定していた存立期間についてまとめたものが表4-8である。最も多いのが16年の171組合(39%)で、次に17年の95組合(22%)、15年の57組合(13%)、10年の89組合(20%)と続く。その内容をみると、組合数が多い15～17年は政府低利資金貸付が多いところで、10年が多いのは海軍共済組合と東京芝浦電気によるものであることがわかる。なお、一つだけ20年を超えているものがあるが、それは保証責任拾七会住宅組合であった。

表4-7 東京市の償還期間

償還期間	組合数
18年	198
15年	66
10年	29
計	293

表4-8 神奈川県の存立期間

存立期間	組合数	借入先	
		借入先	組合数
10年	89	海軍共済	66
		東京芝浦電気	23
11年	1	海軍共済	1
12年	3	県転貸	3
13年	1	県転貸	1
14年	17	県転貸	10
		横浜市	5
		簡易保険	2
15年	57	県転貸	52
		海軍共済	5
16年	171	県転貸	113
		横浜市	58
17年	95	県転貸	10
		横浜市	85
18年	3	横浜市	3
20年	1	県転貸	1
21年	1	簡易保険	1
計			439

第6節 組合員の構成

第1項 組合員の数と家族数

組合員の数は産業組合法第7条によって、7名以上と規定されているが表4-9 東京市の組合員

数である。東京市の組合員数は『東京市社会局年報（第11回・昭和5年度）』によると表4-9のとおり、7名のものが最も多く99組合(34%)、10名のものが50組合(17%)、8名のものが43組合(15%)となっている。組

組合員数	組合数
7名	99
10名	55
8名	43
その他	101
計	298

合員の資格については『東京府住宅組合手続』によれば「住宅組合ニアリテハ勤労所得ニ依ル生活者以外ノモノニハ資金ノ貸付ヲナサザルコトアルベシ（警視庁東京府公報195号3年3月29

日)」³⁴としていた。

また『住宅組合の話』によれば、実際の審査では限りある資金のため、

- a. 組合員の員数が七人以上二十人以下となること
- b. 同一職業者となること³⁵
- c. 同一場所に勤務すること
- d. 組合員の毎月払込額が其月収の四分の一以下となること³⁶

この4点の資格を持つ組合員を優秀な資格を有した者として、選別していた様子が書かれている³⁷。このように「余り多人数のものは結局纏りがつかず、成績が良くない」³⁸という理由から7～10名程度の組合員組織が連帯責任からも組合を管理・統率するうえで都合が良いとしていた。

一方、神奈川県の場合について地域別にまとめたものが表4-10である。7人から36人まで幅があるが、平均は9.5名で、367組合(84%)のほとんどが10名以下に集まっている。最も多い組合員の数は9名で、それは普通住宅でも店舗向きでも変わらない。東京市では7名が最も多かったのに対し、神奈川において9名と少し多い人数で組織されていた理由としては9名以上の指示があったことが考えられる³⁹。組合員数は統率する上で小人数の方が良いとされているが、少なすぎると住宅経営を知る人を見いだすことが困難になるとの指摘もある⁴⁰。

横浜以外の地域では、大正15年まででは10名より多い組合員数が見受けられるが、その後は10名以内にほとんど収まっており、当初は人数が多めの組合もあったが、実績を積む中でだんだん人数を抑えていったと思われる。また、18名以上の組合は中地域に多く見られることから、農村部では組織を大きく作ってしまう傾向があったものと考えられる。

次に組合員の家族数について見てみる。神奈川県でわかる組合員3,565人のものをまとめると表4-11になる。単身者から15人までの幅があり、家族持ちでなくても貸し付けていた様子が

表4-10 神奈川県の場合の組合の組合員数

地域	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	22	23	25	31	36	計
横浜	39	13	96(38)	30(19)	17(3)	6(1)	3	1	1(1)										206(62)
横須賀三浦	35	27(5)	16(4)	22(2)	1	2	1			1									105(11)
川崎		3	3	14				1	2										23
鎌倉	4	5	4	4		2(1)				1									20(1)
高座	1	4	3	1			1	1											11
中	1	2	5	3	1	4	3	1			1	1	1	1	1	1	1		27
愛甲			2							1(1)									3(1)
足柄上			1	1	1													1	4
足柄下	2	1	12(4)	13	2	6(2)		1			1			1				1	40(6)
神奈川県	82	55(5)	142(46)	88(21)	22(3)	20(4)	8	5	3(1)	3(1)	2	1	1	2	1	1	2	1	439(81)

*組合数に付いた()はそのうちの店舗向住宅組合数を、色つきは組合数が最も多い組合員数を表す

うかがえる。しかし、最も多いのが4名の736人(21%)で、平均すると約5名になり、核家族を中心としていたと考えられる。

表 4-11 神奈川県組合員の家族数 *色つきは組合員数が最も多い家族数を示す

地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計
横浜	17	173	310	370	297	202	127	63	30	20	5	2			1,616
横須賀三浦	2	63	134	149	181	108	63	33	14	7	5	1			760
川崎		28	47	53	32	23	14	2	2	1					202
鎌倉		17	30	19	25	9	10	6		3					119
高座		20	12	19	19	15	7	2	1						95
中	2	28	51	44	47	34	37	36	16	11	1				307
愛甲		4	3	8	5	3	2	3	3	1			1	1	34
足柄上		3	5	3	4	4	3	4	2	1		1			30
足柄下	3	21	40	71	68	58	57	39	21	14	5	3	2		402
神奈川県	24	357	632	736	678	456	320	188	89	58	16	7	3	1	3,565

第2項 組合員の月収と職種・職業

組合員の月収について、神奈川県でわかる3,579人のものをまとめると表4-12になる。多くは、75円以上250円未満におさまり、法の目的とおり、多くが中間層⁴¹であったことがわかる。その中でみると、横浜は150円以上200円未満が最も多く、平均140.32円で、他の地域に比べて収入が高い。それに対し、横須賀三浦地域、中地域や足柄下地域は75円以上100円未満が多く、横浜と比べると低い。貸付条件に月収の記述があるものとしては、『昭和3年度版 横浜市社会事業概要』に震災直後の一般住宅における貸付条件として、一定の職業を有するもので、主に勤労所得者たる棒給生活者に限り、月収200円以下とある。

先のとおり、東京市では審査において同一職業、同一職場を求められていた。一方、神奈川県では職業・職種が同じ組合員で構成されている「職域組合」と、同じ地域の住民で構成されている「地域組合」があった。いずれにしても、住宅組合は連帯責任で資金を借り入れるため、ある程度

表 4-12 神奈川県組合員の月収 *色つきは組合員が最も多い月収範囲を表す

地域	月収がわかる組合員数	75円未満	75円以上100円未満	100円以上125円未満	125円以上150円未満	150円以上200円未満	200円以上250円未満	250円以上	平均(円)	最低額(円)	最高額(円)
横浜	1,633	68	220	413	173	553	181	25	140.32	40	1,281
横須賀三浦	747	177	286	107	45	75	44	13	104.40	47	380
川崎	207	8	51	75	30	41	1	1	116.86	50	300
鎌倉	127	23	20	37	9	28	5	5	125.05	40	542
高座	95	11	36	25	5	17	1		107.06	50	200
中	305	62	101	99	15	24	3	1	95.82	40	850
愛甲	34	3	9	12	3	3	3	1	117.22	70	250
足柄上	30	7	16	7	0				86.17	60	120
足柄下	401	72	115	80	15	83	34	2	113.16	40	250
神奈川県	3,579	431	854	855	295	824	272	48	111.79		

の結束が必要になると考えられ、そのためには同じ職種・職業であったり、同じ地域に住むものであったりすることが組合を維持する上で必要であったものと考えられる。

職種や職業を見ると、公吏や教員といった公務員が多く、審査において資金を確実に返していける組合を選ぶ傾向にあると考えられる。その他には銀行員や新聞記者などが見られ、ある程度の知識層であったものと考えられる⁴²。その内訳の詳細については第5章の横浜市において、検証を行う。

第7節 申請時の住宅傾向と建築図面

「組合員別住宅表」に「種類および構造」がわかるものは3,475件(83.07%)ある。そのうち「和洋式」といった「洋」を含むものは149件(4.29%)しかなく、住宅の多くが和風住宅であった。149件のうち「洋式」は37件(24.83%)しかみられず、ほとんどが和洋折衷であった。

また、住宅を購入した組合員は4件のみ確認でき、1名は鎌倉の組合で、洋館の図面が見られる。残りの3件は東京芝浦電気の組合であった。住宅の購入については、「以前は住宅の購入も認められて居りましたか最近では住宅の購入、住宅用地の借入等は認められて居りませぬ」⁴³とあり、途中から認められなくなっていたことがわかる。なお、東京芝浦電気貸付では増築のものも16名見られた。

また、3,475件のうち二階建ての記述があるものは975件(28.06%)で、ほとんどが平屋建てであった。それらの建設坪数について、平屋建てと二階建てに分けて分類ごとにまとめたものが表4-13である。階高は、普通住宅組合より店舗向住宅組合に二階建てが多い。また、建設坪数は

表4-13 神奈川県建設坪数

分類	平屋建て				二階建て				備考
	坪数がわかる組合員数	平均坪数	最小値(坪)	最大値(坪)	坪数がわかる組合員数	平均坪数	最小値(坪)	最大値(坪)	
横浜(普通)	801	18.73	9.00	40.00	38	19.32	17.00	29.00	東芝貸付分は別項目
横浜(店舗)	25	21.40	14.25	26.00	538	24.67	10.00	44.00	
横浜(東京芝浦電気)	173	20.13	10.00	36.97	56	22.76	13.50	43.25	増築分を除く
横須賀(海軍共済)	393	19.82	10.00	45.00	28	23.53	16.00	33.60	
横須賀(普通)	179	18.41	10.00	30.00	63	29.32	14.00	50.00	店舗向の三階建て4棟は除く
川崎	201	19.06	12.00	28.00	16	21.34	17.00	29.75	
鎌倉	74	21.16	15.00	37.00	7	20.57	17.25	28.00	海軍共済と店舗向を除く
高座	92	19.76	13.75	30.00	3	22.67	19.00	25.00	
中	197	18.29	9.00	40.00	30	23.77	14.00	37.00	
愛甲	18	22.07	14.00	30.00	16	26.63	11.00	45.00	
足柄上	26	20.12	12.00	29.00	2	22.00	15.00	29.00	
足柄下(普通)	211	19.21	9.00	37.00	89	21.96	10.75	33.25	
足柄下(店舗)					55	25.21	15.00	48.75	
神奈川県	2,390	19.85	9.00	45.00	945	25.30	10.00	50.00	

普通住宅組合より店舗向住宅組合の方が大きい、それほど差は無く、海軍共済組合や東京芝浦電気、いずれにおいても約 20 坪であった。

住宅組合法では原則として 50 坪以下の制限があり（住施細第 5 条）、70 坪以下の敷地に 35 坪以下の住宅を建てる場合は登録税と地方税が免除される（法第 11 条）。しかし、横浜市では最初 20 坪以内とし、大正 15 年の本には「建築物 25 坪以下とすへきこと」⁴⁴とあり、昭和 3 年 9 月刊行本には 35 坪とある。また、東京府では「昭和 2 年末（大正 15 年度資金）迄は家屋建設延坪数は資金 3 千円にて 35 坪を限度とし借地は一定せざるも約百坪内外なるが如く」とあり、昭和 3 年以降の改正では「家屋建設延坪数は資金 3 千円にて 30 坪内外なるが如く借地面は大体 100 坪以内の如し坪当単価は 90 円以上なる事を要件とす」とあり⁴⁵、各自治体の貸付においてはある程度の基準があり、時代ごとに調整していたと考えられる。

神奈川県において、実際に建てられた住宅の図が確認できるものは 1,004 棟（24%）であり、図は敷地の枠だけのものから詳細に描かれた平面図まで内容に開きがある。また、申請時と実際に建てられた建物では建設坪数が異なり、たとえば図 4-4 の和洋式平家建の建物は申請時の建設坪数は 18.25 坪であったが、図面には 20.33 坪になっており、実際建てられた建物は申請時より少し大きくなる様子が見受けられる。

また、住宅の建設場所については、「住宅台帳」があるものに限りがあがるが、同じ地域に点在し

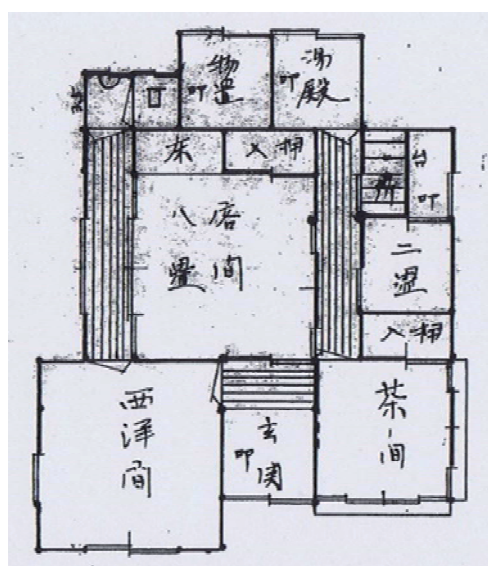


図 4-4 藤沢住宅組合の和洋式平家建(建設坪数 20.33 坪) 図面に方位なし

ている近隣居住⁴⁶のものは見られるが、基本的に宅地を形成することはなかったものと思われる。それは、法案の要綱を審議した渡邊鉄蔵は『都市計画及住宅政策』の中で、「建築組合の多くは散在せる組合員が任意の場所に不動産を獲得する事を援助するものである」とあることも考えられる。また、『住宅組合の話』⁴⁷によれば人間関係の齟齬、地位の格差、火災による住宅の同時損失の面から、同位置に組合住宅を建設することは望ましくないとしている。なお、横浜市の店舗向住宅組合の建設場所については第5章で検討する。

第8節 横浜貿易新報に見られる住宅組合の問題

次に、住宅組合におきていた問題を東京市から見ていく。『東京市社会局年報』の事務記録によると、不良と認められた組合が大正15年度には22件、昭和2年度には10件あり、これらに対しては事務監査を行っている。そして東京市では住宅組合の監督のため、組合の通常総会に列席した件数を大正15年度4件、昭和2年度12件報告している。東京市の住宅組合に関する事務内容については、『東京市政概要』に「主要なる事務としては報告書による書類監督を為す外、組合内部の紛争或は経営困難に陥りたる組合の事務所又は組合員の住宅に出張し、積極的の監督を為してある」⁴⁸と記されている。

一方の神奈川県について、横浜貿易新報に出てくる記事件数をまとめたものが表4-14である。それらの内容について章末の<付資料7>をみると、法施行当初は希望者の多さに対して貸付資金が少ないといった記述がありながらも、建設された住宅が取り上げられるなど、この法に関する記事は多くみられ、期待していた様子がうかがえる。関東大震災後は震災復旧としての住宅建設のため、貸付に対する期待は減ることがなく、大正14年半ばになると申請数の多さから抽選に苦心していたり、店舗向住宅組合に関する記事が増えたりしている。また、この頃になると組合資金の横領などの負の部分の記事が出てくるようになる。大正15年からは資金滞納の問題が取り上げられるようになり、昭和5年頃から不良組合の調査や整理についての記事が増えていく。不振

表4-14 横浜貿易新報の住宅組合に関する年ごとの記事件数

年	T10	T11	T12	T13	T14	T15	S2	S3	S4	S5	S6	S7	S8	S9	S10	S11	S12	S14	S15	S17	S18	計
記事件数	14	17	11	31	52	43	36	13	12	8	11	23	9	9	18	16	7	3	1	12	4	248

の組合には係員を派遣したり、不良組合に対しては強政策に出したりしながらも、不況で苦しくなった組合には再交付方針も出している。この再貸付は神戸市でも見られた動きであった⁴⁹。

このように、住宅組合法において一番問題になるのは償還金の滞納である。組合員は連帯責任のため、組合員に異動があった場合、問題がおきやすい。また、関東大震災や昭和初期の不況などによって滞納している組合もあり、中には償還延期の嘆願を提出している組合もある。

『昭和十四年六月 横浜市社会事業概要』によれば、

「然るに、組合員中に於いては、死亡其他の事由により、償還不能の者を生じ、或は財界不況の影響を受けて失業し、又は営業不振に陥ち入り生活圧迫を告ぐる者等を生じ、償還金の滞納も漸次増加の傾向を生じ、昭和5年頃より益々著きを加へて来た。茲に於いて本市は、政府の方針に基き、之が整理の爲め昭和7年度より9年度に至る3ヶ年間に、元利支払資金の融通を受け、之を組合に転貸して滞納の大半を整理したのであるが、尚滞納増加の傾向ある為、昭和7年並に昭和10年も利率の引き下げを行ひ、更に11年7月に至って、3分7厘に引下げると同時に、償還期限延長の契約を爲し、各自滞納分の整理を条件として、昭和12年度より3ヶ年間原資金の据置を認むることとしたのである。

…組合に依りては其後修繕資金、再建築資金、元利支払資金等を借入れたる為これ等に対しても各組合員連帯責任を負担し従つて他人の債務についても責任を免かれ得ない関係上延いては自己の負担に対する弁済をも、之を爲さざるに至つたのである。

依つて本市は、更に一步を進め、昭和12年7月13日、告示第108号を以て、組合員の連帯保証債務免除の意志表示を爲し、個人分納制を実施する事とした。而して之等巨額の滞納整理の爲昭和13年9月より、各月集金制を実施し、5名の督励員を以て着々実績を挙げている⁵⁰

とある。このような償還金滞納に対しての整理は神奈川県としても行われており、昭和10年9月4日付けで「償還金滞納整理に関する件（十社第2654号）」⁵¹として神奈川県学務部長から住宅組合長へ通知が行われた⁵²。また、震災によって被害を受けた組合に対しては、再貸付⁵³が行われた一方、返還が停滞した組合については、地域で連合会を結成し⁵⁴、整理作業を行った。その後、昭和17年になると不良組合への対処として、「住宅組合資金未回収整理案」が検討され⁵⁵、昭和22年には整理方針がつくられた⁵⁶。なお、以上のほかにも住宅組合の問題として、お金の横領や建設業者との齟齬により裁判になっているものが2件見られた⁵⁷。

第9節 戦後に設立した住宅組合

神奈川県で組織された戦後の住宅組合について設立年ごとにまとめたものが表 4-15 である。全部で 16 の住宅組合が確認でき、その内訳は横浜地域 8、川崎地域 4、横須賀三浦地域 2、高座地域 2 組合の順であった。

そのうちのほとんどが職域で組織された組合で、その内訳は東京瓦斯 5、横浜市交通局 2、日東化学工業株式会社 1、川崎市の東京芝浦電気株式会社、川崎市交通局、高座郡の神奈川相模工業などがあつた。借入先としては勸業銀行からが 2 組合のほか、協和銀行、信用組合などがあり、住宅金融公庫から借入れした組合は日東化学工業株式会社と相模工業の 2 つのみであった。各組合の組合員数（章末〈付資料 5〉参照）を見ると、これまでに比べて大人数で構成されており、図 4-5 のように戦後の職場で組織された組合は組合員住宅によって住宅地が形成されていた。このように、戦後の住宅組合では会社による社宅的利用が見られた。

表 4-15 戦後の神奈川県の設立組合数

地域	S23	S24	S25	S26	S31	S38	計
横浜	2	3	1	1	1		8
川崎	1	2				1	4
横須賀三浦	1	1					2
高座		1		1			2
神奈川県	4	7	1	2	1	1	16

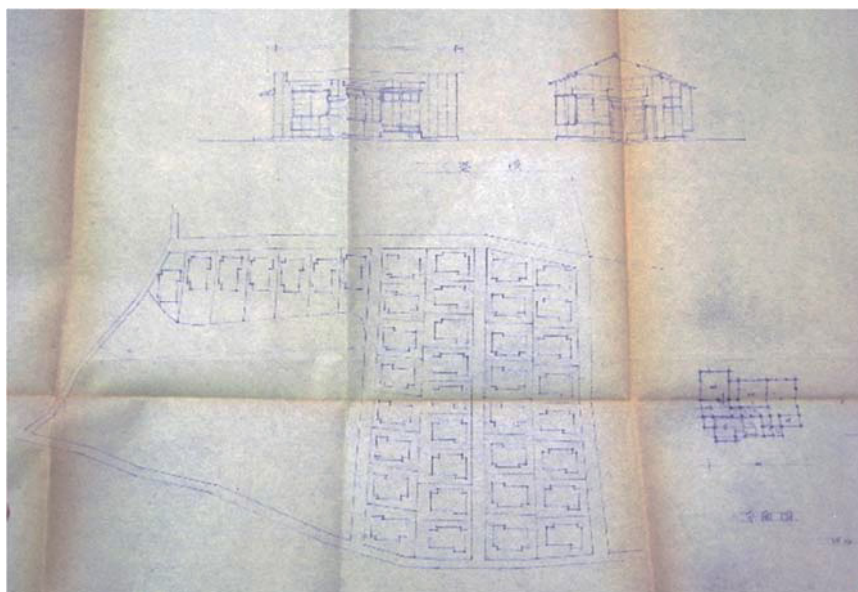


図 4-5 横浜市交通局の図面(S29 還元融資起債資料)

第10節 小結

以上のように、本章では最多組合数が設立された東京市と神奈川県における組合の内容を検証し、その運用状況を明らかにした。

東京市と神奈川県のどちらも、開始当初から徐々に組合が設立されていくが、関東大震災の影響により被災者の組合への貸付で大正14年に設立組合数は大きく増え、昭和5年以降は政府低利資金の貸付が停止した。

神奈川県においては震災後の復興対策として大正15年から店舗向組合の設立が盛んになっていたことがわかった。また、昭和4年以降は海軍共済組合からの貸付により軍都である横須賀市を中心に住宅組合が設立され、昭和14～17年には東京芝浦電気株式会社による利用が活発になっていて、時代によって借入先が変わっていたことがわかった。

また、住宅組合の事務所は中心市街地に集中した。東京市の事務所の分布をみると、麴町105組合・京橋30組合といったオフィス街と杉並63組合・大森41組合・世田谷38組合といった郊外住宅地に多いことがわかる。このことから東京では職場内で住宅組合を結成する傾向があったこと、震災後において良好な住宅地を求める動きが影響したことがわかった。また、世田谷区に住宅を建設した組合に目を向けてみると、事務所は麴町・京橋というものが多かった。事務所を職場に置く傾向があったことを考えると、世田谷区において住宅組合によって建てられた住宅は区で設立された組合数以上に多かったものと思われる。このように、東京における住宅組合は郊外化の流れと連動していたことを明らかになった。

貸付の利率は政府低利資金による普通住宅組合が4.8%で、それ以外の借入機関はいずれも4.8%以上であったが、徐々に下げられていった。また、償還期間は15～18年が多いが、海軍共済組合や東京芝浦電気では10年と短く設定している組合が多かった。組合員は10人以下で構成されることが多く、東京市では職域で組織されることを推進していた。一方、神奈川県では農村部において大人数の組合も見られ、同地域に住む住民による組合も見られた。また、家族数を見ると核家族と思われる4名が多いが、数は少ないが単身者のものへの貸し付けも見られた。月収を見ると平均111.70円で、横浜は140.32円と他の地域より高かった。組合員の職業は官公吏の

ほか銀行員、医師や新聞記者などが多く、法の目的である中間層への貸付が確認できた。

組合員住宅は申請時史料をみると、多くが平屋の和風住宅であるが、洋風を取り入れたものは約25%みられた。また、平均坪数は平屋建てが19.85坪に対し、二階建ては25.30坪で、ほとんどが店舗向住宅であった。住宅建設地は、自分で探すことや火災による同時損失の懸念から住宅地を形成するようなことはなかったが、同じ地域に点在する近隣居住のものは一部で見られた。一方、戦後は同じ職場で組織され、宅地を形成した。

注

- ¹ 東京市役所:東京市社会事業要覧, 昭和7年・9年・10年・12年について確認することができた。
- ² 東京市役所:東京市社会局年報, 第7回・大正15年度～第10回・昭和4年度について確認することができた。
- ³ 注2、注3のほか『東京市市営住宅要覧』、『東京市施設社会事業要覧』、『東京市社会局時報』、『東京市市政概要』、『東京府勢概要』などがある。
- ⁴ 河原松太郎著:住宅組合の話, 創造社, 大正14年6月
- ⁵ 岡田四郎編:東京府住宅組合手続, 村岸書店, 昭和4年8月31日
- ⁶ 加藤忠太郎:住宅組合の話, 松本幸成, 大正15年
- ⁷ 神奈川県学務部:住宅組合関係法規, 神奈川県, 昭和11年9月5日
- ⁸ 『日本社会事業年鑑』によれば、北海道の119組合(鈴木貴仁氏の博士論文では128組合)は、道府県で見ると全国で6番目の組合数であった。それに対し、本章で扱う東京市と神奈川県は620組合と、431組合とその数は北海道の3～5倍にあたる。
- ⁹ 加藤和俊:戦前日本の持家推進策—住宅組合制度の歴史的意義—, 社会科学研究, 平成19年3月9日
- ¹⁰ 東京では大正12年9月1日東京府令57号、神奈川では大正10年10月神奈川県令第67号(大正15年6月県令第62号により第13条削除)
- ¹¹ 東京では大正12年9月1日東京府訓令23号、神奈川では大正10年10月神奈川県訓令第64号(大正15年6月県訓令第36号により第2条削除)
- ¹² 「住宅組合関係書類並帳簿様式(大正12年9月1日東京府告示第381号)」、「有限責任何々住宅組合事業方法書例(大正14年3月3日神奈川県令第15号)」

¹³ 河原松太郎著:住宅組合の話, 創造社, 大正 13 年 6 月, pp.28~29

¹⁴ 横浜市社会課:住宅組合法規提要, 昭和 4 年 9 月

¹⁵ 神奈川県 of 住宅組合については、平成 18 年に津久井町・相模湖町の 2 町が相模原市に編入されるあつた郡域を基本とする、次の 10 の地域区分を用いる。

地域名	市町村名 () 内は市制施行年
横浜地域	横浜市 (M22)
川崎地域	川崎市 (T13)
横須賀三浦地域	横須賀市 (M40)、逗子市 (S29)、三浦市 (S30)、葉山町
鎌倉地域	鎌倉市 (S14)
高座地域	藤沢市 (S15)、茅ヶ崎市 (S22)、相模原市 (S29)、大和市 (S34)、海老名市 (S46)、座間市 (S46)、綾瀬市 (S53)、寒川町
中地域	平塚市 (S7)、秦野市 (S30)、伊勢原市 (S46)、大磯町、二宮町
愛甲郡地域	厚木市 (S30)、愛川町、清川村
足柄上地域	南足柄市 (S47)、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
足柄下地域	小田原市 (S15)、箱根町、真鶴町、湯河原町
津久井地域	津久井町、藤野町、相模湖町、城山町

¹⁶ 東京市役所:東京市社会局年報, 第 11 回・昭和 5 年度, 1930.3, p.35

¹⁷ 大原社会問題研究所:日本社会事業年鑑 大正 11 年, 大正 9 年 5 月 15 日, p.122

¹⁸ 河原松太郎著:住宅組合の話, 創造社, 大正 14 年 6 月, p.182

¹⁹ 東京市:東京市市政概要 昭和 6 年版, 東京市役所, 昭和 6 年 3 月 31 日, p.184, この 135 組合については「起債許可なき為現在保留」と書かれており、貸付は行われなかったものと思われる。

²⁰ 鈴木貴仁氏博士論文では『昭和 22 年 北海道概況』(北海道庁, 昭和 23 年)により、政府低利資金の融通は昭和 4 年度から停止していたとある。

²¹ 産業組合による組合も 5 組合あつた。

²² 平野宗「京浜地方に於ける労働事情と住宅問題」(『社会政策時報・住宅問題特輯』昭和 16 年 7 月)「その具体的計画は、住宅組合を組織し、会社から金融を受ける、金融を受けて家を建てたものは、会社の指定する畳数を会社従業員に間貸しすると云ふ条件が付せられている。然し、それに対し会社は補助金を交付すると云ふ仕組みである。即ち・・・(中略)・・・組合員は入社後 5 年を経過したる成年男子、金融額は組合員 1 名 2 千円以内とし年 3 分、貸付期間を 10 ヶ年半とす。・・・以上の如き条件にて昭和 14 年 5 月以降、住宅建設が開始されたのであるが、その建設事情は組合数 23 組合、組合員 240 名、現在建設せる戸数が 229 戸になって居り、大方家は建て終わったやうな事情である。本規定による住宅建設の事情を検討するに、在社 5 年以上と云われて居るが、実際には 15~20 年以上の在勤者になって居り、年令に於て 37.8 才~40 才以上であるとして、会社に於ける地位は、職員か、又は役付工が全てである。」

²³ 丸田研一著:わが祖父 井上成美, 徳間書店, 昭和 62 年 12 月 31 日

²⁴ これまでに世田谷に住宅を建設した住宅組合としては宮友宅組合、水友宅組合、七輝宅組合(世田谷住宅史研究会著:世田谷の住居—その歴史とアメニティー, 世田谷区建築部, 平成 3 年 3 月)の 3 組合について明らかに

なっている。

²⁵ 『世田谷区 近・現代史』, pp.737~744, これは「区内における家屋の所有権移転(昭和19年度)について記した台帳から、所有権移転以前の納税義務者を集計したもの」とあるがその原本までたどることはできなかった。

²⁶ 東京法務局世田谷出張所: 法人登記簿

²⁷ 国勢調査によれば、主な市の人口は以下の通り。括弧()は順位を表す。

市	1920(T9)	1947(S22)	1970(S45)
横浜市	579,448人 (1)	814,376人 (1)	2,238,253人 (1)
横須賀市	154,249人 (2)	228,124人 (3)	347,576人 (3)
川崎市	84,995人 (3)	252,926人 (2)	973,497人 (2)
小田原市(足柄下地域)	70,734人 (4)	109,475人 (4)	163,631人 (6)
平塚市(中地域)	44,111人 (5)	79,651人 (7)	163,671人 (5)
藤沢市(高座地域)	35,058人 (6)	90,971人 (5)	228,978人 (4)
鎌倉市	29,692人 (7)	81,227人 (6)	139,249人 (7)
厚木市(愛甲地域)	28,789人 (8)	42,884人 (8)	31,174人 (8)
南足柄市(足柄上地域)	10,992人 (9)	17,090人 (9)	30,237人 (9)

²⁸ 住宅問題研究会: 住宅問題—日本の現状と分析, 昭和26年, pp.187~188

²⁹ 岡田四郎: 東京府住宅組合手続, 昭和4年8月28日, p.5 によれば東京府では四文字以内とあり、「但シ既存住宅組合ノ名称ト間ギラワシキモノハ避クルコト」とある。

³⁰ 特殊銀行とは日本銀行または府県農工銀行北海道拓殖銀行が抵当を徴し貸付をする銀行(里見馬城夫著, 住宅組合法解釈, 実文館, 大正15年12月25日, p.189)

³¹ 里見馬城夫著, 住宅組合法解釈, 実文館, 大正14年12月25日, p.189

³² 「住宅低資の貸付法変更」大阪朝日新聞, 大正12年2月12日

³³ 東京市政調査会: 日本都市年鑑(昭和16年用), pp.320~321

³⁴ 岡田四郎編: 東京府住宅組合手続, 村岸書店, 昭和4年8月31日, p.5

³⁵ 「例へば同じ官庁か会社に勤める人達の、集合したものが資格としては一番よい」(河原松太郎著: 住宅組合の話, 創造社, 大正14年6月, pp.16~17)

³⁶ 「何故かと云ふと月収に比して払込額が多いと結局払込不可能になるからである、大体に於て東京府の方針は月収八十円以上二百円以下となって居る」(河原松太郎著: 住宅組合の話, 創造社, 大正14年6月, pp.16~17)

³⁷ 河原松太郎著: 住宅組合の話, 創造社, 大正14年6月, pp.16~17

³⁸ 河原松太郎著: 住宅組合の話, 創造社, 大正14年6月, p.16

³⁹ 加藤忠太郎の『住宅組合の手ひき』(大正15年5月, p.3)によれば、神奈川県では9名以上の指示が出ていたと書かれている。

⁴⁰ 井上一『住宅組合法精髓』帝国地方行政学会, 大正10年9月18日, p.126

⁴¹ 『東京市及近隣町村中等階級住宅調査』(東京府社会課, 大正 12 年)では、70~250 円のサラリーマン層(官公吏、警察官、中小学校教員、会社員、銀行員、新聞記者のほかにも電車従業員、熟練職工などを含めて)を「中等階級」としている。

⁴² 注 13 と同じ

⁴³ 『住宅組合関係法規』神奈川県学務課, 昭和 11 年 9 月 5 日

⁴⁴ 加藤忠太郎:住宅組合の手ひき, 大正 15 年 5 月, p.3

⁴⁵ 岡田四郎:東京府住宅組合手続, 村岸書店, 昭和 4 年 8 月 28 日, p.46~47

⁴⁶ 近隣居住とは、組合住宅のうち「組合員同士が同一住区にまとまって居住」しているものをさす。

⁴⁷ 河原松太郎著:住宅組合の話, 創造社, 大正 14 年 6 月, pp.37~38

⁴⁸ 東京市:東京市市政概要 昭和 4 年版, 東京市役所, 昭和 4 年 3 月 31 日, p.182

⁴⁹ 「而して既設住宅組合の事業成績は良好なるも其後に來れる經濟界の変動に依り住宅組合にして整理困難に陥れるものありたるに依り昭和 7 年更に政府より 9,000.00 円の融通を受け元利支払資金として 5 住宅組合に貸付たり」(神戸市社会事業要覧 昭和 11 年 12 月, p.83)

⁵⁰ 『昭和十四年六月 横浜市社会事業概要』横浜市社会部, 昭和 14 年 6 月 20 日

⁵¹ 「償還金滞納整理ニ関スル件」(神奈川県学務部社会課:住宅組合関係法規, 昭和 11 年 9 月 5 日)

十社第二六五四号

昭和十年九月四日(通牒)

神奈川県学務部長

住宅組合長宛

償還金滞納整理ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ度々通牒ニ及ビ又先般係官出張ノ上督励置候処ナルモ先年来右滞納額ハ逐次増加ヲ来シ整理上支障不尠ニ付左記各項篤ト御留意ノ上此際至急納入相成度尚十二月末日迄ニ納入ノ見込立タザル滞納組合員ニ対シテハ止ムナク強制方法ヲ以テ整理ヲ断行可致ニ付右ノ趣旨ヲ各組合員ニ洩レナク了知セシメラレ相互督励シテ其ノ責任ヲ速カニ完了セラルル様配意相成度此段及通牒候也

記

一、滞納金償還ノ件

貸付資金ノ償還ハ最近極度ニ不良トナリ滞納額ハ漸次増加シ爾來督促セルモ更ニ納入セス中ニハ全ク誠意ヲ認メ難キ組合員アリ右ニ対シテハ今後事情ノ如何ヲ不問各個ニ対シ強制方法ヲ執ルベキニ付速カニ払込マレ度而

シテ此ノ際速カニ自己持分ニ係ル滞納額ヲ完納シタル者ニ限り特ニ連帯責任ハ追及セサルニ付他ノ滞納者ニ顧慮スルコトナク償還セラレ度

二、償還期日厳守ノ件

償還期日ハ八月、二月若クハ四月、十月ナルモ其ノ間組合員ハ定款ニ基キ毎月出資及負担金ノ払込ミヲ為スヘキニ不拘之カ実行ヲ怠ル向多キヲ以テ今後ハ必ス励行シ償還期日ニ支障ヲ生セサル様留意セラレ度尚滞納者ニ対シテハ遅延利子ハ夫々責任額ニ応シ嚴重ニ徴収スルモノナルヲ以テ遅滞セサル様払込相成度

三、組合事務ノ整理方ノ件

組合事務ノ不整備如何ハ払込遅延ノ原因トナルヲ以テ理事監事ハ常ニ率先シテ事務ノ整理ニ当ラレ度

- 1 特ニ役員ノ改選手続ハ任期满了ト共ニ改任ヲ為スコト
- 2 会計ノ出納ハ最も重要ニ不モ不精確ノ点ナキ様経理セラルルコト
- 3 予算、決算、事業報告書ヲ提出セサル組合アリ今後提出セサル向ニ対シテハ法規ニ依リ処罰セラルヘキヲ以テ注意セラレ

⁵² 神奈川県立公文書館所蔵『住宅組合滞納整理に関する関係書類』(昭和10～13年), 『昭和11～19年 資金繰上償還関係書類綴』

⁵³ 神奈川県立公文書館所蔵『昭和7年 各省許可指令関係書類』

⁵⁴ 神奈川県立公文書館が所蔵する原簿史料の中にも連合会による整理作業の記述が見られる。『昭和11年 市町村条例』によれば、小田原町は昭和11年1月14日に「住宅組合貸付金処理規程」を施行した。また、『昭和14年 1～3月県参事会議議案・諮問案原稿』や『昭和15年 参事会議案原稿』には横浜のほか小田原、横須賀住宅組合連合会を組織させ、助成金を交付する動きがみられる。

⁵⁵ 神奈川県立公文書館所蔵『昭和17年 6月16日提出 県参事会議案原稿』住宅組合資金未回収整理案

⁵⁶ 神奈川県立公文書館所蔵『昭和22年 4月参事会議案原稿』住宅組合貸付資金整理方針

⁵⁷ 神奈川県立公文書館所蔵『真鶴住宅組合訴訟関係書類』(昭和2～9年度)によれば、真鶴住宅組合と井上組(建設業者)との間で、組合住宅の共同発注を行う旨の取引が行われていた。この取引を発端とする訴訟事件。

井上組は組合員全員分(31戸)の住宅の設計書を作成し、19戸については竣工させた。しかし、工事が粗悪であると契約辞退者が相次ぎ、12戸については工事が中断された。工事の中断を受け、井上組は真鶴住宅組合を相手に損害賠償請求を提訴したが、弁論期日に組合員は出廷せず組合の敗訴となった。その結果、組合員は配当である住宅所有権を得られない可能性があることから、出資金の払込を停止し、真鶴住宅組合の経営は危機的状態となった。ここで、神奈川県は、組合への貸付金返還の条件を緩和することで組合を救済し、井上組との仲介を

行った。その結果、組合が示談金を支払い和解した。公的支援による介入により小さい負担で問題を解消した。

また、『昭和14年 参事会議案原稿』には平塚住宅組合に対して訴訟費の請求3枚が見られる。

＜付資料5＞神奈川県内の住宅組合一覧

* 店舗舗向き住宅組合は字体を変えており、トーン付きは戦後を表す。

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
1	1横浜	1	公民合同	T11.5.6	横浜市西戸部町西ノ前1110	9	市貸付
2	1横浜	2	親友	T11.5.26	横浜市瀬頭町字広地772	7	市貸付
3	1横浜	3	金港	T11.5.29	横浜市西戸部町1191	7	市貸付
4	1横浜	4	正久共同	T11.5.29	横浜市根岸町3754	8	市貸付
5	1横浜	5	根岸	T11.5.29	横浜市根岸町3149	7	市貸付
6	1横浜	6	桜木	T11.6.1	横浜市桜木町1-1	7	市貸付
7	1横浜	7	横浜文化	T11.6.7	横浜市根岸町鷺山3680	8	市貸付
8	1横浜	8	辛酉	T11.6.7	横浜市南区弘明寺字立前3	7	市貸付
9	1横浜	9	横浜相互	T11.6.7	横浜市磯子町字間坂1038	7	市貸付
10	1横浜	10	七福<横浜>	T11.6.20	横浜市相生町2-26	7	市貸付
11	1横浜	11	大正<横浜>	T11.6.22	横浜市青木町字栗田谷1271	7	市貸付
12	1横浜	12	横浜絹業	T11.7.5	横浜市青木町上反町497	7	市貸付
13	1横浜	13	銀行集会所員	T11.7.5	横浜市本町6-84 横浜銀行集会所内	7	市貸付
14	1横浜	14	協立	T11.7.5	横浜市南太田町字谷原耕地2069	7	市貸付
15	1横浜	15	瓦斯	T11.7.25	横浜市南太田町字霞耕地1956	7	市貸付
16	1横浜	16	興信	T11.8.20	横浜市不老町2-138	7	市貸付
17	1横浜	17	潮田町市場	T12.5.1	橘樹郡潮田町市場4860	8	県転貸
18	1横浜	18	富士信用	T12.5.1	橘樹郡保土ヶ谷町帷子985	12	県転貸
19	1横浜	19	戸塚	T12.5.12	鎌倉郡戸塚区戸塚町4111	8	県転貸
20	1横浜	20	横浜	T12.6.15	横浜市西戸部町石崎295	7	市貸付
21	1横浜	21	港友	T13.5.16	横浜市青木町1138	7	市貸付
22	1横浜	22	神工	T13.5.16	横浜市神奈川区柳町988	8	市貸付
23	1横浜	23	サクラ	T13.5.16	横浜市西戸部町稲荷台1531	7	市貸付
24	1横浜	24	富戸	T13.5.16	横浜市西戸部町富池ノ坂968	7	市貸付
25	1横浜	25	大正発亥	T13.5.16	横浜市西戸部町字上原617	9	市貸付
26	1横浜	26	警友	T13.5.16	横浜市久保町670	8	市貸付
27	1横浜	27	横浜自治	T13.5.16	横浜市公園築山村第一号 東京日々新聞支局内	7	市貸付
28	1横浜	28	校医	T13.5.16	横浜市桜木町1-1	7	市貸付
29	1横浜	29	三光	T13.5.16	横浜市中村町池下566	7	市貸付
30	1横浜	30	寺尾	T14.3.31	橘樹郡鶴見町鶴見317	8	県転貸
31	1横浜	31	橘	T14.3.31	横浜市鶴見区東寺尾町887	12	県転貸
32	1横浜	32	富士見	T14.3.31	橘樹郡潮田町市場1612	9	県転貸
33	1横浜	33	軽井沢	T14.3.31	横浜市神奈川町鳥越1888	7	市貸付
34	1横浜	34	港北	T14.3.31	横浜市青木町反町483	7	市貸付
35	1横浜	35	渡辺山	T14.3.31	横浜市神奈川町立町1717	7	市貸付
36	1横浜	36	岡野	T14.3.31	横浜市岡野町120 稲葉林之助方	7	市貸付
37	1横浜	37	七曜会	T14.3.31	横浜市西戸部町1561	7	市貸付
38	1横浜	38	丘北	T14.3.31	横浜市西戸部町字西ノ前1030	7	市貸付
39	1横浜	39	緑友	T14.3.31	横浜市西戸部町宮ノ前581	8	市貸付
40	1横浜	40	共信	T14.3.31	横浜市西戸部町池ノ坂94	7	市貸付
41	1横浜	41	正信	T14.3.31	横浜市宮崎町7	7	市貸付
42	1横浜	42	浜港	T14.3.31	横浜市久保町字東台585	9	市貸付
43	1横浜	43	ヒコシマ	T14.3.31	横浜市本牧町箕輪1507	7	市貸付
44	1横浜	44	文明	T14.3.31	横浜市相生町4-57 時事新報支局内	7	市貸付
45	1横浜	45	横浜共栄	T14.3.31	横浜市北仲通2-33	7	市貸付
46	1横浜	46	湊南	T14.3.31	横浜市千代崎町1-9	8	市貸付
47	1横浜	47	栄進共同	T14.3.31	横浜市本牧町1761	8	市貸付
48	1横浜	48	工友	T14.3.31	横浜市根岸町字鷺山3681	7	市貸付
49	1横浜	49	甲子<横浜>	T14.3.31	横浜市太田町西中耕地1725	7	市貸付
50	1横浜	50	有信	T14.3.31	横浜市本牧町池町2201	7	市貸付
51	1横浜	51	心友	T14.3.31	横浜市中村町池ノ下600	7	市貸付
52	1横浜	52	復興<横浜>	T14.3.31	横浜市大岡町字堰ノ上717	7	市貸付
53	1横浜	53	親和<横浜>	T14.3.31	横浜市南太田町957	7	市貸付
54	1横浜	54	大子	T14.3.31	横浜市中村町768	7	県転貸
55	1横浜	55	常盤園	T14.3.31	橘樹郡保土ヶ谷町帷子985 富士瓦斯紡績株式会社保土ヶ谷工場内	11	県転貸
56	1横浜	56	橘井	T14.7.6	横浜市青木町228	13	簡易保険
57	1横浜	57	京浜	T14.12.3	橘樹郡鶴見町東寺尾1183	9	県転貸

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
58	1横浜	58	向上	T14.12.3	横浜市山下町277	9	県転貸
59	1横浜	59	鶴見興互	T14.12.3	横浜市大岡町市営住宅44	9	県転貸
60	1横浜	60	共栄<横浜市保土ヶ谷区>	T14.12.3	横浜市保土ヶ谷区峰岡町1004	9	県転貸
61	1横浜	61	温交	T15.2.1	横浜市久保町724	9	市貸付
62	1横浜	62	栄港	T15.2.1	横浜市平沼町2-22	9	市貸付
63	1横浜	63	港昌	T15.2.1	横浜市岡野町62	9	市貸付
64	1横浜	64	横戸	T15.2.1	横浜市西戸部町字富士塚1748	9	市貸付
65	1横浜	65	横浜中央	T15.2.1	横浜市表高島町甲茅35	9	市貸付
66	1横浜	66	互助<横浜>	T15.2.1	横浜市戸部町1-8	9	市貸付
67	1横浜	67	北斗	T15.2.1	横浜市元浜町1-1	9	市貸付
68	1横浜	68	共栄<横浜本町>	T15.2.1	横浜市本町6-83 池原鐵運送店方	9	市貸付
69	1横浜	69	鷺山相互	T15.2.1	横浜市根岸町鷺山6496	9	市貸付
70	1横浜	70	第二護国	T15.2.1	横浜市福富町3-78	9	市貸付
71	1横浜	71	大正甲子	T15.2.1	横浜市北方町46	9	市貸付
72	1横浜	72	有和	T15.2.1	横浜市弁天通1-20	9	市貸付
73	1横浜	73	護浜	T15.2.1	横浜市南太田町字谷原耕地2000	9	市貸付
74	1横浜	74	満喜多	T15.2.1	横浜市蒔田町706	9	市貸付
75	1横浜	75	八幡橋	T15.2.1	横浜市磯子町55	9	市貸付
76	1横浜	76	郵船	T15.2.10	横浜市海岸通3-14	9	市貸付
77	1横浜	77	昌栄木造店舗向	T15.8.26	横浜市戸部町552	10	市貸付
78	1横浜	78	昌栄店舗向	T15.8.26	横浜市西戸部町西ノ前1029	12	市貸付
79	1横浜	79	第一店舗向	T15.8.26	横浜市平沼町1-1	9	市貸付
80	1横浜	80	実業同志店舗向	T15.8.26	横浜市南太田町2101	15	市貸付
81	1横浜	81	建栄	T15.11.1	横浜市子安町字七島281	11	市貸付
82	1横浜	82	睦	T15.11.1	横浜市青木町字太田町1001	9	市貸付
83	1横浜	83	大橋組	T15.11.1	横浜市神奈川町十番町49	9	市貸付
84	1横浜	84	国寺	T15.11.1	横浜市青木町字下台3615	9	市貸付
85	1横浜	85	西戸部	T15.11.1	横浜市西戸部町字扇田528	9	市貸付
86	1横浜	86	共睦	T15.11.1	横浜市浅間町字社宮588	10	市貸付
87	1横浜	87	幸友	T15.11.1	横浜市岡野町120	10	市貸付
88	1横浜	88	紋章浸抜	T15.11.1	横浜市長者町8-73	10	市貸付
89	1横浜	89	港	T15.11.1	横浜市港町5-26	9	市貸付
90	1横浜	90	平松	T15.11.1	横浜市霞町1-7	9	市貸付
91	1横浜	91	横神	T15.11.1	横浜市野毛町2-83	11	市貸付
92	1横浜	92	共盛	T15.11.1	横浜市福富町2-64	11	市貸付
93	1横浜	93	太平	T15.11.1	横浜市磯子町字廣地352	9	市貸付
94	1横浜	94	エスエム	T15.11.1	横浜市磯子町富岡1687	9	市貸付
95	1横浜	95	平沼共立木造店舗向	T15.11.15	横浜市平沼町2-19	9	市貸付
96	1横浜	96	米商木造店舗向	T15.11.15	横浜市戸部町6-174	9	市貸付
97	1横浜	97	戸部振興店舗向	T15.11.15	横浜市戸部町4-902	11	市貸付
98	1横浜	98	岡野町木造店舗向	T15.11.15	横浜市岡野町7	9	市貸付
99	1横浜	99	御所木造店舗向	T15.11.15	横浜市西戸部町字御所167	10	市貸付
100	1横浜	100	表装同志木造店舗向	T15.11.15	横浜市元町5-211	10	市貸付
101	1横浜	101	平沼木造店舗向	T15.11.15	横浜市平沼町1-16	9	市貸付
102	1横浜	102	錦江店舗向	T15.11.16	横浜市平沼町2-29	9	市貸付
103	1横浜	103	国蔵店舗向	T15.11.16	横浜市元町5-219	9	市貸付
104	1横浜	104	復興木造店舗向	T15.11.16	横浜市千歳町215	10	市貸付
105	1横浜	105	鶴見海岸	T15.12.20	橘樹郡鶴見町市場1639	9	県転貸
106	1横浜	106	鶴見町鶴見	T15.12.20	橘樹郡鶴見町豊岡671	9	県転貸
107	1横浜	107	帷子園	T15.12.20	橘樹郡保土ヶ谷町帷子985 富士産紡績(株)内	11	県転貸
108	1横浜	108	港東木造店舗向	S2.3.30	横浜市神奈川町字富家町1289	9	市貸付
109	1横浜	109	尚栄木造店舗向	S2.3.31	横浜市西戸部町字西ノ前3034	9	市貸付
110	1横浜	110	北方木造店舗向	S2.3.31	横浜市千代崎町1-4	9	市貸付
111	1横浜	111	共栄店舗向<横浜>	S2.3.31	横浜市足曳町2-14	10	市貸付
112	1横浜	112	不動木造店舗向	S2.3.31	横浜市北方町字泉331	9	市貸付
113	1横浜	113	元町木造店舗向	S2.3.31	横浜市元町5-195	9	市貸付
114	1横浜	114	吉田店舗向	S2.3.31	横浜市若葉町1-7	9	市貸付
115	1横浜	115	復商店舗向	S2.3.31	横浜市南太田区字前里耕地2208	9	市貸付
116	1横浜	116	蒔田店舗向	S2.3.31	横浜市蒔田町字居尻767	9	市貸付
117	1横浜	117	鶴見町日鶴	S2.9.28	橘樹郡鶴見町市場947	9	県転貸

4 最多組合数の市・県にみる組合内容とその運用状況

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
118	1横浜	118	鶴見共栄	S2.9.28	橋樹郡鶴見町潮田町1548	9	県転貸
119	1横浜	119	鶴浜	S2.9.28	橋樹郡鶴見町市場373	10	県転貸
120	1横浜	120	昇進店舗向	S2.9.28	横浜市中区平沼町445	10	市貸付
121	1横浜	121	明栄店舗向	S2.9.28	横浜市中区戸部町5-148	9	市貸付
122	1横浜	122	共進店舗向	S2.9.28	横浜市中区蒔田町字堂面607	9	市貸付
123	1横浜	123	寿店舗向	S2.9.28	横浜市中区寿町3-13	9	県転貸
124	1横浜	124	南枝店舗向	S2.9.28	横浜市中区吉田町1-27	9	県転貸
125	1横浜	125	向進	S2.9.28	横浜山下町152	9	県転貸
126	1横浜	126	翠橋園	S2.9.28	横浜市保土ヶ谷区峰岡町985	10	県転貸
127	1横浜	127	港西	S2.9.28	横浜市保土ヶ谷区神戸町629	9	県転貸
128	1横浜	128	郊陽	S2.9.28	横浜市篠原町字榎本大戸1824	10	県転貸
129	1横浜	129	倉愛	S2.9.30	横浜市青木町字松本1549	9	市貸付
130	1横浜	130	昭和	S2.9.30	横浜市浅間町字追3746	9	市貸付
131	1横浜	131	末吉	S2.10.3	横浜市鶴見区下末吉町229	11	県転貸
132	1横浜	132	共愛	S2.10.4	横浜市西戸部町字稲荷1502	9	市貸付
133	1横浜	133	旭<横浜>	S2.10.4	横浜市西戸部町字御所118	9	市貸付
134	1横浜	134	隆興	S2.10.4	横浜市本牧町配郷3514	9	市貸付
135	1横浜	135	宝来	S2.10.4	横浜市根岸町宮下984	9	市貸付
136	1横浜	136	昭三	S2.10.4	横浜市本牧町台314	9	市貸付
137	1横浜	137	明和	S2.10.4	横浜市磯子区磯子町1670	9	市貸付
138	1横浜	138	同仁	S2.10.6	横浜市中区久保町字池ノ上731	9	市貸付
139	1横浜	139	稲西	S2.10.6	横浜市中区西戸部町字西ノ原1586	9	市貸付
140	1横浜	140	同志	S2.10.8	横浜市神奈川区子安町七島住宅23号	9	市貸付
141	1横浜	141	花咲店舗向	S2.10.28	横浜市花咲町7-84	9	市貸付
142	1横浜	142	商睦店舗向	S2.10.28	横浜市末吉町6-62	10	市貸付
143	1横浜	143	市街	S2.10.31	横浜市裏高島町1-3	9	市貸付
144	1横浜	144	協力	S2.10.31	横浜市久保町字池ノ上712	9	市貸付
145	1横浜	145	誠	S2.11.2	横浜市根岸町字芝生2201 松本孝吉方	9	市貸付
146	1横浜	146	共和店舗向	S2.11.17	横浜市神奈川区平沼町3-34	9	市貸付
147	1横浜	147	栄橋店舗向	S2.11.17	横浜市南太田町2216	10	市貸付
148	1横浜	148	互栄店舗向	S2.11.28	横浜市平沼町2-23	10	市貸付
149	1横浜	149	浅岡店舗向	S3.3.16	横浜市神奈川区浅間町字鹿島623	10	市貸付
150	1横浜	150	商友店舗向	S3.3.16	横浜市中区南吉田町字北六ツ目209	10	市貸付
151	1横浜	151	健久店舗向	S3.3.16	横浜市中区霞町1-9	9	市貸付
152	1横浜	152	扇田店舗向	S3.5.15	横浜市中区南太田町947	9	市貸付
153	1横浜	153	聖仁店舗向	S3.5.15	横浜市中区黄金町1-6	11	市貸付
154	1横浜	154	弥生	S3.5.21	横浜市神奈川区神奈川町字柳町1128	9	県転貸
155	1横浜	155	宮元店舗向	S3.8.11	横浜市中区蒔田町509	9	市貸付
156	1横浜	156	神福店舗向	S3.8.14	横浜市神奈川区神奈川町字中川2166	10	市貸付
157	1横浜	157	野川店舗向	S3.8.14	横浜市神奈川区岡野町23	9	市貸付
158	1横浜	158	大和店舗向	S3.8.14	横浜市中区福富町1-12	9	市貸付
159	1横浜	159	真砂店舗向	S3.8.14	横浜市中区真砂町4-54	9	市貸付
160	1横浜	160	翁扇店舗向	S3.8.14	横浜市翁町1-42	10	市貸付
161	1横浜	161	明正店舗向	S3.8.14	横浜市中区伊勢町3-56	9	市貸付
162	1横浜	162	山下店舗向	S3.8.14	横浜市中区山下町137	9	市貸付
163	1横浜	163	商行店舗向	S3.8.14	横浜市中区扇町1-39	10	市貸付
164	1横浜	164	松福店舗向	S3.9.17	横浜市松影町1-18	9	市貸付
165	1横浜	165	雲井店舗向	S3.10.11	横浜市中区山王町2-10	9	市貸付
166	1横浜	166	吉野店舗向	S3.10.11	横浜市中区宮元町1-17	9	市貸付
167	1横浜	167	前里店舗向	S3.10.11	横浜市中区山田町2-24	10	市貸付
168	1横浜	168	公德店舗向	S3.11.9	横浜市中区宿町4-70	11	市貸付
169	1横浜	169	進栄店舗向	S3.11.29	横浜市中区共進町1-32	9	市貸付
170	1横浜	170	戸塚昭栄	S4.11.20	鎌倉郡戸塚町戸塚4018	8	県転貸
171	1横浜	171	神明店舗向	S5.2.19	横浜市神奈川区浅間町霜の下143	9	市貸付
172	1横浜	172	久保町店舗向	S5.2.19	横浜市中区久保町字反町280	10	市貸付
173	1横浜	173	国光店舗向	S5.2.19	横浜市中区諏訪町8	9	市貸付
174	1横浜	174	浜栄店舗向	S5.2.19	横浜市中区末吉町1-7	9	市貸付
175	1横浜	175	洗友店舗向	S5.2.19	横浜市中区尾上町2-20	10	市貸付
176	1横浜	176	丙寅木造店舗向	S5.2.19	横浜市中区本牧町字箕輪1521	9	市貸付
177	1横浜	177	福寿店舗向	S5.2.19	横浜市中区不老町2-179	10	市貸付
178	1横浜	178	丁卯店舗向	S5.2.19	横浜市中区住吉町1-13	9	市貸付

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
179	1横浜	179	親交店舗向	S5.2.19	横浜市中区中村町字中村1077	10	市貸付
180	1横浜	180	航和	S10.8.31	久良岐郡六浦荘村三分1100	8	海軍共済
181	1横浜	181	健実	S14.3.31	鎌倉郡本郷村公田1599	12	海軍共済
182	1横浜	182	芝浦五工	S14.7.14	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	10	東京芝浦電気
183	1横浜	183	芝浦六一	S14.7.26	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
184	1横浜	184	芝浦七工	S14.8.1	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	12	東京芝浦電気
185	1横浜	185	芝浦丸材	S14.8.1	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
186	1横浜	186	芝浦十二工	S14.8.3	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	10	東京芝浦電気
187	1横浜	187	芝浦八工	S14.8.18	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	12	東京芝浦電気
188	1横浜	188	芝浦精鉄	S14.8.18	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	10	東京芝浦電気
189	1横浜	189	芝浦成形	S14.8.21	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	13	東京芝浦電気
190	1横浜	190	芝浦捲線	S14.8.28	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	9	東京芝浦電気
191	1横浜	191	芝浦罐材	S14.9.7	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
192	1横浜	192	芝浦丸制	S14.9.7	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	9	東京芝浦電気
193	1横浜	193	芝浦丸原	S14.9.22	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	13	東京芝浦電気
194	1横浜	194	芝浦精回	S14.11.28	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
195	1横浜	195	芝浦丸配	S14.12.23	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	8	東京芝浦電気
196	1横浜	196	芝浦工設	S15.1.29	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	9	東京芝浦電気
197	1横浜	197	芝浦自制	S15.1.29	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	10	東京芝浦電気
198	1横浜	198	芝浦丸型	S15.4.30	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	9	東京芝浦電気
199	1横浜	199	七呉	S15.7.18	横浜市磯子区谷津町135	7	海軍共済
200	1横浜	200	芝浦丸中	S15.7.18	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	10	東京芝浦電気
201	1横浜	201	芝浦丸修	S15.11.6	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
202	1横浜	202	芝浦弥生	S16.5.17	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
203	1横浜	203	芝浦興亜	S16.5.30	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	9	東京芝浦電気
204	1横浜	204	芝浦三和	S16.9.22	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	14	東京芝浦電気
205	1横浜	205	芝浦共栄	S16.11.6	横浜市鶴見区末広町2-4 東芝(株)芝浦支社 内	11	東京芝浦電気
206	1横浜	206	保証責任 拾七会	S17.2.2	横浜市神奈川区新子安72	11	簡易保険
207	1横浜	207	東京瓦斯松ヶ丘	S23.2.14	横浜市神奈川区松ヶ丘58-1	20	東京瓦斯
208	1横浜	208	東京瓦斯岸谷	S23.12.28	横浜市鶴見区生麦町岸谷1949	9	東京瓦斯
209	1横浜	209	横浜市交通局	S24.5.21	横浜市磯子区滝頭町205	165	横浜市交通 局厚生会
210	1横浜	210	東京瓦斯浦島ヶ丘	S24.6.14	横浜市神奈川区浦島ヶ丘1	37	東京瓦斯
211	1横浜	211	浦島ヶ丘	S24.10.24	横浜市神奈川区浦島ヶ丘1	7	勧業銀行
212	1横浜	212	東京瓦斯東寺尾	S25.3.1	横浜市鶴見区東寺尾町1782-8 大熊司方	17	東京瓦斯
213	1横浜	213	日東化学横浜工場	S26.2.19	横浜市鶴見区大黒町35 日東化学工業株式 会社横浜工場内	21	住宅金融公 庫
214	1横浜	214	横浜市交通局第4期	S31.5.21	横浜市磯子区滝頭町205	359	①横浜市交 通局厚生会 ②厚生年金 還元融資

4 最多組合数の市・県にみる組合内容とその運用状況

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
215	2横須賀	1	互助<横須賀>	T11.3.25	横須賀市深田123	13	県転貸
216	2横須賀	2	相互	T12.5.1	横須賀市逸見町63	7	県転貸
217	2横須賀	3	田浦	T12.5.1	三浦郡田浦町浦郷4324	8	県転貸
218	2横須賀	4	湘友	T14.2.19	横須賀市汐留52	8	海軍共済
219	2横須賀	5	廠友	T14.2.19	三浦郡逗子町小坪字横マクリ2019-2	10	海軍共済
220	2横須賀	6	白鷗	T14.2.19	横須賀市田浦町田浦1062 長浦集会所内	7	海軍共済
221	2横須賀	7	甲子	T14.3.31	横須賀市公郷町1365	12	県転貸
222	2横須賀	8	五月会	T14.3.31	横須賀市逸見町1773	10	県転貸
223	2横須賀	9	安宅	T14.3.31	横須賀市公郷町2883	9	県転貸
224	2横須賀	10	軍人	T14.3.31	横須賀市公郷町1301	8	県転貸
225	2横須賀	11	戦友	T14.3.31	横須賀市公郷町2911	7	県転貸
226	2横須賀	12	旭<横須賀>	T14.3.31	横須賀市大滝町9	12	県転貸
227	2横須賀	13	公深	T14.3.31	横須賀市公郷町2369	7	県転貸
228	2横須賀	14	大正<横須賀>	T14.3.31	横須賀市公郷町1300	7	県転貸
229	2横須賀	15	高砂<横須賀>	T14.3.31	横須賀市楠ヶ浦町177	7	県転貸
230	2横須賀	16	逗子	T14.3.31	三浦郡逗子町逗子1028	7	県転貸
231	2横須賀	17	横中	T14.3.31	横須賀市公郷町2103	9	県転貸
232	2横須賀	18	横須賀	T14.3.31	横須賀市山王町11	7	県転貸
233	2横須賀	19	浦風	T14.3.31	横須賀市汐入町510	8	県転貸
234	2横須賀	20	乙丑	T14.7.25	横須賀市深田109	7	海軍共済
235	2横須賀	21	神海	T14.8.6	横須賀市汐留52	16	海軍共済
236	2横須賀	22	松静	T14.10.12	横須賀市汐留町 水交社内	11	海軍共済
237	2横須賀	23	長井復興	T14.12.3	三浦郡長井村1193	9	県転貸
238	2横須賀	24	横須賀信友	T15.2.15	横須賀市汐留 横須賀水交支社内	8	海軍共済
239	2横須賀	25	相陽	T15.5.6	横須賀市汐留52 横須賀水交社内	8	海軍共済
240	2横須賀	26	店舗向永楽	T15.7.2	横須賀市深田台町34	9	県転貸
241	2横須賀	27	店舗向重港	T15.7.2	横須賀市小川町13	10	県転貸
242	2横須賀	28	店舗向共盛	S2.2.24	横須賀市逸見町52	9	県転貸
243	2横須賀	29	店舗向若松	S2.2.24	横須賀市若松21	9	県転貸
244	2横須賀	30	田浦向上	S2.5.30	三浦郡田浦町船越897	9	県転貸
245	2横須賀	31	逗子教員	S2.5.30	三浦郡逗子町逗子1024	9	県転貸
246	2横須賀	32	田浦昭和	S3.4.7	三浦郡田浦町船越875	10	県転貸
247	2横須賀	33	信隣	S3.4.7	横須賀市汐入町577	9	県転貸
248	2横須賀	34	工僚	S3.4.7	三浦郡田浦町浦郷4683	9	県転貸
249	2横須賀	35	信誼	S3.4.7	横須賀市汐入町西4	10	県転貸
250	2横須賀	36	賀市湘南	S3.4.7	横須賀市深田台町23	9	県転貸
251	2横須賀	37	店舗向共進	S3.6.29	横須賀市深田台町34	10	県転貸
252	2横須賀	38	店舗向寿栄	S3.6.29	横須賀市小川町2	8	県転貸
253	2横須賀	39	店舗向実業	S3.7.6	横須賀市汐留町5	8	県転貸
254	2横須賀	40	店舗向宝	S3.7.6	横須賀市若松町1	9	県転貸
255	2横須賀	41	横須賀親和	S4.3.12	横須賀市逸見町630	8	県転貸
256	2横須賀	42	保全	S4.3.13	横須賀市深田町318	8	県転貸
257	2横須賀	43	生祥	S4.3.13	三浦郡田浦町浦郷4592	8	県転貸
258	2横須賀	44	船友	S5.5.1	横須賀市不入斗町633	10	海軍共済
259	2横須賀	45	寿	S5.5.1	横須賀市中里町174	10	海軍共済
260	2横須賀	46	共立	S5.5.1	横須賀市不入斗町117	10	海軍共済
261	2横須賀	47	親工	S5.5.7	三浦郡田浦町船越1020	10	海軍共済
262	2横須賀	48	田浦共栄	S5.5.7	横須賀市田浦1235	10	海軍共済
263	2横須賀	49	店舗向汐入実業	S6.7.7	横須賀市汐入町7	8	県転貸
264	2横須賀	50	店舗向共栄	S6.7.7	横須賀市汐入町343	8	県転貸
265	2横須賀	51	店舗向繁栄	S6.7.7	横須賀市汐入町321	8	県転貸
266	2横須賀	52	共進	S7.12.19	横須賀市公郷町2069	10	海軍共済
267	2横須賀	53	紅葉	S7.12.19	横須賀市佐野町216	10	海軍共済
268	2横須賀	54	共親	S7.12.19	横須賀市公郷町堀ノ内1237	10	海軍共済
269	2横須賀	55	壬申	S7.12.19	横須賀市安浦町1-8	10	海軍共済
270	2横須賀	56	交誼	S7.12.19	横須賀市不入斗町223	10	海軍共済
271	2横須賀	57	申福	S7.12.19	横須賀市公郷2042	10	海軍共済
272	2横須賀	58	親空	S7.12.20	三浦郡田浦町浦郷1375	10	海軍共済
273	2横須賀	59	親交	S7.12.20	三浦郡田浦町浦郷1315	10	海軍共済
274	2横須賀	60	廠営	S7.12.20	三浦郡田浦町船越497	10	海軍共済
275	2横須賀	61	八四九	S8.6.12	横須賀市汐入町7	10	海軍共済

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
276	2横須賀	62	武相	S9.8.27	三浦郡逗子町逗子338	8	海軍共済
277	2横須賀	63	空翔	S9.9.14	横須賀市浦郷 海軍航空廠総務部内	7	海軍共済
278	2横須賀	64	宏武	S9.9.14	横須賀市浦郷町 海軍航空廠発動機部内	9	海軍共済
279	2横須賀	65	七友	S9.9.28	浦賀町大津海軍用地元	7	海軍共済
280	2横須賀	66	湘洋	S9.10.29	横須賀海軍工廠造兵部工務内	8	海軍共済
281	2横須賀	67	海運	S10.6.13	横須賀市汐入町545	7	海軍共済
282	2横須賀	68	建友	S10.8.3	横須賀市汐入町483	7	海軍共済
283	2横須賀	69	十七会	S10.8.14	三浦郡田浦町船越1025	7	海軍共済
284	2横須賀	70	総和	S10.8.26	横須賀市不入斗町361	7	海軍共済
285	2横須賀	71	協和	S10.9.4	三浦郡逗子町山ノ根413	7	海軍共済
286	2横須賀	72	一心	S10.9.17	横須賀市田浦584	8	海軍共済
287	2横須賀	73	翔友	S10.9.20	横須賀市浦郷494	10	海軍共済
288	2横須賀	74	三五七	S10.9.20	横須賀市浦郷1618	7	海軍共済
289	2横須賀	75	久互	S10.9.20	横須賀市船越802	8	海軍共済
290	2横須賀	76	1098	S10.10.2	三浦郡田浦町船越584	8	海軍共済
291	2横須賀	77	親愛	S10.10.4	横須賀市公郷町2555	7	海軍共済
292	2横須賀	78	第一	S10.10.16	横須賀市汐留46	7	海軍共済
293	2横須賀	79	昭睦	S10.10.16	横須賀市汐入町559	7	海軍共済
294	2横須賀	80	乙亥	S10.11.19	横須賀市逸見町1033	7	海軍共済
295	2横須賀	81	暁空	S10.12.10	三浦郡田浦町浦郷556	8	海軍共済
296	2横須賀	82	新武	S10.12.23	横須賀市船越1038	8	海軍共済
297	2横須賀	83	十全	S10.12.28	横須賀市田浦1157	8	海軍共済
298	2横須賀	84	研実	S11.5.2	三浦郡逗子町櫻山616	8	海軍共済
299	2横須賀	85	丙子	S11.6.6	横須賀市坂本町48	7	海軍共済
300	2横須賀	86	更生	S11.6.19	横須賀市浦郷2879	7	海軍共済
301	2横須賀	87	半島福寿	S11.7.11	三浦郡逗子町沼間583	9	海軍共済
302	2横須賀	88	七交	S11.7.29	横須賀市浦郷町2962	7	海軍共済
303	2横須賀	89	正心	S11.8.10	横須賀市公郷町1220	8	海軍共済
304	2横須賀	90	七睦	S11.9.25	横須賀市浦郷525	7	海軍共済
305	2横須賀	91	航済	S11.10.21	横須賀市田浦493	9	海軍共済
306	2横須賀	92	横須賀七福	S11.11.14	横須賀市船越771	7	海軍共済
307	2横須賀	93	恵比須	S12.1.29	横須賀市汐入町264	7	海軍共済
308	2横須賀	94	盟和	S12.2.26	横須賀市長浦203	7	海軍共済
309	2横須賀	95	昭刃	S12.3.10	横須賀市船越83	9	海軍共済
310	2横須賀	96	巖	S12.5.31	三浦郡逗子町川間456	7	海軍共済
311	2横須賀	97	ホーム	S12.10.16	三浦郡逗子町池子1188	7	海軍共済
312	2横須賀	98	戌寅	S13.4.22	三浦郡逗子町桜山990	7	海軍共済
313	2横須賀	99	末広	S13.4.28	三浦郡田浦町浦郷196	8	海軍共済
314	2横須賀	100	八紘	S14.4.1	横須賀市佐野町326	7	海軍共済
315	2横須賀	101	第二高砂	S14.7.14	横須賀市浦郷4430	8	海軍共済
316	2横須賀	102	日の丸	S14.11.11	横須賀市田浦1114	8	海軍共済
317	2横須賀	103	興亜	S15.6.17	横須賀市田浦1487	7	海軍共済
318	2横須賀	104	二六百	S15.12.21	横須賀市浦郷648	7	海軍共済
319	2横須賀	105	朋友	S16.2.24	横須賀市田浦514	7	海軍共済
320	2横須賀	106	平作	S23.11.22	横須賀市平作町1786	7	協和銀行
321	2横須賀	107	平作栄地谷	S24.7.5	横須賀市平作町1786	17	勸業銀行
322	3川崎	1	田島	T11.3.25	橘樹郡田島町大島2695	15	県転貸
323	3川崎	2	田島海岸	T12.5.1	橘樹郡田島村大島2552	10	県転貸
324	3川崎	3	有終	T14.12.3	橘樹郡田島町渡田1317	10	県転貸
325	3川崎	4	川崎勤儉	T14.12.3	川崎市榎町26	10	県転貸
326	3川崎	5	川崎親和	T14.12.3	川崎市東2-54	14	県転貸
327	3川崎	6	親和<川崎>	T14.12.3	橘樹郡田島町渡田1200	15	県転貸
328	3川崎	7	興神	T15.12.20	川崎市新川通7	10	県転貸
329	3川崎	8	川崎桃郷	S2.5.30	川崎市南河原町77	8	県転貸
330	3川崎	9	川崎共栄	S2.5.30	川崎市大師河原1623	8	県転貸
331	3川崎	10	育英	S2.5.30	川崎市大師河原川中島13372	10	県転貸
332	3川崎	11	田島共栄	S2.7.13	川崎市大島674	10	県転貸
333	3川崎	12	文化	S2.7.13	川崎市渡田1401	10	県転貸
334	3川崎	13	川崎昭和	S3.3.31	川崎市大師河原1702	10	県転貸
335	3川崎	14	第二桃郷	S3.4.7	川崎市戸手36	10	県転貸
336	3川崎	15	川崎共存	S3.4.7	川崎市渡田1119	9	県転貸

4 最多組合数の市・県にみる組合内容とその運用状況

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可年月日	事務所所在地	組合員数	借入先
337	3川崎	16	都南	S3.4.7	川崎市榎町4	8	県転貸
338	3川崎	17	高津町戊辰	S4.3.12	橘樹郡高津町二子523	9	県転貸
339	3川崎	18	川崎未広	S4.11.20	川崎市渡田2042	9	県転貸
340	3川崎	19	川崎桜橘	S4.11.20	川崎市宮本町71	10	県転貸
341	3川崎	20	川崎成和	S4.11.20	川崎市貝塚70	10	県転貸
342	3川崎	21	川崎共和	S4.11.20	川崎市大島280	10	県転貸
343	3川崎	22	川崎合同第一	S4.11.20	川崎市堀川町1	10	県転貸
344	3川崎	23	川崎市第二共栄	S4.11.20	川崎市大島560	10	県転貸
345	3川崎	24	東京瓦斯新城	S23.12.22	川崎市新城266-2 駒村藤一郎方	12	東京瓦斯
346	3川崎	25	川崎市井田杉山	S24.4.28	川崎市井田杉山457	27	積立金
347	3川崎	26	本芝京町	S24.5.27	川崎市堀川町72 東京芝浦電気株式会社住宅課	16	積立金
348	3川崎	27	川崎市交通局職員	S38.1.28	川崎市砂子1-58 川崎市交通局厚生会内	215	川崎市
349	4鎌倉	1	サラリーメン	T11.3.25	鎌倉郡鎌倉町大町872	8	県転貸
350	4鎌倉	2	平安	T11.3.25	鎌倉郡鎌倉扇ヶ谷597	8	県転貸
351	4鎌倉	3	交友	T12.5.1	鎌倉郡鎌倉町長町140 大塚尚方	10	県転貸
352	4鎌倉	4	星月	T12.5.1	鎌倉市長谷236	7	県転貸
353	4鎌倉	5	鎌倉旭	T14.3.31	鎌倉郡鎌倉町小町305	7	県転貸
354	4鎌倉	6	鎌倉町有終	T14.3.31	鎌倉郡鎌倉町雪ノ下368	8	県転貸
355	4鎌倉	7	子	T14.3.31	鎌倉郡鎌倉町大町1122	7	県転貸
356	4鎌倉	8	福寿	T14.3.31	鎌倉郡鎌倉町小町53	8	県転貸
357	4鎌倉	9	鎌倉新興	T14.12.3	鎌倉郡鎌倉町雪ノ下58	10	県転貸
358	4鎌倉	10	同好	T14.12.3	鎌倉郡鎌倉町坂ノ下原ノ台238	9	県転貸
359	4鎌倉	11	玉縄	T14.12.3	鎌倉郡玉縄村閩3017	9	県転貸
360	4鎌倉	12	鎌倉	T14.3.31	鎌倉郡鎌倉町大町南側2410	10	県転貸
361	4鎌倉	13	鎌逗	T14.4.24	鎌倉郡鎌倉町小町343	7	海軍共済
362	4鎌倉	14	相交	T14.10.5	鎌倉郡鎌倉町坂ノ下原ノ台238	12	海軍共済
363	4鎌倉	15	小坂	T14.12.3	鎌倉郡小坂台1880	16	県転貸
364	4鎌倉	16	鎌倉信友	T15.12.20	鎌倉郡鎌倉町大町2404	10	県転貸
365	4鎌倉	17	鎌倉斯民	T15.12.20	鎌倉郡鎌倉大町118	9	県転貸
366	4鎌倉	18	鎌倉木造店舗向	S2.12.1	鎌倉郡鎌倉町大町1062	12	県転貸
367	4鎌倉	19	鎌倉昭和	S3.4.7	鎌倉郡鎌倉町大字小町309	9	県転貸
368	4鎌倉	20	柳都	S4.4.5	鎌倉郡鎌倉町小町309	8	県転貸
369	5高座	1	相原	T14.3.31	高座郡相原村橋本 神奈川県立農業高校内	7	県転貸
370	5高座	2	高座医師	T14.3.31	高座郡有馬村中野353	14	県転貸
371	5高座	3	藤沢	T14.12.3	高座郡藤沢町鶴沼2678	10	県転貸
372	5高座	4	隣保	T15.12.20	高座郡藤沢町鶴沼3241	9	県転貸
373	5高座	5	相生	T15.12.20	高座郡藤沢町1017	13	県転貸
374	5高座	6	茅ヶ崎	S2.5.30	高座郡茅ヶ崎町茅ヶ崎5977	8	県転貸
375	5高座	7	藤澤信睦	S2.7.13	高座郡藤沢町藤沢561	9	県転貸
376	5高座	8	高砂<茅ヶ崎>	S3.4.7	高座郡茅ヶ崎町茅ヶ崎5079	8	県転貸
377	5高座	9	海老名村	S3.4.7	高座郡海老名村国分1936	9	県転貸
378	5高座	10	藤澤昭和	S3.4.7	高座郡藤沢町西富157	8	県転貸
379	5高座	11	戊辰	S3.4.7	高座郡藤沢町藤沢460	8	県転貸
380	5高座	12	大和	S24.3.25	高座郡大和町鶴見2750	18	信用組合
381	5高座	13	神奈川相模工業(旧・神奈川小松)	S26.1.31	高座郡相模原町淵野辺 株式会社小松製作所相模作業所	38	住宅金融公庫
382	6中	1	大磯	T11.3.25	中郡大磯町大磯955	9	県転貸
383	6中	2	平塚	T11.3.25	中郡平塚町平塚新宿1195	23	県転貸
384	6中	3	平塚相互	T12.5.1	中郡平塚町平塚新宿1381	8	県転貸
385	6中	4	岡崎	T14.3.31	中郡岡崎村3634-イ号	25	県転貸
386	6中	5	秦野復興	T14.3.31	中郡秦野町曾屋2214	31	県転貸
387	6中	6	平塚第三	T14.3.31	中郡平塚町託宿2103	7	県転貸
388	6中	7	二宮	T14.3.31	中郡吾妻村二宮824	8	県転貸
389	6中	8	湘南	T14.3.31	中郡大磯町大磯992	10	県転貸
390	6中	9	平塚協力	T14.12.3	中郡平塚町平塚新宿1091	12	県転貸
391	6中	10	秦野	T14.12.3	中郡秦野町曾屋1925	13	県転貸
392	6中	11	曾屋	T14.12.3	中郡秦野町曾屋2275	20	県転貸
393	6中	12	千村	T14.12.3	中郡西秦野村千村249	22	県転貸
394	6中	13	大磯平塚町	T14.12.3	中郡大磯町神明町936	11	県転貸
395	6中	14	伊勢原	T14.12.3	中郡伊勢原町池端489	9	県転貸

通し No.	地域分け	地域 No.	組合名	設立許可 年月日	事務所所在地	組合 員数	借入先
396	6中	15	大磯町西小磯	T14.12.3	中郡大磯町西小磯245	9	県転貸
397	6中	16	東秦野第一	T15.12.20	中郡東秦野村糞毛526	13	県転貸
398	6中	17	北秦野	T15.12.20	中郡北秦野村戸字川塞開戸70	10	県転貸
399	6中	18	平塚報徳	T15.12.20	中郡平塚町平塚1135	9	県転貸
400	6中	19	中郡東秦野村名古木	T15.12.20	中郡東秦野村名古木129	12	県転貸
401	6中	20	湘南第二	T15.12.20	中郡平塚町平塚新宿940	12	県転貸
402	6中	21	曾屋共栄	T15.12.20	中郡秦野町曾屋5857	18	県転貸
403	6中	22	秦野中央	T15.12.20	中郡秦野町曾屋365	17	県転貸
404	6中	23	西秦野	T15.12.20	中郡西秦野堀西468	14	県転貸
405	6中	24	南秦野	T15.12.20	中郡南秦野村字尻尻187	13	県転貸
406	6中	25	大根村	T15.12.20	中郡大根村矢舌901	12	県転貸
407	6中	26	旭村	S3.4.7	中郡旭村出縄428	9	県転貸
408	6中	27	大山恵栄	S3.4.7	中郡大山町大山376	10	県転貸
409	7愛甲	1	厚木木造店舗及店舗向	S3.2.20	愛甲郡厚木町2588	16	県転貸
410	7愛甲	2	厚木	S3.4.7	愛甲郡厚木町719	9	県転貸
411	7愛甲	3	南毛利	S3.4.7	愛甲郡南毛利村長谷1097	9	県転貸
412	8足柄上	1	菖蒲	T12.12.20	足柄上郡上秦野村菖蒲1688	10	県転貸
413	8足柄上	2	神郵	T13.6.17	足柄上郡川村川村山北2598	36	簡易保険
414	8足柄上	3	曾我村	T15.12.20	足柄上郡曾我村大字上曾我745	11	県転貸
415	8足柄上	4	桜井村	S3.4.7	足柄上郡桜井村柏山963	9	県転貸
416	9足柄下	1	小田原	T11.3.25	足柄下郡小田原町幸1-21	17	県転貸
417	9足柄下	2	共栄<小田原>	T14.3.31	足柄下郡小田原町幸1-247	7	県転貸
418	9足柄下	3	万年	T14.3.31	足柄下郡小田原町万年3-531	8	県転貸
419	9足柄下	4	真鶴	T14.3.31	足柄下郡真鶴村715	31	県転貸
420	9足柄下	5	江ノ浦	T14.3.31	足柄下郡片浦村江の浦324	22	県転貸
421	9足柄下	6	新玉	T14.12.3	足柄下郡小田原町新玉1-102	9	県転貸
422	9足柄下	7	誠友	T14.12.3	足柄下郡小田原町新玉2-244	10	県転貸
423	9足柄下	8	福向	T14.12.3	足柄下郡小田原町1-215	9	県転貸
424	9足柄下	9	興産	T14.12.3	足柄下郡小田原町十字1-69	7	県転貸
425	9足柄下	10	城北	T14.12.3	足柄下郡小田原町幸1-111	10	県転貸
426	9足柄下	11	下中村小船	T14.12.3	足柄下郡下中村小船169	9	県転貸
427	9足柄下	12	下中村上町	T14.12.3	足柄下郡下中村上町711	9	県転貸
428	9足柄下	13	宮ノ台	T14.12.3	足柄下郡下曾我村曾我谷津417	10	県転貸
429	9足柄下	14	真鶴相互	T14.12.3	足柄下郡真鶴町748	9	県転貸
430	9足柄下	15	岩本	T14.12.3	足柄下郡下曾我村曾我谷津553	10	県転貸
431	9足柄下	16	下曾我村	T14.12.25	足柄下郡下曾我村曾我岸292	10	県転貸
432	9足柄下	17	十字	T15.10.16	足柄下郡小田原町十字2-356	9	県転貸
433	9足柄下	18	萬新	T15.10.16	足柄下郡小田原町新王3-457	12	県転貸
434	9足柄下	19	緑町	T15.10.16	足柄下郡小田原町緑2-217	12	県転貸
435	9足柄下	20	大正<小田原>	T15.12.20	足柄下郡小田原町緑2丁目266	12	県転貸
436	9足柄下	21	復興<小田原>	T15.12.20	足柄下郡小田原町万年2丁目344	10	県転貸
437	9足柄下	22	三十区	T15.12.20	足柄下郡小田原町2丁目425	10	県転貸
438	9足柄下	23	七福<小田原>	T15.12.20	足柄下郡小田原町万年4丁目618	11	県転貸
439	9足柄下	24	朝日	T15.12.20	足柄下郡小田原町1-34	9	県転貸
440	9足柄下	25	土肥村	T15.12.20	足柄下郡湯河原町宮下401	12	県転貸
441	9足柄下	26	足柄	T15.12.20	足柄下郡足柄村井細田435	11	県転貸
442	9足柄下	27	共栄<真鶴>	T15.12.20	足柄下郡真鶴村720	14	県転貸
443	9足柄下	28	岩村	T15.12.20	足柄下郡岩村867	12	県転貸
444	9足柄下	29	中村原	T15.12.20	足柄下郡下中村中村原298	12	県転貸
445	9足柄下	30	小竹	T15.12.20	足柄下郡下中村小竹1789	10	県転貸
446	9足柄下	31	興誠	T15.12.20	足柄下郡小田原町新玉1-58	10	県転貸
447	9足柄下	32	至誠木造店舗向	S3.3.26	足柄下郡小田原町3-348	9	県転貸
448	9足柄下	33	井細田	S3.4.7	足柄下郡足柄村井細田64	9	県転貸
449	9足柄下	34	真鶴復興	S3.4.7	足柄下郡真鶴町727-1	10	県転貸
450	9足柄下	35	岩村第二	S3.4.7	足柄下郡岩村527	10	県転貸
451	9足柄下	36	共栄<湯本>	S3.4.7	足柄下郡湯本町湯本698	10	県転貸
452	9足柄下	37	真鶴昭和	S3.4.7	足柄下郡真鶴町35	10	県転貸
453	9足柄下	38	吉浜	S3.4.7	足柄下郡吉浜村吉浜999	9	県転貸
454	9足柄下	39	友盛木造店舗向	S3.4.17	足柄下郡小田原町十字1-19	9	県転貸
455	9足柄下	40	国府津町共栄店舗向	S3.6.27	足柄下郡国府津町1545	9	県転貸

＜付資料6＞「横浜貿易新報」に見られる住宅組合記事目録

年	記事年月日	記事見出し
T10	1921/1/15	社会事業調査
	1921/1/20	内務提出法案
	1921/1/20	社会事業調査
	1921/3/10	政府提出法案
	1921/3/25	住宅組合法案
	1921/4/7	住宅県債認可
	1921/4/10	住宅組合細則
	1921/4/17	低資全部指令 小住宅建築用
	1921/5/19	住宅組合低資
	1921/6/8	住宅組合低資
	1921/6/10	住宅組合を 吏員教員に勧誘
	1921/6/20	住宅組合施行
	1921/6/26	住宅組合旺盛 低資借入申込三百万に達す
	1921/6/29	住宅組合低資 融通申込二十組 尚ほ申込受付
T11	1922/2/9	官公吏員で実現する下郡の住宅組合 組合員20余名で 一回借入4万余円
	1922/2/16	特殊扱を避けた住宅組合 昨日認可申請に及ぶ 組合員17名
	1922/2/16	住宅組合と低資不融通 当局の非常識から簡保に走る
	1922/2/25	貸付決定す 住宅低利資金
	1922/4/7	住宅組合許可 平塚以下6組
	1922/4/26	住宅資金契約(横浜市)
	1922/4/26	住宅組合難 資金貸付遅れて避難
	1922/5/20	住宅組合低資 貸付条件決定
	1922/5/25	肝心の趣旨に副はない 住宅低利資金 互助住宅組合だけ許可されたが 七面倒な県の規定が煩い
	1922/5/30	住宅組合の資金に就き 古川(横須賀市)庶務課長 出県協議す
	1922/5/30	住宅借入金 28日組合長に交付さる(平塚住宅組合)
	1922/5/31	住宅資金と当局難詰 各住宅組合共に規程を詰る
	1922/6/3	小田原の住宅難 人口戸数は逐年増加するが住宅組合と町営住宅で緩和さる
	1922/6/6	大正住宅認可(横浜市)
	1922/6/7	住宅低資 組合の希望容認さる
	1922/6/13	住宅低利資金貸下の出願三組合 悲惨を極めた公正組合 規模を縮小して再出願
1922/9/20	低利住宅で料理店を開業するもあり 県から叱らる(平塚町)	
T12	1923/2/14	住宅組合再願(戸塚住宅組合)
	1923/3/14	県参事会 住宅資金貸付追加更正可決
	1923/4/1	住宅組合設置(川崎町)
	1923/4/25	住宅資金の供給に制限取締を設ける 今度の融通分から
	1923/4/26	住宅資金 四倍の申込 市社会課が厳密調査
	1923/7/1	住宅産業組合、社会事業 希望額は200万円 県は内務省へ申請
	1923/7/24	住宅低利資割当 市より申請
	1923/7/26	田浦住宅組合 いよいよ建築に着手
	1923/8/2	厚木住宅組合建設近し
	1923/8/8	住宅定款説明(厚木住宅組合)
1923/8/17	住宅建築着工 資金の交付を受く(横須賀相互住宅組合)	
T13	1924/1/29	住宅組合組織(常盤園住宅組合)
	1924/1/30	住宅組合総会(厚木住宅組合)
	1924/3/13	住宅組合大困り 震害復旧の補助金交付方陳情甲斐なく 直接内務省に強談判
	1924/3/19	住宅低資金申請
	1924/4/9	住宅組合申請の店舗兼営激増 許可の方針で意向を照会
	1924/4/19	鶴首して待つ 住宅組合費の割当 近く融通されるらしい
	1924/6/17	住宅組合出願
	1924/6/26	住宅資金の割当150万円 社会局の調査決定
	1924/7/3	しばらく配当通知のあった住宅組合の資金 県下で他に計画が無ければ市は50万円を得る
	1924/7/19	住宅難も緩和近し 低資融通さる
	1924/7/22	県住宅低利資金 貸付条件決る 2千円を限度に資産者は一切除外方針
	1924/8/9	上溝の発展 住宅難 緩和策遂行
	1924/8/16	むづかしい住宅 低利資金の割当 県市に於て鋭意調査中 決定は尚ほ相当日を要す
	1924/8/24	住宅組員募集(溝村住宅組合)
	1924/8/27	住宅組合の救済策 震災で焼失したものには資金を融通して復活
	1924/9/9	震災罹災者には優先権を与ふる筈の住宅資金貸
	1924/9/17	住宅組合頻出(小田原町)
	1924/9/26	住宅組合現状(足利下郡)
1924/10/3	五十万円振当命令 小住宅費に(横須賀市)	
1924/10/7	労働小住宅の低利貸付案制定 従来の住宅資金中包含し 一人3千円以内と制限さる 既に申込額60万円に達す(横須賀市)	

年	記事年月日	記事見出し
T13	1924/10/7	住宅組合資 50万起債 来る11日市会招集 規程と共に審議(横須賀市)
	1924/10/10	上溝住宅組合
	1924/10/11	予算も同意 住宅組合の問題も議論あったが 希望条件を付し同意 きのふの県参事会
	1924/10/12	住宅組合役員(上溝土地住宅組合)
	1924/10/15	社会事業 住宅組合 経営問答
	1924/10/17	震災復旧 追加予算決定 希望やら質問で会議大賑か 会期を一日剩す 臨時県会最終日
	1924/11/21	低利資30万円で住宅月賦売渡 25坪以内の建築に3千円を限度とす(横須賀市)
	1924/11/23	社会事業貸付金 350万円 前年より100万円減
	1924/12/7	市内住宅組合資金 要求相変わらず多し 交付される迄には相当内務省で査定の間がある(横浜市)
	1924/12/12	弊害を矯める住宅組合の貸付 最高2500円とし 明年はそろそろ実施
	1924/12/21	住宅組合貸付金は年内に査定さる 資格審査頗る事面倒 市営住宅30万円は其後(横須賀市)
	T14	1925/1/16
1925/2/17		住宅組合資金 35万円交付(横浜市)
1925/2/27		厳選に厳選を 住宅組合 許可方針
1925/2/28		公営住宅資金 振当て大面倒 貸付上申中のも28組 総額80万円にもならん
1925/3/3		室公室平といふ 労働者住宅組合決る 消防組頭は選に入って職工や真の労働者篩ひ落さる(横須賀市)
1925/3/6		いよいよ融通される住宅再建費 県下組合が待焦れたもの 多少は減額されて
1925/3/24		許可見込の住宅組合の内訳 12年度分が漸く 13年度の末期に指令
1925/3/28		住宅低資配当決定 起債の件いよいよ許可さる
1925/4/2		住宅組合費 50万円交付 20万円は12組合へ 30万円の単独申込受付開始
1925/4/2		中郡住宅組合
1925/4/5		組合住宅敷地(常盤園住宅組合)
1925/4/10		住宅資続で許可(足柄下郡)
1925/4/14		住宅資金出願採否 一流揃の申請許可とならず(足柄下郡)
1925/4/18		希望額は莫大 融通資金内訳 県下の住宅社会事業 13年度政府貸付金
1925/6/7		市郡の住宅組合に厳しい査定 資金は80万円 臨時県会を経て貸付決定
1925/6/9		14年度は9人に 住宅組合の組織
1925/7/11		産業組合冷遇から住宅の角突合 農林省から知事へ抗議
1925/7/28		空き家は殖えても住宅組合は殺到
1925/8/12		産業組合の住宅融資は優先 当局の措置に組合員誤解す 融資方針を通牒
1925/8/14		店舗向の住宅資金 県社会課長協議会
1925/8/21		低利資金の融通で店舗向住宅復旧 調査の結果横浜を除き 380万円に達す
1925/8/22		郡部の住宅建設貸付割当決定す 13年度55万円 産業組合には貸付けぬ
1925/8/30		郡部住宅費 貸付協議 13年度分の
1925/9/3		横浜住宅組合 配当一難題 厳選の上更らに抽選 14年度は年末に
1925/9/4		住宅低資で県下に2千戸 政府の貸出巨額 芽が出た社会政策
1925/9/6		住宅組合帳簿検査(5日、大磯町役場)
1925/9/9		罹災住宅の復旧費8組合へ配当
1925/9/11		横浜の木造店舗建築資金の貸付 2百万円間違ひなし 復興建築会社関係以外に
1925/9/17		集团的の組合へ 木造建築費融通 横浜の190万円 貸付方法略定す
1925/9/23		市住宅資金 貸付方針 県から指示(横浜市)
1925/10/1		横浜住宅組合 貸付抽選日取
1925/10/9		問題の市内住宅 組合申請 抽選の上融資(横浜市)
1925/10/9		住宅組合取締 協心組合問題
1925/10/10		住宅抽籤会終らず 市当局善後策に苦心(横浜市)
1925/10/11		木造店舗建築 市の貸付要項 正式通牒に接せず 市会提案遅る(横浜市)
1925/10/21		店舗向住宅 建築資金 差当り16万5千円融通
1925/10/29		此の条件を備ふれば貸付に優先権を 木造店舗建築資金 市会の協賛を経て(横浜市)
1925/11/3		店舗向住宅貸付方針 5ヶ年に幾回にも亘る(横浜市)
1925/11/3		住宅認可内定(横浜市)
1925/11/3		住宅組合被害 復旧費割当(横浜市)
1925/11/5		店舗向住宅費 本県7万円 横須賀市へ
1925/11/7		店舗住宅受理(横浜市)
1925/11/15		住宅組合 設立者のために 井上一
1925/11/17		住宅組合着工(熱海住宅組合)
1925/11/20		趣旨をはき違へた住宅資金は出せぬ 郡部の申請組合 社会局から警告さる
1925/11/21		住宅組合の辨 社会局の諒解
1925/11/28		店舗住宅資金申込 第1回の締切迄に 早くも予定を突破(横浜市)
1925/12/5	店舗住宅 資金貸付 組合選定方針(横浜市)	
1925/12/8	貸付組合資格 銓衡の抽選日 木造店舗資金(横浜市)	
1925/12/18	木造店舗資金 貸出実地調査(横浜市)	
1925/12/25	郡部住宅認可	
1925/12/27	市の住宅組合 認可は明年(横浜市)	
T15	1926/1/14	郡部住宅資金貸付方針 昭和元年度の融通分
/	1926/1/15	木造店舗資金に市が単独運動 2次交付金から 第1回はまだ組合未決定(横浜市)

年	記事年月日	記事見出し	
T15 / S元	1926/1/27	住宅組合決定 横浜13年度分	
	1926/2/4	住宅資金転貸 市町村から組合へ	
	1926/2/7	社会課疑獄 いよいよ進展して 課員多数取調を受く 検事局大に色めく(横浜市)	
	1926/3/7	木造店舗の貸付方針 第2回の組合さへ未決定	
	1926/3/7	店舗住宅交付	
	1926/3/9	住宅資金の供給希望 県下を通じて非常に多い	
	1926/3/21	店舗住宅資 貸付組合 資格の完備は少ない(横浜市)	
	1926/4/17	市郡住宅資金の分前から一紛擾 知事の懇請から 県参事会漸く原案可決	
	1926/4/19	木造店舗建築 第2次資金貸付 10組合に及び予定 市の資格審査近く終了(横浜市)	
	1926/4/21	全64住宅組合の内容の帳簿検査 県吏が出張して	
	1926/4/27	住宅資金 購入費は将来削除	
	1926/5/2	住宅組合に資金滞納 この不結果に当局目覚む	
	1926/5/4	此の住宅組合申込に少額の割当資金 次の市会を経て 組合中抽籤で先づ順位決定(横浜市)	
	1926/5/11	木造店舗貸付組合 目下手続中(横浜市)	
	1926/5/12	木造店舗資金 2次申請組合(横浜市)	
	1926/5/12	14年度住宅 抽選日決定(横浜市)	
	1926/5/13	郡部住宅組合 町村から転貸 5月20日迄に申請	
	1926/6/3	住宅資金 貸付延滞整理に悩む	
	1926/6/5	住宅組合を県が督励 事務処理の実績から	
	1926/6/8	木造店舗資金 26万6千円	
	1926/6/11	住宅組合へ賊(平塚町海軍火薬廠住宅組合)	
	1926/6/18	市部住宅資金 15年度配分は増額(横浜市)	
	1926/6/20	住宅組合出願 15年の総計	
	1926/6/21	木造店舗 横須賀の2組合正式認可	
	1926/6/22	14年住宅資金割当額内定	
	1926/6/24	住宅組合8つ(鎌倉町)	
	1926/6/24	住宅資金借入(鎌倉町)	
	1926/7/26	住宅組合認可(平塚町)	
	1926/7/31	木造店舗建築資金の貸付 一向に捗らず それでは活用の時期を逸すと焦る一市当局(横浜市)	
	1926/7/31	14年度住宅組合 二日抽籤の上貸付決定(横浜市)	
	1926/8/8	木造店舗貸付1組合追加(横浜市)	
	1926/8/11	14年度の住宅組合貸付 抽籤にて決定(横浜市)	
	1926/8/25	住宅低利資金割当内定 但8組合分	
	1926/8/27	店舗住宅認可(横浜市)	
	1926/10/8	郡部店舗住宅 第2第3貸付	
	1926/10/14	信用組合の資金を小住宅費に貸す 15年の申込の超過振り 誌の住宅政策難(横浜市)	
	1926/10/14	償還を怠る郡部住宅 不良組合は県当局窮策	
	1926/10/26	低利資金配当決定 33住宅組合へ	
	1926/12/22	14年度住宅 認可組合 郡部の貸付組合を招致	
	1926/12/29	本年度横浜の住宅資金 融通額は22万5千円(横浜市)	
	S2	1927/1/9	住宅組合員調査
		1927/1/14	軍部住宅資金 貸付方針 昭和元年度の融通分
		1927/1/18	罹災復旧 住宅産業組合 低利資金貸付案 繰上定例参事会可決
		1927/2/10	木造店舗建築 資金貸付状況(横浜市)
		1927/2/16	店舗建築資金貸付と本省側の意向 横浜の要望に応ずる(横浜市)
		1927/2/22	市へ資金貸付(横浜市)
		1927/2/23	住宅資金割当
1927/2/24		住宅資金割当 市町村別銜衝	
1927/3/7		教員さんの住宅資金来る(逗子町)	
1927/3/22		19万5千円を店舗向住宅資金 申請組合大部分は希望通りとならん(横浜市)	
1927/3/23		休業銀行(左右田銀行)と市の公金 住宅建築資金の預入気遣はる(横浜市)	
1927/4/16		建築資金の救済策 左右田銀行対市と組合と	
1927/4/21		住宅資金の督促 自治体と組合貸付 大蔵省から元利償還方を	
1927/4/26		議決予算から住宅組合を救ふ 16万余円の債券買収(横浜市)	
1927/5/10		新市域の住宅組合貸付 建築資金は市債(横浜市)	
1927/5/10		郡部住宅 低資貸付	
1927/5/15		住宅を月賦で一般に売出す 面倒な低資融通を避けて 市社会課の方針(横浜市)	
1927/6/6		住宅月賦売りの成案近く提出 60万円3百戸 10年乃至15ヶ年償還	
1927/6/11		住宅整理難に県も月賦提供 本年度から実施の意向 部課長会議の決定	
1927/6/12		店舗住宅貸付 第6回融通(横浜市)	
1927/6/29		住宅組合貸付 昭和元年申込分(横浜市)	
1927/6/30	趣考をかへた住宅分譲案 組合融資の効果は薄い 県も賛成している(横浜市)		
1927/6/30	不認可なれば組合申請 内務省次第で(横浜市)		
1927/7/5	住宅組合当選(横浜市)		
1927/8/19	住宅低利資金回収難で行詰る 銀行の利子も払へぬ 市長内務省へ運動(横須賀市)		

年	記事年月日	記事見出し
S2	1927/9/20	木造店舗向住宅資金貸付
	1927/9/28	鎌倉の住宅組合 町で問題 十二組合のボロが出さうである
	1927/10/4	新市域の住宅 組合認可さる(横浜市)
	1927/10/11	住宅分譲案 内務省も一考する 融資60万円は奈何(横浜市)
	1927/10/19	住宅組合長が金を持って雲隠れ 市の国税係の書記さん(川崎市)
	1927/11/15	社会施設 本年度の貸付 低資割当
	1927/11/19	住宅組合預金 整理案承認(横浜市)
	1927/11/20	会計検査で暴露した伏魔殿住宅組合 片っ端から不正だらけ
	1927/11/29	木造店舗資金 5組合へ貸付(横浜市)
	1927/12/2	住宅組合の書記 3千円横領 情婦の家に潜伏中捕る
S3	1928/1/20	鎌倉住宅へ低資貸付 県から許可
	1928/1/26	住宅資金転貸 産業組合協議会
	1928/1/27	住宅資金割当決定 県下組合協議
	1928/2/11	店舗住宅起債
	1928/3/13	店舗向住宅資 13万円融資
	1928/3/20	住宅組合 低資割当額決定
	1928/4/19	県下住宅組合の償還全免 倒壊焼失分の
	1928/8/2	三百万円借入監督費に苦む 木造店舗向住宅資金(横浜市)
	1928/8/8	木造店舗資金貸付 3百万円の融通方法(横浜市)
	1928/9/25	住宅組合融資額 本県へ配当
	1928/10/5	市疑獄、横浜住宅組合に飛火【横浜毎朝新聞】
	1928/10/21	店舗向建費を3百万円 近く市会に起債案 明春から貸出し
	1928/11/8	住宅資金 17万円 転貸案緊参へ
S4	1929/1/11	店舗向住宅の申込は多い 80万円融資は確実 更に申請の方針(横浜市)
	1929/1/13	市町村住宅資金貸付 組合協議開催
	1929/2/6	住宅組合調査(川崎市)
	1929/4/2	店舗住宅費 県市へ融通
	1929/7/2	住宅組合調査(川崎市)
	1929/9/20	時利あらずと融資申請取下げ 市の住宅政策中休み 各方面に計画書餅となる模様(横浜市)
	1929/9/21	住宅資金起債(川崎市)
	1929/11/2	起債を断念して 震債解決に直進 大蔵当局の強腰に 県は方針を直立して運動継続
	1929/11/2	住宅組合資金不認可 他日解決せん
	1929/11/8	住宅組合員の融資問題 同潤会関係の分 方法手続問題となる(横浜市)
	1929/11/19	猛運動奏効し住宅低資交付
1929/12/21	店舗向住宅債 起債認可さる	
S5	1930/1/21	住宅組合総会(高津町)
	1930/4/16	不良住宅組合の徹底的整理 表装業者組合に対して横浜市が差押へ断行
	1930/4/20	放棄した政策を変へて 市が住宅を建設 関係失業者の救済を加味 新市民の吸収(横浜市)
	1930/8/21	住宅資金借替方針 利下げを機に
	1930/10/21	住宅組合の調査(下曽我住宅組合)
	1930/11/21	復興建築資金と店舗向住宅も借替 何れも利子の引下が行はれる(横浜市)
	1930/12/18	箱根旅館の復興には 住宅組合を組織させて 二十万円要求に県の態度
	1930/12/24	住宅貸付資金滞納額は増加 新契約に市が苦心(横浜市)
S6	1931/3/19	横浜・予算委員会(十日目) 住宅組合に条件
	1931/5/8	据置・延納で償還方針を樹つ 震災関係債に対する 県の意見決定す
	1931/7/7	『連帯責任』を緩和して住宅組合の大整理 34万円滞納の横浜市内 市はもうコリゴリ(横浜市)
	1931/7/9	不良住宅に断然解散を命じ 滞納金も強徴する県の整理方針成る
	1931/8/5	店舗住宅資金償還利低下(鎌倉町)
	1931/9/4	住宅組合の積立金等横領(下曽我住宅組合)
	1931/9/6	市の住宅組合貸付回収つかず 滞納40万円に達す(横浜市)
	1931/10/3	融資による住宅 整理に一大英断 滞納50万円に達す
	1931/12/7	住宅低資金償還解決か(北秦野村住宅組合)
	1931/12/20	いよいよ解決の北秦野住宅組合 保証人が住宅資金弁償(北秦野村住宅組合)
	1931/12/21	解決か破談か住宅資金問題 組合員緊張す(北秦野住宅組合)
S7	1932/5/25	住宅組合資金回収方法を懇談
	1932/7/9	住宅組合の内容調査 懸案解決の基本に 注目される課長の上京(横浜市)
	1932/8/13	19住宅組合モラを嘆願(小田原町)
	1932/8/16	住宅組合のモラ陳情対策(小田原町)
	1932/8/21	不振の住宅組合を県が救済す 低資を融通して 不良組合は断乎整理
	1932/8/26	住宅組合で年賦猶予陳情(小田原町)
	1932/9/14	横廠共済会の住宅資金
	1932/9/28	住宅資金延還で県下大会を開く 小田原が主唱して県下390組合へ飛檄
	1932/10/7	住宅組合難況打開を協議(平塚市)
	1932/10/12	28万円の住宅滞納新整理 県庁から方法提示(鎌倉町)
	1932/10/14	住宅資金の返還延期に悲鳴 県下に飛檄大会を開く(小田原町)

年	記事年月日	記事見出し
S7	1932/10/20	住宅低資返還延期要求大会 横浜は25日提出 小田原は下旬県下大会
	1932/11/5	脅かされる県の財政 住宅組合の滞納に対し整理方針決定す
	1932/11/5	住宅低資金返還延期の運動 けふ小田原で県下大会
	1932/11/6	住宅低資の返還延期大会 二宮神社に祈願す
	1932/11/7	県下住宅組合連合会成る 本部を横浜に支部を各地に 償還延期の陳情運動
	1932/11/15	住宅組合の償還延期申合(平塚市)
	1932/11/15	住宅組合連合会償還延期猛運動 役員其他決定準備整ふ
	1932/12/2	住宅組合滞納整理資金 近く政府より融資 普通住宅組合の希望は充されるか、店舗組合の方が不足で市が考慮
	1932/12/10	住宅低資と商工融資 混同せぬ積明運動
	1932/12/13	住宅資金償還延期の打合せ(平塚市)
S8	1933/1/22	住宅組合に専門の整理係(鎌倉町)
	1933/1/22	住宅組合連合会 代表者陳情 2日ばかりで上京
	1933/3/4	横浜市予算委員会(第8日) 住宅組合の滞納 方面委員事務など問題
	1933/3/11	不良住宅組合に最後手段 差押・解散を断行
	1933/4/3	住宅組合の滞納 50万円に達す(横浜市)
	1933/5/22	不良住宅組合の整理を断行
	1933/10/25	県の住宅組合連合会の大活躍(平塚他に支部)
	1933/10/29	住宅組合代表償還延期嘆願(27日、平塚他の支部長)
	1933/11/8	不良の住宅組合いよいよ解散を命ずる(平塚湘南・平塚報徳菖蒲他)
	S9	1934/3/11
1934/4/23		住宅組合融資 町村及組合へ
1934/4/27		住宅組合の検査断行
1934/5/13		県・宝刀を抜かん 住宅組合の不良に大てこすり 先づ10組合を処分
1934/6/8		愈・住宅組合征伐 不良11組合の処分 県参事会に提案の内容
1934/7/29		不屈な組合の為 政府に縋る 住宅資金償還が出来ぬ
1934/10/20		県下住宅組合利下げ運動
1934/10/28		住宅組合連合会(本部横浜支部平塚他)
1934/11/5		県・宝刀を抜き 不良住宅員訴訟 非常手段断行続かん
S10		1935/1/11
	1935/2/3	借金苦の住宅組合へ 12万円融資 県市町の割当決定
	1935/5/21	住宅組合転貸債 整理方法の協議 4組合までが償還不活発
	1935/5/23	住宅組合委員会強硬 滞納組合を処分か 今日役場と組合側協議
	1935/5/25	住宅組合回答
	1935/5/26	住宅組合の回答まちまち
	1935/5/30	繰上充用への追加予算 遣り繰り忙し 藤沢町の苦しい算段 町営住宅も遂に売却と決す
	1935/6/15	愈・伝家の宝刀 県が住宅組合整理 強制処分して補填の覚悟
	1935/7/23	横着者時代、当局業を煮やしても払はぬ住宅組合員
	1935/7/30	不良組合は強制処分 住宅整理方針
	1935/8/10	不良住宅に催告状
	1935/8/13	住宅組合厳査
	1935/8/17	住宅組合長からいろいろの註文 市営住宅滞納整理に
	1935/8/17	けふは店舗組合長会議
	1935/8/18	利子利下げと期限延長 店舗住宅組合が要請 きのふ社会課長らと協議
	1935/9/6	店舗資金関係 市転貸金利下(横浜市)
	1935/10/17	住宅滞納40万円 県庁愈強硬整理 県参事会で決る
	1935/12/28	低利融資を横領 白日下の北秦野疑獄 前理事者五名近く送局
S11	1936/1/14	滞納47万円 出直す住宅組合 今度こそは断乎整理
	1936/1/29	明け渡し要求で滞納住宅の整理 完納者には連帯責任緩和
	1936/1/30	住宅組合打合せ会
	1936/1/31	住宅組合の低資回収(30日、平塚市役所で平塚厚木他の各住宅組合長が会合)
	1936/2/7	住宅組合会(真鶴町住宅組合)
	1936/3/9	滞納30万円 住宅資金整理 新方針実行 町村に責任をもたせる 統一的処理条例を実施
	1936/5/8	浜住宅組合を断乎、整理す 滞納額実に百万円(横浜市)
	1936/5/18	商工住資の滞納 五万円強硬整理 同時に住宅組合も強硬徴収(横須賀市)
	1936/8/1	住宅組合委員会(湯河原町)
	1936/8/4	手を焼く滞納50万円 『整理協会』の新組織 住宅組合にあの手この手
	1936/8/5	藤澤住宅組合資金借替決る(藤沢町)
	1936/8/13	責任を個人判に 利下げで延長 住宅滞納整理に曙光(横浜市)
	1936/10/29	不浄住宅処分に 火災加入を懲罰 県、強硬の注射一本
	1936/10/31	不良住宅組合 断乎強制処分(平塚市)
1936/10/31	住宅組合貸付利引下げ(平塚市)	
1936/12/5	住宅組合会合(小田原住宅組合連合会)	
S12	1937/1/26	住宅組合総会(小田原公正住宅組合連合会)
	1937/2/26	ハマ市社会課の癌 住宅組合資金の起債認可さる
	1937/2/28	不良住宅組合を断乎整理する 決意の県社会課乗出す

年	記事年月日	記事見出し
S12	1937/7/20	住宅組合責任解除で懇談(横浜市)
	1937/9/14	会費が祟った住宅連合組織(横須賀市)
	1937/12/25	住宅組合の整理を促進(横浜市)
S14	1939/2/10	住宅組合役員会
	1939/6/23	住宅難時代の新案 工人協同の住宅組合
	1939/7/21	職工住宅の建築に厚生省出渋る 市営組合住宅解決つかず 職工アパートも着工遅延
S15	1940/1/10	返す意志のない悪質住宅組合に断 ハマ市最後手段に出づ(横浜市)
S17	1942/3/19	新住宅5萬戸建築 是が非でも今年中に完成
	1942/4/10	県財政の固疾摘出 住資滞納を整理断行 その金で労務住宅建設
	1942/4/18	滞納住資に大メス 組合員の誠意に訴ふ
	1942/4/26	住資滞納整理進む
	1942/5/9	住資滞納組合に 県の強硬方針を示達
	1942/5/30	住資返済まづ上等 初日早くも6萬円収納
	1942/7/20	滞納住資の償還 既に15万円を突破
	1942/7/23	住宅組合が自発的に償還
	1942/8/4	心臓が強過ぎる 住資滞納整理へ突込む
	1942/9/10	住宅行政を徹底 各市町厚生課長を招集
	1942/9/24	住資40万円回収
	1942/12/30	生産力拡充の根基 住宅難の緩和・解消 県の住宅政策の概観
S18	1943/1/9	転貸住宅資金回収 今年中全額償還に邁進
	1943/1/27	転貸住宅資金整理 概して順調に進捗 不徳な場合は嚴重警告
	1943/3/21	住宅資金強硬整理(湯河原 住宅組合貸付金未納金)
	1943/4/1	住組連合会 評議員会と総会(小田原)

※丸ゴシックは店舗向住宅組合に関する記事

※文末の〈 〉にはどこに関する記事か筆者が付記した。

第5章 横浜市の震災にみる住宅組合法の適用状況

第1節 はじめに

本章では、法施行の2年後に起こった関東大震災（以下、震災とする）の影響を考えるとともに、どのように住宅組合法を適用していたかを検証する。

住宅組合は関東地域と六大都市圏に集中する傾向が見られたが、こうした背景には大正12(1923)年9月1日に起きた震災が住宅組合の設立数に大きな影響を与えたことが関係していると考えられた。それは、つまり東京市と神奈川県では震災で大きな被害を受け、それらの建物のなかには住宅組合による組合員住宅も含まれており、住宅組合法がそれらの復興に利用されていたと推察できる。神奈川県では被災地の復興事業を行うために政府から2,613万6,600円を借り受けて、急激な住宅不足を生じた市町村に対してはそれらの中から住宅建設資金として433万2,900円を用意している¹。こうした背景をふまえると中産階級以下の住宅不足の解消を目的とした住宅組合法が、震災を契機として同様の趣旨を持った住宅不足の解消事業に転用されたことは十分に考えられる。

なお、大正10年の住宅資金貸付に関する内務次官から地方長官への通牒²において、罹災救助基金を住宅組合法にもあてはめて、人口集中が甚だしく住宅難を訴える地方の組合に貸し付ける方針が伝えられた。これは和歌山県知事からの照会に対して内務省社会局長が回答したことによるもので³、理由は低利資金からの金額では貸付資金が足りないためであったが、法施行年当初から罹災救助基金からも転貸してよいことになっていた。

震災による被害が大きかった神奈川県では、神奈川県立公文書館に住宅組合法に関連する住宅組合員の被災史料を所蔵している。中でも図5-1の『大正13年度大震災被災組合、再建築貸付関係書類』⁴には組合員住宅の損害状況、住宅組合員からの救済請願書、請願の希望金額、政府の請願に対する査定結果が含まれており、住宅組合法と震災との関係を知ることができる。また横浜市議会の『横浜市市会議事速記録』⁵のほか、第4章で使用した『横浜市社会事業概要』⁶、『横浜市住宅組合の現況』⁷、『住宅組合の手ひき』⁸にも横浜市の住宅組合に関する被害状況の記録が記されている。本章ではこれ

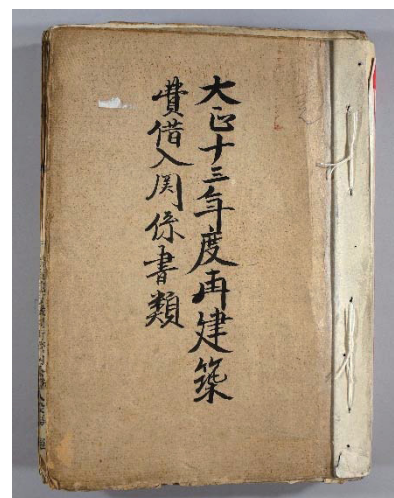


図 5-1 神奈川県立公文書館所蔵『大正13年度大震災被災組合、再建築貸付関係書類』

らの史料から、神奈川県の中でも震災の被害が著しかった横浜市に限定し、当時の住宅組合の被害状況とそれに対する対応をみることで住宅組合法をどのように適用させていったのか考察するものである。

第2節 横浜市市議会にみる住宅組合法の解釈

横浜市では大正10年4月12日に施行された法律第66号「住宅組合法」を受け、大正11年3月16日の横浜市議会で大正10年度の事業として「第34号 住宅組合事業資金トシテ低利資金起債ノ件」を原案可決した⁹。

大蔵省預金部から融資される低利資金の借入金利率は年4分8厘で、償還期限は住宅組合法で最長20年以下と定められていたが、横浜市ではこれより3年短い最長17年を償還期間と設定した¹⁰。横浜市では初年度から住宅組合への申込者が多く、初年度の申込者数は22住宅組合、申請金額66万円¹¹であった。そのうち融資額を用意できたのは申請金額の半分以下にあたる27万円¹²であった。

横浜市では低利資金の融資を受けてから、横浜市議会で「是カ供給ノ方法ニ付キマシテハ何レ詳シク案ヲ調ヒマシテ御供賛ヲ仰ク積リテアリマス」¹³と、各住宅組合への貸付方法を検討している。横浜市では予想以上に申込者が多かったために、申請額より減じられた融資額に対して貸付方法の規定を設けてなく、その対応に追われていた様子を見ることができる。

大正11年5月2日の市議会では「住宅組合低利資金貸付契約書に関する件」が原案可決されている¹⁴。横浜市では一旦、横浜市が債務者となって大蔵省預金部から低利資金の融資を受けて、それを住宅組合に転与する方法を取っていた。そのため横浜市長は住宅事業の進行状況を見ながら、貸付金と貸出し時期について決定の権限を持つ¹⁵と同時に、抵当権の保障は市長が負うことになっていた。そのため債務者である住宅組合と『低利資金貸付契約書』を取り交わす必要¹⁶があり、貸付契約書の作成を検討したものと考えられる。

横浜市ではこの他、同じ横浜市議会において低利資金を利用した組合員住宅にどのような内容が相応しいかが議論されている。たとえば某市議会議員が住宅組合に関する質問で「住宅ト云フ字ハハッキリ致シマセヌカ、小売商人ノ店舗ト住ヒカ一緒ニナッタヤウナモノハトウ云フ

取扱ニナリマスカ」¹⁷と問い質したのに対し、横浜市の責任者の一人である三松武夫助役は以下のような答弁を行っている。

「本当ノ住宅ニ供スルモノノ積リテコサイマス、店舗ハ出スコトモ出来マセウカ、住宅組合カ今現ニ各所テヤツテ居リマス所ヲ見マス、店舗ト云フコトニナツテ居リマセヌノテ総テ住宅ト云フコトニナツテ居リマス、而モ大抵或箇所ニ数戸或ハ十数戸纏メテ同シヤウナモノヲ揃ヘテサウシヤルト云フヤウナ風ニナツテ居ルヤウテコサイマス」¹⁸

住宅組合法で規定されていたのは「中流階級以下の住宅」¹⁹である。しかし、「中流階級以下」と言っても、様々な階層の職種が考えられる。横浜市では組合員住宅に商人が居住する店舗住宅を含めるのかという質問に対し、三松武夫助役が最終的な答弁でサラリーマン向けの普通住宅を組合員住宅として規定している。このことは住宅組合法の発足当初において、サラリーマン向けの普通住宅が組合員住宅に即した住宅として必ずしも人々に認知されていなかった様子を伺わせる。

第3節 横浜市における住宅組合の実施経緯

次に、横浜市における年次毎の住宅組合数の推移と融資額について検討するものとする。表5-1は『横浜市社会事業概要』及び『神奈川県社会事業施設便覧』に記載された数値を元に、横浜市における住宅組合の推移についてまとめたものである。

初年度の大正10年度については先に記した通り、申込組合数が22組合で、申請金額が660,000円であったのに対し、貸与の認可が下りたのは17組合で、融資額は270,000円であった²⁰。組合員総数は123人である。これらの認可と貸付方法については、横浜市議会で「無論県カ認可致シマセヌモノハ仕方カコサイマセヌカ、認可シタモノニ付キマシテ最モ信用厚キモノニ貸シテ行ク積リテコサイマス」²¹と答弁されている。これから推察すると、神奈川県では便宜上の手続きとして神奈川県知事が住宅組合の貸付に関する認可を行い²²、その認可された住宅組合については横浜市長が信用できる住宅組合から優先して住宅建設資金を貸し付ける方法を取っていたものと考えられる²³。

大正11年度は横浜市全体で総額216,000円の融資を受け、その中から横浜市が136,000円を

表 5-1 横浜市に貸付けられた住宅組合資金及び組合・住宅戸数

	貸付年度	資金	組合数	戸数
住宅組合	大正10	270,000	17	123
	大正11	136,000	9	65
	大正12	308,000	22	159
	大正13	250,000	16	144
	大正14	224,500	14	135
	大正15・昭和元	210,000	14	126
	計	1,398,500	92	752
	自大正14至昭和元(合併町村分)	171,000	12	113
	大正12修理	21,000	17	72
大正12再築	78,600	17	47	
住宅建築を 目的とする 産業組合	大正11	80,000	1	27
	大正12	21,000	2	11
	大正13	10,000	1	5
	大正14	15,000	1	8
	大正15・昭和元	15,500	1	7
	大正15・昭和元 (旧 鶴見町引継分)	33,500	2	14
	計	175,000	4	72

*『横浜市社会事業概要』及び『神奈川県社会事業施設便覧』を元に作成

*産業組合数は同一組合に二回以上貸付けたものがあるので内訳と合計と符号せず。なお、自大正14年至昭和元年(合併町村分)の171,000円は大正14年と大正15・昭和元年を併せた434,500円の中から支出されている。

借り受けて、残りの80,000円は住宅建設を目的とした産業組合に割り当てている。この年における住宅組合の設立数は「申込組合の中より确实」²⁴であると認められた9組合である。9組合では65人の組合員に低利資金が貸し付けられ、大正14年度までに57棟の組合員住宅を完成している²⁵。なお、90,000円の融資を受けた住宅建設を目的とする産業組合とは、「其組合員ノ多数ハ県庁ナリ市役所又銀行会社ナドニ奉職シテ居ラレル」²⁶ような高所得者を対象とした横浜住宅信用購買利用組合と思われる。横浜住宅信用購買利用組合では横浜市西戸部町の神奈川県庁官舎内に組合事務所を置き、磯子町で20戸、鶴見町で30戸の住宅経営²⁷を行っている。これらの融資金は磯子町・鶴見町の住宅経営に貸与されたものと考えられる。

大正12年度は表5-1に示すように、住宅組合の設立数が急激に増えている。大正12年度は申し込みが「住宅組合及び産業組合により本市に対する資金借入申込額は72万7000円に達」²⁸しており、このなかから「組合員の信用、財産、経歴等調査」²⁹して、信用できる22組合に対して総額308,000円を融資している。大正13年度は前年度に比し、住宅組合の設置数は16組合、融通額は総額250,000円に止まっている。しかし、申込数については大正12年度を上回り、「大正十三年度設立申請住宅組合数は百七十三組合に及び住宅建設資金申込額は実に二百九十九万七千九百円の多額」³⁰に上っている。大正14年度は前年にほぼ近い224,500円の低利資金の融資を受け、それを14組合に貸し付けている。このように横浜市において、大正12・13年頃から住

宅組合への申込数が大幅に増えた背景には、「斯くの如く多数の組合設立申請を見たるは客年 9 月 1 日の大震災に由り市民の住宅殆んど倒潰焼失した等の理由に抛る」³¹ことが関係していると思われる。

なお、横浜市では大正 12 年 9 月 1 日の震災で壊滅的な打撃を受け、その焼失面積は横浜市域の宅地面積 490 万坪に対して 280 万坪に及んでいる³²。横浜市ではこの事態を受けて被災住宅・組合員住宅に特別な処置を取り、震災で半焼・半潰・焼失・倒潰した組合員には住宅修繕資金と住宅再建資金を貸与して、その復興を助成している³³。また大正 15(1926)年度から昭和 5 年度までの 5 年間は防火地区外において、木造店舗向住宅組合を設立させ、木造店舗住宅に対して低利資金の融資を行っている³⁴。こうした横浜市の震災への対応が、サラリーマン向けの普通住宅の供給という住宅組合法が本来的に持つイメージを変質させる結果になったと考えられる。

大正 15・昭和元年度は 14 組合に対して低利資金 210,000 円が用意されている。また大正 14 年度から昭和元年度までの 2 ヶ年については、大正 14 年度と大正 15 年及び昭和元年度の 2 ヶ年分を併せた 434,500 円のなかから横浜市や横浜市に隣接する各町村の住宅組合に「合併町村分」³⁵として、総額 171,000 円の低利資金が捻出されている。その組合数は 12 組合で、組合員の総勢は 113 人である。それらの低利資金と融資先は、横浜市が 7,000 円、それ以外の市町村が「起債 八十六万四千円各町村ノ内訳ヲ申上ゲマスト鶴見町ガ七万七千五百円、保土ヶ谷町三万九千円、屏風浦町ガ一万五千円、旭村一万九千五百円、大網村一万五千円」³⁶である。ちなみに横浜市では昭和 2 年 4 月に「旧鶴見町、保土ヶ谷町等隣接町村」³⁷を合併して編入事業を行っており、将来的な市域拡大を睨んで、横浜市に隣接する各町村の住宅組合にも低利資金の融資を行っていたことが考えられる。

ところで横浜市の住宅組合法については大正 15 年度に「然し都合により本事業は大正十五年度限り打切った。現在の組合数百八組合（住宅建築を目的とする産業組合を含む）」³⁸と低利資金の中止を述べている。後述するように、木造店舗向住宅組合については昭和 5 年まで低利資金の融資を続けており、この内容が必ずしも正しいと判断することはできないが、サラリーマン向けの普通住宅組合については大正 15 年度以降から低利資金の融資が途絶えており、横浜市では震災後から貸与先の比重をサラリーマン向けから木造店舗向きの住宅組合に切り替えていたことが考えられる。

なお横浜市では昭和 2 年度から住宅組合に代わる施設として、中区花ノ木町、中村町、星川

町、桜ヶ丘、潮田町の 5ヶ所において供給住宅の貸付を開始している。借り入れた低利資金 50 万円の一部を利用して建設された貸家住宅は 93 棟³⁹である。この供給住宅については住民が指定期間の貸家料を完納すれば貸家を取得できる半賃貸方式⁴⁰を備えており、横浜市ではこの半貸家方式について「今回住宅組合ノ長所ト市営住宅ノ長所トヲ取りマシテ新タニーツノ住宅供給制度ヲ樹テ」⁴¹と記している。住宅組合法は組合の設立当初から面倒な手続と事務処理の煩雑さが障害となり、組合員の移動と年月が経るに従って、種々の不都合が生じていた⁴²。横浜市ではこの面倒な事務処理等を必要とする住宅組合法の不都合を避けるために、居住者が一定期間内で負債返済を完了すれば住宅組合法と同様に住宅を取得できる、半賃貸方式の住宅供給策切り替えたものと考えられる。

いずれにしても横浜市では震災以降から住宅組合法の本来的な意味が変質し、サラリーマン向けの住宅組合については大正 15 年度で打ち切られていたことが判る。

第4節 関東大震災による住宅組合の被害

このように横浜市が震災後において、住宅組合法で主な貸付の対象としたのは防火地区外の店舗向き住宅組合と被災者への助成であったと考えられる。特に被災者への助成については、被害に遭った組合員への融資を優先的に行っている。

はじめに被災に遭った組合員への融資について見ていくものとする。横浜市において第 1 回住宅低利資金 27 万円で震災以前に 17 組合が設立され、123 棟の住宅が建設されたことは先に述べた通りである。しかし、これらの住宅は震災で被害を受け、「不幸ニシテ是等住宅ノ大半ハ大正十二年九月一日ノ大震火災ニ羅リ全潰、焼失又ハ半潰小破シタノデアリマシタ」⁴³と言う大打撃を受けていた。震災による被害状況は「全焼家屋 12 戸、全潰家屋 35 戸、半潰家屋 32 戸、小破家屋 40 戸、合計 壱百拾九戸」⁴⁴と報告されている。震災以前に建設された組合員住宅が 123 戸で、そのうち 119 戸が被害を受けているので、被害率は 97%で無傷の住宅はたった 4 戸であったことが判る。

『大正 13 年度 大震災被災組合、再建築貸付関係書類』には、被災に遭った住宅組合の被害状況と救済に関する貸付記録が綴られている。その内容を示したものが表 5-2 である。ここに示す

表 5-2 横浜市内における住宅組合の被害状況

住宅組合名	大正10年度貸付		損害額 (円)	全焼・全潰					半潰・小破・被害無し		
	組合 員数	貸付額 (円)		全焼 (戸)	全潰 (戸)	損害額 (円)	要求額 (円)	決定額 (円)	半潰 (戸)	小破 (戸)	被害無し
銀行集会所員	7	17,500	6,700	—	—	—	—	—	4	3	—
興信	7	17,500	12,720	1	4	11,520	10,670	10,100	—	2	—
横浜文化	8	17,000	8,000	1	2	5,100	5,100	5,100	2	3	—
横浜	7	17,500	9,250	1	3	7,750	7,500	7,350	3	—	—
桜木	7	18,600	10,200	3	—	7,800	7,800	7,500	2	2	—
協立	7	15,700	6,150	—	2	3,500	3,500	3,500	2	2	1
大正	7	11,000	2,650	—	—	—	—	—	1	6	—
七福	7	17,500	5,600	—	2	4,000	4,000	4,000	1	2	2
辛酉	7	16,000	9,020	—	3	6,800	6,600	6,600	1	3	—
親友	7	12,000	7,400	1	2	4,300	3,850	3,850	3	1	—
瓦斯	7	13,000	8,200	1	5	7,900	7,900	7,900	—	1	—
公民合同	9	16,500	9,890	3	2	8,400	8,400	8,400	4	—	—
金港	7	16,500	4,700	—	1	2,000	2,000	2,000	1	5	—
横浜絹業	7	17,500	4,500	—	—	—	—	—	5	2	—
正久共同	8	14,000	9,200	—	5	7,200	7,000	7,000	3	—	—
横浜相互	7	17,500	5,200	—	3	3,200	2,100	2,800	1	2	—
根岸	7	14,700	6,800	1	1	3,300	2,500	2,500	—	5	1
計17組合	123	270,000	126,180	12	35	82,770	78,920	78,600	33	39	4

*『大正13年度大震災被災組合、再建築貸付関係書類』より作成

ように、被害を受けた住宅組合は「銀行集会所員」、「興信」、「横浜文化」、「桜木」、「協立」、「大正」、「七福」、「辛酉」、「親友」、「瓦斯」、「公民合同」、「金港」、「横浜絹業」、「正久共同」、「横浜相互」、「根岸」の17組合である。被害の状況は各組合によってまちまちで、銀行集会所員住宅組合・大正住宅組合・銀行絹業住宅組合の3組合が半潰・小破の被害で済んでいるのに対し、それ以外の14組合は「興信」が全焼1戸全潰4戸、「横浜文化」が全焼1戸全潰2戸、「横浜」が全焼1戸全潰4戸、「桜木」が全焼3戸、「協立」が全潰2戸、「七福」が全潰2戸、「辛酉」が全潰3戸、「親友」が全焼1戸全潰2戸、「瓦斯」が全焼1戸全潰5戸、「公民合同」が全焼3戸全潰2戸、「金港」が全潰1戸、「正久共同」が全潰5戸、「横浜相互」が全潰3戸、「根岸」が全焼1戸全潰1戸と大破損家屋を含んでいる。これらの被害金額は被害の状況に応じて1組合あたり最小2,650円から12,720円までと組合差が見られるものの、被害総額を換算すると総額126,180円となり、貸付総額270,000円との比較においてほぼ半分近い46.73%の被害を受けていることがわかる。

また「大正10年度住宅組合被害調査」⁴⁵には被害を受けた住宅組合の所在地が記されている。それらの組合事務所の位置は以下に示す通りである。

弁天通…1組合、 弘明寺…2組合、 根岸町…1組合、 西戸部町…1組合、
 桜木町…1組合、 南太田町…3組合、 青木町…4組合、 瀧頭町…1組合、
 久保町…1組合、 本牧町…2組合

このうち根岸町・青木町・弘明寺・本牧町は郊外の高台に位置し、桜木町・弁天町は幕末期の横浜新田の埋め立てで形成された中心市街地に位置している。それ以外の住宅組合も被害が大きかったことが判るので、軟弱な地盤に位置するか、大なり小なり総ての組合が震災による被害を被っていたことが考えられる。

こうした被害を受けた住宅組合からは組合長を通じて、以下に示すような請願書が寄せられている。

「組合員中今尚ホ家屋ノ灰俣ヲ帰シル俣ノモノアリ…家屋ノ二階ヲ御シテ一階ト為シ小修理ヲ加ヘ之ヲ仮住スルモノアリ…今ヤ組合員ハ住宅ノ為高歩ノ借金返済ニ苦シミ又ハ又ハ其利子支払ニ遂ハレツツアリ而シテ一方住宅資金ノ捻出納入ハ實際不可能ノ状況ニ在リ」⁴⁶

内務省では被害を受けた各市町村に「住宅組建設住宅損害調査表」⁴⁷を作成させ、復興資金を準備できない住宅組合には大正13年7月12日から低利資金を融資することを決定した。大正13年8月19日には震災で全焼・全潰した家屋の居住者に対して、最長25ヶ年で「住宅再建築費」を貸与することを決定し、大正14年9月18日から再建築資金の貸付を行っている⁴⁸。

横浜市では救済のための善後策について「組合長を召集し、各組合の意見を徴」⁴⁹して復興作業を検討し、それらの復興については「解決したき希望を以って組合員側の事情を参酌し目下内務省に交渉」⁵⁰を行っている。横浜市では大正13年度より「之ガ救済並ニ善後策ニ付キ…（中略）…右被害ニ対スル損害額ニ相当スル住宅再建設低利資金ノ再貸与ヲ決定」⁵¹し、被害に遭った住宅組合には政府に住宅再建築費を申請するための資料として、「震火災被害組合低利資金所要額組合別調」と「震火災被害組合低利資金所要額調」⁵²の提出を命じている。横浜市が政府に申請した再建築資金は78,920万円である。横浜市において全焼・全潰した組合員住宅の被害総額は82,770円であり⁵³、横浜市ではそれに対して9割5分近い78,920万円を再建築資金として申請し、ほぼ満額に近い78,600円を受け取っている。

横浜市では「再建築資金」とは別の枠組みとして、半潰・小破した組合員に大正13年度住宅組合低利資金の中から、「住宅修繕資金」を融資している。これらの修繕資金は「住宅被害ノ程度ニ依リ大正十四年六月ヨリ八月ニ至ル間」⁵⁴の3ヶ月間で貸付けられ、「住宅修繕資金」の総額は21,000円である。小破・半潰した組合員住宅の被害総額は43,130円であるので、横浜市では被害総額の半分近い金額を修繕資金として貸与していたことが考えられる。

『大正13年度大震災被災組合、再建築貸付関係書類』の中に綴られた「震火災被害組合低利

資金所要額組合別調」には、興信住宅組合において全焼・全潰の被害に遭った再建築費が記されている（表 5-3）。興信住宅組合では全焼家屋所有者が 1 名、全潰家屋所有者が 4 名おり、計 5 名が融資の対象となっている。再建築資金の総額は 10,100 円である。興信住宅組合における借入れ希望総額は 10,670 円であるので、借入金との比較において約 9 割 5 分の割合となり、興信住宅組合はほぼ満額に近い回答を横浜市から受け取っていたことが考えられる。

ところで焼失前と焼失後の借入金に対する比較では、各居住者共に焼失後の借入れ希望金額を焼失前よりも 1 割から 2 割程度に減じている。これは横浜市において「殊ニ住宅建築工事中震災火災ニ依リ全焼、全潰セルモノニシテ裏ニ供給ヲ受タル貸付金ノ使用残額ノ範圍ニ於テ設計変更等ヲ為シ得サル義ニ付特ニ御含相成度」⁵⁵ という方針を採ったためである。横浜市では工事の途中で火災に遭った組合員は借入金の残額内で設計変更するように命じており、横浜市の厳しい査定と工事審査の元で再建設資金の融資が行われたことが考えられる。

表 5-3 興信住宅組合の被害状況

滅失住宅 居住者	滅失住宅				再建住宅				
	状況	坪数	建築金額	借入金額 #1	坪数	建築費	借入希望額 #2	#2/#1	貸付金額
1	全潰	29.50	5,000	3,000	30.00	3,600	2,500	0.83	2,000
2	全潰	23.00	4,400	2,300	23.00	2,070	2,070	0.90	2,000
3	全潰	21.50	2,600	2,400	21.00	2,000	1,600	0.67	1,600
4	全潰	26.00	3,500	2,500	22.00	2,600	2,000	0.80	2,000
5	全焼	23.00	3,500	2,500	23.00	3,000	2,500	1.00	2,500
計5名		123.00	19,000	12,700	119.00	13,270	10,670		10,100

* 「震災被災者組合低利資金所要額組合別調」より作成
#2/#1 = 再建家屋の借入希望金額 / 焼失住宅の借入金額

第5節 住宅組合の低利資金を利用した復興住宅への助成

このように横浜市では被害に遭った住宅組合員に再建築資金を交付した。しかし、震災前に住宅組合の設立に未着手であった被災者にも優先的に低利資金融資に関する権利を与えている。たとえば横浜市は震災による被災者への救援策について次のように記している。

「又特に震災に因り居住家屋を全焼全潰したるものには資金借入れに付優先権を與へて居る、之専ら住宅組合をして社会的施設としての趣旨目的に副はしめんが爲である。」⁵⁶

このように横浜市では住宅組合を設立して、低利資金融資を利用しながら住宅の復旧を志す

被害者には優先的にその権利を認めており、住宅組合が横浜市の震災以降における住宅不足の緩和に大きく貢献していたことが考えられる。第4章で触れたとおり、神奈川県公文書館には神奈川県に存在した住宅組合の組合原簿を撮影したマイクロフィルムが所蔵されており、組合設立時などに行政機関に提出した書類⁷を見ることができる。このうち横浜市の住宅組合については214組合が確認でき、そこから住宅組合への融資先と組合事務所の所在を知ることができる。

住宅組合への融資先を調べると、サラリーマンを対象とした普通住宅組合への融資が91組合、商業者を対象とした店舗向住宅組合への融資が60組合であり、それ以外に神奈川県から低利資金と住宅建設資金を受けて設立された住宅組合への融資が27組合（そのうち14組合はその後の市町村合併で横浜市の所管になった）で見られる。また、昭和14年から17年まで株式会社東京芝浦電気から低利資金を受けている組合が23組合で見られており、これは昭和12年頃から軍需産業都市において深刻化する工員労働者への住宅不足を背景にしていることが考えられる。さらに戦後は8組合が日本勧業銀行や住宅金融公庫などから低利資金を借り入れている。このように組合原簿には低利資金を利用した様々な種類の住宅組合が見られるが、書類として最も多いのが震災後になって設立された、サラリーマンを対象とした普通住宅組合と商業者を対象とした木造店舗向住宅組合である。

横浜市内で店舗向きを含めた住宅組合事業が停滞するのは昭和5年からである。それ以前に申請された住宅組合の組合原簿に含まれる組合員の職業構成を分類すると表5-4となる。職業構成において融資先が最も多いのが商業者である。60組合の木造店舗向住宅組合には574人の組合

表 5-4 横浜市の住宅組合員の職業構成

		横浜市低利資金 (大正10年度～昭和5年度)
普通 住宅組合	公吏・官吏	180(17)
	教員	72(15)
	会社員	182(18)
	医師	16
	銀行員	27
	記者	11
	製造・工員	73(15)
	商人	53(2)
	合計	614(67)
店舗向 住宅組合	商人	574
	合計	574
総計		1189人

* 『組合原簿』の中の「組合員に関する調書」ほかを元に作成

員がおり、これらの全員は商業者として低利資金の融資を受けている。この他、普通住宅組合にも 53 人の商業者が含まれており、この両方を合計すると商業者は 628 人ということになり、横浜市の住宅組員の中では商業者が最も多かったことが判る。次に多かったのが普通住宅組合に含まれる 182 人の会社員である。次いで官吏・公吏の職業に就く者が 180 人、教員の職業に就く者が 72 人、工員及び製造業者が 73 人、銀行員が 27 人、医師が 16 人、記者が 11 人の順となる。これら全体から工員と製造業者並びに商業者を除くと、一般の会社などに勤めるサラリーマン層と言える住宅組員は 448 人である。このように横浜市ではサラリーマン層の住宅組員は全体の半数にも満たっておらず、サラリーマン層よりも商業者を中心として低利資金の融資が行われていた様子を見ることができる⁵⁸。

第 6 節 木造店舗向住宅組合への融資

このように横浜市では住宅組合の低利資金を利用して被災者の住宅復興に当たっていたことが考えられる。なお被災者への住宅復興は、防火地区内においては「防火地区内ノ建築及ビ普通ノ住宅ニ対シテハ不十分乍ラ建設資金ノ融通ノ道ガ開カレテイタ」⁵⁹とあるように、政府から建設資金の融通が図られていた。しかし、防火地区外の木造店舗においては「建設ノ資金ト致シマシテハ復興信用組合ガ貸付ケル居ル商工資金ノ外ハ直接資金トシテ貸付ケルノガナイ」⁶⁰と言うように、その融通は対象外であったと考えられる。そこで横浜市では「今春来此ノ木造店舗ノ資金ノ貸付方ヲ政府ニ上申」⁶¹し、政府から「大正十四年ヨリ同十八年ニ至ル五ヵ年ニ於テ政府ガ百九拾万円ノ融通ヲ受ケルコトニナッタ」⁶²という回答を得て、住宅組合法と産業組合法を適用しながら店舗向住宅組合を組織する方針に切り替えている。第 1 回目の店舗向住宅組合の募集は大正 14 年 11 月 20 日より同月 25 日までの 6 日間で行われ、「組合数三十六組合、人員三百六十一人、資金申込額ハ実ニ壹百貳拾参万五千四百円ノ多額」⁶³の好成績を収めている。

店舗向住宅組合に関する規定は普通住宅組合に準拠して⁶⁴、対象者を横浜市内に在住する中産階級以下の商業者に限定し、土地は原則としてその確保が済み、一戸当たりの貸付面積が 3,000 円以内、建築面積は 50 坪以内と定めている⁶⁵。

店舗向住宅組合の実施状況は表 5-5 に示すとおりである。

表 5-5 木造店舗向き住宅組合の実施状況

資金別	組合数	組合員数	建築戸数	貸付金額
第1回店舗資金	4	46	46	93,500
第2回店舗資金	3	28	28	75,000
第3回店舗資金	7	67	67	188,000
第4回店舗資金	9	82	82	190,000
第5回店舗資金	5	49	49	95,000
第6回店舗資金	5	46	46	100,000
第7回店舗資金	5	47	47	100,000
第8回店舗資金	10	97	97	190,000
第9回店舗資金	5	45	45	90,000
第10回店舗資金	9	85	85	180,000
計	62	592	592	1,301,500

※『横浜市社会事業概要』より作成

第1回店舗資金は4組合からなる46人の組合員に93,500円が融資されている。第2回店舗資金は融資額が75,000円で3住宅組合の組合員28人に対して分配されている。以下、店舗向住宅組合は総計10回の融資が行われ、「第一回四組合に対し九万三千五百円を貸与し、以後昭和五年三月に至る迄既に十回に亘り総計六十二組合」⁶⁶に対して、大正15年から昭和5年までに総額1,301,500円の融資が続けられている。

横浜市では産業組合法を利用した店舗向住宅組合にも融資が行われ、4組合に対して175,000円が貸与されている。この産業組合法と住宅組合法の利用を併せた店舗向き住宅組合の規模は「現在住宅組合総数百七十之が組合員千五百三十名に達し貸付総額は実に参百拾四万五千六百円の巨額」⁶⁷に達している。これを大正12年度の再建築資金21,000円と修繕資金78,600円及び大正14年度から昭和元年度までの合併町村分171,000円を差し引いた普通住宅組合への貸与総額1,227,500円と比較すると、店舗向住宅組合は普通向きの住宅組合よりも規模で約2.56倍も上回り、普通住宅組合よりもはるかに高い割合で低利資金が貸付けられていたことがわかる。

第7節 組合事務所の所在地と被災地との対応

最後に住宅組合と震災による被災地との関連を探るため、住宅組合における組合事務所の所在地について検討するものとする。

横浜市では震災で打撃を受け、横浜市域の宅地面積490万坪に対して焼失区域面積280万坪、戸数99,840戸に対して焼失家屋62,608戸(62.7%)、全・半壊家屋20,503戸(20.6%)の大被

害を被った。横浜市ではその震災による被災状況を把握して、震災復興計画を立案するために「横浜都市計画地域図」⁶⁸（大正14年9月1日）を作成している。その「横浜都市計画地域図」のなかに、組合原簿を元に組合事務所の住所を特定できる104組合について、その位置をプロットしたものが図5-2である。

図に示すように、組合事務所が集まっている地域は震災による被害が激しかった全壊率が80%を超える中心市街地（黒枠一網掛け）である。また「横浜都市計画地域図」には商業地区・工業地区・住宅地区が色分けされており、それらの地区と組合事務所の位置を調べると、組合事務所は商業地区と工業地区に多く存在していることが判る。また商業者と工員及び製造業者に関する組合事務所は各地区に固まって、まとまって存在していることがわかる。中でも組合事務所が多く見られたのが、震災による被害が激しかった中区とその周辺地区である。

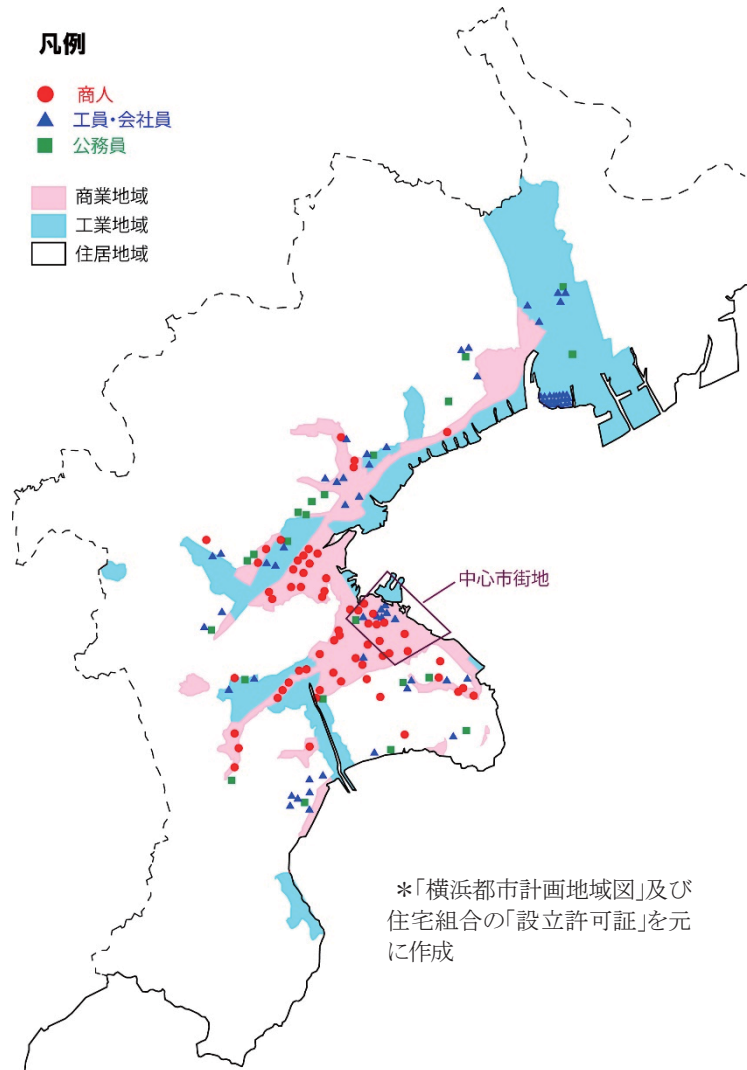


図5-2 住宅組合事務所の分布

る。中区と周辺地区には商業地区という性格を反映して、商業者を対象とする店舗向住宅組合の組合事務所が集まっていた様子を見ることができる。

組合原簿に含まれる「組合員に関する調書」には組合員の住所も記されている。この「組合員に関する調書」を元に、木造店舗向住宅組合における組合員の主な職業構成・所在地・組合員数・融資金を示したものが表5-6である。この表に示すように、「組合員に関する調書」には60組合の店舗向住宅組合が記載されている。これらの組合事務所と組合員住宅の位置関係を調

表 5-6 店舗向住宅組合の名称及び所在地・職業構成

組合名	職業	所在地	組合員数	融資金 (円)	組合名	職業	所在地	組合員数	融資金 (円)
昌栄木造	小売雑貨	○戸部町	10	2100～2300	栄橋	小売雑貨	○南太田町	10	1700～2600
高栄	小売雑貨	○西戸部町	12	1575～2400	瓦栄	小売雑貨	○平沼町	10	1700～2400
実業同志	小売雑貨	○日出町	15	2250～5199	浅岡	小売雑貨	○神奈川区浅間・岡野町	10	2200
平治共立	小売雑貨	○平沼町	9	2970～3600	商友	小売雑貨	×	10	2200
米商	米穀商	—	9	1900～3800	健久	小売雑貨	○中区霞町	9	1800～3300
戸部振興造	小売雑貨	○戸部町	11	2100～3300	扇田	小売雑貨	○南太田町・西戸部	9	1600～5500
岡野	小売雑貨	○岡野町	9	2000	聖仁	—	—	11	—
御所木造	小売雑貨	○西戸部町	10	2400～4400	宮元	小売雑貨	○中区蒔田町	9	2300～2800
表装同志	経師請負業	—	10	2500～4000	神福	小売雑貨	×	10	2200
平沼	小売雑貨	○平沼町	9	2300～2400	野川	小売雑貨	○岡野町	9	2300～3200
錦江	小売雑貨	○平沼町	9	2000～4000	大和	—	○中区福富町	9	2070～2340
国威	小売雑貨	○元町・山下町	9	2500～3000	真砂	小売雑貨	○真砂町	9	1890～2610
復興	小売雑貨	○南太田町	9	1651～2759	翁扇	小売雑貨	○翁町・扇町	10	1500～2900
港東	小売雑貨	—	9	2300～2800	明正	小売雑貨	×	9	2300～2500
尚栄	小売雑貨	○西戸部町	9	2300～2700	山下	小売雑貨	—	9	2300～2400
北方	小売雑貨	○千代崎町	9	2100	松福	小売雑貨	○松島町・石川町	9	1800～2600
共栄	小売雑貨	○吉岡町・芝浅町	10	2200～3300	雲井	小売雑貨	×	9	2200～3000
不動木造	小売雑貨	○北方町・元浜町	9	2500～2600	吉野	小売雑貨	○中区宮元町	9	2300～2800
元町	家具商	○元町	9	2000～3300	前里	小売雑貨	—	10	2200
吉田	米穀商	×	9	2000～3600	公德	小売雑貨	×	11	1800～2500
復興	小売雑貨	○千種町	10	2400	進栄	小売雑貨	○中区進栄町	10	1800～2430
蒔田	小売雑貨	○蒔田町	10	2000～4000	神明	小売雑貨	○神奈川区浅間町	9	1700～3000
昇進	小売雑貨	○平沼町	10	1900～2800	久保町	小売雑貨	○久保町	10	1700～2300
明栄	小売雑貨	○西戸部町	9	1800～3700	国光	小売雑貨	—	9	2300～3800
共進	小売雑貨	○蒔田町	9	1800～3500	浜栄	小売雑貨	×	9	2500～3000
寿	小売雑貨	○2～3丁目	9	1700～3300	洗友	洗濯業	×	10	2100
南枝	歯科医	—	9	2400～2500	丙寅木造	小売雑貨	○本牧町	9	2300～3100
花咲	小売雑貨	○花咲町	9	2400～2500	福寿	小売雑貨	○元町	10	2200～5000
南睦	小売雑貨	×	10	1800～2500	丁卯	小売雑貨	—	9	1700～3000
共和	小売雑貨	—	9	2400～2500	親交	小売雑貨	—	10	1800～2800

*「組合員に関する調査」より作成、○は組合事務所と住宅が隣接した関係にあるもの、×は組合事務所と住宅が隣接しないもの、—は組合事務所及び住宅の位置が不明なものを表す。

べると、40 組合で組合事務所と組合員住宅の位置が近接していることが判る。また、それらの住宅組合については、組合員住宅が同じ町内で隣り合うか、それぞれの組合員が軒を隔てて居住するケースが多く、同じ町内で近接する距離関係を保ちながらまとまりあるコミュニティを形成していたことが考えられる。

このように店舗向住宅組合については、組合事務所ばかりでなく、組合員住宅も震災の被災が激しかった商業地区に建設されるケースが目立っている。これから店舗付きの組合員住宅は被災地に震災復興を睨んで建設されたことが考えられる。横浜市では住宅組合事業を利用して震災復興を進めていたものと考えられる。

第8節 小結

以上のとおり、本章では東京市に次いで全国で 2 番目に多い組合数を記録した横浜市に絞つ

て関東大震災の事業への影響について検討した。

横浜市では震災による被害で多くの焼失家屋を出しており、こうした背景が住宅組合の設立を促したものと考えられる。震災前に建設された 17 組合 119 戸については、全焼・全潰及び半潰・小破に対して住宅再建築資金と住宅修繕資金を用意して復興を助成した。また震災後においては、住宅組合を組織して住宅復興に当たる被災者への低利資金の貸付を優先させ、大正 14 年度からは防火地区外において店舗向住宅組合を設立させて、低利資金融資の範囲を商業者までに拡大させている。

横浜市で設立された住宅組合の貸付額を見ると、商業者が会社等に勤めるサラリーマン層より約 2.56 倍も上回る結果となっている。さらに、これら商業者の組合事務所と組合員住宅の大半は被害が激しかった所に位置し、これらの住宅は明らかに震災復興を意図して建設されたものであったことが考えられる。

住宅組合法は中産階級以下のサラリーマン層を対象として事業が開始された。しかし、横浜市においては震災による被災者への住宅復興事業と住宅組合事業が時期的に重なって、最終的には被害が激しかった商業者に低利資金融資の矛先が重点的に向けられた。このように、横浜市の住宅組合事業は中産階級以下のサラリーマン層より商業者の救済を対象として事業が切り替えられたことを明らかにした。

注

¹ 神奈川県会史編纂委員会:神奈川県会史 第4巻, 昭和31年3月30日

² 「住宅資金貸付ニ関スル件依命通帳(大正10年11月8日, 発社会第132号 内務次官より地方長官へ)」

住宅組合事業資金ニ関シテハ政府ニ於テモ相当供給ノ方法ヲ講シツツアルモ住宅難ヲ訴ヘ之カ緩和ノ必要アル
地方ニ於テハ地方公共団体ノ保有スル罹災救助基金其ノ他ノ資金ニシテ差支ヘナキモノハ成ルヘク之ヲ融通ス
ル等相当ノ方法ヲ講シ左記各項ニ依リ可然御配意相成度候

追テ住宅組合法第十二条ノ規定ニ依ル勅令ハ当分公布セラレス候条適宜貸付方御取計相成度申添候

記

一、住宅資金貸付ニ関シテハ利息ニ制限アルモノノ外成ルヘク低利ニ融通スルコト

二、住宅資金ハ貸付金及出資金等ヲ以テ事業ヲ完成スヘキ見込確實ナルモノニ対シ貸付スルコト

三、住宅資金ハ各組合要求額ノ全部ヲ貸付シ得サル場合ハ成ルヘク少額所得者ヲ以テ組織シ比較的小住宅ヲ建設スル住宅組合ヨリ順次貸付スルコト

四、罹災救助金ノ融通ハ大正七年三月二十九日往第二九三八号通牒ノ趣旨ニ鑑ミ人口ノ集中劇甚ニシテ住宅難ヲ訴フル地方ノ住宅組合ニ限ルコト

(参照)

罹災救助基金法同施行手続等改正ニ関スル件通牒(大正7年3月29日往第2938号大蔵省理財局長、内務省地方局長ヨリ地方長官へ)

今般罹災救助基金法及同施行手続等改正相成候処右ハ同法施行期間ノ満了ニ際シ仍之ヲ存置セムトスルノ趣旨ニ出テ尚此ノ機会ニ於テ實際ノ必要ニ応スル為ニ三ノ改正ヲ加ヘタルモノナレハ基金ノ蓄積管理支出等ニ亘リ規定改正ノ当然ノ結果ニ属スルモノヲ除ク外総テ従前ノ主義ニ依リ苟モ過誤アルヘカラサルハ勿論左記各項ニ付テハ特ニ注意ヲ加ヘラレ改正条項ノ適用ヲシテ遺憾ナカラシムル様致度

記

一、法第八条第八号、第九号ノ費目ニ付テハ特ニ注意ヲ加ヘ支出テ慎重ニシ鑑ニ涉ラサル様精々注意スルコト

二、法第十四条ノ五ニ於テ金銭給与ノ途ヲ開キタルハ救助ノ便宜ヲ失セサラシムル趣旨ナルヲ以テ之ヲ支給ス特別ノ事由アル場合ニ限り救助ノ趣旨ニ鑑ミ遺憾ナキヲ期スルコト

三、法第十七条ニ於テ運用ノ範囲ヲ拡張シタルハ基金増殖及地方費供給ノ便宜ヲ増進セントスル趣旨ナルヲ以テ地方債ノ応募買入若ハ府県以外ノ公共団体ヘノ貸出ニ付テハ事業ノ性質緩急其ノ他ニ留意シ地方費供給上其ノ宜シキヲ制スヘキハ勿論基金ニ損害ヲ生セシメサル様注意スルト同時ニ据置期間ノ如キモ従来ノ例ニ鑑ミ成ルヘク之ヲ短縮シ苟モ基金ヲ固定セシメ或ハ救助ノ支出ニ差支ナカラシムル様充分注意ヲ加フルコト

四、法第十八条ニ於テ規定セル管理費ノ支出ハ施行手続ニ於テ規定セル費目ニ限り給与手当、旅費等苟モ人件ニ属スル性質ノ費用ニハ之ヲ支出セサルコト

五、法第二十条ノ報告ハ従前ノ通予算ハ其ノ決定後、決算ハ府県会ニ於テ認定ノ後一ヶ月以内ニ之ヲ為スコト

³ 罹災救助基金ノ運用ニ関スル件通牒(大正10年11月8日和社会第18号内務省社会局ヨリ地方長官へ)

標記ノ件ニ関シ別紙甲号和歌山県知事ノ照会ニ対シ別紙乙号ノ通回答致置候条御了知相成度為念

(甲号)

社第七六九号

大正十年六月三十日

和歌山県知事

内務省社会局長心得殿

罹災救助基金ノ運用範囲ヲ拡張シ之ヲ住宅組合ニモ事業資金トシテ貸与シ得ヘキ様取扱ヲ改正セラレタル義ニ付テハ這般御開催ノ地方長官会議ノ席上ニ於テ意見開申致置候（産業組合ニ付テモ亦同様ト存候）付テハ相当御考慮相成被居候コトト存候処今般発布相成候住宅組合法ニ依リ本県ニ於テ設立セムトスル組合ハ五十八所要低利資金二百三萬余円ニシテ之ヲ貴省ヨリ全国ヘ配当サルヘキ低利資金総額ヲ基礎トシテ考察スルトキハ到底本県内所要額ノ配給ヲ受ケ得サルハ明ニシテ而モ右ノ状況ハ独リ本県ノミニ止マラス全国何レモ同様ナルヘシト思惟セラレ候斯克テハ折角ノ法制モ之カ運用ニ就キ實際上重大ナル支障相生シ甚タ遺憾ノ次第ニ有之候条此際至急関係者ト御交渉ノ上如上ノ組合ニモ資金融通ノ途ヲ開カレ候様格別ノ御配意相煩度此段重ネテ及照会候也

追テ本件ハ組合設置指導勧誘上ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指称相成度申添候

(乙号)

和社会第一八号

大正十年十一月八日

内務省地方局長

内務省社会局長心得

大蔵省理財局長

和歌山県知事殿

罹災救助基金ノ運用ニ関スル件回答

標記ノ件六月三十日社発第七六九号ヲ以テ御申出ノ次第有之候処大正七年三月二十九日往第二九三八号通牒ノ趣旨ニ鑑ミ人口集中劇甚ニシテ住宅難ヲ訴フル地方ノ住宅組合ニ対シテハ罹災救助基金法第十七条第一項第一号ニ依リ府県其ノ他ノ公共団体ニ於テ貸付ヲ受ケ更ニ転貸シ支障無之候条御了知相成度

⁴ 神奈川県公文書館蔵

⁵ 横浜開港資料館所蔵

⁶ 横浜市役所社会課:横浜市社会事業概要 大正14年5月編, 大正14年12月20日

-
- ⁷ 横浜市役所社会課:横浜市住宅組合の現況, 大正 15 年 5 月 20 日
- ⁸ 加藤忠太郎:住宅組合の手ひき, 大正 15 年 5 月, 『横浜市住宅組合の現況』と『住宅組合の手ひき』は横浜市における住宅組合の状況と手続きについて「住宅組合法施行細則(神奈川県令第 67 号)」「住宅組合取扱手続(神奈川県訓令第 64 号)」を付けて説明している。
- ⁹ 大正 10 年横浜市会議事速記録, 市第 34 号, pp.35~37
- ¹⁰ 大正 10 年横浜市会議事速記録、市第 34 号 住宅組合事業資金トシテ低利資金起債ノ件, pp.35~37
- ¹¹ 「既ニ申請ヲシテ居ルモノハ二十二組合モコサイマシテ、政府ニ対シマシテ低利資金ノ借入ノ申込ヲ申請シテ居ルモノカ六十六万円コサイマスカ、其中縣カラ式拾七万円タケ供給シテヤルト云フ内意ニ接シタノデアリマス」大正 10 年横浜市会議事速記録, 市第 34 号 住宅組合事業資金トシテ低利資金起債ノ件, pp.39~40
- ¹² 横浜市役所社会課:大正十四年版横浜市社会事業概要, 大正 14 年 5 月, p.54
- ¹³ 大正 10 年横浜市会議事速記録, 市第 34 号 住宅組合事業資金トシテ低利資金起債ノ件, p.40
- ¹⁴ 大正 11 年横浜市会議事速記録, 市第 51 号 住宅組合低利資金貸付契約書ニ関スル件, pp.61~70
- ¹⁵ 「住宅建設資金貸付契約書」, 大正 11 年横浜市会議事速記録, 市第 51 号, pp.61~70
- ¹⁶ 「住宅組合ニ対シマシテ市カ低利資金ヲ借リマシテ是等ノ組合ニ貸スノテコサイマス、ソレニ必要ナル条項ハ此処ニ認メテコサイマス、市カ組合ニ貸スニ付キマシテハ損ヲ致シマセヌヤウニ、家屋ニ対シテハ之ヲ保険ニ入レル、而シテ保険証書ハ市長ニ渡シテ置イテ貰ウ、其他貸付方法ト致シマシテ初メノニカ年ヲ据置イテ、ソレカラ後毎年二期ニ分チマシテ払込シテ貰フ、若シモ怠ツタ時ハ之ニ対シテ遅延利息ヲ払ッテ貰ウ」大正 11 年横浜市会議事速記録、市第 51 号 住宅組合低利資金貸付契約書ニ関スル件, p.66
- ¹⁷ 大正 11 年横浜市会議事速記録, 市第 51 号 住宅組合低利資金貸付契約書ニ関スル件, p.69
- ¹⁸ 大正 11 年横浜市会議事速記録, 市第 51 号 住宅組合低利資金貸付契約書ニ関スル件, pp.68~69
- ¹⁹ 加藤忠太郎:住宅組合の手ひき, 大正 15 年 5 月
- ²⁰ 神奈川県社会課:神奈川県社会事業施設便覧, 大正 14 年 11 月, p.27
- ²¹ 大正 11 年横浜市会議事速記録, 市第 51 号 住宅組合低利資金貸付契約書ニ関スル件, p.68
- ²² 住宅組合の低利資金への申請は、各組合が低利資金借入認可申請書・組合の総会決議録・借入先用途償還方法・償還年次表・償還財源表・収支予算書・その他の各 3 通書類を、横浜市を通じて神奈川県知事宛てに提出することになっていた。しかし、貸付に関する住宅組合への調査は横浜市が行っているため、実質的には横浜市が貸付先を決めていたものと考えられる。
- ²³ 「住宅組合の設立に就ては住宅組合法及び本県知事の定むる所によらしむべきは当然であるが更に市長に於て

組合の指導監督上資金貸付に就き必要な事項を規定したのである。」横浜市役所社会課:昭和三年版横浜市社会事業概要, 昭和3年5月, p.35

- ²⁴ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, p.54
- ²⁵ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, pp.56~57
- ²⁶ 大正12年横浜市会議事速記録, 市第29号 住宅組合及産業組合トシテ低利資金借入ノ件, pp.77~78
- ²⁷ 大正12年横浜市会議事速記録, 市第29号 住宅組合及産業組合トシテ低利資金借入ノ件, pp.77~78
- ²⁸ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, p.54
- ²⁹ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, p.54
- ³⁰ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, p.55
- ³¹ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, p.55
- ³² 横浜市役所:横浜復興誌(昭和7年3月)を参照
- ³³ 横浜市役所社会課:横浜市住宅組合の現況, 大正15年5月20日, pp.2~3
- ³⁴ 横浜市役所社会課:横浜市住宅組合の現況, 大正15年5月20日, pp.6~9
- ³⁵ 横浜市役所社会課:昭和六年版横浜市社会事業概要, 昭和6年4月, p.38
- ³⁶ 昭和2年横浜市会議事速記録, 市第101号 住宅組合並産業組合貸付資金充当ノ為起債ノ件, p.36
- ³⁷ 横浜市役所社会課:昭和十四年版横浜市社会事業概要, 大正14年5月, p.57
- ³⁸ 横浜市役所社会課:昭和八年版横浜市社会事業概要, 昭和8年5月, p.2
- ³⁹ 横浜市役所社会課:昭和十四年版横浜市社会事業概要, 昭和14年5月, pp.41~42
- ⁴⁰ 西欧の建築組合にはさまざまなタイプがある。ドイツのベルリン建築組合では半賃貸方式が執られている。この半賃貸方式は組合員が家屋販売価格の一部と月賦を払い込めば、家屋は土地台帳に記載され、家屋を所有しても良いことになっており、供給住宅はこの半賃貸方式を参考にしたことが考えられる。
- ⁴¹ 昭和2年横浜市会議事速記録、市第34号 昭和二年度横浜市々債金歳入債出追加予算(追第十九号)、p.190
- ⁴² 「組合員中に於いては、死亡其の他の事由により、償還不能の者を生じ、或は財界不況の影響を受けて失業し、又は営業不振に陥ち入り生活圧迫を告ぐる者等を生じ、償還金の滞納も暫次増加の傾向を生じ」横浜市役所社会課:昭和十四年版横浜市社会事業概要, 昭和14年5月, p.58
- ⁴³ 横浜市役所社会課:横浜市住宅組合の現況, 大正15年5月20日, p.3
- ⁴⁴ 横浜市役所社会課:横浜市住宅組合の現況, 大正15年5月20日, pp.8~9
- ⁴⁵ 横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正14年5月, pp.55~57

-
- ⁴⁶「再請願書 大正十三年八月式拾八日」大正 13 年度 大震災被災組合 再建築貸付関係書類, 神奈川県公文書館蔵
- ⁴⁷「住宅組合並産業組合建設住宅損害調査ニ関スル件」大正 13 年度 大震災被災組合 再建築貸付関係書類, 神奈川県公文書館蔵
- ⁴⁸「市町村その他転貸金 昭和元年度末現在」(『神奈川県会史 第 4 巻』神奈川県会史編纂委員会, 昭和 31 年 3 月 30 日, p.829)
- ⁴⁹横浜市役所社会課:大正十四年版横浜市社会事業概要, 大正 14 年 5 月, p.54
- ⁵⁰横浜市役所社会課:大正十四年版横浜市社会事業概要, 大正 14 年 5 月, p.55
- ⁵¹加藤忠太郎:住宅組合の手ひき, 大正 15 年 5 月、p.3
- ⁵²大正 13 年度 大震災被災組合 再建築貸付関係書類, 神奈川県公文書館蔵
- ⁵³神奈川県社会課:神奈川県社会事業概要, 大正 14 年 1 月, pp.99~101
- ⁵⁴加藤忠太郎:住宅組合の手ひき, 大正 15 年 5 月, p.3
- ⁵⁵「羅災住宅組合ニ対スル低利資金融通ニ関スル件依命通牒 大正十四年三月三日」大正 13 年度 大震災被災組合 再建築貸付関係書類, 神奈川県公文書館蔵
- ⁵⁶横浜市役所社会課:大正十四年版 横浜市社会事業概要, 大正 14 年 5 月, p.53
- ⁵⁷書類は、第4章の図 4-1 の手続きに見られる設立許可申請関係のものが多く、(1)申請時の「設立理由書」、(2)組合について取り決めた「定款」、(3)組合の事業範囲や借入金額を記した「事業方法書」、(4)組合員の氏名・住所・敷地住宅坪数を記した「組合員別住宅表」や「住宅及び用地予定表」、(5)組合員の月収や家族構成など生活の状況を記した「組合員に関する調書」、(6)組合の設立年月日や組合事務所の存続場所を記した「設立登記嘱託書」、(7)借入資金の償還方法を記した「償還年次表」、(8)組合員の移動を取り扱った「組合員変更届」、(9)組合員住宅の間取り・構造・仕様などを記した「住宅建築見積書・仕様書」がある。いずれも当時の組合員の家族形態・生活状況及び住宅組合の実情を知る上で貴重な史料である。
- ⁵⁸『横浜市社会事業概要』を元にして、住宅戸数から組合員の人数を割り出すと、普通向きの住宅組合員は町村合併分を取り除いて 639 人、店舗向きの住宅組合員は 592 人となる。このうち普通向きの住宅組合員に最低でも 53 人の商業者が含まれていると想定して、普通住宅向き住宅組合と店舗向き住宅組合の各組合員から商業者についての差し引き分を調整すると、サラリーマン層による組合員が 580 人、商業者の組合員が 645 人となり、ここでも商業者がサラリーマン層よりも上回っている結果となる。
- ⁵⁹大正 14 年横浜市会議事速記録、市第 128 号 住宅組合及産業組合ニ対シ店舗及店舗向住宅建設資金貸付ニ

関シ別紙ノ通契約ヲ締結スルモノトス、p.1841

⁶⁰ 注 59 と同じ

⁶¹ 注 59 と同じ

⁶² 加藤忠太郎:住宅組合の手ひき, 大正 15 年 5 月, p.6

⁶³ 注 62 と同じ

⁶⁴ 「木造店舗向住宅組合を目的として新に設立する住宅組合又は産業組合に貸与し該組合に督して其の目的を達成せんとして居る。資金貸付を受くべき組合員の資格要件等は大体に於て前者(普通向き住宅組合:筆者補足)と同じであるが」横浜市役所社会課:昭和六年版横浜市社会事業概要, 昭和 6 年 5 月, p.37

⁶⁵ 「組合員は主として中産階級以下の商工業者にして、本市に於て現に営業をなし、又は確実に営業を開始せんとするものして、木造店舗向き住宅の建築に要する土地を所有し、或は借地権を有する者に限る。(ただし組合員一定の期間内に建築を要する土地の所有権、地上権、又は借地権を取得すべき確認証を有し、且つ市長に於て適当と認めたるものはこの限りでない。)貸付資金は一戸当たり 3,000 円を限度とし、建物坪数は 50 坪以下として居る。」横浜市役所社会課:昭和六年版横浜市社会事業概要, 昭和 6 年 4 月, p.37

⁶⁶ 横浜市役所社会課:昭和八年版横浜市社会事業概要, 昭和 8 年 10 月, p.50

⁶⁷ 注 65 と同じ

⁶⁸ 横浜市役所:横浜復興誌, 昭和 7 年 3 月

結 論

第1節 住宅組合法の成立理念と展開

各章で検討した分析をもとに時系列に総括すると、住宅組合法は5期の時代区分に分けられる。

まず、初めは大正8～11年の【法政策成立期】である。第一次世界大戦後の好景気は工業化と商業化を促進させ、大都市の人口集中による住宅不足やそれともなう家賃の高騰といった都市問題が引き起こる。そのため識者たちは研究機関誌などに住宅対策に関する論説を載せるようになり、その手本として西欧の住宅政策についての解説が行われるようになる。そのような中で、大正8年には西欧各国の建築組合についての投稿が増えるが、組合の組織経営のあり方を中心に述べるだけで、単なる紹介に留まっており、識者たちは住宅組合に建築や住まいなどのビジョンは持ち合わせていなかったことが考えられる。

このように住宅問題の議論が活発になるなかで、供給のための具体的な方策が模索され始める。住宅組合法は中産階級への住宅供給を目的とし、都市研究会特別委員会と内務省内部で検討され、これを受けて大正10年2月に社会事業調査会が「住宅組合法要綱」を答申し、内務省社会局が立案化に踏み切り、帝国議会で可決されている。住宅組合法は、中産階級に向けた住宅取得のための金融政策として、同時に議論されていた労働者の貸家供給を目的とする建築会社法と合わせて一つの住宅政策として成立する。しかし、大規模住宅地経営を考えていた建築会社法は成立されないため、公益的建築会社は大正13年に同潤会ができるまで待たなければならない。

住宅組合法は大正10年4月12日に法律第66号として公布され、同年7月6日には住宅組合法施行規則が施行される。同年7月10日の法施行後の具申数は膨大になり、それに対して初年度に貸し付けることができたのは1割程度となった。

次は、大正12～昭和4年の【関東大震災対応期】である。住宅組合法は組合を設立する上で、法の理解と役所の手続きが必要なため、施行後から手引き書が刊行されている。主なものとしては6冊確認できるが、法案の担当部局であった内務省社会局出身者による2冊のみに設計図例が付いている。その内の一冊は社会局刊行の『小住宅の研究』から抜粋して掲載しており、この本にある幅広い中産階級以下の低所得者を対象とした小住宅を見ると、同局は住宅の質の改善に興味を持ち、案はもっていたものの住宅組合法においては規模や構成などの具体的な基準を設けるまでにはいたらなかったと推察される。そのため、設計図面を抽出して紹介した手引き書が、社会局の意向を反映する役割を担っていたと考えられる。

また、組合数は年々順調に増加していき、住宅組合は六大都市を中心とする人口が多い都市において活発な活動を呈している。最も組合数の多かった東京市と神奈川県の内容を見ると、被災者の組合への貸付などで大正14年に組合設立数が増えていることがわかる。

東京市の組合分布をみると、麴町105組合・京橋30組合といったオフィス街と杉並63組合・大森41組合・世田谷38組合といった郊外住宅地に多いことがわかる。このことから東京では職場内で住宅組合を結成する傾向があったこと、関東大震災後において良好な住宅地を求める動きが影響したことがわかった。また、世田谷区に住宅を建設した組合に目を向けてみると、事務所は麴町・京橋というものが多い。東京では事務所を職場に置く傾向があったことを考えると、世田谷区において住宅組合によって建てられた住宅は、区で設立された組合数以上に多かったものと思われる。このように、東京における住宅組合は郊外化の流れと連動しており、中産階級の持ち家促進に一役担ったと考えられる。

政府低利資金による普通住宅組合は利率4.8%なのに対し、店舗向住宅組合は6.5%（後に6.0%となり、さらに5.6%と下げられる）と高めである。組合員は10人以下で構成されることが多く、組合を管理・統率する都合から小人数におさえられていたと考えられる。月収を見ると平均111.70円と、当時の勤労者の平均月収115円に近い金額であるが、横浜においては140.32円と他の地域より高めである。また、組合員の職業を見ると、官公吏のほか銀行員、医師や新聞記者などが多く、法の目的である中流層への貸付が明らかになった。

組合員住宅は多くが和風住宅であるが、洋風を取り入れたものは約25%みられる。また、平均坪数は平屋建てが19.85坪に対し、二階建ては25.30坪で、ほとんどが店舗向住宅である。住宅建設地は、自分で探すことや火災による同時損失の懸念から住宅地を形成するようなことはないが、同じ地域に点在する近隣居住は一部で確認でき、特に店舗向住宅組合に見られる。

関東大震災を受けて、横浜市では被災した組合に対し再度貸付を行っている。また、被災者による組合に対する貸付を優先したり、融資を防火地区外の店舗向住宅にまで拡げたりしており、被災による住宅不足の解消に住宅組合を利用していった様子が見られる。さらに、商業者では組合事務所と組合員住宅の大半は被害が激しかった被災地に位置し、これらの住宅は明らかに震災復興を意図して建設されたものであったことが考えられる。このように、当初の中産階級以下のサラリーマンにこだわることなく、住宅難が激しく所に資金が渡るように適用していった様子が見えてくる。

そして、昭和5～11年は【不況下の組合整理期】である。組合数はどの県においても、具申数に近づいた昭和5年頃からは伸び悩む。この頃、関東大震災と財政不況の影響によって償還金の滞納の問題が上がってくるが、各県においては組合の監督に苦心している。住宅組合において新聞記事に取り上げられる多くの問題は資金に関することである。神奈川県では普通住宅組合の低利資金が停止した昭和5年から不良組合に対する対策がとられ、地域ごとに連合会を組織して行政と対応する様子も見られる。

住宅組合法は設立当初からいくつかの問題点が指摘され、戦前期における帝国議会では幾度か法案改正の建議書が提出され、その都度修正が試みられている。しかし、住宅組合法は戦前期において改正されることはなかったと考えられる。住宅組合における一番の問題は、震災と不況による影響で、途中から組合員の償還が困難になったことである。これに対して、内務省社会局では利率の引下げなど様々な対応策を講じているが、煩雑な手続きと連帯保証制度、さらには償還年限の延長は最後まで解決されず、組合員に大きな負担を強いている。

次の昭和12～24年は【軍需産業利用期】である。昭和5年から伸び悩んでいた組合数は、昭和13年頃に軍需産業を背景とする重工業都市を含む県において増加を見せる。それは神奈川県において、昭和5年から16年に海軍共済組合の貸付が行われ、昭和14～17年には東京芝浦電気による民間の給与住宅利用が見られたことからわかる。それらの借入機関は、政府低利資金の4.8%よりいずれも利率が高く、組合の存立期間は普通15～18年が多いのに対し、10年と短い組合が多い。また、数は少ないが大連などの外地でも住宅組合法が展開されている様子が見られる。

最後の昭和25～46年は【住宅金融公庫法併用期】である。住宅組合法は戦後においても住宅金融公庫法との併用でわずかな利用が見られたが、その貸付は昭和28年以降から給与住宅以外の職域組合や、一般住宅建設資金の貸付資格を有する組合員を対象としていった。そのため昭和33年以降からは全く利用されなくなり、存在理由を失って、昭和46年6月1日に廃止された。

第2節 住宅組合法が果たした役割

以上のことから住宅組合法が果たした役割について評価する。

住宅組合法はこれまで、住宅不足に対しての建設戸数の少なさが強調されてきた。確かに低利資金の貸付金額に限界はあったものの、当初の具申数には達成しており、住宅の量的改善としてある程度の役割を果たしたと考えられる。新聞記事などを見ても、貸付金額の少なさに不満が出ている様子が見受けられるが、慣れていない政策で初めから大きく貸し付けるにはリスクがあり、徐々に貸し付けてノウハウを身につけていかざるを得なかったと思われる。

また、住宅組合は中産階級を対象としていたが、関東大震災によって店舗向住宅へ貸付が行われ、都市のサラリーマン層から商業者を中心とした貸付に変わっていった。しかし、軍需産業勃興を契機とした海軍や民間企業の利用や、北海道で見られた戦後復興など、社会事情に合わせて法を適用していくことで、実社会で住宅不足が生じている所に対応し、住宅難の緩和策として役だったと考えられる。

組合員は官公吏・教員・銀行員・新聞記者など中間層の中でも比較的安定して返済できる職業が中心であったが、軍人や商人などもいて、月収 75 円から 250 円までの幅広い組合員が見られた。これらのことから、住宅組合法の持ち家政策は、中流層の社会的信用と地位の向上を促し、層の幅を拡げる効果があったと考えられる。

また、当初の具申数の多さや新聞記事から住宅組合に対する期待が大きかったことがわかる。これは持ち家に対する要望が表れたものでもあり、東京においては郊外化の流れとも対応していたことから、借家から持ち家への移行を助ける役目を果たしたと考えられる。

日本の住宅組合はイギリスの建築組合の持ち家主とする個人取得による相互的金融機関の性格が強いイギリスを参考にした可能性が高く、単なる住宅取得のための金融政策と受け止めていた節が見受けられる。それは住宅組合の法案を検討する中で、対をなす政策として建築会社法も同時に議論されていたことからわかり、質的改善は建築会社法で担い、住宅組合法は量的改善に重きを置いていたと考えられる。それは、住宅組合の設計図例を公に提示していない様子からも、法案策定側において住宅組合法は住宅供給量としての側面に意識が向いていたことがわかる。しかし、内務省社会局員の手引き書には、住宅改善を意識した設計図例が抜粋されており、実際に提出された組合員住宅のなかには洋風を取り入れたものが 25%あったことなどから、住宅組合法は住宅の質的改善を果たした側面もあったと考えられる。住宅組合法は、住宅設計や建設位置についての制限がなく自由度が高いため、個人の要求を満たしやすいものであったが、自発的な活動の中でも住宅改良が展開されていた様子が明らかになった。

法案策定に関わった渡辺鐵藏は、地域住民のコミュニティが未成熟な国民性のため住宅組合法が健全に発達できるか懐疑的だったが、神奈川県では職域組合だけでなく同じ地域の住民による組合も設立されており、組合員同士が同一住区にまとまって居住する近隣居住も見られた。また、あるエリアに組合住宅が点在することで、そこに建てる住宅に影響を与え、それなりの質の住宅が保つ効果もあったものと推察される。これらのことから住宅組合に展開した近隣居住によって地域コミュニティが形成されていたことがわかった。

住宅組合法は戦後、住宅金融公庫との併用によって、職域組合による社宅的利用が行われ、それらの住宅は団地を形成した。住宅組合法はこの併用によって住宅金融公庫の一部として残ったが、昭和 28 年から給与住宅が対象外となったことで使われることがなくなり、役割を失っていった。また、昭和 50 年代からのコーポラティブ・ハウジングの動きでは、住宅組合を形のうえではコーポラティブだが、実際に建てられた住宅は単なる個人の持ち家にすぎないと考えられていた。しかし、これまでのように地域コミュニティの形成が見られたり、建物完成後は区分所有になるため、完成した後の継続性がないところなど、コーポラティブ・ハウジングに共通する点も見受けられた。

第3節 今後の課題と展望

まず、住宅史の視点として、組合員住宅の遺構については今後の課題である。法が施行され約 100 年が経った現在、住宅組合による住宅であることを知る所有者は少なくなっており、確認できているものは数少なく、住宅組合としての傾向が読み取れるほどの事例が集められていない。しかし、神奈川県において組合員住宅の図面は 1,004 棟（全組合員の 24%）が見られており、都市のサラリーマン層の住宅を考える上でも貴重な史料となる。それらは間取り図面がほとんどで、仕様書まで揃っているものは少ないが、実際に建てられた組合員住宅と比べて、その後の住宅の変遷を見ることも必要であると考ええる。

また、本研究によって住宅組合法は外地でも利用されていたことがわかったが、名前からは本法を利用したものか、会社独自の形態のものか実態がわからないものも見られた。今後、さらなる資料を収集することで、外地で同様に展開していたのか、考察を進めていきたいと考えている。

次に、これからの住宅政策において本研究を考える。現在はライフサイクルの変化から借家が見直されているが、持ち家所有によって得られる信用は変わっていない。住宅組合法は、相互扶助によって住宅を取得することができ、これによって中流層を拓げてきた。このことは、物価や雇用体系から狭まってきている昨今の中流層に対し、この層の社会的信用を補助する政策として可能性を有していると考えられる。

また、住宅組合法は資金の償還関係以外にまとまる必要がなく、小人数の組合員の緩やかな繋がりによって、自由度の高い住宅を建設できる仕組みは、多様化した中でコアな共通点を求める現代人に合っていると思われる。見直しの時期にきている住宅政策において、住宅組合は公と民の中間的役割として再び注目されていて、空き家問題など転換期にきている住宅政策において、地域コミュニティを生む住宅組合はエリアマネジメントの手段としても有効であることが考えられる。

参考文献一覧

- 1) 杉本茂：住宅組合法成立までの住宅協同組合，日本建築学会学術講演梗概集，昭和54年9月，pp. 1683～1684
- 2) 本間義人：内務省住宅政策の教訓—公共住宅論序説，御茶の水書房，昭和63年8月
- 3) 福岡峻治：東京の復興計画，日本評論社，平成3年7月
- 4) 小玉徹：欧州住宅政策と日本—ノン・プロフィットの実験—，ミネルヴァ書房，平成8年2月20日
- 5) 西山卯三：すまい考今学—現代日本住宅史，彰国社，昭和64年12月
- 6) 高野義樹：日本住宅金融史，財団法人住宅金融普及協会，平成9年2月27日
- 7) 宮本雅明・川上義明：野間文化村の建設経—野間文化村について(1)，日本建築学会大会学術講演梗概集，昭和57年10月，pp. 2365～2366
- 8) 川上義明・宮本雅明：野間文化村の構成と現存する組合住宅—野間文化村について(2)，日本建築学会大会学術講演梗概集，昭和57年10月，pp. 2367～2368
- 9) 安田孝：大正・昭和戦前期における住宅組合活動に関する一考察，日本建築学会近畿支部研究報告集，昭和62年，pp. 785～788
- 10) 和田康由：大阪における近代都市住宅成立に関する基礎的研究，学位論文，平成10年3月
- 11) 片木篤・藤谷陽悦・角野幸博：近代日本の郊外住宅地，鹿島出版会，平成12年3月30日
- 12) 鈴木貴仁：北海道における住宅組合の展開に関する研究，学位論文，平成18年2月
- 13) 池上重康・越野武・角幸博・石垣佳政「住宅組合の北海道における展開」日本建築学会大会学術講演梗概集，平成10年7月，pp. 379～380
- 14) 池上重康・越野武・角幸博・石本正明・石垣佳政：北海道における戦前期「住宅組合」の展開：
その1 住宅組合の設立と組織，日本建築学会北海道支部研究報告集 72，平成11年3月，pp. 553～556
- 15) 石垣佳政・越野武・角幸博・石本正明・池上重康：北海道における戦前期「住宅組合」の展開：
その2 住宅組合と住宅地形成，日本建築学会北海道支部研究報告集 72，平成11年3月，pp. 557～560
- 16) 池上重康・越野武・角幸博・石垣佳政：札幌市における戦前期「住宅組合」の事業展開，日本建

- 築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 11 年 7 月, pp. 375~376
- 17) 池上重康・越野武・角幸博・石垣佳政：函館市における戦前期「住宅組合」の事業展開と郊外住宅地形成, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 12 年 7 月, pp. 91~92
- 18) 鈴木貴仁・越野武・角幸博・石本正明・池上重康：小樽市における戦前期「住宅組合」の展開：その 1 事業展開と組合住宅, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第 74 号, 平成 13 年 6 月, pp. 341~344
- 19) 鈴木貴仁・越野武・角幸博・石本正明・池上重康：小樽市における戦前期「住宅組合」の展開：その 2 「北星住宅組合」と「小樽呉羽住宅組合」, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 13 年 7 月, pp. 251~252
- 20) 池上重康・角幸博：北大住宅組合(大正 15 年設立)について, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 13 年 7 月, pp. 253~254
- 21) 鈴木貴仁・角幸博・池上重康：札幌市における昭和初期(1933~1937)設立の住宅組合について—組合設立申請書添付図面にみる組合住宅, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 14 年 6 月, pp. 345~346
- 22) 鈴木貴仁・角幸博・石本正明・池上重康：中小市町村における住宅組合の展開：帯広と釧路を事例として, 日本建築学会北海道支部研究報告集 76, 平成 15 年 6 月, pp. 403~406
- 23) 鈴木貴仁・角幸博・石本正明・池上重康：函館住宅組合(大正 10 年度設立)と「文化村」, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 15 年 7 月, pp. 591~592
- 24) 鈴木貴仁・角幸博・池上重康・石本正明：大正 10 年施行「住宅組合法」による同職種の近隣居住について—小樽・帯広・釧路・留萌を中心に, 日本建築学会計画系論文集 第 587 号, 平成 17 年 1 月, pp. 183~189
- 25) 鈴木貴仁・角幸博・池上重康：北海道における戦後(昭和 22~39 年)設立の住宅組合について, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 17 年 7 月, pp. 287~288
- 26) 鈴木貴仁・角幸博・池上重康：函館における戦前期「住宅組合」の展開と郊外住宅地形成, 日本建築学会計画系論文集, 平成 18 年 3 月, pp. 183~189
- 27) 池村菜々・角幸博・小澤丈夫・石本正明・池上重康・鈴木貴仁：戦前期札幌市における小林商会の宅地分譲事業と住宅組合, 日本建築学会北海道支部研究報告集 第 79 号, 平成 18 年 7 月, pp. 387~390

- 28) 池村菜々・角幸博・小澤丈夫・石本正明・池上重康・鈴木貴仁：戦前期札幌における小林商会の宅地分譲事業と住宅組合の展開, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, 平成 18 年 7 月, pp. 401～402
- 29) 加瀬和俊：戦前日本の持家推進策:住宅組合制度の歴史的意義, 社会科学研究 58 号, 平成 19 年 3 月, pp. 35～57
- 30) 柏木雄介・丁志映・小林秀樹「住宅組合の経営に関する計画史的研究:関東地域を中心に」, 日本建築学会学術講演梗概集, 平成 21 年 7 月 20 日
- 31) 神谷宏治・石原知久：協同組合住宅に関する研究 その 1 大正 10 年の住宅組合, 日本大学生産工学部第 10 回学術講演会, 昭和 52 年 12 月 3 日, pp. 17～20
- 32) 神谷宏治・延藤安弘・池沢喬・中林由行：コーポラティブ・ハウジング, 鹿島出版会, 昭和 63 年 3 月
- 33) 鮫島和夫「日本におけるコーポ方式の歴史・制度」(『コーポラティブ方式による住宅建設の研究』日本建築学会近畿支部昭和 54 年 4 月)
- 34) 鮫島和夫・住田昌二・延藤安弘・岸本幸臣・近野正男・高田昇・安原秀・篠崎由紀子：コーポラティブ方式による住宅建設の研究：その 3・旧「住宅組合法」の事業成果の検討, 日本建築学会学術講演梗概集, 昭和 54 年 9 月, pp. 1665～1666
- 35) 鮫島和夫「住宅組合法による住宅供給の実際と教訓」都市住宅学 第 23 号, 平成 10 年 10 月, pp. 29～34
- 36) 島浩二：住宅組合の史的研究 イギリスにおける持家イデオロギーの源流, 法律文化社, 平成 10 年 1 月
- 37) 塩崎賢明：住宅政策の再生—豊かな居住をめざして, 日本経済新聞社, 平成 18 年 4 月
- 38) 竹井隆人：集合住宅と日本人—新たな「共同性」を求めて, 平凡社, 平成 19 年 10 月
- 39) 祐成保志：〈住宅〉の歴史社会学, 新曜社, 平成 20 年 10 月
- 40) 高木恒一：都市住宅政策と社会—空間構造—東京圏を事例として, 立教大学出版会, 平成 24 年 4 月
- 41) 内田青蔵：建築学会の活動からみた大正 11 年開催の平和記念東京博覧会文化村に関する一考察, 日本建築学会計画系論文集, 第 529 号, pp. 263～270, 平成 12 年 3 月
- 42) 山口廣：郊外住宅地の系譜, 鹿島出版会, 昭和 62 年 11 月 30 日

- 43) 第一相互住宅株式会社：住宅組合業の拾年 第一相互住宅株式会社沿革と拾周年祝辞集，昭和 15 年
- 44) 中支那振興会社：中支那振興会社及会社事業現況，昭和 15 年 12 月
- 45) 宇賀神利夫：富永金吉翁，富永翁伝記刊行会，昭和 11 年
- 46) 安井誠一郎：社会問題と社会事業，三省堂，昭和 8 年
- 47) 上野洋：日本の住宅政策，彰国社，昭和 33 年
- 48) 熊谷開作ほか：日本法史年表，日本評論社，昭和 56 年 3 月 30 日
- 49) 伊藤鄭爾ほか：新訂建築学大系 2 都市論・住宅問題，彰国社，昭和 52 年 3 月 20 日
- 50) 戦前の住宅政策の変遷に関する調査 (V) 一戦前住宅政策キーワード 50一，(財) 日本住宅総合センター，昭和 59 年 11 月
- 51) 戦前の住宅政策の変遷に関する調査 (VIII) 一まとめ：戦前住宅政策の成立と展開一，(財) 日本住宅総合センター，昭和 63 年 1 月
- 52) 大本圭野：証言日本の住宅政策，日本評論社，平成 3 年 6 月
- 53) 平田東助・杉山孝平：信用組合論，楽善堂，明治 24 年 11 月
- 54) 徳富蘇峰：労働者の声 (民友社：国民の友 第 95 号，明治 23 年 9 月 23 日，pp. 6～11)
- 55) 建築組合を發起すべし，労働組合期成会：労働世界 第 31 号，明治 32 年 3 月 1 日，p. 3
- 56) 内務省地方局有志編：田園都市，博文館，明治 40 年 12 月
- 57) 渡辺鐵蔵：都市計画及住宅政策，修文館，大正 12 年 10 月
- 58) 建設省大臣官房弘報課編：住宅組合法の解説，昭和 23 年
- 59) 村川謙雄：公庫住宅の話，昭和 30 年
- 60) 住宅金融公庫総務部編，住宅金融公庫十年史，昭和 35 年
- 61) 大阪府建築士会：建築のルール・大阪 100 年の歩み
- 62) 玉置豊次郎：大阪建設史話，昭和 55 年 10 月 21 日
- 63) 丸田研一：わが祖父 井上成美，徳間書店，昭和 62 年 12 月 31 日
- 64) 世田谷住宅史研究会：世田谷の住居一その歴史とアメニティー，世田谷区建築部，平成 3 年 3 月
- 65) 住宅問題研究会：住宅問題一日本の現状と分析，昭和 26 年
- 66) 大霞会内務省史編集委員会：内務省史 (全 6 巻)，大霞会，地方財務協会 (昭和 40～46 年)，原

- 書房（昭和 55 年）
- 67) 内務省年報・報告書（全 14 巻・別巻 3），三一書房，昭和 57～59 年
- 68) 社会局：住宅問題資料 第 4 輯 小住宅の研究，大正 14 年 10 月
- 69) 住宅改良會：住宅 1 巻 1 号（大正 5 年 8 月）～28 巻 326 号（昭和 18 年 12 月）
- 70) 財団法人同潤会：時局と住宅（内田青蔵・藤谷陽悦・吉野英岐：同潤会基礎資料Ⅱ 第 7 巻，平成 10 年 4 月 20 日，pp. 355～413），昭和 14 年 6 月 4 日
- 71) 社会局庶務課：社会局関係事務概要，昭和 3 年 1 月
- 72) 都市公論 第 2 巻第 7 号（大正 8 年 7 月）～第 24 巻第 12 号（昭和 16 年 6 月 12 月），復刻版は不二出版
- 73) 佐野利器：都市の住宅政策綱領（於八月二十六日評議員会），都市公論 第 2 巻第 9 号（大正 8 年 9 月），pp. 75～80
- 74) 中央慈善協會：社会と救済 第 1 巻第 1 号（大正 6 年 10 月）～第 4 巻第 12 号（大正 10 年 3 月）
- 75) 社会事業協會：社会事業 第 5 巻第 1 号（大正 10 年 4 月）～第 8 巻第 12 号（大正 14 年 3 月）
- 76) 大原社会問題研究所：日本社会事業年鑑，大正 9～14 年，文生書院による復刻版は昭和 50 年刊行
- 77) 中央社会事業協會社会事業研究所編：日本社会事業年鑑，昭和 8～18 年，文生書院による復刻版は昭和 50 年刊行
- 78) 社会局庶務課：昭和 3 年 1 月 社会局関係事務概要，社会局
- 79) 社会局社会部：第 10 回 社会事業統計要覧（昭和 7 年 3 月），第 11 回 社会事業統計要覧（昭和 8 年 3 月），東京市政図書館所蔵
- 80) 財団法人東京市政調査会：日本都市年鑑 昭和 8～18 年
- 81) 内閣印刷局：職員録（日本図書センター：内務省人事総覧（全 3 巻），平成 2 年）
- 82) 帝国秘密探偵社：大衆人事録 第 13 版 東京篇，帝国秘密探偵社，昭和 14 年
- 83) 朝日新聞社：新しい簡易小住宅 同潤会懸賞設計図案集，昭和 8 年 6 月 10 日（『近代都市生活調査 同潤会基礎資料 第Ⅱ期 第 8 巻』平成 10 年 4 月）
- 84) 井上一：住宅組合精髓，帝国地方行政学会，大正 10 年 9 月
- 85) 相馬昌三・菊池武夫：分り易き住宅組合法詳解，網島書店，大正 11.5.22
- 86) 里見馬城夫著：住宅組合法解釈，宝文館，大正 13 年 12 月 25 日

- 87) 河原松太郎：住宅組合の話，創造社，大正 14 年 6 月 8 日，pp. 28～29
- 88) 加藤忠太郎：住宅組合の手びき，大正 15 年 5 月 30 日
- 89) 岡田四郎：東京府住宅組合手続，村岸書店，昭和 4 年 8 月 31 日
- 90) 内閣印刷局：第 44 回帝国議会 衆議院議事速記録 39，第 62 回帝国議会 衆議院議事速記録 57，
第 63 議会帝国議会 衆議院議事速記録 58，第 64 議会帝国議会 衆議院議事速記録 61
- 91) 貴族院事務局：第 44 回帝国議会 貴族院議事速記録 39
- 92) 衆議院事務局：帝国議会 衆議院委員会議録 大正編 29，第 65 回帝国議会 衆議院委員会議録
大正編 38
- 93) 大蔵省印刷局：官報，日本マイクロ写真
- 94) 富山県：住宅組合関係法規，富山県，昭和 4 年 5 月 20 日
- 95) 昭和大阪市史編纂委員会：昭和大阪市史 社会篇，昭和 28 年 12 月
- 96) 新修大阪市史編纂委員会：新修大阪市史 第 7 卷，平成 6 年 2 月
- 97) 大阪市社会事業連盟：大阪社会事業年報，昭和 6 年
- 98) 大阪社会事業連盟：大阪府社会事業要覧 昭和 9 年 1 月
- 99) 兵庫県社会課：昭和 11 年版 兵庫県社会事業要覧
- 100) 神戸市社会課：昭和 3 年 神戸市社会事業概況
- 101) 神戸市社会課：昭和 2 年 神戸市社会事業概況
- 102) 神戸市役所：再版神戸市史 本編各説，大正 13 年 8 月 1 日
- 103) 神戸市役所：神戸市史 第二輯，昭和 12 年 3 月 31 日
- 104) 神戸市役所社会課：大正 13 年 6 月 神戸市社会事業概況
- 105) 神戸市社会事業要覧 昭和 11 年 12 月
- 106) 京都市庶務部社会課：京都市社会事業要覧 昭和 8 年版
- 107) 北海道庁：昭和 22 年 北海道概況，北海道庁，昭和 23 年
- 108) 東京市：東京市社会局年報，大正 15 年度～昭和 9 年度，東京市役所
- 109) 東京市社会局：東京市市政概要 昭和 4 年版，昭和 6 年版，昭和 7 年版，昭和 8 年版，昭和 11
年版，東京市役所
- 110) 東京市：東京市社会事業要覧，昭和 7 年・9 年・10 年・12 年，東京市役所
- 111) 東京市：東京市市営住宅要覧，東京市役所，昭和 5 年 1 月

- 112) 東京市：東京市施設社会事業要覧 昭和2年・昭和5年3月，東京市役所
- 113) 東京都世田谷区：世田谷区 近・現代史，東京都世田谷区，昭和51年9月
- 114) 東京市監査局都市計画課：東京市域拡張史，東京市，昭和12年5月6日
- 115) 東京府社会課東京市及近隣町村中等階級住宅調査，東京府，1923年
- 116) 神奈川県学務部：住宅組合関係法規，神奈川県，昭和11年9月5日
- 117) 神奈川県社会課：神奈川県社会事業施設便覧，大正14年11月
- 118) 神奈川県会史編纂委員会，神奈川県会史 第4巻，神奈川県，昭和31年3月30日
- 119) 神奈川県社会課：神奈川県社会事業概要，大正14年1月
- 120) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係マイクロフィルム 141 リール（組合台帳，住宅台帳，組合別原簿，『住宅組合滞納整理に関する関係書類』昭和10～13年，『真鶴住宅組合訴訟関係書類』昭和2～9年度）
- 121) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『大正12～15年 住宅資金貸付金台帳』
- 122) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『大正13年度 大震災被災組合、再建築貸付関係書類』
- 123) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和7年 各省許可指令関係書類』
- 124) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和11～19年 資金繰上償還関係書類綴』
- 125) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和11年 市町村条例』
- 126) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和14年 1～3月県参事会議議案・諮問案原稿』
- 127) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和14年 参事会議案原稿』
- 128) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和15年 参事会議案原稿』
- 129) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和17年6月16日提出 県参事会議案原稿』
- 130) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和22年4月 参事会議案原稿』
- 131) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和27年度 厚生年金還元融資関係綴』
- 132) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和29年度 還元融資起債資料』
- 133) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和41年度 住宅組合設立許可申請、事業報告』
- 134) 神奈川県立公文書館所蔵 住宅組合関係簿冊『昭和46～平成3年度 貸家組合、住宅組合関係綴』
- 135) 横浜市：横浜市市会議事速記録 大正10～昭和2年，横浜開港資料館所蔵

- 136) 横浜市役所：横浜復興誌，昭和7年3月
- 137) 横浜市社会課：住宅組合法提要，横浜市，昭和4年10月10日
- 138) 横浜市役所社会課：横浜市住宅組合の現況，大正15年5月20日
- 139) 横浜市役所社会課：横浜市社会事業概要 大正十四年版（大正14年5月），昭和三年版（昭和3年5月），昭和六年版（昭和6年4月），昭和八年版（昭和8年5月），昭和六年版（昭和6年5月），昭和八年版（昭和8年5月），昭和十四年版（昭和14年6月）
- 140) 横浜市社会課：昭和五年十一月 横浜市住宅組合及住宅建築ヲ目的トスル産業組合要覧（住宅資料第五輯），横浜市，昭和5年11月27日
- 141) 日本建築学会所蔵，大連民政署地方課編纂：住宅組合関係法規類聚，社団法人満州建築協会，昭和6年5月
- 142) 関東長官官房文書課：関東州と満鉄附属地，関東庁，大正14年8月30日
- 143) 南満州鉄道株式会社総裁室能率班：満鉄庶務事情（社員会叢書 第49輯），満鉄社員会，昭和16年
- 144) 中支那振興会社：昭和15年12月31日現在 中支那振興会社及関係会社事業現況
- 145) 朝鮮事情 大正10年7月下半，朝鮮銀行調査部
- 146) 朝鮮事情 大正11年8月上半，朝鮮銀行調査部
- 147) 朝日新聞データベース「聞蔵」
- 148) 読売新聞データベース「ヨミダス歴史館」
- 149) 神戸大学附属図書館 新聞記事文庫
- 150) 横浜貿易新報マイクロフィルム

関連論文

審査付論文

- 『住宅組合法』の成立から廃案に至るまでの実施経緯について－住宅組合法の基礎的研究(1)－, 日本建築学会計画系論文集 第532号, 平成12年6月, pp.239～246, 関連:第1章
- 全国における住宅組合の展開と六大都市・主要地方都市に見られる特色について－住宅組合法の基礎的研究(2)－, 日本建築学会計画系論文集 第555号, 平成14年5月, pp.317～324, 関連:第3章
- 横浜市に見られる関東大震災が住宅組合に与えた影響について－住宅組合法の基礎的研究(3)－, 日本建築学会計画系論文集 第576号, 平成16年2月, pp.163～170, 関連:第5章
- 東京における住宅組合の実状と郊外化との関係について, 日本建築学会技術報告集 第19号, 平成16年6月, pp.319～322, 関連:第4章
- 住宅組合法の手引き書に掲載された設計図面からみる住宅像について, 日本建築学会技術報告集, 平成30年11月8日採用決定, 関連:第2章

口頭発表論文

- 住宅組合法に関する基礎的研究－その1. 住宅組合法の実施経緯について－, 日本建築学会東北支部研究報告会, 平成11年6月, pp.21～24
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その2. 全国における実施状況について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成11年9月, pp.371～372
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その3. 東京市における戦前期の実施状況について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成11年9月, pp.373～374
- 住宅組合法における組合活動の実状について(住宅組合法の基礎的状況. その4)－大阪公文書館の資料を通して－, 日本大学生産工学部第32回学術講演会, 平成11年12月, pp.121～124
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その4. 大阪における住宅組合について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成12年9月, pp.83～84
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その5. 横須賀市における住宅組合について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成12年9月, pp.85～86
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その6. 京都における住宅組合について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成12年9月, pp.87～88
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その7. 横浜における住宅組合について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成12年9月, pp.89～90
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その8. 横須賀市における組合住宅について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成13年9月, pp.255～256
- 住宅組合法に関する基礎的研究－その9. 横須賀市における組合員住宅の遺構調査について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成13年9月, pp.257～258
- 横浜市における住宅組合の実情について－震災復興が住宅組合に与えた影響について－, 日本建築学会大会学術講演, 平成13年9月, pp.259～260

謝 辞

本論文をまとめるにあたり、多くの皆様に多大なる御支援、御指導を賜りました。

特に、神奈川大学の内田青蔵教授には、本研究を学生の時から御指導いただき、横須賀市の勤めを終えて母校に助手として戻ってからも、遅々と進まない私の研究に何度となく御教示をいただきました。本研究を何とかここまで進めることができたのは先生の御厚情がなければ為しえないことでした。ここに深く感謝申し上げます。

また、研究を進める中で、日本大学理工学部の大川三雄特任教授、田所辰之助教授、生産工学部の布野修司特任教授からも御指導、御助言をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。さらに、内田教授主催の博士論文研究会では、メンバーの皆様から御助言をいただくとともに、皆様の研究から刺激をいただきました。メンバーである文化学園大学短期大学部井上祐一教授、日本工業大学の安野彰教授、神奈川大学の須崎文代助教、近畿大学工業高等専門学校の田中和幸准教授、川上悠助氏、金容範氏、高松敬氏、木下和也氏、姜明采氏に深く感謝申し上げます。

そして、主査の北野幸樹教授をはじめ、副査の廣田直行教授、塩川博義教授からは、激励の御言葉をいただくとともに、なかなか仕上げられない私に、忍耐強く御指導いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

最後に、なにより学生の時から指導いただきながら平成24年7月23日に逝去されました故藤谷陽悦先生に深く感謝申し上げます。博士前期課程を終えた後も、各種の調査を共に携わる中で建築史の世界を見せていただきました。未熟な私が研究者としての基礎を身につけることができたのは先生の御指導によるものです。他界される前に御期待に応える事ができなかったことは悔やまれますが、日本近代住宅史の一端である本論文をまとめることで少しでも御恩返しができるのであればと思うばかりです。

平成31年1月

水野 僚子